ISSN 2188-7659

70th anniversary

研究論叢

ACADEMIC BULLETIN

学校法人　京都外国語大学

創立70周年記念号

2017　第90号

PAX MUNDI PER LINGUAS

京都外国語大学
Kyoto University of Foreign Studies

京都外国語短期大学
Kyoto Junior College of Foreign Languages

京都外国語大学
京都外国語短期大学

研究論叢

学校法人　京都外国語大学
創立70周年記念号

2017年　第90号

目　　次

論　文

D. マキァーネル著『観光倫理』に関する批判的分析
── ツーリストサイトと観光者の考察からドゥルーズ＝ガタリ哲学へ ──
…… 原　一　樹 …… 1

二つの文化のはざまで
── 日仏女性作家の作品におけるエートス構築の言説メカニズム
…… 石　丸　久美子 …… 21

交換的正義概念の系譜におけるアリストテレスと問いの源泉
…… 伊多波　宗　周 …… 33

O gesto no processo de ensino e aprendizagem de Português Língua Estrangeira
── A relação gesto-significado e expressão linguística: uma análise contrastiva entre o PE e o PB ──
…… Shiro IYANAGA …… 55
Karina SALDANHA

中高ドイツ語 *haben* 完了の意味表出について
── 改新後の発展とその特異性 ──
…… 金　子　哲　太 …… 77

戦後ナポリの「新しい歌」
…… 近　藤　直　樹 …… 99

大修辞觀下視覺語言的修辞認知探討
…… 劉　光　婷 …… 117

主体アメリカのポストモダン
── 西部の転地，ヒーローの転移
…… 元　山　千　歳 …… 127

ネイティブ／ノンネイティブ教員に求められる資質・能力
── 中国語学科と英米語学科の学生が求められる資質・能力 ──
…… 中　川　良　雄 …… 143
岡　本　俊　裕
倉　田　　誠

日本語コミュニケーション力を高める授業実践
── 日本人高校生と外国人日本語学習者の協働学習から ──
…… 坂　口　昌　子 …… 153
村　山　弘太郎

道徳教育用教材の書き込み欄に関する基礎的考察
── 学校・家庭・地域の「連携」に着目して ──
…… 塩　原　佳　典 …… 165

19 世紀のドイツ市民における決闘文化の内的風景
…… 菅　野　瑞治也 …… 183

資料・翻訳

ヘーゲル著『ドイツ国制論』草稿断片　訳と註
── ドイツ国制の本質と国家の概念 ──
…… 早　瀬　　明 …… 197

Kido Okamoto: Die Krabben
…… Bernhard NEUBERGER …… 215
Jun OTOMASA

Traduzione italiana dell'*Oradegama* di Hakuin Zenji
── Lettera al *daimyō* Nabeshima ── …… Anna RUGGERI TAKESHITA …… 227

研究ノート

1980 年代のメイル・ボディ
── 映画『トップガン』と『ナーズの復讐』に見る野生と文明の相克 ──
…… 國　友　万　裕 …… 233

東アジア地域における空港政策・空港経営に関する一考察
…… 萬　谷　和歌子 …… 243

ロマン諸語における語の有縁性と比喩表現について
── ロマン諸語（フランス語，イタリア語，ルーマニア語，スペイン語，ポルトガル語）と日本語の故事・諺・成句に見られる月名・曜日名による比喩表現を中心として ──
…… 小　倉　博　史 …… 265

D. マキァーネル著『観光倫理』に関する批判的分析
── ツーリストサイトと観光者の考察からドゥルーズ＝ガタリ哲学へ ──

原　　一　樹

〈Summary〉

The aim of this paper is to analyze D.MacCannell's book, *The Ethics of Sightseeing* by using sociology, city theory, and philosophy. Mainly, tourist site, tourist, and the possible connection between MacCannell's theory and the philosophy of Deleuze&Guattari are discussed.

As to tourist site, MacCannell criticize "tourist bubble", which is defined as place where people are reduced to mere customers or consumers. But we must consider positive aspect of tourist bubble as new social infrastructure. In contemporary tourism, collective memories and narratives of certain tourist destinations are important. We consume and enjoy certain selected local memories and narratives. In this situation, it can be said that our pleasure is prefigured by tourism industries or local governments. MacCannell says that we need to have the courage to see "the unconscious" of certain landscape hidden by tourist bubble. His claim is quite vague, so we need more concrete educational program of tourism ethics.

Concerning tourist, MacCannell's theory is analysed from universality, ethicality, and creativity. One of the interesting points of MacCannell's theory of ethical tourist is the inseparability of ethicality and creativity, but it should be said that his argument remains unclear because three interrelated factors (= ethics of seeing landscapes, change of tourist, creative activity of tourist) are not clearly defined.

Combining MacCannell's theory with the philosophy of Deleuze&Guattari can be of great benefit to tourism researchers. For example, we can use the concepts of "l'espace lisse" and "l'espace strié" to analyse tourist sites, and MacCannell's theory of ethical tourist would be refined with the concept of "le devenir".

1．はじめに

2011 年，代表的観光社会学者アーリの『観光の眼差し』第 3 版と，マキァーネルの『観光倫理』が出版された。前者はそれ以前の版に対しラーセンとの共著という新たな側面が，後者はマキァーネルが「観光者や観光研究者が，より強度を持ち創造的で倫理的な関与の仕方を観光に対し持つこと」（p. 11）を願って書いたと言うように，批判的観光研究の一環として，「観光倫理」を正面から展開する点が特徴である。本稿はこのマキァーネルの言う観光者や観光研究者の創造性と倫理性の提唱を真剣に受け止めどう継承するべきかという問題を，アーリの議論や広く諸学の言説と関連づけつつ検討する。Rickly-Boyd らによれば，マキァーネルとアーリの著作は

観光研究の主要対象であるツーリストサイト（tourist site）と観光者（tourist）の両方を包括的に議論する点で卓越している。これを踏まえ本稿では，観光の位置する社会状況，ツーリストサイト，観光者という 3 つの観点からマキァーネルの議論を分析し，ドゥルーズ＝ガタリ哲学（以下 D&G 哲学）との接続を試みる。

予め断っておけば，観光動機や観光メディア，建築物などに関しても多岐にわたる独創的議論を展開するマキァーネルの『観光倫理』という書物は，概念的・経験的次元で，内在的かつ批判的な継承を様々に試みるべき価値を持ち，本稿はその可能性の全てを論じ尽くそうとするものではない。D&G 哲学の研究にも携わってきた筆者が本稿で試みるのは，観光の位置する社会状況，ツーリストサイト，観光者の 3 つに視点を限定しつつ，マキァーネルの言説と D&G 哲学との接点を模索し，今後の課題を明瞭化することである。

一見すると，この観光社会学と哲学との接続は，議論の目的や対象を異にする言説を無根拠に併置する無鉄砲な試みにも見えるかもしれない。しかし私達は，マキァーネル（及びアーリ）が，フーコーやラカンなど狭義の「哲学」（及び精神分析学）を己の議論の核心に取り込みつつ議論構築している点を見逃すわけにはいかないだろう。即ち一般論として，観光社会学の諸問題を深く思考する際にも，哲学への参照が必要であると言える。また個別的に，D&G 哲学を参照する根拠としては，彼らの諸概念が，狭義の「哲学」という領域にのみ属するものとして提出されているわけではない点が挙げられよう。彼らは，自分達の創造する諸概念が道具として広く活用されることを期待していた。逆に言うと私達は，D&G の諸概念を，彼らが予想もしなかった場面で活用すること，また，その作業の中で諸概念の改鋳・更新作業を進めること，という義務を負っているとも言える。以上を踏まえて約言すれば，本稿が実験的に試みるのは，マキァーネルの議論の可能性を D&G 哲学によって引き伸ばすこと，翻って，マキァーネルの議論を通し D&G 哲学の諸概念を観光現象の文脈に直面させることで，その更新の方向性を準備的に探ることである。

本稿においてはまず第 2 節において，アーリとマキァーネルの議論を参照しつつ，観光が置かれた社会状況を確認する。次いで第 3 節において，マキァーネルやアーリによる，「娯楽産業・観光者を歓迎する都市行政部門・都市計画者の協働が生み出す，観光に適した都市内の場所」であるツーリストバブル批判の含意や不十分さを，現代の観光や都市のあり方を踏まえつつ分析する。更に第 4 節で，ツーリストバブルと並びツーリストサイトの現代的様態である記憶や物語を巡る観光の問題を，マキァーネルの要請する観光者の倫理性や創造性の実現可能性の問題と関係づけて分析する。第 5 節では議論の中心を観光者の問題に移し，普遍性・創造性・倫理性という観点から，マキァーネルによる観光者の倫理の問題を分析する。第 6 節ではツーリストサイトと観光者に関する分析を D&G 哲学により更に展開すべく，前者について平滑空間と条里空間という着想を，後者について生成変化という着想を導入する方向性を検討する。最後に第 7 節において，D&G 哲学とフーコー哲学を参照しつつ，マキァーネルの議論に関する哲学的総括を行う。

2．観光の位置する社会状況

諸論者により語られてきたように，観光現象は消費社会やポストモダンという大きな社会状況の中にある[1)]。本稿では，アーリの「眼差しの多様化」と「観光の終焉」，マキァーネルの「演出された真正性の遍在」を取り上げよう。アーリは，「19 世紀の限定された観光の眼差しから，観光の眼差しに関する言説・形式・具現化の現在の多様性への変化があった」（p. 30）とし，彼が提出した「ロマン主義的・集合的眼差し」に加え，様々な「眼差し」（スペクタクル的・環境的・人類学的等）が提出されてきたと言う（p. 20）。日本でも近年，フィルムツーリズムやアニメ聖地巡礼への注目が高まっているが，アーリも「メディアの眼差し」と「観光の眼差し」が重なる現代における，「メディア化された眼差し」の存在に注意を喚起している。凡そあらゆるものが眼差しの対象となる現代，今後も「眼差しの多様化」は進展するだろう。もう一つ，アーリの言う「観光の終焉」という視点は，S. ラッシュのモダン／ポストモダン論に依拠しており，我々の生きる時代の特徴は「脱分化」であるとされる。アーリは「観光，アート，教育，写真，スポーツ…の境界は消失しつつある」と述べ，多くの時間を人々が観光者として過ごす以上，「観光の眼差し」が一般化し，「観光そのもの」は衰退すると言う（pp. 97–98）。

他方，マキァーネルは『観光倫理』で「演出された真正性の遍在化」を主張する。彼曰く，我々は「全てが見られうるものとなりつつある時代」にあり，「ラディカルな可視性が社会生活の中心原理となりつつある」（p. 20）。彼はまた，この表舞台と舞台裏の境界の崩壊を社会全体の「パラノイア化」と表現し，「演出された真正性の体制では，我々の家も街も監獄に似て来て」おり（p. 31），「社会は完全なパノプティコンとして形成されつつある」と言う（p. 25）。以上のアーリとマキァーネルの社会状況認識をどう評価すべきか。これについては，アーリの「眼差しの多様化」や「観光の終焉」の主張が持つ説得力に比べると，マキァーネルの議論は慎重に評価する必要があると言わざるをえない。

1990 年に哲学者ドゥルーズは，フーコーがパノプティコンという形象で語った規律訓練社会から「コントロール社会」への移行を示唆していた。ドゥルーズを継承するラッツァラート曰く，物理的に閉じられた施設や空間の中で主体を規律化し権力に同調させる為のフーコーの規律訓練技術は，第二次世界大戦後のテイラー主義と福祉国家の時代に最高点に達した。それに対し今や我々は，離れた場所から「生」に作用しそれらを「整流」する為のコントロール技術が駆使される時代に生きていると言う。社会理論家バウマンも，フーコー権力論の限界を示唆し，パノプティコンが「差異，選択，多様性を攻撃する」のに対し，現在増殖しつつある，「信用に値する消費者を記録しそれ以外を排除する」データベースを「選別，分離，排除の道具」・「スーパーパノプティコン」と呼ぶ。例えばクレジットカード使用者が自発的に己の情報をデータベースに提供するように，スーパーパノプティコンの体制においては，主体は自発的に体制の維持と発展に貢献する。

これらの言説を踏まえると，マキァーネルの「完全なパノプティコン装置としての社会」とい

う時代認識が，若干旧式である点は認めざるを得ないだろう。権力論という観点からは，我々は今，観光現象の文脈でいかにコントロール技術が駆使され，観光者が「自発的に体制の維持と発展」に貢献しているかを問わねばならない。また，マキァーネルの問題提起に寄り添うならば，そのような状況で観光者や観光研究者が創造的で倫理的であるとはいかなることかを問わねばならない。

以上に加え注目すべきは，マキァーネルが精神分析学を援用しつつ観光倫理の方向性を模索する点である。彼曰く，我々は今や快楽が命令となった時代を生きており，「欲望という虚構を組織化する最も野心に満ちた集団的実験」（p. 56）である観光は，我々に様々な「構築された快楽」，「エンジニアリングされた幻想（fantasy）」（p. 53）を与えてくる。彼によれば，「観光者への究極的な倫理的テスト」は，「彼らが己の旅行への欲望の生産的ポテンシャルを実現できるか，それとも彼らの為に創られた装置の単なる比喩となるか」（p. 6）であって，観光者の為に設えられた幻想を「突き抜ける（pierce）こと」（p. 191）が倫理的に要請される。そして，「誰も倫理的領域からは逃れられるべきではない」（p. 6）とマキァーネルは言う。

以上，アーリとマキァーネルを参照し，観光が置かれた現代の社会状況を確認し，マキァーネルの「観光倫理」の大まかな方向性を示した。続いて次節以降，具体的なツーリストサイトに関するマキァーネルの言説を，必要に応じてアーリや諸学を参照しつつ，分析する。

3．ツーリストバブル（tourist bubble）批判

マキァーネルは，『観光倫理』第 6 章で，都市の象徴戦略として，「娯楽産業・観光者を歓迎する都市行政部門・都市計画者の協働が生み出す，観光に適した都市内の場所」である「ツーリストバブル」[2] を生み出す方向と，「他者や無意識としての都市」を目指す方向の 2 つを挙げ，前者を批判し後者を肯定する。曰く，ディズニーランドやショッピングモール等，「歴史の終焉」を迎えた「後期資本主義の西洋都市」にあるツーリストバブルは，「プチブルの為の監獄」である（p. 98）。精神分析の語彙を用いると，これらは「純粋な欠如」であり他者に自らを尊敬することを求める「エゴ」の構造を模倣し，「他者性の見かけ」を提供しつつも「無制限のナルシシズム」を許し，「予めパッケージ化されたアイデンティティ」を志向するものだと批判される（pp. 101–102）。他方でマキァーネルは，「他者や無意識としての都市」の探究者としてベンヤミンやボードレールなど，「近代性の無意識としての都市分析」を発明した者達を挙げる。彼らは「文化的無意識」や「過去の隠された断片の貯蔵所」を探索し，倫理と想像力を体現した者とされる。彼は観光者が「所有への欲望」から「創造への欲望」に向かうこと，「消費者としての仕事」から「主観的・象徴的世界の収集者としての仕事」に向かうことを願う（pp. 105–106）。

他方，アーリもまた，『観光の眼差し』第 6 章で，「テーマ化（theming）」と「モール」に触れ，公共空間の私有化・商品化・制御化の進展，オリジナル以上にリアルなものを作る技術の拡散，買い物客と観光客の眼差しの脱分化，モールが与えるものとしての「演出された環境・テーマ化

された経験・消費者向け商品」といった具体的現象を指摘する。また，この消費者共同体が，特定の行動や服装のみを許容する高度な監視により維持されている点，清潔さと新しさが顕著な空間である点などにも批判的に言及する（pp. 124–130）。この，マキァーネルとアーリのツーリストバブル批判をどう評価すべきだろうか。

橋爪紳也によれば，「ツーリズムと都市デザインに関する動向は二極化しつつ」ある。一方には「テーマパークや大型商業施設，カジノ，劇場，ミュージアム」等の都市型集客施設を充実させ，高級ホテルやコンベンション施設を設け，国際的観光都市としての基盤を充実させる動きがあり，他方には「観光客向けに地域の歴史や文化を再発見するプログラム」や「ものづくり体験のプログラム」，「まちあるき」等の，「都市型のニューツーリズムの振興により集客を図ろうとする」動きがあると言う（pp. 6–8）。このことが意味するのは，ツーリストバブルと「他者や無意識としての都市」を対立的に捉えることそのことは，現実の動きに対応していると見なして良いということである。但しそれは，我々がマキァーネルとアーリによるツーリストバブル批判を鵜呑みにし，反復していれば良いことを意味するものではない。

勿論，マキァーネルやアーリの指摘通り，ツーリストバブルの至上目的は「消費の促進」であり，その空間がスーパーパノプティコンとして機能し，観光者が「自発的に体制の維持と発展」に貢献している事実は動かない。「プチブルの為の監獄」としてツーリストバブルを批判することは可能である。但し他方で我々は，現代のショッピングモール（SM）やショッピングセンター（SC）が，もはや単なる消費空間を超えた役割を担いつつある点を理解せねばならない。南後由和は，SM や SC が「商品を売る時代」から「ライフスタイルを売る時代」を経て，今や「安心・安全・地域のきずなを売る時代」に至ったと述べ，SM・SC が「地域社会のインフラ」となり，「新しい公共空間」として機能しつつある点を指摘する（pp. 126–127）。また，「軽薄な消費者（＝資本主義）」と「まじめな市民（＝共同体主義）」という構図に限界を感じると言う東浩紀は，「市場の軽薄さを前提に，それをどう公共性に結び付けていくのかを考えるべきではないのか」と問題提起し，SM の可能性として「新しいコミュニティ・開放性・普遍性」を挙げる。現代の SM・SC では，イベントの開催等を通しての地域文化の創出や振興の活動も指摘されている。「他者との協働による文化創造」という形で，観光者の創造性が発揮されうるのではないかという視点を持ち，SM・SC の可能性を考察する必要があろう。

詰まる所，ツーリストバブルという空間は両義性を持つ。これはつまり，論者によってツーリストバブルへの評価が変動することを含意する。この点を理解し，観光研究者の創造性と倫理性を考えるとすれば，我々は須藤廣が「批判科学としての観光の社会学が成立する為の条件」として掲げた，「現代の観光現象を相対化しつつ，自らの立場も相対化する二重の相対化を生き抜くこと」を想起する必要があろう（p. 161）。この提言を真摯に受け止めるならば，各研究者はツーリストバブルを生み出す現代資本主義なるものへの己の立場を反省せねばならない。本稿で筆者が言えるのは，マキァーネルとアーリの言説を反復するだけでは先に進めないと言う点である。

マキァーネルとアーリは，現代の資本主義への批判的姿勢を共有するが，批判の角度は異なっている。マキァーネルはツーリストバブルの経験を，消費に没頭しナルシシズムを満たすのみの経験で，他者性との出会いが無いと批判する。他方アーリは，ドバイにオープンした巨大 SC など，世界各地に誕生しつつある「悪の楽園（evil paradises）」を，資源浪費という環境的観点と過剰消費の観点から批判する。両者の批判は必要なものではあろう。しかし十分とは言えない。即ち，それらは現象批判に留まり，資本主義の作動論理の次元での批判にはなりえていない。これに対し D. ハーヴェイの批判はより根本的である。

ハーヴェイ曰く，現代の都市の問題は「都市への権利」，即ち「我々の内心の願望により近い形で都市を作り直し，再創造する権利」の問題である（p. 26）。然るに現在，都市を作り直す自由は「私的ないし準私的な利益集団の手に落ちて」おり（p. 57），結果，観光客誘致や資産価値の上昇を目指す都市の再開発に「排除と略奪の過程」が付随してしまっている（p. 48）。都市開発業者や観光業者がそこから独占レント[3)] を抽出しようとする「或る都市の雰囲気や魅力」は，市民の集団的産物，即ち「コモン（共同的なもの）」であるにも拘らず（p. 133），開発により市場取引の対象となる結果，その質が変容・劣化してしまうこともあるとハーヴェイは言う。この状況では，或る都市の雰囲気や魅力等の「文化コモンズ」を領有し商品化する権利を誰が持つのかが根本問題で，また，文化コモンズという集団的象徴資本を巡る闘争で，誰の記憶・美学・利益が優先されるのかが問題となる（p. 180）。但し他方でハーヴェイは，「資本家が真正性，地域性，歴史，文化，集団的記憶，伝統等の価値を商売に利用し独占レントを追求する」ことは，常に「政治的思考と行動の為の空間」を拓きもすると言い，そこに対抗運動の可能性を見る（p. 190）。

以上のハーヴェイの議論では，都市観光開発を巡る事例への言及が顕著であり，観光研究者はこの問題提起を無視できないだろう。少なくとも，「資本主義の運動の最先端を担うものとしての観光産業・観光開発」という観点は共有可能であるはずである。その上で，「研究者のポジション」が問題となる。ハーヴェイ曰く，研究者は「あなたは誰の側に立つのか，誰の共同の利益を擁護しようとするのか，いかなる手段を以て？」という問いの前に立たされると言う。「批判科学としての観光学」を目指す者は，この問いに向き合い，観光現象の存するツーリストバブルや資本主義社会の分析において，各自の責任で「二重の相対化」を生き抜かねばならない。

4．記憶や物語を巡る観光

前節の考察で，マキァーネルによるツーリストバブル批判が一面的である点，彼及びアーリによる資本主義批判が表層的で不十分である点が明らかになった。本節では，記憶や物語を巡る観光の問題を，マキァーネルの要請する観光者の創造性と倫理性という観点と関連させつつ検討しよう。

アーリを参照すると，現在の観光における記憶や物語の重要性が看取される。彼は，「過去の

殆ど全ての場所や全てのものが保存されうるもの」となった事実（ダークツーリズムや共産主義への眼差し），遺産や博物館産業の私有化，遺産保護と文化ナショナリズムとの関係，多様な訪問客に対する博物館の最近の取り組み等を議論している（pp. 135-154）。また，日本において活発化しているコンテンツツーリズムの現象や研究も，現代観光における物語の重要性を示す徴候であると言えるだろう。このように記憶や物語を巡る観光が重要度を増す中で改めて理解しておくべきは，マキァーネルの言う「他者や無意識としての都市」も巻き込み，ツーリストバブルは様々なところで形成されつつある，という現状である。

マキァーネルからの先の引用にあるように，「欲望という虚構を組織化する最も野心的な集団的実験」である観光は，我々に様々な「構築された快楽」や「エンジニアリングされた幻想」を与えてくる。これが顕著に見て取れるのがSM・SCなどのツーリストバブルである。しかし他方で，円堂寺司昭が「オンステージ化する日本」という標語でまとめるように，ゆるキャラ，B級グルメ，コンテンツツーリズム，アートイベントや音楽イベントなど，「ありあわせの食材で作るアイデア節約料理」のような，「街の再舞台化」が進展しつつある点にも注目する必要がある。ポストモダン文化の特徴として，シニフィアンのシニフィエからの自律性，シニフィアンの組み合わせの恣意性等などがあるが，例えば「ゆるキャラ」は土地に根付いた記号性（史跡や食べ物等）を組み合わせ新たな「幻想」を構築し実在の土地に改めて結びつける作業であると理解できるし，コンテンツツーリズムは，虚構作品という「幻想」と「実在の土地」との序列関係や境界線の曖昧化を含む記号的操作の賜物であると言えるだろう。即ち，「幻想」により為される「世界の再魔術化」（リッツァ）は，SC・SMなどの人工的消費空間のみならず，固有の記憶と物語を持つ実在の空間でも実践されつつある。付け加えればアーリは，田園地方の住民が「パッケージ化されテーマ化された環境」を作り出し，サイクリングやアドベンチャーツーリズムの形で「サービス階級」にそれらを提供していると指摘している（p. 112）。都市環境のみならず自然環境においても，ツーリストバブルが生み出されつつある。

このようにツーリストバブルが全面化しつつある中で，我々はマキァーネルの言う「幻想」を「突き抜けること」という倫理をどう考えれば良いか。

この問いに対するマキァーネルの解答は，彼が「風景（landscape）を見ることの倫理」として語るものとなるだろう。それに従えば，我々は風景を見る際に，「風景を作った無名の人々を認める」，「風景には維持管理が必要なことを知る」，「風景の構成要素が変化しやすく一時的であることを知る」，「風景と対話する」，「全風景が記憶を含むことを自覚する」といった事柄を意識する必要がある（p. 136）。これらは田園風景の議論で提出されるが，都市空間にも適用されうるだろう。マキァーネル曰く，「象徴的なもの（the symbolic）」から成る風景は，世代ごとに新しい層を積み重ねていく。即ち，一つの「象徴的なもの」はそれが持つ価値とともに次の世代の「象徴的なもの」の下へと埋め込まれ，「社会的構築物としての無意識」が形成されていく。「風景とは集合的無意識である」（p. 136）と言うマキァーネルにとって，今見えている風景に安んずることなく，所与の風景を疑い，その「無意識」に達しようと努めることが「風景を見ること

の倫理」であると言えるだろう。

マキァーネルのこの主張は方向性としては明瞭である。しかし，様々な記憶や物語，記号の組み合わせにより土地の「再舞台化」を進める諸主体の欲望の錯綜や，記憶や物語に関する記述の細密化や相克の存在などを思うと，マキァーネルの「風景を見ることの倫理」は，実際にはかなり困難を孕む実践になるのも現実であるだろう。

例えばアーリ曰く，田園風景への脅迫観念は，サービス階級の持つ「自然なもの」への嗜好性を示す現象で，サービス階級は孤立と個人的観察という学ばれたパフォーマンス（ロマン主義的眼差し）によって，「見るべきもの」として選択されたものを見る。この時，自然風景は既に脱物質化した文化的イメージとなり，人間が自然をいかに所有・制御し，そこから快楽を得るかに関する事柄となる（pp. 109–112）。先進国のサービス階級に属する人間にとって，緩やかに階級システムに根拠づけられたこの「幻想」を「突き抜ける」ことは困難を伴うはずである。

或いはマキァーネル自身は，戦争や差別等の「痛ましい記憶や物語」に関する場所の構築において，「記念碑は対立する全ての集団の役割を抑圧してはならない」（p. 172）と言うが，その実現は政治的に甚だ困難であろう。また，その場所を訪問する人々が，設えられた「記憶や物語」の表象を「突き抜けて」別の「無意識」を見ることも容易ではあるまい。

また，アナリストの D. アトキンソンは日本の観光立国に向けた提言書の中で，観光地にある日本の文化財の説明文の貧相さを嘆き，その改善を主張している。政策的に至極全うな意見だと筆者は考えるが，マキァーネルの「風景を見ることの倫理」に照らせば，設えられた「記憶や物語」を無批判に受容するだけでは不十分だということにもなる。所与の風景への「懐疑の姿勢」を持ち，余白に追いやられたものやマイナーなもの，無意識へと抑圧されたものを意識化することは，現実には難しい。

この点についてマキァーネルは，「アトラクションの前で無言のままの観光者，象徴的なものが思い通りに意識を形成することを許す観光者は，アトラクションを前にして，己の欲望の生産的ポテンシャルを諦めた者だ」（p. 90）と批判しつつ，同時に共感を示しもする。なぜならば，「アトラクションを前にして別様に振る舞うこと，それに疑問を投げかけること，それを象徴的なものだと見なすこと，これらは普通ではない勇気を必要とする」（p. 90）からである。

しかし我々としては，巧みに構築された「幻想」を「突き抜ける」為には「勇気」のみでは不十分だと指摘するべきだろう。マキァーネルの肯定する倫理的観光者が体現する「懐疑の姿勢」は，観光倫理教育によって涵養されうるはずのものではないか。詳論は別稿を期すが，必然的成り行きとして，「観光倫理」は「観光教育」論へと接続されねばならない。

では，観光研究者は記憶や物語を巡る観光にどう向き合えば良いだろうか。街歩き，土地の歴史文化の発掘と演出，コンテンツツーリズム等の文脈において，特に成功事例に関する経験的・実証的調査が日本でも蓄積されてきた。この調査実践は今後ますます活発になるだろうが，その際に我々が銘記しておくべきは，記憶や物語という主題が，深く人間及び人間集団のアイデンティティを巡る政治的対立や交渉と不可分であるという事実であろう。観光研究者はますます強

く，観光現象の孕むこの政治性に関して自覚的である必要がある。特定の記憶や物語を調査すること，広く人に知らしめること，それらを軸にした街づくりや観光振興に参画すること，それら全ての振る舞いが政治的に無記であることはありえない。ここでもまた，前節での資本主義批判に関する議論と同様に，「研究者のポジション」が問題となる。残念ながらマキァーネルやアーリはこの問題について，さほど明瞭な示唆を与えてはくれない[4)]。我々自身が取り組むべき課題であろう。

5．マキァーネルの議論の特徴の整理と吟味

以上ここまで，観光が置かれている社会状況全般とツーリストサイトの現代的様態という文脈において，マキァーネルの「観光倫理」の議論の内実と課題を考察してきた。次に本節では，彼の議論の特徴を普遍性・創造性・倫理性という観点から，筆者なりに整理し評価したい。冒頭でRickly-Boyd らを引用して述べたように，マキァーネル（及びアーリ）の言説はツーリストサイトと観光者の両方を射程に入れている点で，卓越している。本節以降，議論の焦点は観光者へと移ることとなる。

(1) マキァーネルの普遍性志向

筆者の見るところ，マキァーネルの議論の一つ目の特徴として，普遍性への志向の強さが挙げられる。但し注意が必要なのは，普遍性という概念が二つの様相を含む点である。結論を先に言えば，マキァーネルが，形式としての普遍性を語る際にはその妥当性に同意できるが，内容としての普遍性を語ろうとする際は，慎重な吟味が必要だと筆者は考える。

形式としての普遍性に関しては，二つの場面が挙げられる。一つはマキァーネルが観光倫理を，社会的属性に依らず全ての人間に適用される言説として提出すると謳う場面である。彼は，年代・ジェンダー・民族・性的嗜好・国籍等の社会的属性により，同じ一つの観光体験がまるで別の体験として経験される事実を認めつつも，全ての観光者にとって「共通の主観的な核」(p. 5) があると言う。ここでの普遍性とは，全ての観光者がツーリストバブルや「幻想」に絡め取られる傾向性，そしてそこから抜け出る可能性を持つという，経験形式を指示するものに過ぎない。この意味での普遍性の存在は認めうるだろう。

もう一つはマキァーネルが，「絶対的他者性」を議論する場面である。ダークツーリズムを扱う章で彼は，広島原爆記念公園を訪れ，日本語の詩が記された歌碑を見た経験を語る。この詩について，「深く詩的かつ哲学的であり日本語で意味を伝えるのも難しい」という理由で，通訳が翻訳するのを躊躇したという出来事から，マキァーネルは世界の中に「知りえない事物が存在する」ことを再認識したと言う。また彼は，「その記憶を我々の中に遺して死んでしまいうる他者の経験を通してのみ，我々は己の主観性や間主観性を見出す」という哲学者デリダの言葉を引用し，デリダに従えば，「痛ましい記憶の場所を訪問することで得られるものは，我々自身の人間

性である」と結論している（pp. 178-181）。この場面で登場する普遍性は，「表象不可能な他者性」という形式を指示しており，定義上それは表象できないので，我々は「それが存在する」と認めることしかできない。

以上の形式的普遍性は，それをどう継承するかは措くとして，少なくともその存在を言うことの妥当性は理解できる。他方，マキァーネルが「内容を持つ」普遍性を語る場面は，慎重に扱わねばならない。観光が「人間性（humanity）への扉を開く」（p. 80）ことを期待するマキァーネルは，人類という普遍性や，人類的な価値を語ろうとする傾向性を持っている。

例えばマキァーネルは，「観光という出来事は，アトラクションに具現された価値や，無数の訪問者達との間に成立するコミュニオン（communion）[5] の希少な瞬間」であるとし，観光者がアトラクションの前に立つ「観光者の瞬間」に，観光が「人間性への扉」を開く機会が到来すると見なす。事例として，「ルーブルを歩く者はナポレオンが歩いたのと同じホールを歩く。『ゲルニカ』の前に立つ観光者はピカソと同じ所に立つ」と言われる（p. 79）。彼のこの言明は，人類史の決定的一幕や芸術の到達しえた高みと観光者達が同一化し，一つの人類共同体としての価値体験を持ちうると告げるものとも解釈できる。しかしやはり，「観光アトラクションの普遍的価値」は容易には語りえないものだろう。価値を認めない，或いは知らない者の存在や，価値あるものとして何かが提示され固定されるまでのプロセスの存在が，我々の視野に浮上するからである。

もう一つ，マキァーネルが「場所」と「稀な（uncommon）土地としての風景」とを区別し，後者を肯定する点にも注目できる。彼によると，「安全性・馴染み深さ・親や子への責任」が存する「場所」は，人間の生産的ポテンシャルの囲い込みである。即ち，場所への人々の固執は，無垢な形としてはノスタルジー（基本的価値への回帰，自分達が誰でどこから来たかを確認する為の系譜学的調査）となり，罪深い形としてはノマド的・ディアスポラ的な他者への憎悪となると言う。これに対しマキァーネルは，「風景が完全な能力を発揮する時」に見出される「稀な土地」で，一瞬であれ人々が主体として集まる可能性を示唆し，肯定する。この主張の含意は難解だが，例えば月面の風景を見る時に我々が，人間社会があらゆる場所で生じうるものではない点や，空間的・地理的に完全に規定され尽くすことが無い点に思い至り，大いなる感情（great emotions）を持つことになるとの言明をヒントとしたい（pp. 123-128）。これを踏まえると，「社会的属性抜きの主体同士の出会い」は，地球上の具体的場所で実現されるのではなく，人類全体やその運命を表象する風景を見る時に浮上する可能性のようなものと言えるかもしれない。

マキァーネルのこの主張を「人類という普遍性」に観光を通してアプローチするものだと解釈するとして，本稿としては以下の二点を指摘しておきたい。

一つは，「場所」を断罪し普遍性を肯定するのみでは，事柄の複雑さを取り逃がすという点である。哲学者ドゥルーズ＝ガタリはかつてこう述べた。「新たな領土はしばしば人工で…アルカイックである。ただしそれは完全に現代に通用する機能を持つアルカイズムだ。…現代のファシズムを養いうるとともに，革命的役割をも抽出しうる（少数民族…インディアン居留地）。」伝統

や慣習や人間関係などの様々なコードが無効化する現代社会において，様々な集団が己の記憶や物語の上に「新たな領土」を作ろうとするわけだが，その動きには危険性もあれば可能性もある。即ち，己のルーツや固有の場所を，誰が求めているか，いかなる機能をその場所が果たしているかという観点を忘れてはならない。特に少数派集団にとっては，「固有の場所」の探求が政治的に極めて重要であり，観光研究の文脈でも無視できまい。十把一絡げに「固有の場所」への欲望を批判することは，意図せぬ抑圧的な政治効果を持ってしまうので，回避せねばならない。

逆にまた，例えばドバイに立つ高層ビルは，「人類による自然の制御や支配」という感覚を見る者に与え，この意味で「人類という普遍性」の感情を喚起するものかもしれないが，この意味での普遍性が，無批判的に肯定されるべきかどうかは，十分に議論の余地があるはずである。ここでも，「固有の場所」と普遍性との二項対立は捨てなければなるまい。

もう一つ，「人類という普遍性」に観光を通してアプローチする為には運動性と理念性の導入が必要だと指摘したい。この点については納富信留が参照する和辻哲郎の『風土』がヒントとなる。

和辻には「風土の弁証法的総合」という着想がある。一方で人は旅において異風土と出会い，一つの風土として生きてきた自分自身が浮上する経験を持つ（異風土としての自己了解）。これは我々が，旅先での些細な出来事に彼我の相違を見出す時，翻って自分の生きてきた風土の特殊性に気づくに至る経験に明らかであろう。他方で人は，旅において「可能性としての自己了解」を持つとされる。これは「異質なもの自体に自己を発見する段階」で，「様々な風土を重層的・並立的に内在させる形で人間存在の可能性を開示する」ような「私」が見出されるとも言われる（pp. 90–91）。具体的には，我々が旅先で異文化との差異を認めつつも，更にそれを超えて人類としての共通性を見出す経験や，自分自身がその土地に暮らすことを想像するような場合を想起すれば良いだろう。旅に伴うこの「異風土としての自己了解」と「可能性としての自己了解」の「弁証法的総合」という運動を生きることは，人類の一員としての己自身の自覚へと我々を導くものと言えるだろう。また，この過程において「人類という普遍性」は，弁証法的総合の「地平線の彼方」に，理念として想定されるものに留まる点にも注意したい。観光が「人類という普遍性」に接近する一つの道でありうるとすれば，その内実は，このような運動性と理念性の観点から，アプローチされることが可能だろう。

（2）創造性と倫理性との繋がり

筆者の見るところ，マキァーネルの議論の二つ目の特徴として，創造性と倫理性が強く結び付けられる形で着想されている点が挙げられる。これまで見た通り，倫理性についてマキァーネルは，「旅行への欲望の生産的ポテンシャルを実現すること」，観光者を絡め取るツーリストバブルや「幻想」への懐疑の姿勢を持ちそれを「突き抜ける」ことと捉えている。勿論，全ての観光者が全ての機会にこの倫理を体現できるわけではないが，マキァーネルは，「観光者は語られ見られるもの全てについて，語られず見られていないものがあることを知っている」（p. 205）と述

べ，事が上手く運ぶ場合には，観光者の倫理性が観光者の創造性に繋がると主張するのである。

ここでマキァーネルが言う創造性は，多くの内実を含み，一義的には定義されえない。一つの方向性は，「観光により観光者の人生が完全に変化してしまう場合」(p. 44)，「実存の土台が変化する場合」(p. 11) である。例えば，レジスタンス運動家がナチスに殺された場所の銘板を見て観光者が熱心な反ファシズム者になる事例や，熱帯雨林を訪れた学生が全生命の繋がりを強く意識するに至る事例，ホワイトハウスを訪れた子供が大統領になることを強く決意する事例等が挙げられる。マキァーネル曰く，これらの変容は「完全に倫理的な領域」で生じ，「観光者とアトラクションの間で新たなアイデア，解決，夢が生じる」点が肯定される (pp. 44-45)。別の方向性としては，理想的観光者として，スタンダールが『ある旅行者の手記』(1838 年) で描いたL氏という人物が言及される。多くの観光アトラクションがそうである「並外れたもの (extraordinary)」ではなく「予期せざるもの (unexpected)」を愛するL氏は，「全ての風景を構成する…不可視の主観性の層」を見ようとし，「世界のディテール」に関する語りを生み出す存在で，ラディカルな観光，「ツーリズムの核心におけるアンチ・ツーリズム」を擁護する者だと肯定される (pp. 206-209)。マキァーネル曰く，アーリの提出した「第一の眼差し」が「商業化された観光制度や実践によりインストールされる眼差し」であるのに対し，彼の求める観光倫理の体現者達は，「何かが隠されていること」に自覚的で，「構造に窓を開ける対象や出来事」を探求する「第二の眼差し」を持つ者達である (pp. 209-210)。

以上のマキァーネルの創造性と倫理性に関する議論に関しては，「風景を見る倫理」と「主体の変化」と「観光者の創造活動 (L氏の場合は「語り」)」の三つが明瞭に区分されていない為，彼が提唱したい理想的観光者の像が不鮮明になってしまっていると筆者は考えている。筆者は以前，マキァーネルによる「第一の眼差し」に対する「第二の眼差し」の提案を批判的にどう継承すべきか内在的に検討したことがあるが，本稿では，冒頭で述べたようにマキァーネルの議論とD&G 哲学を突き合わせてみることで，両者の議論の展開可能性を実験的に模索してみたい。注意すべきは，D&G 哲学の諸概念は完全に完成されたものではない点，また，各概念の構成要素が著作に応じ変動する為に概念の一義的定義が難しい点である。このような特徴を持つ D&G 哲学に関しては，その一つの達成点である『千のプラトー』刊行から 35 年以上を経て，内在的かつ批判的研究が数多あるが，本稿の論脈でそれらに言及する余地は無い。以下，本稿では D&G 哲学の基礎概念のごく一部分を使用するが，その狙いは，D&G 哲学の概念群を観光現象の文脈と接続しうる場面を見出すことで，今後その内実の更新を図る端緒とすることにある。以上の但し書きの上で，ツーリストサイトの議論から始めよう。

6．ドゥルーズ＝ガタリ（D&G）哲学の導入に向けて

（1）平滑空間と条里空間

我々が生きているスーパーパノプティコン体制の社会とツーリストサイトに関する議論をまずは振り返ろう。二点が重要である。一つは，観光が現代資本主義の最前線を構成する現象である点である。これはSM・SCという形での狭義のものから，都市空間や田園風景を含む広義のものまで，観光に携わる人々（産業・自治体・住民）が世界中にツーリストバブルというツーリストサイトを生産し続けていることに顕著に表れている。もう一つは，スーパーパノプティコン体制においては，主体が自発的に体制の維持と発展に同調する点である。我々はSM・SCで買い物をする時，街歩きを楽しむ時，現在の資本主義社会の論理とその達成に対し，自発的かつ実践的に，賛成票を投じている。この状況下，我々はいかなる理論的道具を用い，ツーリストサイトの批判的分析に取り組めば良いだろうか。

ここで筆者は，D&Gによる資本主義の両義性の認識と，平滑空間（l'espace lisse）と条里空間（l'espace strié）との理念的区別の導入が有効だと考える。

資本主義に両義性を見る姿勢は先述のようにハーヴェイも持つものだが，彼の議論はD&G哲学にその思想的源泉の一つを持つと推測される。D&Gは，「資本主義は…その公理系を逃れる流れを全方向に発生させずにはいない」と述べ，「決定不可能命題（propositions indécidables）」という着想を提出する。曰く，「我々が決定不可能命題と呼ぶものは…システムが接合するものと…諸々の逃走線に沿ってシステムから逃れ続けるものとの共存，分離不可能性である。決定不可能なものは優れて革命的決定の萌芽であり場である。」（pp. 590–591）D&Gは資本主義が貧困・不平等・搾取・環境破壊等を産み出す故に悪であるというような，結果から批判する論法を取らず，あくまでも資本主義の運動の只中に潜在する解放の可能性を探ろうとする。これは20世紀の社会主義国家の顛末を見届けた我々にとって，説得力を持つ一つの立場であるだろう。

D&Gの平滑空間と条里空間の区別も，資本主義社会に両義性を見るのと同様，「良い空間」と「悪い空間」を実体視するものではなく，理念的に設定される区別である。数学・物理学・音楽・技術など諸領域でのモデルを示しつつ構築される二つの空間概念の内実は複雑だが，D&G哲学の主要用語で言えば，平滑空間は「出来事（l'événement）や強度（l'intensité）」が存在する「生成変化（devenir）の空間」であり，条里空間は「測定可能な視覚的性質」が存在する「進歩の空間」である。現実には両空間は入り混じっているので，空間の分析は慎重に為されねばならない。平滑空間と条里空間の概念で具体的なツーリストサイトを分析する作業は別稿を期すが，本稿では特に，平滑空間を特徴づける「点に従属しない線」と「主体に属さない情動（l'affect）」を示唆しておきたい。

D&G曰く，条里空間では「線が点に従属する」が，平滑空間では「線は点に従属しない」。例えばSM・SCにおいて我々は，気の向くままに施設内を散策し，「自由な線」を描けるように見える。しかし実はSM・SCの空間は，集客率の高いテナントを両端に置き中央にカフェを設

置するなど，様々な工学的計算やデータ分析に基づき設計されており，我々の描く「線」は「点」に従属するべく誘導されている。これは「平滑空間に見える条里空間」の事例と言えるが，逆のケースもありうる。「点と線」との関係性という観点からの，個別事例の考察が必要となる。

もう一つ，平滑空間の特徴である「情動」概念を導入し，「感情」概念と絡めて考察を深める作業課題が構想できる。D&G によれば，感情は主体に帰属するが，情動は主体を変容させる。マキァーネルは，SM・SC を「エゴのナルシシズムを満たす」快楽を主体に与える空間として批判し，他方で「痛ましい記憶」を論ずる箇所や「人類という普遍性」を語る箇所で，明言はしないが「崇高」に類する感情経験を肯定する姿勢を匂わせている。但しマキァーネルにおいて，観光経験がいかなる感情を主体に付与し，それが観光者の倫理性や創造性にいかなる効果を及ぼすかという問題は，明瞭に答えられてはいない。これを踏まえ，「感情と情動と主体の変化」の関係性という観点からの観光空間分析を構想すべきであろう。例えば，SM や SC での「他者との協働文化創造」の経験をこの観点から考察することもできよう。

（2）生成変化

次に，観光者という主体について，D&G 哲学の導入を検討しよう。先述のように，マキァーネルの議論では，「風景を見る倫理」と「主体の変化」と「観光者の創造活動」の三つが明瞭に区分されていない為，理想的観光者の像が不鮮明である。加えて彼の議論では，理想的観光者が意志的であるか非意志的であるかについても，着想に揺らぎが見られる。

まず指摘したいのは，「風景を見る倫理」と観光者の創造性の議論とを分けて考える方が，事態が明瞭化するということである。マキァーネルの意に反するが，倫理的であることと創造的であることが完全に一致する必要は無い。先に示唆したように，「風景を見る倫理」については観光倫理教育の次元へと議論を接続する方が実り豊かであると筆者は考える。

次に，「主体の変化」と「観光者の創造活動」に関するマキァーネルの概念化の洗練の為には，近年の観光研究で活発化しているパフォーマンスの議論と，D&G 哲学の「生成変化」概念の導入が有効である。『観光の眼差し』第 3 版でアーリ（＆ラーセン）はパフォーマンス的転回（performance turn）の契機を整理している。そこでは当然ながら，パフォーマンスは予め観光産業側により規定されており，実際の観光経験の現場でも様々な制御が働くが，他方でパフォーマンスが非安定性や偶然性に開かれてもおり，創造性や生産的実践，時には観光者による闘争や抵抗を可能とするものだという，パフォーマンスの持つ両義性の認識が確認されている（pp. 190–194）。パフォーマンスの議論は，観光空間という舞台を様々なアクターが演じることで観光という演劇が進行するという観点を採用する。これは観光者を役者に準えてその主体性を理解する，一つの有用な視点であろう。加えて注目したいのは，エデンサーがパフォーマンスを，「意図的であり非意図的・存在と生成に関わる・戦略的であり非反省的に身体化されてもいる」と規定する点である。これは観光者の「闘争や抵抗」の二様態を示唆するものと解釈されうる。

一つ目の様態は，「意図的で，存在に関わり，戦略的な」パフォーマンスで，観光空間におけ

る「お約束」（写真撮影スポット・観光者として適切だとされる振る舞い等）を自覚的に破る場合である。ポスト・ツーリスト達の「抵抗的・即興的」なパフォーマンスにエデンサーは言及する（pp. 75-77）。

他方，D&G の生成変化の議論は，エデンサーの言うもう一つの「非意図的で，非反省的な」パフォーマンスの様態に近い。或いは D&G の議論はクラウチが言う，パフォーマティビティ（performativity）の着想に近い。パフォーマティビティは，「日常生活の行動が持つ，意図や能力により特徴づけられない偶然的ポテンシャル」とされ，「自己の深い再編成」とされる（p. 88）。クラウチがパフォーマティビティを「生成（becoming）」とも呼ぶことから我々は，大西洋を超え英語圏の観光研究に導入された D&G 哲学の響きを聞き取ることができる。

観光者の形象化の為に，D&G のこの生成変化概念から導入すべき重要な契機として筆者は，「記号（signe）との偶然の出会いから生成変化が始まる」という規定と，「微粒子（corpuscule）の関係から新たな多様体が生まれる」という規定の二つを挙げたい[6]。

まず一つ目の，「記号との偶然の出会いから生成変化が始まる」という規定を導入するメリットはどこにあるだろうか。ポイントは「記号」の内実と「偶然の出会い」の二つにある。

ドゥルーズ哲学の基本着想として，何か価値ある事柄が始まる為には「再認（récognition）を逃れる差異（différence）」との出会いが必要である。例えば暫く振りに知人と会う際，その姿形の変化を見て時の流れに思いを巡らすことにもなるが，我々にその「思考を強いた」ものが正確には何であるか言い難いということがある。或いは人が或る異性に惹かれる時，正確にはその相手の何に惹かれているのか言い当て難いという経験を挙げても良い。いずれの場合でも，何か価値ある事柄（思考や恋）が主体に到来する為には，「再認を逃れる差異」との出会いが必要であり，ドゥルーズはこの差異を「記号」と称するのである。翻ってマキァーネルは，観光者の実存の土台の変化を語る際や，L 氏が「予期せぬもの」を愛することを語る際，現象を列挙することしかできていない。即ち，創造が始まる端緒の事態を概念化できていない。それに対し我々はドゥルーズと共に，観光者の創造性が発揮される端緒には，「再認を逃れる差異＝記号との出会い」があると，事態を概念化することができる。これが一つ目のメリットである。

この「記号との出会い」は，あくまでも「偶然」に委ねられている。マキァーネルにおいては，観光者の倫理性と創造性を過度に結びつける副作用として，観光者の意志性と非意志性に関する規定が曖昧化している。繰り返せば，「風景を見ることの倫理」に関しては観光者の意志の涵養が重要となるのであり，これは観光倫理教育の議論へと接続されるべき問題である。他方，創造性については，エデンサーの言う意図的かつ戦略的な即興パフォーマンスは観光者の意志の発動により生じうるだろうが，マキァーネルが観光者に期待する創造性（観光で人生が全く変わってしまうこと・世界のディテールの語りを産み出すこと等）の発生は，観光者が意志して始められるものではあるまい。D&G の生成変化概念の導入により，創造性に対する偶然性の先行が明瞭に示されることとなる。これが二つ目のメリットである。

次に二つ目の，「微粒子の関係から新たな多様体が生まれる」という規定を導入するメリット

は何か。D&G 哲学において，「生成変化という出来事には主体が存在しない」。しかし，我々はあまりにも「主体」を軸にした世界観に慣れ過ぎている。故に「主体無き出来事」を理解し表現することが困難になっている。例えば，パフォーマティビティはクラウチにより，「自己の深い再編成」という形で「自己」を軸に表現される。マキァーネルも，「反ファシストになった主体」や「環境保護に目覚めた主体」，「大統領になることを決意した主体」を語るに留まり，その主体の誕生を徴づけた「生成変化」という「出来事」そのものを語る語彙を持ってはいないのである。

それに対し D&G は，何か創造的な事柄が生じている「出来事」の位相を捉える語彙を開発しようとしたと言える。例えば彼らは，蟹のような歩き方を映画で披露した俳優の演技についてこう言う。「我々にとって本質的なのは次のことだ。つまり人間が動物に生成変化するのは，何らかの手段と要素を用い，動物の微粒子との運動と静止の関係に入る微粒子を放出する場合のみということだ。人は分子としてしか，動物に生成変化しない。」（pp. 336-337）

以上の語彙を用いれば，観光者がツーリストサイトで生成変化を生きる時，そこに主体は存在せず，「微粒子の関係」という「出来事」のみがある。マキァーネルのように観光者の創造性を称揚することは，必要な作業かもしれないが，概念的には十分ではない。我々はこの D&G 哲学の語彙を活用し，様々なツーリストサイトで，何と何の微粒子が関係し，いかなる多様体が誕生し，それが誰にとっていかなる機能を果たすものなのかを，個別事例において考察していく必要がある。即ち，「生成変化という創造」の「解剖学」を展開せねばならないのである。

７．哲学的次元に関する総括

本稿では，観光倫理を提唱するマキァーネルの議論を，観光の置かれている社会状況・ツーリストサイト・観光者という主題に分けて批判的に分析してきた。前節では，D&G 哲学の概念の導入によるマキァーネルの議論の更新作業の方向性を模索した。最後に本節では，マキァーネルの議論の哲学的次元での総括を行い，本稿を締め括りたい。

勿論，ここで但し書きを付けておけば，マキァーネル，アーリ，フーコー，ラカン，D&G といった全ての論者の言説の関係性を巡る完全かつ包括的な総括は，詳細かつ厳密な検討を要するものであり，本稿の手に余る。例えば「マキァーネルとフーコー」，或いは「D&G とフーコー」との関係性といった個別主題は，それぞれ独立した巨大な問題である。よって，本稿で以下に提出できるのは，マキァーネル自身も意識していないかもしれない哲学的次元での彼の言説の位置付けに関する一つの「見立て」に近い。

第 5 節（2）で触れたように，マキァーネル曰く，観光倫理を体現する観光者である為には，「何かが隠されていること」に自覚的で，「構造に窓を開ける対象や出来事」を探求する「第二の眼差し」を持つことが肝要である。彼はアーリが提出した「第一の眼差し」を観光者に関する一貫した説明だと評価しつつも，それが「商業化された観光制度や実践によりインストールされる

眼差し」である故に不十分だと見做し，第二の眼差しを提唱する。その際，アーリがフーコー哲学に依拠するのに対し，マキァーネルはラカンの精神分析に依拠する。

この「第二の眼差し論」は以前に拙稿で検討したので詳論しないが[7]，哲学的次元での総括として，欲望を主体に帰属させる着想をマキァーネルが維持する故に，二つの眼差しの相違が不明瞭化している点と，寧ろマキァーネルが肯定したい観光者の倫理性・創造性を概念的次元で基礎づけるには，実は彼が暗黙に前提するフーコー的社会像を離れ，D&G の社会像を採用する方が適切である点を指摘したい。

マキァーネルは，アーリの第一の眼差しを持つ観光者が，「見るように仕掛けられたもの」を別様に見る抵抗の可能性を持つことを認めつつも，それは「我々をより深い決定論に導く」（p. 197）と批判する。「観光者向けの表層的場所を逃れる，人跡未踏の地に行く，舞台裏にまわる」（p. 201）などの観光者の欲望も，観光者の抵抗の表現だが，マキァーネルによれば，第一の眼差しがこれらの欲望まで包摂できる。その上で彼は，観光者のこのような欲望や抵抗は，「今見えていないものは，覆いを取ればやがて見えるものである」と考える「可視的なものの論理」の内にあり，その論理に従う限り，観光者は自由ではないと言う（pp. 201-202）。これに対しマキァーネル自身は，「（第一の）観光の眼差しを突き抜けて見る，過去を見る，超えて見る」（p. 207）ことを欲望する観光者像を，ラカン理論による存在論的基礎づけを試みつつ提出するのである。

このマキァーネルの議論については，彼が挙げる，観光により実存の土台が変化する事例や，観光者が創造性を発揮する事例（L 氏による「語り」等）を想起すれば，第一の眼差しの議論では捉えきれない運動が，観光者とアトラクションの出会いから発生する事実は認めうるだろう。但し，その運動を発生させる欲望を観光者という主体に帰属させる必要は無いのではないだろうか。マキァーネル自身は，第二の眼差しを提起する根拠として，観光者が持つ「観光者的な表象を越えようとする欲望」や「過度に観光的でない場所に行きたいと表現される欲望」を挙げているが（p. 205），これらの欲望は第一の眼差しの主体が持つ欲望と見まがうばかりで，寧ろこの言明により，二つの眼差しの相違が不明瞭化してしまう。

繰り返しとなるが筆者としては，マキァーネルの議論に伏在する倫理性と創造性との過度の繋がりを緩和し，倫理性（風景を見る倫理）の議論は教育の文脈に接続し，創造性の議論は D&G 哲学の存在論や概念装置へと接続する方が，展望が拓けると考えている。D&G 哲学への接続は前節で試論的に述べたので，最後にマキァーネルの議論の哲学的基盤を D&G 哲学に移すことの意味を述べておきたい。

まず，マキァーネルの言説には，一見したところフーコーへの両義的立場が見られる。即ち，社会状況認識に関しては「パノプティコンの全面化」を言うことでフーコーを継承しつつ，眼差し論に関してはフーコー＝アーリを批判し，ラカンに依拠する。しかしより深い社会存在論の次元では，やはりフーコーに依拠しているとも言えるのである。この点は，ドゥルーズがフーコーと己の社会像の根本的相違を述べる箇所を参照すると，明瞭化する。

ドゥルーズがフーコーに宛てた 1977 年の手紙によれば，D&G の社会存在論で最も根底的な現象は，フーコーが言う「正常化し規律を与える」権力装置ではなく，「欲望（désir）のアジャンスマン（多様体・組み合わせ）」と諸々の「逃走線（les lignes de fuite）」である。「第一にあるのは，社会野が逃れていくこと，至るところでまず逃れていくこと，諸々の逃走線が第一にあることだ…諸々の逃走線とは，欲望のアジャンスマンの先端だ」（p. 116）とドゥルーズは言う。そして，「ミシェルには，歴史的集団の決定因としての諸々の逃走線や脱領土化の運動に当たるものは無いようだ。僕には，諸々の抵抗現象の地位に関する問題は無い」（p. 118）と両者の違いを表現する。

権力装置を根底に置くか，欲望の多様体を根底に置くかという観点からマキァーネルの立論を見ると，彼もまたフーコー同様に，権力装置を根底に置く社会観を採用していると言えるだろう。それ故，いかにして観光者がツーリストバブルや「幻想」から抜け出るかという問いを立てることになるのである。これに対し，本稿では，マキァーネルの議論を D&G 哲学の社会観と概念装置へと転調・接続することを試みた。D&G によれば，ツーリストサイトを含む社会野は，至るところで「水漏れ」を起こしており，権力装置からの脱却の可能性を存在論的に基礎づける必要は無い。即ち，マキァーネルのように第二の眼差しを精神分析で基礎づける必要性は無い。寧ろ今後我々に必要な作業は，観光者と「差異としての記号」との偶然の出会いの様相や，観光空間における「生成変化」の有様を，個別事例に即して考察していくことなのである。

以上の総括の狙いは，マキァーネルの言説がフーコー哲学のみならず D&G 哲学にも接続しうる可能性を持ち，それぞれの方向に展開可能な作業や課題があることを示唆することにある。この総括により，マキァーネルの理論的ポジションが揺さぶられ，哲学的には我々は，D&G とフーコーの社会像の妥当性や関係性の問題を再考する必要性にも思い至ることとなる。D&G の表現で言えば，我々は「フーコーか D&G か」ではなく，「フーコーも D&G も」継承する必要があるはずであり，本稿は，マキァーネルの言説が両者に関わりうる複雑さを持つ点を示してきた。換言すれば我々観光研究者は今後，マキァーネルの言説を携えつつ，観光現象における「権力装置」（第一の眼差し）にも，「欲望の多様体」にも注目し，分析を試みる必要があるということである。

謝辞：本研究は，JSPS 科研費・課題番号 15K16600 の助成を受けたものです。

注

1）現代の観光が置かれている状況に関しては，須藤廣の卓越した論考がある。須藤（2008）：『観光化する社会―観光社会学の理論と応用』（ナカニシヤ出版），特に第 1 章を参照のこと。
2）“tourist bubble”については，観光者を取り囲む「泡」や「ドーム・円蓋」という訳語も考えられるが，本稿では原語をそのまま読み下す。
3）ハーヴェイは，『反乱する都市』において，「何らかの直接的ないし間接的に取引可能な対象がいくつかの決定的な点で独特で再生産不可能なものであって，それを排他的に支配する権力のおかげで，社会的行為主体が長期間にわたってより大きな収入の流れを引き寄せることができる場合」（p. 158）に「独占レント」が生じると言う。
4）アーリは『観光のまなざし』第 6 章で，奴隷貿易に関わる場所を巡るものなど，幾つかの「オルタナティブな遺産ツアー」に言及している（p. 148）。
5）“communion”は霊的交渉，聖体拝領，信仰の共有等の意味で，この言葉を使用する含意の詮索は興味深いが，ここでは原語をそのまま読み下す。
6）「生成変化」という概念はドゥルーズ哲学の要であり，その内実は多岐にわたる。本稿では主に『千のプラトー』と『差異と反復』，プルースト論を念頭に置く。
7）拙稿「マキァーネルの『観光の倫理』における〈第二の観光の眼差し〉の内実と意義について」（第 29 回日本観光研究学会全国大会学術論文集，pp. 269-272，2014 年），及び「（研究ノート）D. MacCannell 著“The Ethics of Sightseeing”の批判的継承に向けて」（神戸夙川学院大学観光文化学部紀要第 5 号，pp. 88-98，2014 年）を参照されたい。

引用・参考文献

Urry, John & Larsen, Jonas. *The Tourist Gaze 3.0*, London, SAGE publications, 2011

MacCannell, Dean. *The Ethics of Sightseeing*, University of California Press, 2011

Rickly-Boyd, Jillian M. et.al. *Tourism, Performance, and Place: A Geographic Perspective*, Ashgate Pub Co, 2014, pp. 1-2

Deleuze, Gilles. *Pourparlers*, Les Éditions de Minuit, 1990, pp. 240-247

Lazzarato, Maurizio. *The Concepts of Life and the Living in the Societies of Control, in Deleuze and the Social*, Edinburgh University Press, 2006, pp. 171-190

Z. バウマン著　澤田眞治・中井愛子訳『グローバリゼーション　人間への影響』法政大学出版局 2010. pp. 70-71.

橋爪紳也『ツーリズムの都市デザイン：非日常と日常の仕掛け』鹿島出版会　2015.　pp. 6-8.

南後由和「建築空間／情報空間としてのショッピングモール」（若林幹夫編『モール化する都市と社会』NTT 出版　2013.　pp. 119-190）

東浩紀＋大山顕『ゲンロン叢書 001 ショッピングモールから考える　ユートピア・バックヤード・未来都市』株式会社ゲンロン（電子書籍）2015.

須藤廣『ツーリズムとポストモダン社会　後期近代における観光の両義性』明石書店　2012. p. 161.

D. ハーヴェイ著　森田成也他訳『反乱する都市　資本のアーバナイゼーションと都市の再創造』作品社　2013.

円堂都司昭『ディズニーの隣の風景　オンステージ化する日本』原書房　2013.　pp. 155-187.

D. アトキンソン『新・観光立国論』東洋経済新聞社　2015.　pp. 214-224.

Deleuze, G. & Guattari, F. *L'anti-Œdipe*, Paris, Les Éditions de Minuit, 1972, pp. 306-307.

納富信留「哲学的風景論の可能性」（安彦一恵＆佐藤康邦編『風景の哲学』ナカニシヤ出版　2002.

pp. 81-101）
Deleuze, G. & Guattari, F. *Mille Plateaux*, Paris, Les Éditions de Minuit, 1980, pp. 531-556.
Edensor, T. *Performing tourism, staging tourism (Re) producing tourist space and practice*, in Tourist Studies, 1（1）, 2001, pp. 59-81.
Crouch, D. *Tourist Practices and Performances*, in A Companion to Tourism, Wiley-Blackwell, 2004, pp. 85-95.
Deleuze, G. *Deux régimes de fous*, Paris, Les Éditions de Minuit, 2003, pp. 116-118.

二つの文化のはざまで
── 日仏女性作家の作品におけるエートス構築の言説メカニズム

石　丸　久美子

< Résumé >

Dans cet article intitulé « Regards croisés entre deux cultures : construction discursive de l'*ethos* auctorial dans les ouvrages de deux femmes écrivains française et japonaise », nous avons analysé des discours stéréotypés dans deux ouvrages de femmes écrivains française et japonaise. À travers leur discours, nous avons observé la construction discursive de l'*ethos* auctorial, par des opérations sémantiques de discrimination des identités présumées de leurs lecteurs respectifs. En conclusion, nous avons constaté que les auteures construisent leurs images de soi, c'est-à-dire leurs *ethè* spécifiques. Elles utilisent leurs statuts particuliers et privilégiés que leurs lecteurs « modèles » n'ont pas et exposent leurs propres expériences en France et au Japon comme « Témoin des événements » (selon Maingueneau 2007, p. 112) en s'adressant à une collectivité de la communauté imaginaire.

Mots clés : *ethos* auctorial, discours stéréotypés, identités, France, Japon

１．はじめに

本稿は，2016 年 3 月 17～18 日にフランス，ナント大学で行われた「フランス語圏作家のエートスとアイデンティティ（*Ethos* et identités de l'écrivain francophone）」シンポジウムにおける筆者の発表を和訳し，加筆修正したものである。日本とフランスの女性作家の二作品において，互いの国，国民，文化についてのステレオタイプ的言説を分析するとともに，作家自身のアイデンティティ，言い換えればエートスがどのように構築されているかを考察したい。

エートス（*ethos*）は，アリストテレスによって哲学的用語として用いられ，「性格・習性など，個人の持続的な特質」（『大辞林』第三版）を指すとされる。本論文では，言説分析領域における「発話行為を通して現れる発話者の人格」（Maingueneau 2012, p. 88），「話す主体が，自らに地位と役割が割り当てられる構造的なある一空間に溶け込み，自身のアイデンティティを構築する方法」（Amossy 2015, p. 38）という定義を援用し，分析を進めていく。そして，二人の女性作家が，自身の特殊な地位，つまり，日本とフランスにおける自らの体験を述べるというエートスを巧みに用いているという仮説を検証していきたい。

2．問題提起と分析方法

二人の女性作者の自己像，つまり言説的エートスは作品の中でどのように作り上げられているのか。彼女たちは読者に対して自らをどのように位置づけているのか。このような問題提起を挙げ，Galatanu（2008, p. 15）が「自分特有の世界を作る，自己と世界の言語構築実践の研究」と定める言説分析領域において本研究を進めていく。

調査方法としては，まずコーパスである二作品の中に見られるフランス女性，日本女性，フランス，日本，フランス人，日本人についてのステレオタイプ的言説を抜粋し，分析する。このステレオタイプ的言説分析領域は，研究目的の中心ではなく，これらの分析を通し「発話装置[1)]」を考察することで，著者の立場についての解釈を試みる。特に，人称代名詞の「私は（je）」と発話装置で言う「エロキュティフ（élocutif）」に焦点をあてる。

エロキュティフは発話主体を示す言語マーカーの存在によって定義される。Charaudeau（1992, p. 575）は，「エロキュティフは『話し手が自らの言葉を自身と関係づける』」とし，Amossy（2015, p. 10）は，「『私は』における言説研究が重要である。それが言葉のやりとりにおいて，どのようにアイデンティティが構築されているか考察することを可能にする」と述べている。そして最後に，分析を Charaudeau（1983）がいう言語行為の「内的回路（circuit interne）」と「外的回路（circuit externe）」の概念にあてはめることで，言説のメカニズムを解明したい。

3．コーパス紹介

本研究コーパスは二つの文学作品である。1 冊目は西村・プペ・カリン（Karyn Nishimura-Poupée）著『フランス人ママ記者，東京で子育てする』（石田みゆ訳，大和書房）で，本書は 2015 年に日本のみで日本語で出版された。西村・プペ・カリン氏はジャーナリストで，2004 年から AFP 通信（Agence France-Presse（AFP））東京特派員をしている。夫はジャン＝ポール・西というペンネームの日本人漫画家。本書では，日本での妊娠，出産と子育ての経験をフランス人の視点から描き出している。

2 冊目は Eriko Nakamura（中村江里子）氏による *Nââândé !? Les tribulations d'une Japonaise à Paris*（『ナンデ !?　一人の日本人女性のパリでの試練』）（NiL éditions）というタイトルで，2012 年にフランスでフランス語書籍として出版され，2013 年に日本向けに『12 年目のパリ暮らし パリジャン＆パリジェンヌたちとの愉快で楽しい試練の日々』というタイトルで日本語で出版された。本稿ではフランス語原書をコーパスとし，日本語訳は原則的に日本語版から引用し，一部変更点は筆者が訳した。西村・プペ氏の著作同様，自伝的小説であり，非常に読みやすく娯楽的な内容となっている。中村氏は日本ではフリーアナウンサーでパリ在住の「セレブ」タレントとして有名である。フランス語版裏表紙での著者紹介では，日本人（女性）の憧れの人物とされている。少し長いが以下に引用する。

中村江里子は日本の有名人。10 年間にわたりフジテレビでゴールデンタイムのバラエティー番組の司会，最も人気の高いスポーツである野球番組の司会を務め，日本のテレビ界における著名人の一人である。彼女はまた，フランスに住むという多くの日本人の夢を叶えた人物として知られている。フランス人と結婚し，三人の子どもの母親。10 年前からパリと東京を往復しながら生活している。

４．分析結果

「作家は作品を作るが，作家と作品はそれ自体がまさに実践の制度的複合体というべきもので形成されている」と Maingueneau（2007, p. 112）は述べるが，このことはこれら二人の日仏の作家においても同様である。彼女たちは自伝的小説という同じ種類の言説を選択し，楽しく読みやすいものとなるよう，親しげで平易な言語領域を用いる。実際，彼女たちは，まるで目の前にいる女友だちに話しかけるかのように，自らの日本とフランスでの実体験をほぼ会話のような言葉づかいで語るのだ。

まず，フランス人作家，西村・カリン・プペ氏の作品から考察する。彼女の言説においては，実に頻繁に自身の立場が示される。特に，フランスと日本を比較できるという自身の知識と能力，そしてジャーナリストであることがくりかえし強調される。つまり，日本における特派員の役割を演じたいという意図と自信が読み取れる。以下は，著者が自身について語り，自己ステレオタイプを生成している部分の抜粋である（強調は筆者による）。

- 10 年以上日本に暮らし，2012 年のはじめに日本人と結婚したわたしが祖国を離れたまま日本での出産を決めたことで，日本人の女性からはもちろん，男性たちからもその理由を尋ねられることが多かった。（p. 3）
- フランスを出て 10 年になるけれど，あちらでは何もそこまで彼ら［子どものいない人］に罪悪感を持たせたりしないと思う。（p. 129）
- 日本人社会をそれなりに知っているわたしでさえも，フランスとの違いにあらためて驚いてしまう。（p. 157）
- この章の最後に，みなさんを勝手に代表して，育児の心配ごとを育児のプロに率直に聞いてみた。［中略］フランス人ママ記者として本領発揮である。（p. 189）
- フランス人として日本に暮らしていてわたしがよく思うのは，日本人は家庭を持つことについて，気持ちより頭で考えがちだということ。（p. 237）
- フランス人であるわたしが，日本という異国の地で，愛する夫と，びっくりするぐらい速いスピードで成長していく息子（どこの子どもも同じだと思うけれど）と過ごす日々の中で考えていることを，さらに多くの人たちとシェアしたいのだ。（p. 260）
- 日本人の夫と息子と日本社会で暮らすわたし自身だって，もはや典型的なフランス人とは

言えないし，必要に迫られれば，自分の考えを曲げることだってある。（p. 265）
- 10 年以上前から，ジャーナリストとして，日本にすんでいる。その前に 11 年間パリ暮らしの経験がわたしにはある。ある程度，日本の社会とフランスの社会をくらべることが，わたしにはできると思う。（p. 266）

著者は自身のジャーナリストとしての経歴を強調し，本のタイトルにあるように，自身を「フランス人ママ記者」を名づける。さらには，数多くの引用をするジャーナリスト特有のスタイルを採用している。例えば，いくつもの数字や統計，学会名や雑誌名を挙げることで，自身の言説に威厳，格式，真実味を与える。以下はその例である。

- ちなみにフランスでは無痛分娩 63 パーセント，帝王切開 20 パーセントとある（2010 年フランス政府調べ）。（p. 38）
- 一方，日本全国の無痛分娩の割合は平均で 10 パーセント以下。（p. 41）
- …と日本産科麻酔学会も述べている。（p. 41）
- これは，www.nounou-paris というサイトに掲載されている広告の一例だ。（p. 144）
- フランスで有名な雑誌の 1 つ『Parents（両親）』の記事は，こう書いている。（p. 212）
- 女性向けのウェブサイト『aufeminin.com』がこう指摘している。（p. 247）
- 子どもの権利を擁護する活動で知られるフランス人女性，クレール・ブリセの言葉を借りれば…（p. 250）

ここからは，著者が日本の「モデル」読者（lecteur « modèle »）（Charaudeau et Maingueneau 2002, p. 338-339）をどのような他者ステレオタイプで描いているかを分析していきたい。著者である西村・プペ氏は「日本人女性たち」「女性」「彼女たち」という表現を使い，冷静かつ客観的に日本女性を考察する。

- それを，この本を手にとってくれた日本人女性たち ── その中には，フランスで暮らすことを夢見ている人もきっといるはず ── と共有したい。（p. 4）
- フランス人との結婚を考えている女性は，覚悟しておいたほうがいいかもしれない。（p. 108）
- 彼女たちは単純に，サラリーマンたちが連日の激務でへとへとに疲れ，責任の重圧と疲労感からストレスにまみれる様子を見て，同じような目にはあいたくないと思うようだ。（p. 150）
- それでも，彼女たちは権力を失うわけではない。日本では，家庭のサイフの紐を握るのは女性だ。（p. 152）
- 彼女たちは真面目だ。いつでも完璧に家事をこなさなければいけないと思ってしまうから。

（p. 245）

上記のように冷静な視線を向けると同時に，次の二つの抜粋にあるように，「共有したい」「わたしも」という言葉によって，著者は自らも同じように日本の住民，そして未来の母親たちの一員であることを強調する。

- 日本人らしく，少し切れ長の目をしたかわいい赤ちゃんを，日本人のパパと日本で育てていくこと。それは，わたしの人生で，もっともすばらしい経験のひとつ。それを，この本を手にとってくれた日本人女性たち ── その中には，フランスで暮らすことを夢見ている人もきっといるはず ── と共有したい。（p. 4）
- チラシを読むかぎり，未来のお母さんたちにとって理想的なタクシーサービスだと思う。わたしも，この一枚は手元に置いておきます。（p. 54）

ここからは，日本人作家，中村江里子氏の著書の分析を行う。『ナンデ !?　一人の日本人女性のパリでの試練』という作品タイトルが示すように，著者は本書において，自身のパリ生活における災難の日々，10 年にわたるフランス生活を経てもなお，時に経験するフランス人の衝撃的な行動を次々と語る。しかし同時に，「je suis devenue un peu plus parisienne（［私は[2)]］パリジェンヌに少し近づいてきた）」というように，今では自らにフランス文化について十分な知識があることを示すのを忘れない。また，「pays d'adoption（私を受け入れてくれた国）[3)]」と言うように，フランス・パリに対しての愛を告白する。

- Plusieurs fois par jour j'étais et je reste sans voix face à certains comportements typiquement parisiens.（一日に何十回［私は］ビックリ仰天し，典型的なパリジャンの振る舞いに声をなくし，茫然自失となりました。）（p. 14）
- Si j'arrive aujourd'hui à mettre des mots derrière ce « Nââândé !? » [« Oh non ce n'est pas possible. »], c'est sans doute parce que je suis devenue un peu plus parisienne.（今日，この *“Nâ�ndé !?”*（『ナンデ !?』）で，パリでの経験を説明できるのは，［私が］きっとパリジェンヌに少し近づいてきたからに違いありません。）（p. 14）
- Aujourd'hui, j'ai toujours ce réflexe de me dire que c'est ma faute mais j'entends aussi une petite voix me dire : « Eriko, tu n'as peut-être rien fait de mal. Si ça se trouve, c'est juste un comportement parisien. »（［私は］今でも反射的に自分が悪いのでは？と考えてしまいますが，「エリコ，あなたは何も悪いことはしていない。つまりこれはパリジャンのあたりまえの振る舞いなのよ」とささやく声も聴こえるようになりました。）（p. 15）
- Cette petite voix je la dois à tous les Parisiens que je fréquente : Achille, Agnès, Amandine, Amélie, Arnaud, Barbara, Basil, Camille ……（このささやきを私が親しくしているパリ

ジャン＆パリジェンヌたちに［私は］伝えたいと思いました!! アシル，アニエス，アマンディーヌ，アメリー，アルノー，バルバラ，バジル，カミーユ…）（p. 15）

- … : j'ai écrit ces tribulations comme une déclaration d'amour à mon pays d'adoption. « Qui aime bien châtie bien » est un dicton typiquement français, non ?（私を受け入れてくれたフランス・パリに対する愛の告白のつもりで，［私は］苦い体験を書きました。「愛すればこそのムチ」は典型的なフランスの格言ですよね。）（p. 16）

次のテクストにおいては，「je sais（分かっています）」「je sens bien que（はっきり認識しています）」[4] という表現によって，自身がフランス人社会を理解する知識と能力を有していることを強く誇示する。しかしまた同時に，「je réagis juste en Japonaise（私は今も日本人として反応してしまいます」「chez nous（我々のところでは）」と言うことによって，フランスに住んでいながらも常に日本人として反応し，感じていることを示すことで，読者に自分を日本女性として扱い，捉えてほしいとほのめかすのである。

- Je sais : m'étonner de cela risque de me faire passer pour égoïste, insensible à la dégradation des conditions de travail des fonctionnaires, mais en fait je réagis juste en Japonaise : chez nous, les dirigeants syndicaux qui inciteraient à une action de grève dans le secteur public peuvent être licenciés ou emprisonnés pour une durée de trois ans !（フランスではこんなことで驚いていたら，公務員の労働条件の悪化に対して関心を払わないエゴイストだと思われるかもしれません。とはいうものの私は今も日本人として反応してしまいます。我々のところでは，公的機関でストライキを起こした労働組合の代表者は，解雇されるか 3 年の禁固に処せられることもあるのです！[5]）（p. 51）
- Je sens bien que cette initiative paraît très bizarre aux Parisiens qui ne comprennent pas que les Japonais de Paris se sentent obligés de décoincer les centaines de mégots encombrant les grilles d'aération.（なぜパリ在住の日本人が，歩道の通気口や溝に詰まった何百ものタバコの吸殻を必死に取り除こうとしているのかわからないパリジャンには，この活動は奇妙に思えるのかもしれません。）（p. 90）

また，本コーパスでは，Galatanu のいう「エロキュティフ・アロキュティフ[6]」，つまり「nous（私たちは）」「notre, nos（私たちの）」が非常に頻繁に用いられていた。これはすなわち，発話主体＋（プラス）受信者という存在を示す。このことは，著者が日本文化・社会に非常に執着しており，日本人として感じ，日本式に考えているということをも暗示している。つまり，著者は日本女性に自身を組み入れ，同化しているのだ。実際，本名はエリコ・バルト（Eriko Barthes）であるにもかかわらず[7]，現在も「中村」という日本名を主に使い続けている。日本でのキャリアの長さから日本名を使用しているというのもあるが，あえて日本名を使用することでフランス人

読者の関心を引きつけ，その期待に応えようとしているとも考えられるのではないか。

- La culture japonaise nous apprend justement à ne jamais montrer nos sentiments.（日本の文化は反対に，［私たちは］人前ではできるだけ［私たちの］感情をあらわにしないように努めます。）（p. 56）
- Le seul problème, c'est que nous n'en faisons plus [des enfants]…（ただ，残念なのは，お行儀のいい［私たち］日本の子どもたちの数がなかなか増えないということ。）（p. 73）
- C'est comme cela que, dès notre plus jeune âge, nous sommes sensibilisés à l'hygiène de ces lieux.（このように，私たちは，［私たちが］ほんの幼いころから，これらの場所［トイレ］の清潔さに注意を払うようになるのです。）（p. 93）
- Nous, les femmes, jouons donc constamment à cache-cache avec le soleil grâce à des ombrelles, des casquettes anti-UV, des manchons de protection des avant-bras… Et en plus des accessoires, nous consommons beaucoup de produits cosmétiques bihaku（blanchissants）depuis les années 1980.（日傘，UV カットの帽子や服，アームカバーなどなど……［私たちは］できるだけお日様と友達にならないように必死の防御 !! ／日焼け防止グッズに加え，1980 年以降には美白用化粧品もよくつかわれるようになりました。）（p. 97）
- … notre idéal esthétique reste un teint pâle et blanc.（やっぱり私たち日本人にとっては色白は美しさの象徴なのです !!）（p. 98）

Amossy（2015, p. 212）によれば，「『nous（私たちは）』の使用は，話し手に自らを，個々の違いを打ち消して統一したイメージに投影させ，ある共同体，ある党派，ある国，ある職業集団の代わりに話すスポークスマン，代弁者となることを可能にさせる」。さらに，日本とフランスの化粧品広告を比較分析した筆者の過去の調査においては（Ishimaru 2004，石丸 2007），「nous（私たちは）」の使用は日本広告のみで観察された。このことからも，「nous（私たちは）」を用い，自身とその受け手を同一化，一体化させた言説は，おそらく日本人に特有のメンタリティを反映したものであると考えられる。

ここまで，本著者がいかに日本文化・社会に自身を結びつけ執着しているかを考察してきた。しかしながら同時に，フランス人読者のポジティブ・フェイス（Brown and Levinson 1987）を維持するよう配慮することも忘れていない。それを示すのが，以下のような「情意的（Galatanu 2002）」な意味価値[8] を含む発話である。

- Une chose que j'apprécie beaucoup chez les Français, c'est que personne ne veut ressembler à son voisin.（私がフランス人を高く評価することのひとつに，他の誰かと同じだなんていや !! ということがあります。）（p. 79）

- Ce qui me plaît chez les Françaises, c'est qu'elles sont beaucoup plus détendues sur ce sujet.（フランス人女性は肌の手入れやメイクに関して，もっともっとおおらかで，素敵だなと思いました。）（p. 99）
- Voilà pourquoi tant de femmes japonaises rêvent d'épouser un gaijin（un étranger），et notamment un Français — les plus romantiques des gaijin — car ici les rôles sont moins figés.（そういう訳で多くの日本人女性が外人，特に ── 外人の中でも最もロマンティックな ── フランス人と結婚したいと望んでいます。なぜなら，ここでは，［女性の］役割はそれほど決められてはいないのです。）（p. 123）

5．結論

以上の分析を通して，非常に異なる文化を有する二つの国に身を置く，日仏両国の二人の作家が，それぞれの立場，経歴を誇示しながら，フランスの読者と日本の読者に合わせた独特の言説を生成していることが確認できた。Amossy（2015, p. 46）が，「それが誰であれ，個人が，国，階級，職業，共同体の一員として自分自身に持っている表象は，社会的相互作用での姿の現し方によって具体化し始める。個人は，このように自らを位置づけるアイデンティティを構築しながら，無意識的にあるいは意図的に，認められた文化モデルにしたがって自身の言説的エートスを形成する」と述べる通りである。

ここで最初の問題提起に戻ろう。自己像，つまり，言説的エートスは作品の中でどのように作り上げられているのか。作家たちは読者に対して自らをどのように位置づけているのか。これに対しては，著者たちは，自己像，言い換えれば，特別なエートスを巧みに作り上げていることが確認でき，仮説が実証できた。彼女たちは，「モデル」読者が有していない特別で，恵まれたステータスを用い，想像の共同体（Anderson 1983）の集団に向けて，日本とフランスでの自らの体験を「出来事の証人（Témoin des événements）」（Maingueneau 2007, p. 112）として説明するのだ（図 1 参照）。

最後に，Charaudeau（1983）の概念に基づいて作成した言語行為の二つの回路の図を提示する（図 2 参照）。本稿のコーパスをあてはめた場合，伝達主体の「私」（実在の作家）と解釈主体の「君」（実在の読者）が社会的存在として外的回路に存在する。それに対し，発話主体の「私」（話し手）と受信主体の「君」（作家が想定している「モデル」読者，言い換えれば「理想の読者」）がパロール（言行為）の存在として内的回路に存在すると言えよう。

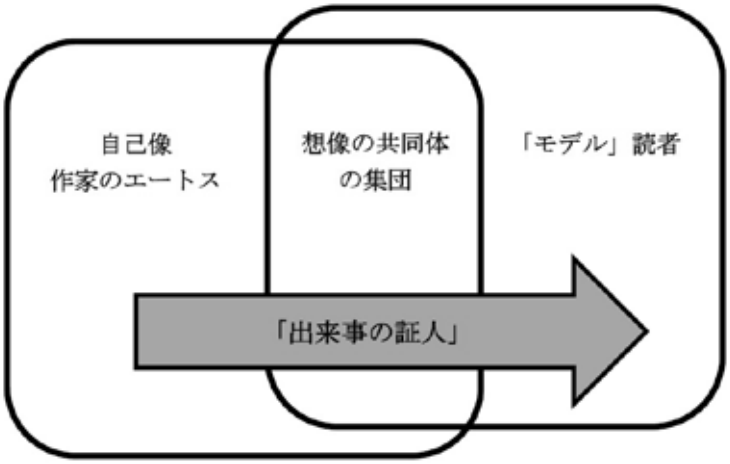

図 1：「出来事の証人」の図式

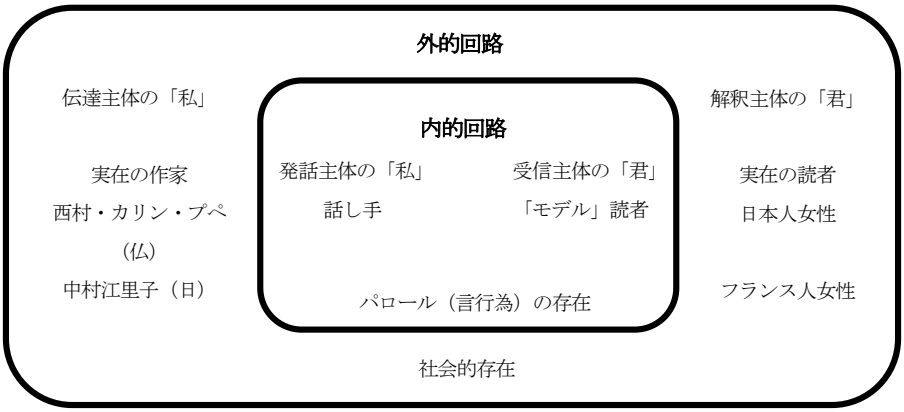

図 2：言語行為の二回路

注

1）発話装置は，フランス語では dispositif énonciatif とされることが多いが，Charaudeau（1992）は appareil énonciatif という呼び方を提案する。
2）日本語では主語が省略される場合が多いため，原文にはない主語を筆者がカギ括弧に入れて明示した。
3）フランス語の adoption という単語は「養子縁組」という意味があり，d'adoption には「自分で選択した」「帰化した」という意味もある。しかし，中村氏は日本国籍のままであることから，ここでは「第二の祖国」という意味での「受け入れてくれた国」であろう。
4）日本語版ではそれぞれ「思われるかもしれません」「思えるのかもしれません」とされているが，フランス語版では，「分かっています」「認識しています」と自らがフランス人の思考，態度をよく理解しているということが示されている。
5）この最後の文章は日本版では削除されている。

6）フランス語では élocutif-allocutif。アロキュティフは「話しかける相手の人（二人称）」である伝達主体のマーカーの存在によって定義される（Charaudeau et Maingueneau 2000, p. 354）。エロキュティフ・アロキュティフは，ナント大学言語科学科博士課程にて開講された Galatanu 教授による Sémantique et pragmatique（意味・語用論）の授業での提案。
7）所属事務所，株式会社グローバルプロモーションのホームページでの情報。www.global-pro.co.jp/talent/ 中村 - 江里子（2017 年 9 月 30 日アクセス）
8）フランス語では valeurs « affectives »。

主要参考文献

Amossy Ruth 2000 : *L'argumentation dans le discours*, Paris, Nathan, Coll. fac.

Amossy Ruth 2009 : « La double nature de l'image d'auteur », *Argumentation et Analyse du Discours* [En ligne], 3 | 2009, mis en ligne le 15 octobre 2009. URL : http://aad.revues.org/662 ; DOI : 10.4000/ aad.662（2017 年 9 月 30 日アクセス）

Amossy, Ruth 2015 : *La présentation de soi. Ethos et identité verbale*, Paris, Presses Universitaires de France.

Amossy, Ruth et Maingueneau, Dominique（dir.）2003 : *L'Analyse du discours dans les études littéraires*, Toulouse, P.U.M.

Anderson, Benedict 1983 : *Imagined Communities : Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, London, Verso ; Revised, 2016.（ベネディクト・アンダーソン著　白石隆，白石さや訳『定本　想像の共同体 ── ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山　2007 年）

Brown, Penelope and Levinson, Stephen C. 1987 : *Politeness : Some universals in language usage*, Cambridge, Cambridge University Press.（ペネロピ・ブラウン，スティーブン・C・レヴィンソン著，田中典子（監訳）斉藤早智子他訳『ポライトネス　言語使用における，ある普遍現象』研究社　2011 年）

Charaudeau, Patrick 1983 : *Langage et discours. Éléments de sémiolinguistique*（*Théorie et pratique*）, Paris, Hachette.

Charaudeau, Patrick 1992 : *Grammaire du sens et de l'expression, Paris*, Hachette.

Charaudeau, Patrick et Maingueneau, Dominique（dir.）2002 : *Dictionnaire d'analyse du discours*, Paris : Seuil.

Galatanu, Olga 2002 : « Le concept de modalité : Les valeurs dans la langue et dans le discours. », Galatanu, Olga（dir.）*Les valeurs*, Nantes, Maison des sciences de l'homme Ange Guépin, p. 17–32.

Galatanu, Olga 2008 : « La construction discursive de la dimension temporelle des entités lexicales. », Marillaud, Pierre et Gauthier, Robert, *Langage, temps et temporalité*, 28e Colloque d'ALBI, Langages et Signification, Toulouse, CALS-CPST, p. 15–24.

Ishimaru, Kumiko 2004 : *Analyse du discours publicitaire en France et au Japon : les produits de beauté*, Mémoire de DEA, Nantes, Université de Nantes.

Ishimaru, Kumiko 2012 : *Stéréotypes et représentations du soi-même et de l'autre en France et au Japon*, Thèse de doctorat, Nantes, Université de Nantes. URL : http://archive.bu.univ-nantes.fr/pollux/show.action?id=03f6cfc3-8ba1-489e-9ccf-a22e928adb47（2017 年 9 月 30 日アクセス）

Maingueneau, Dominique 2007 : « L'Analyse du discours et l'étude de la littérature », Bonnafus, Simone et Temmar, Malika（éd.）, *Analyse du discours et sciences humaines et sociales*, Paris, Éditions Ophrys, p. 109–120.

Maingueneau, Dominique 2012 : *Analyser les textes de communication*, Paris, Armand Colin.（ドミニッ

ク・マングノー著，石丸久美子・高馬京子訳『コミュニケーションテクスト分析 ── フランス学派によるメディア言説分析への招待』ひつじ書房　近日刊行予定）
石丸久美子『日仏化粧品広告比較分析研究』大阪大学博士学位請求論文　大阪大学　西宮　関西学院大学出版会（オンデマンド出版）　2007 年

交換的正義概念の系譜におけるアリストテレスと問いの源泉

伊多波　宗　周

〈Résumé〉

Cet article est la première partie d'un essai philosophique qui a pour but d'élairer la généalogie de la notion « justice commutative » dans l'histoire de la philosophie occidentale. Pierre-Joseph Proudhon (1809-1865) a clairement écrit dans *Idée générale de la révolution au XIX*e *siècle*: « Il faut traverser [...] l'ancienne notion de justice distributive et arriver à celle de justice commutative » (Proudhon [1982], 186), mais sa signification n'a pas été pleinement apprécié. Nous commançons cette recherche par la lecture d'Aristote, qui a originairement divisé la justice particulière en deux (« justice distributive » et « justice corrective ») ou trois (les deux et « justice commutative »), et nous cherchons dans cet article la possibilité de cette division.

Dans la première section, nous présentons notre plan de l'ensemble et le but de cet article. Ensuite, dans la deuxième section, nous précisons la position de la notion justice dans *L'éthique à Nicomaque* d'Aristote. Puis, dans la troisième section, nous discutons sur les deux espèces de justice particulière comme justice formelle. C'est dans la quatrième section que la « justice commutative » est l'objet. Cette justice est pour ainsi dire une justice mixte dont le principe est de « justice distributive », mais utilisant celui de « justice corrective ». De plus, parce que la « nécessité » et sa représentation (« monnaie ») sont indispensables pour celle-là, « justice commutative » aura de la substance. Dans la cinquième section, nous mentionnons le discours sur l'échange dans *Politique* et l'amitié dans *L'éthique* et examinons le problématique de « justice commutative ». Finalement, dans la sixième section, nous écrivons la conclusion et notre perspective à la suite.

1．はじめに

1-1　全体構想の概略

本稿は4編構成の交換的正義概念の系譜をめぐる哲学的試論の第1編であり，独立した哲学史研究の論でもある[1)]。まず，全体構想の概略，訳語をめぐる問題，本稿の目的と展開を述べる。

全体構想は，近代フランスの社会哲学者ピエール＝ジョゼフ・プルードンの思想の位置付けに関わる。プルードンが『十九世紀における革命の一般理念』（1851）において，社会原理を配分的正義（justice distributive）から交換的正義（justice commutative）へと改めるべきだと主張したこと（Proudhon［1982］，186）の意義は過小評価されていると考えられる。初期社会主義者の一人と目され，自由主義的政治経済学の議論にも一定以上に精通していたプルードンが，近代社

会の本格化する時代に，このようなテーゼを掲げた意義を明らかにするのが全体を通じての目的である。

この研究の必要性は，交換的正義（および配分的正義）概念の意味づけが，時代・論者によって大きく異なること，同時に，事柄として，配分的／交換的という区分が，それほど明瞭でないことに由来する。前者に関し，前述のプルードンの主張は，現代の観点からすると，垂直的な配分を基礎とする社会像に替えて，人々の水平的な相互性（réciprocité, reciprocity）に基づく交換を基礎とした社会像に，と読める。だが，19 世紀中葉の社会が，垂直的配分に基づく社会だったとは言えないだろう。後者に関し，交換的正義とは，結局，基本的人権の平等な配分の別の表現であるいう見解も成り立つ。4 編を通じて，人間社会における正義のあり方，とりわけ，ロールズ的な配分的正義の議論以降に，別の正義の構想が成り立ちうるか考察する際の基準を明確化したい。

全体構成は以下の通りである。第 1 編（本稿）において，アリストテレス『ニコマコス倫理学』（以下，基本的に『倫理学』と略記）の議論を中心に，西洋哲学史における交換的正義論の始まりについて論考する。第 2 編では，その議論を踏まえたトマス・アクィナス，ドゥンス・スコトゥスら，中世における議論展開を概観し，そこでの論争の意義を明らかにする。第 3 編では，近代社会契約論の祖と目されるトマス・ホッブズを軸に，以前と以後の議論展開を概観し，配分的正義と交換的正義の概念布置の変化とその意義を明らかにする。そして，第 4 編において，18～19 世紀における経済学的諸思想の誕生の中で，交換的正義がどう扱い直されたかを明らかにし，プルードンによる交換的正義の更新的復権の意義と射程を明らかにする。

1-2　訳語をめぐる問題

交換的正義について考察する際，訳語に注意しなければならない。アリストテレスは，『倫理学』第 5 巻で，「部分的正義」を二つの正義へと分ける。一方の「配分的」正義は，ギリシア語の διανεμητικὸν に対するラテン語訳がほぼ distributiva に定まり，英語の distributive など近代語訳も定まっている。他方は，ギリシア語において διορθωτικὸν（近いニュアンスの語に ἐπανορθωτικὸν も）と表現されたもので，英語では corrective，最新の日本語訳では，「矯正的」「是正的」正義という原語のニュアンスに則った訳語が当てられている。

後者の正義について膨大な論争がある。仮に，「交換的正義」が「矯正的正義」の一部であるという立場を採るとして（4-5 参照），「矯正」「交換」を包含する概念がない以上，いずれかで代表しなければならない。διορθωτικὸν のラテン語訳として，一方で，当時最も影響力のあった翻訳（トマスも参照した）の一つで用いられた directiva はじめ，regulativa，correctiva，rectifativa 等々，「正す」系統の語が用いられ，他方，トマスが与えた訳語であり，「時代を通じて最も一般的」となった commutativa を最巨頭に，交換・応報系統の語がより多く用いられた歴史がある。それに対応し，英語の commutative justice，日本語の「交換（的）正義」のような直訳近代語が流通する（以上，Englard［2009］，2-3, 7）。やがてホッブズが，行為の正義が commutative

と distributive の二つに分けられてきたと述べるとき，前者の正義に「正す」のニュアンスは含まれていない（Hobbes［1996］，99-100）。

以上のみならば，「交換的正義」と訳されている語に，本来は「正す」というニュアンスがある，つまり「交換＝矯正的正義」なのだと捉え，後者のニュアンスが忘却されたと加えれば済む。しかし，事態を複雑にしたのは，アリストテレスが，二つの部分的正義に次いで展開した応報（相互性）の議論である。ここで，「第三の正義」が論じられていると見なす立場がある（現代のアリストテレス解釈の主流はそのような解釈である）。その場合，この「第三の正義」こそが「交換的正義」と呼ばれる。つまり，配分的（distributive）／矯正的（corrective）／交換的（commutative）の三者が並ぶことになる。だが，第二のもの（あるいは，第二と第三を包括するもの）の訳語として commutative が使われてきた歴史もあるのだから，当然のこと，混乱が生じる。

1-3　本稿の目的と展開

上述のような錯綜を前に，むしろ驚くべきは，近代において，配分的正義と交換的正義という概念セットが，出自の混乱をよそに，困難なく用いられてきたことである（アリストテレス研究の文脈を除けば）。近代社会哲学において，ホッブズからプルードンに至るまで，この二つの正義が二つたることへの疑義が真摯に呈示された形跡はない。何かが忘却されたと言うべきだろう。

そこで本稿は，アリストテレスが設定した区分をどう評価できるのかを考察する。アリストテレス解釈における正しさを争うことが目的ではなく，交換的正義概念が，どのような可能性を胚胎したものだったのかを，以後の論争を誘発することになった特質を含めて見ることにしたい。

以下，次の順序で論じる。まず，『倫理学』における「人柄の徳」としての正義の位置付けを確認し（2 節），それをうけて配分的正義と矯正的正義の形式性を明らかにする（3 節）。ついで，交換的正義が応用的正義であることについて述べ，交換的正義をめぐる論争について付言する（4 節）。そののち，『政治学』の交換についての議論および『倫理学』における友愛論を概観し，交換的正義に孕まれた問題性とその解決の糸口について明らかにする（5 節）。そして，第 2 編以降の問題を予告しつつ，結論を述べる（6 節）。

2．『ニコマコス倫理学』における正義の位置付け ── 徳と正義 ──

2-1　幸福論から徳論へ

幸福論として始まり，幸福論に終わる『倫理学』は，その第 5 巻で正義について論究する[2)]。幸福論が徳論に展開し，徳論の一部として正義論が置かれるのだ。正義の位置付けを捉え損ねないために，本節では，その手順の要点を確認し，徳一般の中での正義の特異性を確定する。

アリストテレスは述べる。幸福は，手段ではなく，それ自体が追求される目的である点で「完全なもの」であり，それだけで人生を望ましいものにするという点で「自足的なもの」である。

ただし，幸福の自足性は，孤立して生活する者にとってのものではなく，共に生活するということを含んでのものである。人間は自然本性的にポリス的であるからだ（1097a31-b12）。

こうして幸福は，最善のものと考えられているが，人間の「働き（ἔργον）」を論じることでその意味が明確化されると述べられ（1097b24-25），徳＝卓越性（ἀρετή）の議論が始まる。大工や靴職人に特有の働きがあるように，人間に特有の働きを「理り（λόγος）に基づいた」「魂の活動」と捉えるなら，たとえば，卓越性に基づく演奏があるように，卓越性＝徳に基づく魂の活動がありうる。すると，人間にとってのよさとは，「もっとも善く，もっとも完全な徳に基づく魂の活動」ということになる（1098a7-20）。明確に言った場合の幸福とは，完全な徳に基づく魂の活動である。こうして，『倫理学』の多くの部分は，徳について論究する形で展開する。

徳には，大別して二種類がある。「思考に関わる徳（知的な徳）」と「人柄（性格）に関わる徳」である（1103a4-10）。後者の代表例は，勇気や節制だが，本稿の主題である正義も，この一つと数えられる。正義とは，まず，基本的に，人柄に関わる徳である。

2-2　正義とその他の「人柄の徳」の共通点

次に，正義と他の「人柄に関わる徳」との共通性を見よう。正義は，他の「人柄の徳」と同じく，人間的なもの，人間にふさわしいものである。正義の行為は，神々にはふさわしくない（1178b10-13）。幸福について再論される最終の第10巻において，観想的生活が，神的なものを含むとされるのに対し，正義や勇気といった「人柄の徳」は，人間的な事柄に関すると捉えられている（E.N.10.7-8）。正義とは，超越的な基準に照らして，その有無が判断されるものではない。

正義の人になるには，他の「人柄の徳」の場合と同じく，一定の性向（ἕξις）を身につけていなければならない。節制ある行為をしなければ，節制ある人にならないのと同じく，正義の人になるには，正義にかなった行為をなさなければならない（1105a26-35）。

正義の性向が中間性（中庸＝μεσότης）を志向する点も，他の「人柄の徳」の場合と同じである。「しかるべきときに，しかるべき事柄について，しかるべき人々との関係で，しかるべき目的のために，しかるべき仕方で」感情をもったり，行為したりすることが「中間にして最善」であり，それこそが，徳に固有のことであるとされる（1106b21-23）。たとえば，向こう見ず（超過）と臆病（不足）の中間に，勇気という「人柄の徳」が位置づく。

この中間性をめぐる第2巻第6章の議論において，正義論にとって重要な「比例（ἀναλογία）」の概念が登場する。徳に固有の中間性は，算術的比例に基づくものではないという文脈である。10と2に対する6が，算術的比例に基づく中間だが，10では超過で，2では不足という場合，必ずしも，「しかるべき」ものに値するのが6とは限らず，その場合の「中間」を「われわれとの関係における中間」とアリストテレスは呼ぶ（以上，1106a29-b8）。アリストテレスは，正義の場合，ことは単純でないと認めつつ，やはり，それが徳の一つである以上，中間性を志向するものであると述べている（1108b7-10）。

2-3　「人柄の徳」における正義の特異性

人間的なものであること，一定の性向を身につけて具わること，中間性を志向すること，以上の点において，正義は他の「人柄の徳」と共通である。それでは，正義はもろもろの「人柄の徳」の中でどう特異か。第5巻の議論を見よう。まず注意すべきは，「正義」も「不正」も多義的である点だ。アリストテレスは，全体的正義，すなわち「法の正義」と部分的正義を区別する。

勇気ある行為，節制ある行為等々を命じる「法の正義」は，「徳の部分ではなく，徳の全体」であり，「他者との関係における」「完全な徳」と呼ばれる。勇気であれ節制であれ，どのような「人柄の徳」も，他者との関係において発揮されるものとしては，正義である。この意味での正義は，個々の「人柄の徳」と比して，一段上に位置付けられるものだと言える（法の正義については，本稿に次ぐ第2編で詳述することになる）。だが，岩田も指摘するように，他者に向かう徳を総称して正義と呼ばれていると捉えてはならない。正義は，他者に対する使用・行使である点で，性向の所有を意味する徳とは異なるからだ（岩田［1985］，252-253）。とはいえ，全体的正義の外延は徳のそれと一致している（以上，1129b19-1130a13）。

本稿の主題である部分的正義は，あくまで，「人柄の徳」の一つとして論じられるものである。部分的正義は，勇気や節制と同じく，固有の中間性を問えるような一つの徳，「徳の部分」（1130a14）である。だが，この部分的正義も，先の全体的正義と同じく，他の「人柄の徳」からは際立つ特質を具えている。それは，もっぱら他者に向いた徳だという点である。勇気や節制は，さしあたりは，単独の人間の性向と捉えられる。しかし，部分的正義の場合，そもそも他者との関係におけるものであることが前提となる。それこそが，正義の議論を単純でないものとする理由である。その中間性を問おうとするときに，単独の人間に焦点に当てて議論することがそもそも不可能な「人柄の徳」が部分的正義なのである。

全体的正義の外延が，他者との関係における徳の外延と一致している以上，勇気や節制も，それが他者との関係において行使された場合，全体的正義の一部分となり，部分的正義の行使も，もちろん全体的正義の一部分である。その中で，他者との関係の中でこそ徳が問題になるような「名誉や財貨や身の保全をめぐるもの」が部分的正義の領域である（1130a33-b5）。

部分的正義の中間性は何か。アリストテレスは述べる。不法なことすべてが不公平なことではないが，不公平なことはすべて不法である。それゆえ，不法なことが全体，不公平なことが部分という関係が成り立つ（1130b8-11）。すると，法に適っていることが全体，公平であることが部分という関係も同じく成り立つと考えてよい。このようにして，部分的正義は，公平性へと焦点化され，正義の中間性とは公平性のことであると明言される（1131a10-11）。以上の議論をまとめて，部分的正義とは，他者との関係において，名誉・財貨・身の保全をめぐり，公平という中間性を志向する人柄の徳である，と整理できる。

3．配分的正義と矯正的正義

3-1　配分的正義と事物同士の関係

本節を通じて，二つの部分的正義として提示される配分的／矯正的正義を，形式的な正義としておさえる。両者は次のように定義される。「一方の種類は，名誉や財貨，そして他の国制をともに構成するもののうちで分かちあうような事柄の「配分」に関わるもの」であり，「他方の種類は，人と人とのやりとりにおける「矯正的なもの」に関わるもの」である。後者には，本意のもの（販売，購入，貸与等々）と意に反したもの（窃盗，姦通等々，秘密裏に行われるものと，暴行，監禁，殺人等々，暴力によるもの）の二種がある（1130b30-1131a9）。

まず第5巻第3章で扱われる配分的正義，すなわち，ポリス内で財貨等の物質的なもの，名誉等の精神的なもの双方を公平に配分する際の正義の内実を見よう。前節を踏まえ，どのような配分こそ公平で中間的とされているのか，誰のどのような場面での配分かという順で議論を追う。

正義は最低でも四項によって成り立っていなければならない（1131a18-20）。他者との関係における徳の行使としての正義は，最低でも二人の人間と，公平性が問題になるような二つの事物とがなければ成り立たない。「二人の人と二つのもののあいだに成り立つ等しさは，同じ等しさである。なぜなら，後者の二つのものの関係は，前者の二人の関係に対応しているからである」（1131a22-25）。こうして，等しい人同士の間で配分が異なれば，逆に，等しくない人同士の間で配分が同じであれば，不公平ということになる。配分的正義の原理と呼ぶべきは，「幾何学的比例」である（1131b13-14）。人A対事物Cが，人B対事物Dと等しい場合に，配分的正義が成り立つ。

ここに，正義と他の徳との違いから帰結する重要な特質が見出される。正義は他者との関わりのみならず，事物と事物の関係性に関わる形でしか成立しえない「人柄の徳」である。たとえば，戦争の状況で，逃げ出すのは臆病（不足）で，戦うのが勇敢（中間性）であるように，他の徳の場合，「人」対「事物」の場面での「人」のあり方のみが問題になる。対して，正義は，「人」の「人」に対するあり方の正不正の条件に，「事物」対「事物」の関係が不可避的に関わる。

事物同士の関係性が配分的正義の条件として機能するという考えは，今日に至る正義論の系譜の始まりに位置する本質的事柄だと考えられる。しばしば指摘されるように，幾何学的比例の考え方自体は，プラトンの『法律』（757B-C, 744Cほか）および『ゴルギアス』（508A）にも見られる（Del Vecchio［1953］，57n.3; Gauthier & Jolif［2002］，II-1，349; Englard［2009］，6ほか多数）。Englard［2009］は，そのことに言及しながら，プラトンが幾何学的比例を算術的比例の優位に置いたのに対し，アリストテレスはどちらをも厳密な意味での公平性と捉えたとする（Englard［2009］，6）[3)]。

もっぱら複数の正義（およびその原理）の優劣に関わる議論が問題であるなら，アリストテレスはプラトンの設定した問題圏の中で論じていることになる。他方，同じく複数の正義とその原理を論じつつ，そこに新しい基軸が見出されるなら，問題の地平は別に設定されたことになる。

本稿は，後者だと考えるに際し，事物同士の関係性が俎上に乗せられた点を強調したい。誰のどのような場面での配分かという問いの方に移り，その根拠を明らかにしよう。

3-2　配分的正義の形式性

配分的正義の議論において問題になるのは，もちろん，人と人との「等しさ」の基準である。知られるように，アリストテレスは「価値（ἀξία）」の概念を用いる。先の配分的正義の説明の後，その説明の正当性を示す根拠の一つとして，「配分は価値に基づくことからも明らかである」と述べられる（1131a24-25）。価値とは具体的に何か，複数の見解が示されてきた。

第5巻第4章で，たしかに，アリストテレスは，「共有の財貨から配分が行われる場合，お互いにそれに注ぎ込んだ分の割合に応じて行われるはずだ」（1131b27-30）と述べており，価値とは，まず，共同体に対する貢献の度合いであるという解釈を可能とした（e.g. Johnston［2011］，73）。あるいは，同第5章の，公権力をもつ者を殴るとより多く罰せられるという議論から，中世における解釈に代表されるように，価値とは，まず，政治的地位のことだという解釈も存在してきた（Englard［2009］，14，18）[4]。アリストテレス自身，第4巻第3章で，価値とは「外的な善」に値することであり，「外的な善」の中でも，名誉が最大のものであると述べてもいる（1123b20）（のちの箇所では，友人が最大の「外的善」とも述べられる（1169b8-10））。

だが，「配分は価値に基づく」という記述の直後，何らか価値に基づくことには万人の同意があるが，価値の内容についての同意はないとはっきり述べられ，民主制，寡頭制，優秀者支配制それぞれの擁護者の持ちだす価値は異なるだろうと例示されている（1131a25-29）。このことから，配分的正義は，価値に関するものではあれ，価値の内容については中立的で，多くの論者が指摘するように，「形式的な」正義であると捉えるのが妥当である（Lapie［1902］，45; Englard［2009］，6ほか）。とはいえ，いかなる配分にも一定の正義があるという相対主義の主張とは捉えられない。ポリス内に一定以上の「外的な善」についての共通認識があり，どのような価値に基づく配分が望ましいか定まっていなければ，配分の正不正を言うことは通常できまい。

このことに関連して，配分的正義が，誰のどのような場面の「人柄の徳」であるかの答えは明確である。配分を得る当事者であれ，配分する主体であれ，配分に与る者一般が，同じ価値に基づく配分をしようとする場面である。その点，近代の，とりわけ再分配型国家に関して言われる配分的正義のイメージとは大きく異なる（Fleischacker［2004］，14-15）[5]。アリストテレスは，配分を得る当事者にも着目し，人柄の問題として「不正な者がより多くを取り，不正を受ける者がより少なく取ることになる」（1131b18-19）と述べている。

配分的正義の形式性を支えるものこそ，事物同士の関係性を含む四項関係だと考えられる。プラトンの議論と比較しよう。『法律』においてプラトンは，幾何学比例によって配分される対象として，役職や税金や分配金（744C），そしてとりわけ名誉（757B-C）を挙げる。対象という点では，アリストテレスはプラトンを継承している（役職については，『政治学』で述べられる）。また，価値についても，祖先や当事者の徳性，身体の強さ・相貌，貧富と複数の価値が挙げられ

ており（744C），価値の複数性という点でもプラトンを継承しているように見える。

だが，プラトンの関心が，複数の価値の関係性に向いているのに対し，アリストテレスは，あえて，価値相互の関係性を問わずに，かの四項関係という形式を提示したと捉えられる。プラトンは，幾何学的比例による公平さは「ゼウスが判定するもの」で，「本性に応じて適当なものを」，とりわけ徳に応じて名誉を分け与えるものだと述べ（757B-C），さらに，徳性や身体のみならず，財産の多寡が価値として用いられ，財産階級が設けられたのは，「ポリスが万人に均等な機会を提供するため」だと説明する（744C）。一見して明らかなように，国家建設を主題に議論展開するプラトンは，制度論として，どの価値に基づく配分が公平であるのかにコミットし，価値に順序関係を設ける。対するアリストテレスの関心は，価値が共有された後の場面を想定しており，人間的なものとしての配分的正義の中間性の内実となる幾何学的比例関係そのものに向いている。

アリストテレスから離れて，あえて強く言えば，幾何学的比例の論理は，事物の関係性こそが人間の価値を決定する転倒にすら開かれる（つまり，1対2の事物が配分される二者の価値は1対2と観察できる，というような）。もちろん，アリストテレスは価値共有後の場面の「人柄の徳」を語っており，そのような読解はあり得ない。だが，プラトンと対照的に，価値の順序関係を論じなかったアリストテレスの議論形態は，事物の関係性の重視ゆえ，転倒にすら開かれた形式性を帯びたことで，近代正義論にまでおよぶ枠組設定に決定的だったとも考えられる。

3-3　矯正的正義の別様の形式性

次に，第5巻第4章で扱われる矯正的正義，すなわち，本意・不本意いずれかの，人と人とのやりとり（係わり合い＝συναλλάγματα）に関する正義について見よう（トマスを代表格に，「交換的正義」とも訳された問題含みの議論である）。アリストテレスは，意に反して（相互了解に基づかずに）行われる窃盗と姦通を例に議論を進める。まずは，その議論を対象とする。

窃盗や姦通において，加害者および被害者が普段高潔か劣悪かに関係なく，法は，そこでやりとりされた「害」にだけ注目して両者を同等に扱い，裁判官は，害のやりとりによって生じた不公平を公平に復する。つまり，加害者の得た利得に対し，損害によって減殺するかたちで，公平性が回復される。その原理と呼ぶべきは，「算術的比例」であり，配分的正義の幾何学的比例とは異なる。当事者の価値と無関係に，「損害と利得の中間」を志向するのが，矯正的正義である（以上，1131b33-1132a19）。「裁判官は平等を回復させる者であるが，彼の役目はあたかも，不均等に分割された線分を，大きな分割部分から，それがちょうど半分を超過した分を取り除いて，これを小さな分割部分につけ加えるようなものである」（1132a25-28）。

誰のどのような場面での中間性を志向する「人柄の徳」かという点で，この正義は明確である。裁判官が両当事者という他者を前にして行使し，平均化というかたちで中間性を志向するものである。また，四項関係で成り立つ配分的正義に対し，事物同士（損害・利得）の関係にこそ焦点の当てられた正義だと言える。その意味で，矯正的正義は，配分的正義とは別様の形式性を具えた正義である。人の価値をあえて考慮に入れず，損害・利得に関する純粋な算術的操作に基づく

ような「人柄の徳」だからである。

ところで先に，徳に固有の中間性は算術的比例に基づくものではない，という議論に言及した(2-2)。だが，上記の議論とその記述とは矛盾しない。なぜなら，徳の中間性に関する議論の中で，すべての行為に中間性があるわけではないとして挙例されるのが，まさに姦通，窃盗，殺人など，矯正的正義の関わる領域のものだからだ。これらは，「常に誤っている」(以上，1107a9-17)。当事者の誤りを前にした第三者の徳こそが問題とされる正義なのである。

この議論に対し，矯正することと刑罰を与えることとは異なるという批判がなされてきた（cf. Gauthier & Jolif [2002]，II-1，359; Raphael [2001]，51-52)。だが，正義論の歴史に関心の焦点を当てれば，アリストテレスは，配分的および矯正的正義の二つによって，正義の二つの形式性を露わにさせたのだと考えられる。前者によって，価値内容を問わず，人と人との関係性が事物の関係性に合致する形式での正義，後者によって，事物と事物の崩れた関係性を本来の関係性に戻す形式での正義が示され，「人柄の徳」の問題であるという前提を逃れ，正義そのものの形式性を問える地平が萌芽していると捉えることができる。これら正義は，誰のどのような場面での，という条件を外しても，形式的なものとして自存するように見えるからだ。おそらく，応報をめぐる論争が生じたことは，この形式性に由来する。その議論の錯綜に分け入ろう。

4．応報・交換的正義について

4-1　本意のやり取りをめぐって

矯正的正義をめぐる議論を錯綜させた大きな要因は，本意のやり取りをめぐる議論である。それを論じた第4章末の箇所（1132b11-20）を，どの場所に置くべきかで，すでに解釈が分かれる。その箇所で，まず，矯正的正義がその中間性を志向する損害・利得という語が，元来は，自発的な交換に由来する言葉であることが指摘される。ついで，その根拠が示された後，「本意からでない取引の場合の正しさとは，何らかの利得と損害との中間であり，取引の前と後における公平性の確保である」(1132b18-20）と結論づけられる[6)]。この箇所を，章末ではなく，先に言及した「損害と利得の中間」についての議論の前（1132a14)，または直後の，裁判官の役割を述べる直前（1132a20）に移動することなどが提案されてきた。姦通や窃盗など刑法的な事柄のみならず，売買契約等，民法的な事柄においても，第三者の矯正的正義が要される場面があること，なにより，矯正的正義が本意・不本意の事柄に関すると述べられていたこと（1131a1-9）が論拠である。

仮に移動案を採用するとしても，ここでの議論は，本意によるやり取りに関する不正を矯正する場面に限ったものであり，商取引のすべてが語られているとは見なせまい。実際，商取引の議論が行われるのは次章なのだ。すると，商取引をめぐる正義には二種類がある（A)，または，二章にまたがり本意・不本意のやり取りについて議論されており，包括して「矯正的正義」の名が与えられている（B)，以上二つの見方が可能だ。

逆に，移動案を採用しなかった場合も，本章において，例としては本意でない取引のみを論じているが，当然に本意の取引でも同様だと考えられている（C），本章では，不本意の議論だけに絞り，次章での本意のやり取りについての議論を章末で予告している（D），以上二つの見方が可能だ。（C）を採れば，次章の議論は，矯正的正義の議論が済んだ後の議論ということになるので，そこでは，商取引についての別の正義が議論されるという考えに（C = A），（D）を採れば，次章の議論は，本意のやり取りについての議論に割り当てられており，もともと，矯正的正義には，本意・不本意があると述べられていたことに照らし，二章にまたがって「矯正的正義」の議論がされているという考え（D = B）になる。結局，移動案を採用するか否かを問わず，次章の応報についての議論は同じ問題を抱えており，次章の第 5 章を見なければ結論は出ない。ここではそのことを確認したに留め，4-2 末で結論を得る。

4-2　応報について

交換的正義概念の出自と言える第 5 巻第 5 章の冒頭で，ピュタゴラス派の主張として，応報（相互性 = ἀντιπεπονθός）こそ無条件に正しいとする考え方が紹介される（1132b21）。応報 = 相互性の歴史については，Johnston［2011］が，正義論を功利主義と義務論の二大主流でのみ見ることを批判し，概観している。応報の正義とは，いわゆる，「目には目を」の発想，善には善を返し，悪には悪を返すという伝統的な正義観である。ただし，歴史的に，それは必ずしも等価の返しであるべきとされてきたわけではない。Johnston［2011］は，「不均衡の相互性（imbalanced reciprocity）」という語を用いて，「均衡のとれた相互性」である「目には目を」が自由民同士についての条項であって，同じハンムラビ法典の二つ後の条項に，賤民の目を損なった者は銀 1 マナを支払わなければならないと書かれていることを紹介する（Johnston［2011］，30，17）。

プラトン『国家』におけるソクラテスは，害悪に害悪を返すという意味での応報（復讐）は正しくないと述べる（335D-E）が，上述の観点からすれば，これは正義論の歴史における画期的主張と見なしうる（Johnston［2011］，44）。Johnston［2011］の整理にしたがえば，プラトンにおいて，正義は技術の対象となり，強制力で実現されるべきものとなる。対して，アリストテレスは，相対的に平等な者たちの一連の関係が正義の問題であり，伝統的ともいえる相互性こそが彼の正義理論の「碇」であるとされる。（Johnston［2011］，65）[7]。

さて，アリストテレスは，ピュタゴラス派の主張が，配分的正義にも矯正的正義にも合致しないと明言する（1132b24）。そして，中世アリストテレス解釈において注目された事例，すなわち，公権力をもつ者が殴っても，殴り返されてはならないが，逆に，公権力をもつ者を殴ると，殴り返されるだけでなく，懲罰も受けるという事例を挙げる（1132b28-30）。だが，これは，応報を「無条件に正しい」と見なすことへの反例であり，応報が，いかなる場合にも正義たりえないという主張を読むことはできまい。それゆえ，アリストテレスは，次のように述べるのだ。

だがそれにもかかわらず，交換のための共同体において人々を結びつけるのは，この種の正義，つまり比例に基づいた応報であって，等しさに基づいた応報ではない。なぜなら，この比例に基づく応報が行われることによって，ポリスが維持されているからである。[…] あるいはまた，善には善で報いることも，人は求めている。さもなければ交換が成り立たなくなるが，まさにこの交換によって人々の結び付きは維持されるのである。(1132b32-1133a2)

ここで，善に対して比例に基づき善を返す応報によって交換の共同体が成り立ち，ポリスが維持されていると述べられる。そのような意味での応報＝相互性が，「この種の正義」と呼ばれる。単なる応報ではなく，比例に基づくことによる規範性を帯びた応報が「正義」と呼ばれる。これは多くの研究者が第三の「交換的正義」と呼ぶものである。そもそも人間は自然本性からしてポリス的であった（2-1）。だが，自然本性だけでポリスが維持されるのではない。交換による結びつきが，ポリス維持の重要な要因である（他の要因である友愛については，5-2 で見る）。

アリストテレスは，「対角線に沿った組み合わせ」という表現を用いて四項関係からなるこの正義を説明する。A を大工，B を靴職人，C を家，D を靴とし，四角形 ACDB を作ったとき，対角線にあたる線分 AD と線分 BC，すなわち，大工と靴，靴職人と家の組み合わせが「比例に基づいた与え返しを実現する」(1133a6-10)。注目すべきは，「まず比例に応じた等しさがあり，次に相互の応酬が成り立っているなら」，交換的正義が成り立つという点である。あらかじめの比例関係に基づかない交換関係は，公平でなく，関係も維持されないのだ（1133a10-14）。つまり，A 対 B と C 対 D の外項の積 AD と内項の積 BC（つまり対角線関係）のイコールが事前に成り立った上でなされる交換が，正義に適っていると言われるのだ。それゆえ，応報は無条件にではなく，あらかじめの比例関係に基づいてなされる場合のみが正しい。

誰のどのような場面での，他者との関係における「人柄の徳」か。それは，大工と靴職人が例示されるように，交換関係に入る当事者の，交換相手との関係における公平さである。そして，ここで少なくとも次の二点は明らかである。ここでの議論対象が，本意のやり取りについてのものであること，裁判官のような第三者の正義が問題とされているのではないことである。交換的正義の議論は，「人と人とのやりとりにおける」ものであるが，不正な交換を第三者が正すという場面，つまり，算術的比例が原理とされるような場面が論じられていない以上，上述の議論は，「矯正的なもの」に関わる議論でないのは明らかである。次に，ここで問題にされている正義の原理について見よう。

4-3　交換的正義の原理は何か

交換的正義は，幾何学的比例を原理とするものと言えるのか。配分的正義が，人 A 対事物 C と人 B 対事物 D との等しさ，交換的正義が，人 A 対人 B と事物 C 対事物 D の等しさという，結局は同じ比例を問題にする以上，同じ原理に基づくものと言えるのか。上述議論についでなされる「必要」(χρεία) をめぐる議論は，きわめて重要である。本稿では，配分的正義と矯正的正

義の議論の意義を，その形式性においておさえたが，「必要」により媒介される交換の正義には，実質性が伴わずにはいられないからだ。「貨幣こそ，取り決めによって必要のいわば代替物とされたものなのである」（1133a29）。まず，必要の代理表象である貨幣の議論を見よう。

比例関係の事前成立が公平な交換に欠かせないのは，事物同士の関係だけからは，公平性の基準が発生しないからである。靴何足が家一軒に相当するのかは，靴や家そのものからは発生しない。アリストテレスは「成果は平等にされなければならない」（1133a1-9）と述べ，貨幣（νόμισμα）という人為的なもの（法＝ νόμος）の発生へと議論を展開する（1133a30-32）。事物の価値を比較可能にするための人為的尺度の発生である。これにより，事物同士の関係を価格という形で事前確定できる。だが，より注目しなければならないのは，交換関係に入る当事者同士もまた「平等にされなければならない」と述べられる点だ。

> 実際，二人の医者からは共同関係は生まれず，医者と農夫から生まれるのであって，総じて異なった，しかも平等ではない人たちから，共同関係は生まれるのである。つまり，その人々は，互いに平等にされなければならない。したがって，そのための交換の対象は，すべて何らかの仕方で比較可能なものでなければならない。まさにこのために貨幣は導入されたのであり，これがある仕方で中間のものとなっているのである。（1133a14-20）

ここには，矯正的正義の原理である算術的比例の発想が用いられると考えてよい。矯正的正義が働くためには，当事者の価値をあえて考慮に入れずに損害・利得という事物の関係性だけに焦点を当てるという形式的発想が必要なのだった（3-3）。ここでも，医者であれ農夫であれ，その価値を捨象してこそ交換の正義が成り立ちうる。これは，事物同士の関係性が人同士の関係性に一致する形でなされるべき配分の正義とは異なる発想である。

アリストテレスは，交換の公平性を事前に担保する貨幣の議論において，先の対角線関係の議論を一歩先に進めていると考えられる。「大工」対「靴職人」が「家」対「靴」とイコールになるためには，いくつかの方法が考え得る。論理的には，家１軒と靴１足の交換が，生まれのよい靴職人と生まれに劣る大工の間で行われるべき，というように，交換者の価値に比例させることも可能だ。そのように複数ありうる選択肢の中から，ここで明確に，人同士の関係を１対１にし，事物同士の量的な関係性で交換するべきということが選択されているのである。

このことと，公平な交換が「比例に基づいた応報」であることとは矛盾しない。対角線関係において，交換者同士の価値と，事物の価格とが掛け合わされた形で交換がなされることと，交換者同士の価値が均一化されて（1対１になって），事物の価格に基づく形で交換が行われることとは，本当は同じことである。つまり，交換者の価値が１対１なのか否かの違いがあるだけで，形式的には，同じことがなされている。その形式性に実質を埋め込むのが，貨幣による事前性の確保であり，貨幣の機能が，「必要」に根拠を置く以上，交換的正義は，否応なく，実質性を帯びる[8)]。つまり，価値中立的な原理だけで交換的正義概念は自足せず，価値内容の充填が概念成

立に不可欠なものとなる。それが，配分的・矯正的正義との違いであり，固有の原理をもたず，それら二つの混合形態がとられている点で，応用的な正義なのだと考えることができる。これについては，応報が正しくあるためには矯正的正義と配分的正義の結合でなければならないとするLapie［1902］の議論に説得力がある（Lapie［1902］，35-40, cf. Englard［2009］，182）。

4-4　交換的正義の「弱い実質性」

次に，貨幣が代理表象している当の「必要」の議論から，交換的正義の実質性の意義を考察する。「必要」こそが「すべてを結びつけている」と述べられる（1133a26-27）。だが，誰の必要だろうか。この箇所は，通例，プラトン『国家』のポリス形成の議論を背景にしていると指摘される。そこで，まずは『国家』の議論を見よう。

『国家』のソクラテスは，各人が自給自足できず，多くの不足を抱えることがポリスの起源であるとして（369B），「ある人はある必要のために他の人を迎え，また別の必要のためには別の人を迎えるというようにして，われわれは多くのものに不足しているから，多くの人々を仲間や助力者として一つの居住地に集めることになる」（369C）と述べる。ポリスを作る要因が「必要」であることが確認され，ポリスを思考の上で一から再構成する作業が行われるのだ。そして，衣食住こそ最大の必要であることなどが指摘され，結果，必要最小限のものからなるポリスの成員は，農夫，大工，織物工，靴職人，（その他必要品のために仕える者）の四，五人だとされる（369D）。

ここで，必要をめぐり，二つの異なる論理が連続的なものとして用いられている。はじめに書かれるのは，自給自足できない各人の必要の論理であり，再構成の議論で用いられるのは，自足的なポリスが成立するための必要という論理である。

アリストテレスの「必要」もまた，それを介して交換による共同関係を築くものであり，先に見たように，ポリスを維持するのに資するものであった。だが，『国家』における二つ目の論理，自足的なポリスが成り立つための必要という論理の方は，交換的正義の議論においては見られない。交換による結びつきがポリス維持の重要な要因であったとしても，交換における「必要」は，あくまで交換に関わる各人であると考えられている。

> そこで，交換されるものが平等となったとき，農夫の靴作りに対数関係は，靴作りの産物の農夫の産物に対する関係と見合ったものとなって，ここに相互の応酬は完了する。だが，交換が成立してしまった段階ではなく，自分の産物がまだ手元にあるときでないと，こうした比例の形態に持ち込むべきではない［…］。こうして，両者が平等になることで，共同関係が結ばれたのである。（1133a32-1133b2）

たとえば，この記述は，内容としては事前性の確保についてのものだが，人対人という構図で必要から生じる交換の問題が設定されていることを鮮明に表している。必要を代理表象する貨幣

を媒介にした交換における正義は，たしかに実質性を伴う。けれど，出自として二つの形式的原理に支えられた「人柄の徳」であるそれは，「弱い実質性」をしかもたない。つまり，少なくとも，この章においては，ポリス成立のための必要という価値判断を具えた強い実質性までを帯びるものとしては描かれていない。このことは，アリストテレスの交換的正義概念のもつ汎用性を意味する。すなわち，通貨同士の交換比率さえ定まれば，共同体を超えて，交換的正義が広がりうるとさえ言いうる。

先に，交換的正義が応用的なものであることを確認した（4-3）。だが，それは，単なる複合形態以上の意味を後代の議論に対して提供したと考えられる。本稿 1 節で述べたように，やがて疑いもなく配分的正義と交換的正義という概念セットが用いられることになるに足る，つまり，矯正的正義以上に，配分的正義との対になるに足る理由があるのだ。それは，全体性という概念でおさえるべき事柄である。配分的正義は，配分されるべきものの全体を前提として始まるものである。対して矯正的正義は，二者間での公正の回復の論理であり，生じた「差」のみが問題なる以上，全体性に関わる正義ではない。ところが，交換的正義は，均等の事前性を担保する貨幣によって媒介されることで，貨幣使用の共同性の全体へと届いてしまう。これらのことから，後代に，概ね垂直性／水平性という特質をもったものとして，配分的／交換的という正義の二分法が用いられるようになるのは，その二つこそが全体性に届く正義とみなされたからだと仮説を立てることが許されよう。

以上で，三つの正義についての議論を終えたので，次に，交換的正義をめぐる論争について付言する。

4-5　部分的正義は二つであり，かつ，三つである

主要な論争の第一として，そもそも交換的正義を第三のものと見なしてよいかという論争があった。見なしてはならないと捉える場合，第二の論争点として，交換的正義は，配分的正義と矯正的正義，いずれの亜種なのかという論争に結びつく。逆に，交換的正義は第三の正義であるとする場合，他の二つの正義との関係はどのようになっているのかという第三の論争に結びつく（以下，cf. Gauthier & Jolif［2002］，II-1, 369-372; Broadie & Rowe［2011］，343; Inamura［2015］）。

まず，第一の論争については，本稿続編で詳しく見るように，中世において，部分的正義は二つであるという見方が一般的であり，二つ目の正義は，矯正＝交換的正義と見なされる傾向にあった。現在のアリストテレス解釈においては，この立場を採る研究者は，少数派であり（e.g. Young［2006］，187），多くの論者は，三つの正義と見ることが妥当だと考えていると言ってよい（Jackson［1879］，87-88; Kraut［2002］，103 ほか多数）。正義概念史の文脈で，交換的正義を第三の正義と見なす立場を非常に強く批判している論者もいる（Del Vecchio［1953］，62n.9[9)]）。

次に，第二の論争点だが，4-1 末で触れた議論とも関連し，記述の順序ゆえ，多くの論者は，矯正的正義の一部として捉えた。代表格がトマスである。つまり，「矯正＝交換的正義」の不本意のやりとりについて，第 5 巻第 4 章で扱われており，第 5 章で本意のやりとりについて論じら

れているのだという説である。少数派であるが，配分的正義に属するとする論者もいる（Stewart, J. A.［1973］，cf. 岩田［1985］，264[10]）。

第三の論争点については，『倫理学』がアリストテレスの講義をノートしたものであるという出自ゆえに，はじめ，部分的正義は二つであると述べたが，講義を進めるうちに，第三のものがあることにアリストテレスが気づいたのだとする説がある（Inamura［2015］，192 ほか）。だが，その場合に，前二者の正義との関係の論じられ方は論者によって異なる。本稿は，両者の結合と捉える Lapie［1902］の議論に説得力があると捉えた上で，応用的な混合形態と試論し，その内実として，形式性に対する実質性があるという見方を示した。ただし，これは，アリストテレス自身の価値判断がどのようであったかという意味での哲学史的関心からは離れ，後代の議論を踏まえた上での読解であることに改めて注意を促したい。アリストテレス自身の価値判断については，公職の順番制等の議論との関連も含めて論じた Inamura［2015］に説得力がある。

部分的正義が二つであるか三つであるかという論争について，本稿は次のように答える。二つか三つかのいずれかであるという前提をとるべきではない，と。なぜなら，部分的正義の数は，二つであり，かつ，三つだからである。

配分的正義の原理は，幾何学的比例であり，矯正的正義の原理は，算術的比例である。部分的正義の原理が，この二つに限られるという意味では，部分的正義は二つである。しかしながら，交換的正義は，その実質性において，二つの固有の原理をもった正義とは異質な正義である。その意味では，部分的正義は三つである。このように結論し，本稿の続編で中世以降の論争を検討する際の基準とする。正義が論じられる際，その原理が問題とされているのか（原理の捉え方に変化が生じたのかを含め），その実質が問題にされているのかを判断しなければならないだろう。

5．交換的正義の問題性と友愛

5-1 『政治学』における交換の問題性

本節では，『政治学』の交換関連の議論，『倫理学』における友愛の議論を概観し，先に見たように（4-4），共同体を超える全体性への志向を有するとさえ考えられる交換的正義の孕む問題と，その解決策の糸口について考察する。

まず，『政治学』第 1 巻の議論における「商人術」への批判を見ることで，貨幣の否定的側面が乗り越え可能か否かを論じよう。『倫理学』において，貨幣は必要の代理表象であり，交換の比例性を事前に確保し，交換の正義を可能にするための有益な取り決めと捉えられたのだった。しかし，貨幣は，必要を超える。必要は有限であるのに対し，貨幣の増殖・蓄積は無限である。必要＝貨幣により媒介され，実質性を得た交換的正義は，貨幣によって常に裏切られることと背中合わせである。Inamura［2015］は，交換をめぐる『倫理学』の議論と『政治学』との議論では，概念的背景が異なっており，前者においては，交換が相互的関係性に一致しているか否かが問われ，後者においては，交換が，交換されるものの目的と一体化しているか否かという，自然

本性に関する目的論的な問い方がされると述べる（Inamura［2015］，198）。本稿の関心に接続するならば，『倫理学』において「人柄の徳」の一つとして論じられた交換的正義は，『政治学』で描かれる貨幣の無限増殖を前にして，意味を持ちうるだろうかという問いになる[11)]。

アリストテレスは，生活に必要で，家計やポリスによって有用な「獲得術」が，自然本性に合致した家政術であるのに対し，「取財術」（この語は多義的である），より限定的に，「商人術」は，別種の獲得術であり，それがもととなって「富や財産には限りがない」と思われると述べる（1256b27-1257a1）。必要の有限性を超える，貨幣獲得の無限性である。

いわゆる使用価値と交換価値の区分について述べられたのち，「商人術」の発生についての記述がなされる。概要は次のとおりである。まず，最初の共同体である家においては，「交換術」が働く余地はない。複数の家からなる共同体が生まれて，有用なものと有用なものとを「必要」にしたがって交換する物々交換（交換術）が始まる。これは，自然に合致したもので，いまだ取財術ではない。だが，交換術から「しかるべき道理で」取財術が生じる。「というのは，欠けているものを輸入し，余分に持っているものを輸出することによって，相互扶助が今までよりもポリスとポリスとの間で行われるようになったとき，必然に貨幣の使用が工夫されるに至ったからである」。つまり，生活に必要な物が持ち運び容易ではないというところから，貨幣使用が生まれ，この貨幣の案出こそが，「必要」に基づく交換とは別種の取財術としての「商人術」を生む。それは，交換による利益を最大化するための技術化を進めていく。そして，「あらゆる仕方によってではなく，ただ財の交換によってのみ」財を作るものとしての商人術が完成する。それは，貨幣が交換の出発点であると同時に目的点でもあるがゆえに，そこから生じる富には限りがない。こうして，商人術により財を獲得することは，必要の有限性を超えた無限増殖的なものとなる（以上，1257a6-1257b40）。

アリストテレスは，このような，商人術は，非難されて然るべきだと明言する（1258a39-b2）。重要なのは，『政治学』のアリストテレスは，貨幣使用の必然性をポリス間での交換にこそ置く点である。上記の説明に加え，「交換的取財術の最大部分は海外貿易である」とも述べられる（1258b21-25）。とはいえ，ポリスの紐帯を維持するのに役立つ，必要に基づいた交換の働きおよび，その公平性を担保する事前の価値比例性確定の手段としての貨幣が，ポリスの枠組みを超えるときにのみ，非難されるべきものとなるということではない。有限な「必要」を超えて無限の取財を目的とした場合に，その交換は不正になると描かれている。

この『政治学』の議論においても，交換的正義の議論は有効だと考えられる。商人術が非難されるべきなのは，自然に合致していないということのほかに，「必要」によって実質性を得た「人柄の徳」としての交換的正義から逸脱しているからだとも言えるからだ。ポリス間での交換に話が及んで商人術への批判が展開されることの意味は重大である。それは一見，徳としての正義という論じ方では対処できないもののように見えるが，実のところ，その反対なのではないか。

アリストテレスにおける「必要」は，プラトンのそれとは異なり，個別者の視点に置かれているのだった（4-4）。プラトンも，ポリス間の交換を問題にするが，あくまでポリスという全体に

とっての「必要」という観点からである（371D）。対して，アリストテレスの描く交換は，構造的に，貨幣に価値を見出す世界の全体性へと開かれている。貨幣がその有効範囲を拡げ，無限増殖するとき，法的な規制によって交換の公平性を確保しようという試みの有効性は限定される。今日的な国際司法のようなものを想定したとしても，原理的には，貨幣の無限性は，常に，有限化する規制的枠組みを超え出ようとするものだろう。そのとき，「人柄の徳」として正義を見ることの優位性がむしろ明らかになる。共同体を超える交換を想定するならば，共同体的な思考を前提とするのとは別様の正義の捉え方が必要だと考えられるからだ（このことの射程は続編においての重要な論点になる）。

しかしながら，アリストテレス自身は，個別者の他者に対する関係性という視点から，ポリス共同体において公平な交換が行われること，一般化して言えば，もろもろの正義が実現するために必要なことに関心をもったと考えられる。それが，「友愛」に関する議論を導いている。友愛論のすべてを見ることは到底できないが，以上の関心から一部を概観し，その限界を確定しよう。

5-2　友愛とポリス共同体の外部

正義は，そもそも他者との関係においてしかありえない「人柄の徳」であった。本稿では，配分的／矯正的正義を形式性においておさえ，どのような価値が支配する共同体であろうと，成り立ちうるものと考えてきた。だが，それぞれの共同体において，それら正義が実質を得るためには，人と人との間で，特有の友愛関係が成立していないとならないだろう。どのような正義がポリスにおいて支配的になるかについても，友愛のあり方が関わるとみられる。正義も友愛も国家体制に応じたものであるという議論の中で，たとえば，王制において，正義は，「等しさではなく価値に応じたものである」，「というのも，［その場合］友愛も価値に応じているからである」と述べられるのである（1161a10-23）。そのようなわけで，友愛を主題とした『倫理学』第 8 巻冒頭で，アリストテレスは次のように述べる。

> 友愛はポリスをも一つに結びつけており，立法家たちは，正義の徳よりも友愛の方を，いっそう真剣に取り組むべき考慮事項としているように思える。なぜなら，協和は友愛といくぶん類似しているように思えるし，立法家は，この協和をとくに強く目指しながら，敵対関係である内乱を何にもまして徹底的に排除しようとするからである。しかも，たがいに友人ならば，かれら二人は正義の徳をまったく必要としないが，双方が正義の人である場合には，それにくわえてさらに友愛を必要とするのである。そして「正しいこと」のうち，もっともすぐれて正しいことは，友愛があるもののように思われる。（1155a23-29）

交換もポリスを維持する要因であったが（4-2），立法家の観点から，より重要なのは，友愛であると述べられ，二者間においても，互いに正義という「人柄の徳」を具えていても，さらに友愛が必要なのだと述べられる。友愛は相互的なものである[12)]。アリストテレスは，無生物に対す

る愛情が友愛と呼ばれえない根拠として，「愛し返す」こと，互いに「相手の善を願うこと」のなさを挙げる（1155b27-31）。相互的な友愛関係こそ，もろもろの正義の実現にとっても必要なことであると解釈することができる。ここで問題となるのは，この友愛関係が，ポリス共同体におけるものに限られるのか否かである。もし限られるのであれば，あくまで，ポリス内の立法的視点にとっての有益性ということになり，先の貨幣の無限性を前にして，友愛は限界をもつことになる。そうでないなら，交換的正義にも，共同体的枠組みとは別様に，より強い実質性を与えうるものと考えることができる。

アリストテレスは，基本的には，ポリス共同体内部でのことに関心を絞って論じている。第9章冒頭，友愛と正義が同じ事柄，同じ範囲の人間関係において成り立つことが確認され，両者ともに人間が共同することのうちにあり，共同する程度に応じてそれらがあると述べられる。「［…］仲間同士の正しさと，市民同士の正しさも同じではないし，ほかの友愛の諸関係においても，これらと同様の正しさの差異がある」。さらに，不正に関して，立法の価値観を定めるような記述，たとえば，「どこかの他人を叩くより，父親を叩くことの方が空恐ろしい」という記述が見られる（以上，1159b25-1160a9）[13]。このような観点は，立法に活かされるべき，正義の実質化に関わる論点だろう。同じ章の中で，次のように明言される。

> すべての共同関係は，ポリス共同体のもろもろの部分であるように思える。なぜなら，人々がともに進むのはなんらかの利益のためであり，それでかれらは，生活に役立つ何かを提供し合うからである。とりわけポリス共同体は，はじめから「利益のための共同」としてつくられ，以後もそのようなものであり続けるように思われる。なぜなら，立法家の狙いはそこにあり，人々は「共通の利益」が正しさであると主張するからである。（1160a9-14）

立法者の狙いは，共通の利益のための共同体としてのポリスを維持することである。少し後の記述に，「特定の種類の友愛は，特定の種類の共同性に伴うものだろう」（1160a28-30）とも述べられ，友愛関係は，ポリス共同体の部分たる特殊な共同性に伴うものであると捉えられている。友愛に関するつづきの議論の中で，部分的正義で扱われた議論が論じ直されるのは，友愛がポリス共同体における個別具体的な実質性を担保するものであると捉えられたがゆえのことであると考えられる。それらの議論の中で，アリストテレスは，価値判断を行い，形式的と見られた正義論に対して，実質的な内容を与えているように読解することができるのだ。その中で，二つの議論についてのみ，早足になるが見てみよう。

まず，配分的正義に関連する議論として，財貨の共有の議論が，優越性に基づく友愛においても諍いが起こることの例として再論される。より善い人・より有益な人は，より多く貢献する人間がより多くを配分されるべきだと考える。他方，窮乏している人・能力の劣る人は，困っている人への援助こそ善き人である友人のするべきことだと主張する。これに対して，アリストテレスは，「友愛に基づいてそれぞれの種類の人により多く配分すべきである」，すなわち，前者に対

しては名誉を，後者に対しては利得をより多く分けるべきであると述べ，価値の実質について言明している（以上，1163a24-b32）。

次に，第9巻冒頭で展開される，交換的正義に関連する議論である。「共同体の友愛においては，貨幣が共通の尺度として供給されている」。そのように確認したのち，友愛における見返りの話へと展開され，約束についての議論へと運ばれる。そこでは，事物同士の交換以外の場面も想定され（事物同士であれば，貨幣の議論で実質性はすでに語られているのだから），見返りが，理想的には，当事者双方の見解の一致に基づくべきだが，そうでない場合には，「先に奉仕による利益を得た人の方で金額を決めること」が正しいというかたちで，ここでも価値の実質について述べられる（以上，1163b32-1164b21）。

このように，友愛論は，ポリスを超えた貨幣の無限増殖を前に，共同体的思考に留まるという限界を抱えてはいる[14)]。しかしながら，ポリスの枠組みを超える正義の可能性，つまり，友愛関係がポリス共同体外にも拡がりうる可能性を垣間見ることも可能である。それは，ポリス間のことを論じる文脈ではなく，奴隷についてのアリストテレスの考えが示される箇所であるが，「いかなる人間にも法と決まりに与かりうるすべての人間に対する正義というものが存在するように」思われ，「それゆえまた，人間である限りにおいて，友愛もあるのだ」（1161b5-8）という記述に見出される。このことは，基本的人権と国際法の整備が同時に進む近代における交換的正義論を論じる際，念頭に置かれるべきで，続編での課題を形成するものと考えられる。

6．結論と得られた問い

以上を通じて，アリストテレスの交換的正義に関する問題設定に孕まれた可能性について一定の結論を得た。「人柄の徳」の一つである部分的正義に関する原理は二つ，幾何学的比例と算術的比例に限られる。前者に基づくのが配分的正義であり，後者に基づくのが矯正的正義であるが，いずれも，形式性という特質を色濃くもつ。それに対し，交換的正義は，必要に基づき，貨幣に媒介されるという実質性を帯ざるを得ない点で，それらの正義とは異なる固有のものであると試論した。だが，貨幣は，商人術を可能にし，交換的正義を逸脱し，裏切る傾向性をもつ。アリストテレスが，個別者の「人柄の徳」として正義を論じたことは，ポリス的枠組みを超える貨幣の運動をも射程に入れて正義のあり方を論じられるという優位性をもったとも言える。対して，正義の実現に実質性を与える友愛は，ポリス共同体への志向性が強い。しかしながら，そこにポリス外の個別者同士の友愛関係を垣間見ることもできると捉えた。これらのことから，貨幣によって実質性をもつ交換的正義が，貨幣使用の共同性の全体において，友愛関係に支えられる可能性を示すことができたと考えられる。

そこから，次のような見通しを得たと言える。近現代において，矯正的正義は措かれ，配分的正義と交換的正義のセットで正義が語られるのは，いずれも，全体性へと到達する二つの正義だと捉えられたからではないか，というものである。さらに言えば，配分的正義が，「価値」に基

づくというアリストテレスの発想から離れて（それは，アリストテレスの「配分的正義」が形式的なものであるという出自と大いに関係する），「必要（needs）」に基づく配分という実質性を得たときに，いずれも「必要」を媒介とするという共通性をもつ，垂直的な配分的正義および，水平的な交換的正義という二分法を成り立たせたのではないかという見通しを語ることもできる。ただし，このような見通しは，歴史的に見れば誤っているか，少なくとも，議論を単純化したものと言わざるを得ない。なぜなら，すでに，トマスにおいて，正義は二分化されたからである。であるならば，中世におけるアリストテレス正義論の解釈に足を踏み入れた上で，近代的な二分法の出自を問う必要がある。以上が，本稿の結論および，そこから得られた問いである。

注

※『ニコマコス倫理学』訳文は，渡辺・立花［2015-2016］および神崎［2014］をベースに，『政治学』については，山本［1961］，プラトンについては，藤沢［1979］，加来［2007］，森他［1993］をベースに，原典・英仏語訳を参照して一部訳文を改変させて頂いた。頁等表記は慣例にしたがった。

1）配分的正義を主題にした哲学史研究は数多いが，交換的正義を主題としたものは少ない。近年の研究に高橋［2013］があり，アリストテレス，ホッブズ，カント，プルードン，ヘーゲル，マルクスを扱っていて意義深いが，本研究は，トマス，グロティウス，スミスらをも重視する。

2）正義論の部分を独立した別の著作と捉える論者もいる（Gauthier & Jolif［2002］，II-1, 397）。それについて整理したものとして，岩田［1985］，271-272 n.1。

3）すでに見たように，徳に固有の中間性は算術的比例に基づくのではないという記述があり，また，友愛についての巻では幾何学的比例に基づく正義が一次的で，算術的比例に基づく正義は二次的であるとも述べられる（1158b30-33）。とはいえ，本節で見るように，いずれの比例もアリストテレスの正義論に欠かせない主軸の原理であるのは間違いない。

4）アルベルトゥス・マグナスおよび，トマスの見解である。

5）Fleischacker［2004］の基本姿勢は，正義にかなった所有についての議論も，資源の割り当てをめぐる社会的原理についての議論も古くよりあったが，両者が結びつくようになったのは最近の 2 世紀に過ぎないというものであり（Fleischacker［2004］，2），本稿続編，とりわけ第 4 編において非常に重要である。

6）当該箇所の「本意からでない取引」を神崎［2014］，196 が「本意からの取引」と修正して訳すように，移動案を採用するのみならず，本文修正を含めた見解の相違がある。

7）本文の議論を先取りする部分もあるが，Johnston［2011］の議論を整理し，コメントする。Johnston［2011］は，配分的／矯正的正義を「相互性概念の二つの変種」と捉え，両正義を論じる際に応報が念頭にあったことは明確とまで述べる。その際，（慎重な言い回しながら）配分的正義の議論において近代的貢献原理が先取りされているとする。また，通常 exchange（交換）と訳される μετάδοσις を mutual contribution（相互貢献）と訳しつつ，交換的正義に関わる者の価値が最終的に「政治的共同体の成員に利用可能な財およびサービスのストック全体への貢献」により定まると考えてよいとする。こうして，貢献を架橋概念に，「比例的相互性に基づく関係」の変種として，共同体への貢献に応じた配分的正義が発生すると見なす。他方，矯正的正義は，ジョンストンの用語である「均衡のとれた相互性」，「目には目をあるいは同害刑法のような何か」を前提として解釈するのが妥当と述べる。こうして，配分的／矯正的正義

の実質が相互性概念により担保されると捉える。このような考えのもとには，共同体こそがアリストテレスの相互性の議論の「基礎をなす原理」であるという考えがある（以上，Johnston［2011］，68-82）。これに対し，本稿は，配分的／矯正的正義を近代的な平等概念を想定せずとも解釈可能な形式的な正義として読解し，交換的正義は，必要に媒介されることで，貨幣＝事物により実質性を得た正義概念であり，政治的共同体の枠組みすら超える傾向性をもつと捉え，Johnston［2011］のような解釈は，交換的正義の実質性が誘発したものと考える。

8）小沼［2000］は，『倫理学』第5巻について，編纂の問題を指摘しつつ，整合的に読解しようとする中で，交換的正義が扱われる第5章を，部分的正義のどちらかに位置づけようとするのではなく，「正義が具体化される場面に関する考察」と捉えている。具体性，実質性という点を本稿は共有する（小沼［2000］，141，182）。

9）なお，Del Vecchio［1953］は，アリストテレスの議論の欠点について述べる文脈で，矯正＝交換的正義において重要なのは「人格の尊厳の等しさ」の認識にあるはずだとし（Del Vecchio［1953］，53），このことから，交換的正義は配分的正義を前提としており，配分的正義こそが第一の基礎的な正義の形式であるとする（Del Vecchio［1953］，67 n.13）。本稿続編，とりわけ第3編以降で検討すべき論点である。

10）なお，岩田［1985］は，交換的正義について，「共同体の成立に先行し，共同体を構成するための必須の条件である，人間にとっての一種の自然権」であるとして，二つの部分的正義とは別の地平の，両者の根底的基盤となる正義だと述べている（岩田［1985］，265）。Johnston［2011］とは異なる見解だが，二つの部分的正義に先立つという捉え方は共通である。

11）岩田［2010］は，『倫理学』と『政治学』とを整合的に読解しようとする。その中で，ホッブズの交換的正義論に言及し，ホッブズほど極端ではないにしても，貨幣と必要をめぐり，アリストテレスがすでに，「交換的正義が人為的な危うさの上を浮動していること」を暗示していると述べている（岩田［2010］，211）。本稿続編の第3編で論じたい。

12）Inamura［2015］は，アリストテレスの相互的友愛を，キリスト教的慈善（charity）と対比しており，非常に意義深い（Inamura［2015］，153）。本稿1-1で言及したプルードンは相互性に基づく社会構想について記述する際，一貫して慈善を否定した。本稿続編の第4編で論じる。

13）この記述は，4-2等で言及した，公権力をもつ者を殴ると，そうでない者を殴るよりも多く罰せられるという事例への理由となっている。優越性に基づく友愛があってしかるべきところでは，そのような観点から立法がなされると捉えられる。

14）ただし，立法者の位置について注意しなければならない。ルソーが指摘するように，「ギリシアのほとんどのポリスでは，法の制定を外国人に託すことが習慣であった」（Rousseau［1964］，382）からだ。

参考文献

［アリストテレスの翻訳・註釈書］
Broadie, S. & Rowe, C.［2011］, *Aristotle: Nicomachean Ethics*, Oxford University Press.
Gauthier, R. A. & Jolif, J.Y.［2002］, *L'Éthique à Nicomaque*, 2vols., Peeters.
Irwin, T.［1999］, *Aristotle: Nicomachean Ethics*, 2nd ed., Hackett.
Jackson, H.［1879］, *The Fifth Book of the Nicomachean Ethics of Aristotle*, Cambridge.
神崎繁［2014］，アリストテレス『ニコマコス倫理学』，『アリストテレス全集』第15巻，岩波書店.
Rackham, H.［1926］, *Aristotle: Nicomachean Ethics*, Harvard University Press.
Rackham, H.［1932］, *Aristotle: Politics*, Harvard University Press.
渡辺邦夫・立花幸司［2015-2016］，アリストテレス『ニコマコス倫理学』（上）（下），光文社古典

新訳文庫.
山本光雄［1961］，アリストテレス『政治学』，岩波文庫.
［アリストテレス研究書］
Inamura, K.［2015］, *Justice and Reciprocity in Aristotle's Political Philosophy*, Cambridge.
岩田靖夫［1985］，『アリストテレスの倫理思想』，岩波書店.
岩田靖夫［2010］，『アリストテレスの政治思想』，岩波書店.
小沼進一［2000］，『アリストテレスの正義論』，勁草書房.
Kraut, R.［2002］, *Aristotle: Political Philosophy*, Oxford.
Lapie, P.［1902］, *De justitia apud Aristotelem*, Paris, Felix Alcan.
Young, C. M.［2006］, *Aristotle's Justice*, in Kraut, R.（ed）［2006］, *The Blackwell Guide to Aristotle's Nicomachean Ethics*, Blackwell.
［正義論関連］
Bury, R. G.［1926］, *Plato: Laws*, Book1-6, Harvard University Press.
Del Vecchio, G.［1953］, *Justice*, Philosophical Library.
Emlyn-Jones, C. & Preddy, W.［2013］, *Plato: Republic*, Book1-5, Harvard University Press.
Englard, I.［2009］, *Corrective & Distributive Justice*, Oxford University Press.
Fleischacker, S.［2004］, *A Short Story of Distributive Justice*, Harvard University Press.
藤沢令夫［1979］，プラトン『国家』（上），岩波文庫.
Hobbes, Th.［1996］, *Leviathan,* Oxford University Press.
Johnston, D.［2011］, *A Brief History of Justice*, Wiley-Blackwell.
加来彰俊［2007］，プラトン『ゴルギアス』，岩波文庫.
森進一他［1993］，プラトン『法律』（上），岩波文庫.
Proudhon［1982］, *Idée générale de la révolution au XIX*e *siècle*, Genève, Slatkine.
Raphael, D. D.［2001］, *Concept of Justice*, Oxford.
Rousseau, J.-J.［1964］, *Du Contrat Social*, Œuvres complètes *III*, Gallimard.
高橋一行［2013］，「交換的正義論」，明治大学政治経済研究所『政経論叢』，81（5-6），193-220.

※本研究は，JSPS 科研費 JP16K21528 の助成を受けたものです。

O gesto no processo de ensino e aprendizagem de Português Língua Estrangeira

— A relação gesto-significado e expressão linguística: uma análise contrastiva entre o PE e o PB —

Shiro IYANAGA
Karina SALDANHA

<Summary>

Gesture is an essential aspect of the language, playing a major role in the human communication.

Being, simultaneously, an expression of the thought and a cultural vehicle, some gestures are common to different countries and cultures. However, they cannot be considered as a *lingua franca* due to its multiplicity of meanings, which depends on the culture, on the region, but also on the context in which it occurs.

Thus, in the process of acquisition of a Foreign Language, we believe that it's essential to consider the non-verbal aspects of the language, following the principle that the proficiency level in a Foreign Language should be measured not only by the knowledge of the linguistic aspects, but also through the extralinguistic aspects, as contemplated on the Common European Framework of Reference for Languages.

Based on the authors and teachers accumulated experience over the years, a Project named *Portuguese Gestures* was first launched in the academic year of 2007 by the Department of Portuguese and Brazilian Studies, of which the initial purpose was to create a didactic material for the students of the Portuguese as Foreign Language at the Kyoto University of Foreign Studies.

This paper aims to present this Project and its development process, specially analyzing the differences between three aspects of the European and Brazilian Portuguese: the relation between the linguistic expression, the gestures and their meanings.

Key words: Gesture, Non-verbal, Language Learning, Portuguese as Foreign Language, European Portuguese, Brazilian Portuguese, Common European Framework of Reference for Languages.

I. Introdução

Os gestos constituem uma parte intrínseca e fundamental da comunicação humana. No entanto, e apesar de estarem presentes em todas as culturas, não podemos considerá-lo como uma

língua franca, visto que se revestem de especificidades que variam de acordo com a cultura, com o espaço geográfico e o contexto no qual ocorrem, o que, por sua vez, pode resultar em equívocos e mal-entendidos no ato de comunicação.

A título de exemplo, consideremos o caso de uma turista brasileira recém-chegada ao Japão que se dirige ao restaurante do hotel para tomar o pequeno-almoço, onde, ao entrar, se depara com um empregado que cruza os braços em forma de cruz ou «x», querendo transmitir que não poderá entrar pois o restaurante encerrou. Entre os falantes nativos japoneses, o significado deste gesto seria simplesmente entendido como negação. Todavia, o facto de, entre os ocidentais, tal gesto — cuja origem é de cariz religioso —, representar a cruz de cristo, sendo sobretudo invocado quando alguém enfrenta um perigo ou para afugentar os maus espíritos, poderia desencadear um equívoco na interpretação a alguém que não conheça o significado deste gesto na cultura japonesa, sobretudo devido ao traço de multiplicidade de significados associados a um conjunto significativo de gestos.

Como este caso a que aludimos, muitos outros exemplos existem de gestos que poderão, eventualmente, originar equívocos, alguns dos quais abordaremos no presente artigo. Situações como esta fazem-nos crer que é fundamental lançar um olhar atento e analítico sobre os gestos enquanto elemento intrínseco de uma língua e indispensável no processo de aprendizagem de uma língua estrangeira (LE).

No presente artigo, temos como objetivo apresentar uma análise teórico-pragmática em torno dos gestos classificados como «emblemas», isto é, dos gestos convencionais (McNeill 2008: 2).

Num primeiro momento, procuraremos definir a palavra «gesto» dada a abrangência dos significados a ela associados, seguindo-se, num segundo momento, uma breve reflexão acerca das teorias vigentes relativamente às origens do gesto e da linguagem. Na terceira parte, apresentaremos a nossa fundamentação teórico-pragmática do projeto de edição do manual «Gestos em Português» desenvolvido pela Universidade de Estudos Estrangeiros de Quioto conjuntamente com mais duas instituições universitárias (Universidade de Coimbra e Universidade de São Paulo). Em seguida, apresentaremos o projeto à luz das premissas contempladas no Quadro Europeu Comum de Referência para as Línguas (doravante QECR) e a produtividade da aplicação deste projeto no processo de ensino e aprendizagem. Finalmente, apresentaremos as nossas conclusões.[1)]

II. Para uma definição de *gesto*

De acordo com Kendon (1981: 153), a palavra «gesto» deriva do étimo latino «gerere» o qual, por sua vez, significa «carregar», «levar até alguém», «encarregar-se de», «levar a cabo» ou «realizar». De acordo com o mesmo autor, esta palavra surge primeiramente nos tratados de retórica em referência à influência dos movimentos do corpo, dos braços e da face durante o discurso. No dicio-

nário Priberam da Língua Portuguesa, a primeira definição de gesto é um «movimento expressivo de ideias».[2)]

Tais aceções levam-nos a inferir que a palavra «gesto» está fortemente associada à ideia de movimento, movimento este que não se resume somente aos braços, mas também, como afirmam Quek et al. (2006, apud Cavalcante et al. 2016: 412) «à expressão facial e à troca de olhares».

Adam Kendon categorizou os diferentes tipos de gestos existentes num esquema, o qual foi mais tarde completado e denominado por McNeill como *Continuum* de Kendon em homenagem ao seu autor (McNeill 1992, 2008).

Gesticulation → Speech-Linked Gestures → Pantomime → Emblems → Sign language

Figura 1 – *Continuum* de Kendon[3)]

Seguem-se, de acordo com McNeill (2008), a categorização e definição dos diferentes tipos de gestos:

Gesticulação – é o movimento que, de forma geral, acompanha a fala. Trata-se do tipo de gesto que ocorre com mais frequência. É sobretudo associado aos movimentos da mão e do braço mas não se restringe a estas partes do corpo: os movimentos da cabeça, das pernas e dos pés também são considerados.

Gestos Preenchedores (*Speech Linked Gestures*) – o termo foi cunhado por Karl Erik Mc Cullough e refere-se a gestos que completam uma parte da oração. Estes gestos diferem da gesticulação por não ocorrerem em simultâneo com a fala, mas por preencherem «um espaço vazio» da mesma.

Emblemas - são os sinais convencionais, denominados «gestos simbólicos» na aceção de (Morris, 1979: 21). Estes gestos caracterizam-se pelo traço particular de, não raras vezes, substituírem a fala, mas poderem ocorrer também em simultâneo: «These gestures are meaningful without speech, although they also occur with speech» (McNeill, 2008: 1).

Terá sido certamente por este motivo que Kendon introduziu o termo «quotable gesture», referindo-se ao «potencial de maior ou menor tradução» desta tipologia de gestos. Um exemplo de emblema ou «gesto emblemático» é o polegar erguido no sentido de «OK». Devemos destacar ainda que, os emblemas são culturalmente específicos, têm formas e significados estandardizados e variam de acordo com a área geográfica (McNeill, 2008: 2). É este o tipo de gesto sobre o qual nos pretendemos debruçar ao longo do presente artigo.

Pantomimas – são gestos ou uma sequência de gestos que obedecem a uma narrativa e que contam uma história sem o recurso a palavras. Recordemos, a título de exemplo algumas cenas de certos filmes do artista Charles Chaplin, ou até atuações de mimos. Por outras palavras, é a

arte de «narrar com o corpo».

Sinais (*Sign Language*) – são palavras representadas por meio de uma linguagem de «sinais», como é o caso da linguagem gestual. Os sinais dispensam o recurso à fala.

Deve-se destacar que, à medida que avançamos no *continuum,* verificamos duas mudanças recíprocas de acordo com MC Neill: «First, the degree to which speech is an obligatory accompaniment of gesture *decreases* from gesticulation to signs. Second, the degree to which a gesture shows the properties of a language *increases*» (McNeill 2008: 3). Desta forma, analisando os dois pólos do esquema, concluímos que a gesticulação se realiza em simultâneo com a fala, não possuindo, por si só, um significado linguístico. Contrariamente, os sinais não precisam de ser acompanhados pela fala, bastando-se a eles próprios como meio de comunicação.

III. Linguagem e gesto — evolução no eixo diacrónico

Delimitado o nosso objeto de pesquisa, pretendemos agora lançar um breve olhar diacrónico sobre a evolução das teorias em torno do desenvolvimento da linguagem.

Escrita no século I, o tratado *Institutio Oratoria* de Quintiliano é considerado como um dos primeiros estudos que aborda os gestos, onde o autor condensa os princípios que, a seu ver, um bom orador deverá possuir e dominar.

A perspetiva segundo a qual a comunicação gestual está na base da linguagem tem origem no século XVIII, altura em que o padre e filósofo Abbé de Condillac publica uma fábula[4)] onde relata a história de duas crianças (um rapaz e uma rapariga) abandonadas num deserto que começam a comunicar através do recurso à linguagem corporal. Sempre que o rapaz queria alguma coisa, não se limitava a produzir sons vocais, mas exprimia-o através de movimentos corporais: «He did not confine himself to cries or sounds only; he used some endeavors to obtain it, he moved his head, his arms, and every part of his body» (Condillac, 1746, apud Corballis 2010: 2). Esta tese foi defendida por muitos outros autores, tais como Jean Jacques Rousseau, Friedrich Nietsche, William Wundt, Taylor e Gordon W. Hewes , (entre outros), contudo, a obra *Nonverbal communication: notes on the visual perception of human relations* (1956) de Jurgen Ruesch e de Weldon Kees foi provavelmente a primeira a mencionar o termo «comunicação não-verbal» como título (Cavalcante, 2016: 414).

O campo de estudo da linguagem corporal nunca foi alvo de análise de um só campo científico, tendo desde cedo despoletado o interesse de investigadores das mais diversas áreas, tais como a antropologia, a psicologia, a sociologia ou a biologia. A título de exemplo, Charles Darwin publicou em 1872 a obra *A expressão das emoções em homens e animais.* (Cavalcante 2016). Contudo, é após a Segunda Guerra Mundial que o interesse pelo estudo dos gestos é reavivado, tendo-se destacado no

campo da psicologia o estudo empreendido pelo casal Allen e Beatrix Gardner cujo objetivo consistiu em ensinar chimpanzés a comunicar através da ASL.[5] O resultado deste estudo, que se mostrou um sucesso, foi documentado na publicação *Teaching Sign Language to a Chimpanzee* (1969).[6] Com efeito, já anteriormente outros esforços tinham sido empreendidos no sentido de dotar os chimpanzés da faculdade da fala. Contudo, nenhuma experiência se tinha revelado tão bem sucedida quanto esta dos Gardner, o que veio, por sua vez, constituir uma forte base de sustentação entre muitos autores para a ideia de que os gestos terão estado na origem da linguagem humana.

O resultado das referidas investigações vieram revelar que os chimpanzés — considerados como o animal geneticamente mais próximo do homem —, têm mais facilidade em aprender a comunicar através dos gestos, o que sugere, por sua vez, que os nossos antepassados estariam mais predispostos a adquirir competências comunicativas através do recurso aos gestos do que através de sons vocais (Corballis, 2009: 3).

Em 1973, o antropologista Gordon W. Hewes traz uma reflexão profunda em torno da origem da linguagem ao publicar o artigo *Primate Communication and the Gestural Origin of Language*, onde refere, entre outros aspetos, o sucesso do estudo levado a cabo pelo casal Gardner e mencionando que, para o *Homo Erectus*, o ato de caçar mamíferos, criar ferramentas ou de manusear o fogo seriam impossíveis sem a existência de «uma linguagem rudimentar». Porém, apesar de vários autores defenderem a teoria do gesto como meio percursor da comunicação e de esta se tratar de uma discussão iniciada há décadas, esta não se trata de uma ideia unânime: a partir de 1980 muitos estudiosos começaram a analisar mais profundamente os aspetos da comunicação não-verbal na sua relação com outras matrizes comunicativas (como a verbal e auditiva), defendendo uma perspetiva integrada.

Nos Estados Unidos, a relação multimodal fala-gesto tem sido especialmente discutida por autores como Adam Kendon, David Mc Neill, Charles Goodwin, Cynthia Butcher e Susan Goldin-Meador. Na Europa, John Laver e Janet Beck têm-se dedicado aos estudos da relação entre a postura, os gestos e a voz, e em França, também Isabelle Guaitella e Jacques Boyer têm desenvolvido investigações neste campo (Cavalcante et al. 2016: 415). Assim, desde a publicação do artigo de Hewes em 1973 a teoria gestual da origem da linguagem conheceu consideráveis desenvolvimentos, que, não sendo unânimes, contribuíram para uma compreensão aprofundada da evolução do Homem e, por conseguinte, da evolução da linguagem.

Finalmente, tendo em conta a natureza especulativa no que concerne as teorias da evolução humana, não poderá existir uma resposta final e que possa ser considerada como sendo a mais correta, mas todas as investigações abrem caminho a novas hipóteses, podendo servir como guia para uma melhor compreensão da natureza da linguagem e da evolução do Homem.

IV. O Projeto Gestos em Português

1. Apresentação

Foi no ano letivo de 2006/2007 que nasceu, pelas mãos de dois docentes[7] do Departamento de Estudos Luso-Brasileiros da Universidade de Estudos Estrangeiros de Quioto (doravante UEEQ), o projeto *Gestos em Português*. Resultante de uma investigação de longa data, o objetivo inicial era o de conceber um manual direcionado para os estudantes da licenciatura de Estudos Luso-Brasileiros da UEEQ que incidisse sobre alguns gestos convencionais portugueses, contemplando também uma abordagem gramatical e cultural.

Na verdade, são numerosos os estudos existentes dedicados aos gestos e à análise da relação gesto-fala, contudo, no âmbito da língua portuguesa, para além da escassez de estudos a ela consagrados, as descrições apresentadas são, frequentemente, pouco sistemáticas. No contexto do ensino e da aprendizagem de uma LE, consideramos que o nível de proficiência deve ser medido não apenas pela competência comunicativa oral, mas também, como afirma (Stam, 2008: 3) pela competência não-verbal: «*if both nonverbal communication and verbal communication are part of learners communicative competence, then we need to look at learner's gestures as well as their speech to have a true sense of their proficiency in their L2*».[8]

Também o QECR indica que o desenvolvimento da proficiência linguística deve contemplar, durante o seu processo de aquisição, a abordagem de «aspetos paralinguísticos», (2001: 131) os quais compreendem os gestos.

Em seguida, apresentaremos as etapas inerentes ao processo de desenvolvimento do mencionado projeto.

2. Etapas de elaboração

Definido o objetivo, os autores iniciaram uma profunda pesquisa com o intuito de selecionar um conjunto de trinta emblemas e expressões linguísticas correspondentes, consideradas como sendo comuns no registo coloquial do PE e apropriadas para o contexto de ensino e aprendizagem do Português como Língua Estrangeira (PLE).

Após a seleção das expressões e gestos, os autores começaram a delinear os primeiros diálogos contendo as respetivas expressões linguísticas típicas.[9] Em cada diálogo, foram explorados pelos autores os aspetos gramaticais e culturais adjacentes, de modo a proporcionar um material de estudo enriquecedor para os estudantes. Após a conclusão desta etapa, os diálogos foram ordenados de acordo com o grau de complexidade (do mais simples para o mais complexo) e todos os textos, — incluindo as explicações gramaticais e culturais — foram traduzidos para japonês.

A par com a criação do manual, fazia parte dos objetivos inicialmente delineados pelos autores

a criação de documentos audiovisuais de todos os diálogos, o que foi primeiramente levado a cabo na UEEQ, passando depois pela Universidade de Coimbra (doravante UC) e posteriormente pela Universidade de São Paulo (doravante USP), aquando da identificação da necessidade de integrar a variante do PB no presente projeto.

Os gestos, devido à rapidez e espontaneidade com que são normalmente executados durante o ato de fala, quando descritos apenas por escrito, como é o caso de «abanar o punho em sinal de protesto» não são suficientemente inteligíveis para o leitor. Mencionando um outro exemplo, a descrição escrita do gesto «assim-assim», embora aparentemente simples, apresenta alguma complexidade. A descrição textual poderia ser algo como: «abrir a palma da mão e movimentá-la da esquerda para a direita e vice-versa, num movimento oscilatório». Ora a leitura deste tipo de indicações não é, do ponto de vista do aprendente, suficiente para reproduzir fielmente o gesto. Este foi um dos aspetos que esteve na base da decisão, por parte dos autores, de criar os documentos audiovisuais, o qual resultou no conjunto de vídeos em PE e em PB do Projeto *Gestos em Português*, que atualmente constitui uma parte imprescindível do manual. Do ponto de vista do processo de ensino e aprendizagem, para além de proporcionar a visualização do gesto, o vídeo constitui um importante elemento no desenvolvimento da competência oral.

O processo de elaboração dos vídeos contou, como anteriormente mencionado, com a participação de docentes e estudantes das três Universidades participantes neste projeto: a UEEQ, a USP e a UC. Para a recriação de um ambiente próximo do real, contribuiu de forma muito positiva o espírito improvisador bem como a espontaneidade dos estudantes que participaram nas filmagens.

3. A integração da variante do Português do Brasil

Durante o processo de elaboração dos diálogos e dos vídeos, os autores chegaram à conclusão de que se afigurava necessário alargar o projeto para uma das variantes da língua portuguesa: o português do Brasil. Como afirma Teyssier (1976: 13), «quiconque veut véritablement dominer le portugais devra, après avoir maîtrisé les mécanismes propres à celle des deux normes qu'il aura choisie, acquérir une certaine connaissance des principales caractéristiques de l'autre». Apesar dos inúmeros pontos em comum entre as duas variantes da língua portuguesa, existem, por outro lado, muitas diferenças entre o PB e o PE nos aspetos sintático, gramatical e fonético, e um estudante da língua portuguesa, deverá ter uma certa noção dessas diferenças.

No decurso da pesquisa realizada no âmbito do presente trabalho, os autores constataram que no quadro de uma perspetiva comparativa entre o PE e o PB, existem um conjunto de diferenças ao nível dos gestos e das expressões linguísticas que tipicamente os acompanham, apresentando um quadro de alguma complexidade, como veremos.

A adaptação dos diálogos para o PB foi realizada a partir dos diálogos inicialmente criados em

PE, tendo contado com a colaboração da Doutora Célia Dias da USP, professora visitante na UEEQ em 2011. No ano seguinte, os diálogos também foram filmados na Universidade de São Paulo por uma equipa direcionada pela Doutora Célia Dias e pelo Doutor Joel Sene.[10)]

4. Estrutura do manual

O manual é composto por duas partes: uma parte em PE e outra parte em PB. Cada uma das partes compreende um conjunto de trinta diálogos, os quais se encontram ordenados de acordo com o princípio da progressão, do mais simples para o mais complexo em termos do grau de dificuldade gramatical, lexical e sintático. É ainda de destacar que cada uma das trinta expressões linguísticas e cada um dos diálogos foi traduzido para língua japonesa, por forma a constituir um manual de fácil compreensão para os estudantes de PLE, contribuindo por outro lado para o estímulo do estudo autónomo. A finalidade deste manual é o de reproduzir, por escrito, um registo fiel de um conjunto selecionado de gestos vigentes em Portugal e no Brasil no início do século XXI.

Cada diálogo é acompanhado por ilustrações que remetem para o emblema respeitante ao diálogo e pelo CD, o qual apresenta um índice dividido nas seguintes cinco partes: prólogo; diálogos em PE; diálogos em PB; gramática e notas culturais. A obra completa encontra-se em formato *pdf*, nas duas variantes. Todos os diálogos e vídeos, os quais perfazem um total de cem ficheiros, foram alocados num servidor, permitindo a visualização permanente online e podendo ser acedidos a partir de qualquer dispositivo com ligação à internet, como o smartphone, computador ou tablet.[11)]

5. O processo de criação dos vídeos em PE

No seguinte quadro, apresentamos uma amostra da informação respeitante às filmagens dos diálogos, com a indicação do número do vídeo, o gesto e as respetivas indicações cénicas.

Vídeo	Diálogo	Gesto	Indicação cénica
1	*Então vamos!*	Indicação de direção	Inclinar ligeiramente a cabeça e dirigir o olhar na direção a indicar.
4	*Então anda!*	Vir (ordem)	Gesto da mão com a palma para cima.
7	*Passa a vida a dar graxa!*	Bajular	Imitar o ato de engraxar sapatos.
8	*A mim ninguém me engana!*	Esperteza	Puxar a área do rosto inferior ao olho com o dedo indicador
9	*É de trás da orelha!*	Prato delicioso	Tocar no lóbulo da orelha com o polegar e o indicador e abanar ligeiramente.
10	*Assim-assim.*	Assim-assim	Movimentar a palma da mão para um lado e para o outro, para cima e para baixo.
10	*Dinheiro*	Dinheiro	Esfregar o polegar nos dedos indicador e médio.

13	*Não deve andar bem da cabeça.*	Não estar bem da cabeça	Fazer movimentos circulares com o dedo indicador junto à têmpora.
15	*Depois ligo-te.*	Telefonar	Colocar a mão junto à orelha com os dedos polegar e mindinho esticados.
25	*Estou-me nas tintas.*	Indiferença	Com as palmas abertas, bater as pontas dos dedos alternadamente.
29	*Vou ficar a torcer.*	Sorte	Cruzar os dedos, pondo o médio sobre o indicador.

Tabela 1 - Diálogos em PE

V. O Português Europeu e o Português do Brasil

1. Diferenças entre o PE e o PB: algumas considerações

Como afirma Teyssier (1975: 13), «Il existe des différences entre le portugais du Portugal et celui du Brésil. Ces différences concernent tous les aspects de la langue — phonétique, vocabulaire, morphologie, syntaxe».

Barreiro et al. (1995) realizaram um estudo que consistiu num levantamento das diferenças ao nível lexical entre as variantes do PE e do PB, do qual citamos alguns exemplos na tabela seguinte. (O travessão (—) significa «ausência de termo equivalente»).

	Referente	**PE**	**PB**
Tipo 1 a	bus	autocarro	ônibus
	stewardess	hospedeira	aeromoça
Tipo 1 b	life-guard	banheiro	salva-vidas
	bathroom	casa de banho	banheiro
Tipo 1 c	asphalt highway	(estrada de) alcatrão	(estrada de) asfalto
	cardboard	cartão	papelão
Tipo 2-1	kind of corn	—	abatil
	bucket for waterwheel	alcatruz	—
Tipo 2-2	holm oak	azinheira	—
	sapodilla (fruit)	—	sapoti

Tabela 2 - Diferenças lexicais entre o PE e o PB (Barreiro, 1995: 3-4)

Não desenvolveremos de forma exaustiva no presente artigo as variações lexicais respeitantes ao PE e ao PB, pois esse não é o objetivo deste trabalho. No entanto, consideramos fundamental fazer uma análise contrastiva de algumas variações lexicais e sintáticas e ao nível dos gestos mencionadas no livro *Gestos em Português*. Por exemplo, o gesto correspondente ao sentimento de *indiferença* é comum a ambas as variantes, no entanto, as expressões linguísticas que habitualmente

as acompanham são diferentes. Apresentamos na tabela seguinte a síntese destas relações:

Referente	PE	PB
indiferença	G1 - EL1	G1 - EL2
	"estar-se nas tintas"	"não estar nem aí"

Tabela 3

Como mencionado neste quadro, para o gesto que simboliza *indiferença*, a expressão linguística (EL) associada ao gesto em PE é «estar nas tintas», enquanto no PB é «não estar nem aí». Do mesmo modo, para o referente «avareza», o gesto largamente conhecido quer no PB quer no PE é o gesto da mão fechada. Apesar de também este gesto ser comum às duas variantes, a EL que as acompanha é diferente, conforme sintetizado na seguinte tabela.

Referente	PE	PB
avareza	G1 - EL1	G1 - EL2
	"ser agarrado"	"ser pão-duro"

Tabela 4

Numa análise que abarca o referente, o gesto e a expressão linguística verificamos a existência de numerosos casos análogos aos indicados nas tabelas 3 e 4, verificando-se, assim, que apesar da distância geográfica, o PE e o PB partilham alguns gestos simbólicos.

Ainda um outro aspeto a destacar é que para um mesmo referente ou expressão linguística podem coexistir, numa mesma cultura, gestos diferentes: no caso do referente «avareza», em PE são aparentemente conhecidas duas variantes do gesto, dependendo da região: uma é mostrar a mão fechada e a outra é mostrar os dois dedos do indicador e médio em forma de um «L» invertido. Na seguinte tabela, sintetizamos a variação verificada no caso deste emblema no que diz respeito à relação entre o gesto, a expressão linguística e a região.

Referente	Critério	Gesto	Expressão Linguística
avareza	R1	G1	EL1
	R2	G2	

Tabela 5

Apresentámos, até aqui, algumas relações de diferença e similitude entre as duas variantes. Verificámos, nos casos referidos alguns pontos em comum tais como o gesto ou a expressão linguística. No entanto, no decurso da nossa análise, observámos também a existência de casos em que o gesto e a expressão linguística não partilhavam o mesmo sentido. É o caso da expressão «dar

graxa»[12], a qual, em PE é tipicamente acompanhada por um gesto que mimetiza o ato de «engraxar sapatos». Este gesto, facilmente reconhecido pelos falantes de PE e de registo coloquial, não é nem conhecido nem inteligível na variante do PB. Acresce ainda a este facto que a expressão idiomática «dar graxa» possui uma conotação muito diferente no PB, significando «subornar». Este exemplo concreto permite-nos inferir que, efetivamente, tal como no léxico, existem variações notórias na relação referente, gesto e expressão linguística entre o PE e o PB.

Figura 2 - «Dar graxa» (PE)

No PB, a expressão equivalente a «dar graxa» é «puxar saco», a qual, por sua vez, possui uma conotação negativa. Relativamente à expressão «dar graxa» em PB, o correspondente em PE é a expressão «dar luvas». Na tabela seguinte apresentamos uma síntese destes aspetos. O travessão indica a inexistência de equivalência.

Referente	**PE**	**PB**
brown-nose	G1- EL1	— EL2
	"dar graxa"	"puxar saco"
give bribes	"dar luvas"	"dar graxa"

Tabela 6

Em suma, verificamos através dos casos que ilustramos que apesar de a língua portuguesa ser apenas uma, analisando lado a lado as duas variantes, existem um conjunto significativo de especificidades, as quais se estendem muito para lá dos aspetos gramaticais, fonéticos e sintáticos. Sendo o gesto também reflexo e veículo de uma determinada cultura, afigurou-se desta forma fundamental abarcar as variantes do PE e do PB no projeto.

Na tabela seguinte apresentamos uma síntese das relações de similitude e diferença identificadas na relação entre o gesto, o referente e a expressão linguística entre as duas variantes ao longo da investigação que levamos a cabo.

	Gesto	**EL**
1	PE = PB	PE = PB
2	PE = PB	PE ≠ PB
3	PE ≠ PB	PE = PB
4	PE ≠ PB	PE ≠ PB

Tabela 7

No decurso do processo de pesquisa, identificámos, como acima sintetizado, os seguintes contrastes e pontos semelhantes no que diz respeito à relação gesto e expressão linguística das

variantes do PE e do PB:

(1) os gestos bem como a expressões linguísticas são idênticos

(2) os gestos são comuns às duas variantes ou muito semelhantes mas as expressões que os acompanham e os seus sentidos são diferentes

(3) os gestos diferem mas as expressões são idênticas

(4) os gestos bem como as expressões linguísticas são diferentes

2. Análise contrastiva dos diálogos em PE e PB

Como anteriormente afirmámos, foi a partir dos diálogos previamente criados em PE que se procedeu à adaptação para a variante do PB. Apresentam-se, no quadro seguinte, as conclusões a que os autores chegaram durante a investigação levada a cabo, no que diz respeito aos pontos diferentes e comuns da relação entre gesto e expressão linguística das duas variantes. A sigla «I» significa que o gesto correspondente em PB é equivalente ao do PE e a sigla «D» indica, por sua vez, a divergência entre as variantes.

PE	PB	Diálogo em PE	Indicação cénica	Gesto em PB	EL em PB
1	1	*Então vamos!*	Inclinar ligeiramente a cabeça e dirigir o olhar na direção a indicar.	I	D
4	4	*Então anda!*	Gesto da mão com a palma para cima.	I	D
7	7	*Passa a vida a dar graxa!*	Imitar o ato de engraxar sapatos.	D	D
8	8	*A mim ninguém me engana*	Puxar a área do rosto inferior ao olho com o dedo indicador.	I	D
9	9	*É de trás da orelha!*	Tocar no lóbulo da orelha com o polegar e o indicador e abanar ligeiramente.	I	D
10	10	*Assim-assim.*	Movimentar a palma da mão para um lado e para o outro, para cima e para baixo.	I	D
10	8	*Dinheiro*	Esfregar o polegar nos dedos indicador e médio.	I	D
13	13	*Não deve andar bem da cabeça.*	Fazer movimentos circulares com o dedo indicador junto à têmpora.	I	D
15	15	*Depois ligo-te.*	Colocar a mão junto à orelha com os dedos polegar e mindinho esticados.	I	D
25	25	*Estou-me nas tintas.*	Com as palmas abertas, bater as pontas dos dedos alternadamente.	I	D
29	29	*Vou ficar a torcer*	Cruzar os dedos, pondo o médio sobre o indicador.	D	D

Tabela 8 – Análise contrastiva entre o PE e o PB

As diferenças verificadas ao nível lexical entre as duas variantes são, nalguns casos, muito subtis: por exemplo, no quarto diálogo, as expressões do PE e PB são as seguintes:

	Expressão Linguística
PE	(1) Então anda! Despacha-te!
PB	(2) Então, anda. Se apressa!

Tabela 9

A construção frásica de (2), «se apressa», é típica da norma brasileira, e apesar de poder, eventualmente, causar alguma estranheza entre os falantes de PE, é perfeitamente inteligível. Porém, a frase (1) poderá deixar perplexos os falantes do PB, que certamente desconhecem o verbo «despachar-se».

Relativamente ao gesto correspondente a ambas as expressões, é comum às duas variantes, contudo, verificamos um pequeno pormenor: no Brasil, o mesmo gesto é seguido por um outro que se caracteriza por um movimento muito rápido de sacudir os dedos. Há , aparentemente, um ligeiro estalar de dedos, o que torna este gesto distinto devido ao seu traço sonoro.

VI. Os gestos e a multiplicidade dos seus significados

Contrariamente à linguagem gestual que permite comunicar uma sequência de ideias, os gestos abordados neste trabalho são simbólicos, o que quer dizer que a combinação sucessiva de vários gestos dificilmente poderia constituir uma sequência de frases com sentido. Normalmente, a expressão linguística associada a um gesto compreende uma frase breve como «Anda!» ou «Depressa!», ou ainda, uma frase idiomática, como «está com dor de cotovelo». A juntar a este fator, o traço de «multiplicidade de significados» que carateriza um vasto conjunto de gestos, faz com que o significado de determinados gestos possam apenas ser compreendidos à luz do contexto na qual ocorrem. É o caso do gesto que simboliza a ideia de «medo» entre os falantes do PE, que possui também o significado de «grande número de pessoas» num determinado local.

O(s) significado(s) de determinado gesto dependem ainda do fator geográfico e territorial, como documentou Desmond Morris no estudo[13] que conduziu: o mesmo gesto que em Portugal é largamente conhecido como representando a ideia de «avareza», noutros países pode ter os seguintes significados: «dúvida»; «bom»; «crítica» ou «lentamente» (1979: 76). Através do referido estudo, conduzido em quarenta países da Europa Ocidental, Morris demonstrou as variações de significado existentes num conjunto de vinte gestos. A este propósito, afirmou o autor: «*Não era exatamente o que esperávamos quando começámos o estudo de campo. Tínhamos imaginado que determinado gesto seria popular numa região e raro ou não existente noutras. O que descobrimos* (…) *foi que o gesto era*

bem conhecido quase em toda a parte e apenas os significados específicos acusavam variações regionais. Longe de tornar mais fáceis as coisas para o visitante estrangeiro, este facto dificulta duplamente a situação. Não só o seu próprio significado do gesto é desconhecido de muitos numa terra estranha, como também encontrará o mesmo gesto com significado totalmente diferente. Quantas vezes terá isto levado a erros de interpretação é difícil supor» (1978: 157).

Figura 3 - «É de trás da orelha» (PE)

Esta diversidade de significados pode, entre culturas diferentes, constituir um obstáculo na comunicação e também originar alguns equívocos. Traçando uma análise comparativa entre a cultura japonesa e a cultura portuguesa, em Portugal, quando se deseja mostrar agrado face a uma refeição, é comum tocar no lóbulo da orelha com os dedos polegar e indicador, gesto que é acompanhado geralmente por uma das seguintes expressões: «É daqui» ou «É de trás da orelha». No Japão, contudo, um gesto muito idêntico significa que algo está «quente». Na Índia, um gesto muito parecido, que se diferencia apenas pelo facto de consistir em puxar ambos os lóbulos da orelha, é utilizado para pedir perdão.

No âmbito do presente trabalho, conduzimos um inquérito a um conjunto de vinte falantes nativos do PE, inquirindo-as acerca da leitura que fariam de alguns gestos conhecidos no Japão. Relativamente ao gesto que mencionámos anteriormente, mais de metade dos inquiridos respondeu que associaria o gesto à expressão de agrado, tal como prevíamos. Elencámos algumas das respostas obtidas no referido inquérito: «*Delicioso! Quando queremos dizer que é bom, está de trás da orelha*»; «*Gesto de felicidade, usado muitas vezes para elogiar uma excelente refeição.*»; «*Está daqui*», «*Sinal que uma refeição está muito boa.*»

Desta forma, concluímos que apesar de um gesto poder ser comum a duas ou mais culturas geograficamente distantes, pode possuir significados totalmente diferentes, podendo constituir assim um obstáculo à comunicação entre os falantes de culturas diferentes. Esta conclusão vem reforçar a importância do estudo dos gestos no processo de ensino e aprendizagem de uma LE.

VII. O projeto à luz do QECR

1. O estudo dos gestos na aquisição de competências extralinguísticas

No quadro do processo de ensino e aprendizagem de uma LE e mais concretamente do PLE, consideramos fundamental como afirmámos inicialmente abarcar no currículo dos aprendentes o estudo de aspetos da linguagem não-verbal, uma vez que este aspeto da linguagem constitui um dos fatores a ter em conta na aferição do grau de proficiência numa língua estrangeira, mas também porque o seu conhecimento contribui largamente ao desenvolvimento da competência de comunicação e descodificação numa LE. Também no QECR encontramos referência à importância de

contemplar, no processo de ensino e aprendizagem de uma LE, alguns aspetos referentes à comunicação não-verbal, do qual fazem parte os gestos.

De acordo com o QECR, um dos indicadores da proficiência linguística numa LE é o «comportamento paralinguístico», o qual compreende a linguagem corporal, e, evidentemente, os gestos: «A linguagem corporal paralinguística difere de outros gestos que são acompanhados por linguagem, na medida em que veicula significado convencional, que pode variar de uma cultura para outra» (QECR, 2001: 131). Como referimos no presente artigo, o não-conhecimento da forma de leitura de determinados gestos pode não só constituir um obstáculo no ato de comunicação, mas também pode ser gerador de interpretações equivocadas.

Em segundo lugar, consideramos que o estudo dos gestos e das expressões associadas constitui um tipo de conhecimento sociocultural (QECR, 2001: 148), auxiliando também a estimular a «consciência intercultural» (QECR, 2001: 150). De acordo com o citado documento, deve entender-se por «conhecimento sociocultural» o conhecimento respeitante à «sociedade e à cultura da(s) comunidade(s) onde a língua é falada» (*idem*). Este tipo de conhecimento «merece uma atenção especial, uma vez que é provável que este tipo de conhecimento fique fora da experiência prévia do aprendente e seja distorcido por estereótipos».

Relativamente à «consciência intercultural», esta é definida de acordo com o QECR como «a consciência e compreensão da relação (semelhanças e diferenças distintivas) entre «o mundo de onde se vem» e «o mundo da comunidade alvo» (QECR, 2001: 150). Ao permitir e ao encorajar, do ponto de vista cultural, a reflexão entre aspetos semelhantes e diferentes de dois (ou mais) mundos, estabelecendo pontes, consideramos que este Projeto se encontra em consonância com as premissas contempladas no QECR.

2. O estudo dos gestos no desenvolvimento de de competências linguísticas

Na escala global dos níveis de proficiência do QECR, o utilizador proficiente (nível C) é descrito como aquele que «é capaz de se exprimir espontaneamente e de modo fluente, sendo «capaz de distinguir finas variações de significado em situações complexas» (QECR, 2001: 49).

Por sua vez, o utilizador independente (nível B) é definido como aquele que «é capaz de comunicar com um certo grau de espontaneidade e de à-vontade com falantes nativos, sem que haja tensão de parte a parte» (QECR, 2001: 49). É de realçar também que, de acordo com o citado documento, o falante de nível avançado deve ser capaz de «participar sem esforço em qualquer conversa ou discussão e mesmo de utilizar expressões idiomáticas e coloquiais» (QECR, 2001: 54).

3. O gesto como propiciador do diálogo intercultural

Como até aqui mencionado, os gestos e as respetivas expressões linguísticas variam de acordo

com a cultura, veiculando, por vezes, através das expressões que os acompanham, alguns traços culturais.

Por exemplo, relativamente à expressão portuguesa «dar graxa», várias fontes apontam que esta expressão linguística tem origem no ato de «engraxar os sapatos», comum no princípio do século XIX na Europa. A explicação tem origem no facto de, normalmente, o engraxador de sapatos se encontrar sentado num nível inferior ao do cliente, «alimentando» a vaidade de outrem enquanto trabalha para o seu sustento.

Paralelamente, no PB, a expressão equivalente («puxa saco») terá surgido em contexto militar, uma vez que, antigamente, os soldados carregavam os seus pertences em sacos, e, por vezes, alguns «puxavam» também os sacos com roupa suja dos seus superiores hierárquicos.

Em japonês existe uma expressão com significado equivalente, contudo, a expressão idiomática correspondente é: 胡麻擦（り）— *Goma o suru* ou *Goma suri,* respetivamente. De acordo com o *Grande Dicionário da Língua Japonesa*（日本国語大辞典), a expressão é definida como «ato de mostrar concordância com tudo e todos, de acordo com a conveniência e interesses próprios», ou «ato de tentar agradar a outrem de modo a obter benefícios próprios» ou «a pessoa que pratica tais atos».

Em japonês, a palavra «goma» significa «sésamo» e a expressão completa (*Goma o suru*) traduz-se por «moer sésamo». Como é conhecido, para além de o sésamo ser um ingrediente típico da cozinha japonesa, no Japão, é comum nalguns restaurantes a refeição ser acompanhada por um pequeno almofariz para moer o sésamo. O primeiro registo desta desta expressão remonta ao ano de 1877, tendo sido mencionada no âmbito do teatro *Kabuki*.[14] A origem da expressão está aparentemente relacionada com o facto de, ao moer o sésamo no almofariz, as pequenas partículas se «colarem» facilmente, constituindo assim metáfora do comportamento subserviente e insistente de alguém. Este exemplo permite desenvolver, do ponto de vista do estudo de uma LE, aquilo a que o QECR denomina de «capacidade intercultural» (QECR, 2001: 152), ao permitir, aos estudantes e aos docentes, estabelecer a comparação entre a perspetiva entre a cultura de origem e a cultura estrangeira. Para além disso, estimula o desenvolvimento da sensibilidade cultural e a capacidade para identificar e usar estratégias variadas para estabelecer o contacto com gentes de outras culturas, dotando o estudante da possibilidade de desempenhar o papel de intermediário cultural entre a sua própria cultura e a cultura estrangeira e de gerir eficazmente as situações de mal-entendidos e de conflitos interculturais. Deve-se realçar que este conjunto de competências «permitem ao indivíduo o desenvolvimento de uma personalidade mais rica e complexa, uma maior capacidade de aprendizagem linguística e também uma maior abertura a novas experiências culturais» (QECR, 2001: 73).

À semelhança do exemplo mencionado, existem muitos outros casos que poderíamos referir

como propiciadores do diálogo intercultural na sala de aula de LE. Contudo, essa análise não constitui objetivo do presente estudo. Pretendemos, sim, refletir no material que criámos enquanto mecanismo propiciador e encorajador do diálogo intercultural e de assim «configurar a emergência do Diverso como força de riqueza vivencial» (Bizarro, 2006: 6).

4. Os gestos ao longo do tempo: mudança e evolução

Os gestos são, tal como a linguagem, um sistema dinâmico, e, por conseguinte, vão sofrendo mutações ao longo do tempo. Um exemplo concreto é o do gesto que se refere ao ato de «telefonar». Se antigamente — entre os finais do século XIX e os meados do século XX — era comum assistir-se ao uso do gesto que reproduzia o ato de «dar à manivela» (devido ao formato dos telefones da época que exigiam esse movimento), mais tarde, — sobretudo a partir da década de 60 —, a generalização do telefone de disco influenciou a evolução deste gesto, que passou a ser o de reproduzir o ato de marcar o número de telefone no disco, rodando o dedo indicador junto ao ouvido. Hoje, as camadas mais jovens usam certamente o polegar e o mindinho esticado, mimetizando o formato do auscultador (ver Figura 5). Começamos também a verificar que é comum (sobretudo entre os mais jovens) o gesto que reproduz a escrita de mensagens no telemóvel, com o polegar a pressionar o teclado. Estas são apenas algumas das evoluções observáveis dos gestos ao longo dos tempos, que nos permitem concluir que são de caráter dinâmico e também influenciados por elementos do mundo exterior.

Figura 4 – Telefone à manivela (1896-1965)

Figura 5 - Gesto de «telefonar»

Relativamente ao gesto «telefonar», apresentamos uma síntese na tabela 10.

Referente	Faixa Etária	Gesto	Expressão
telefonar	FE1	G1	E1
	FE2	G2	

Tabela 10

5. Fatores de não-propagação dos gestos segundo Desmond Morris

No que diz respeito às origens dos gestos, como documentou Morris (1979), para uma grande parte dos gestos, não há uma só explicação possível, mas várias. Por exemplo, o autor indica que um gesto muito conhecido na Europa, o qual se carateriza pela junção das pontas dos dedos da mão direita, beijando-as («o beijo da ponta dos dedos»), terá tido certamente origem na Grécia Antiga e em Roma: «Há documentos que mostram que os Gregos e Romanos, ao entrarem e saírem de um

templo, atiravam um beijo à imagem da divindade e também a objetos sagrados» (Morris, 1979: 32). O sentido deste gesto, que originalmente manifestava adoração, foi evoluindo, e hoje, num número significativo de países significa «louvor», numa área geográfica que se estende a partir de Espanha para o ocidente, através da França, Bélgica, Holanda, Dinamarca, Alemanha, Áustria e Jugoslávia, até à Grécia e à Turquia. Este é o exemplo de um gesto que «sobreviveu» ao tempo, tendo-se propagado por uma vasta área geográfica.

No século XVI, os portugueses foram o primeiro povo europeu a chegar ao Japão. Contudo, e apesar de muitos vocábulos da língua portuguesa se terem transferido para a língua japonesa, aparentemente, o mesmo não aconteceu com os gestos simbólicos.

Também na Europa, a extensa investigação empreendida por Morris mostrou que um conjunto significativo de gestos, apesar de serem conhecidos em vários países (muitos até vizinhos), tinha significados muito diferentes de país para país. A este propósito, o autor afirma que «Curiosamente, poucos dos gestos que estudamos poderiam ser classificados como exclusivamente britânicos, franceses, italianos ou pertencentes a qualquer outro país específico (...) Existe, contudo, um determinado número de significados gestuais que são verdadeiramente nacionais nos seus limites territoriais» (1979: 25).

Mas o que estará por detrás da sobrevivência, extinção ou propagação de determinado gesto? Como possíveis causas da não-propagação dos gestos, Morris elencou os seguintes fatores (1979: 39-41):

1) O fator do preconceito cultural e o desejo de ser diferente dos «vizinhos».
2) O fator do «espaço gestual» – quando já existe, em determinada cultura ou país um gesto com determinado significado, deixa de haver espaço para a transferência de um gesto diferente com o mesmo significado.
3) O fenómeno da «substituição dos gestos» – o surgimento de um novo gesto que se pode tornar moda e substituir o gesto «antigo».
4) A interferência de *tabus* locais – se, por exemplo, em determinada cultura, o beijo público é proibido, um gesto como o beijo na ponta dos dedos pode não se difundir.
5) Obscuridade do gesto – o facto de alguns gestos serem considerados «obscuros», isto é, de não serem inteligíveis senão no seio de uma cultura específica.

VIII. Conclusão

O estudo dos gestos constitui um campo aparentemente simples, mas é complexo, sobretudo quando analisado sob a perspetiva comparativa de duas variantes de uma mesma língua, como no caso do presente estudo ou quando analisada entre línguas e culturas diferentes. No que diz

respeito às expressões linguísticas e aos gestos, concluímos que embora o PE e o PB partilhem vários pontos em comum, existem também numerosas diferenças e especificidades que distinguem cada uma das variantes.

Iniciado há cerca de uma década atrás, o projeto *Gestos em Português* propiciou-nos, ao longo do seu processo de construção, um conjunto de reflexões linguísticas e também culturais que consideramos profundamente enriquecedoras e produtivas no processo de ensino, quer para os docentes, quer para os estudantes que escolheram estudar a língua portuguesa como língua estrangeira.

Efetivamente, o conhecimento dos aspetos não-verbais é fundamental no processo de aprendizagem de uma língua estrangeira, não só do ponto de vista da avaliação da proficiência línguística, mas também e principalmente do ponto de vista da aquisição de competências de expressão oral e de descodificação, como destacados pelo QECR, contribuindo ainda para impulsionar o diálogo intercultural.

Ao longo da elaboração do presente trabalho, verificámos que embora existam inúmeros estudos que se debruçam sobre a análise do gesto e da fala, são escassos os estudos dedicados aos gestos emblemáticos, especialmente sob uma perspetiva contrastiva entre as variantes de uma mesma língua, como aqui propusemos.

À medida que o projeto inicialmente delineado foi ganhando corpo, novas questões foram surgindo, merecedoras, a nosso ver, de uma mais profunda análise e estudo.Consideramos, desta forma, que há ainda um longo caminho a percorrer e muitas perspectivas a explorar no âmbito do estudo dos gestos e das variantes implicadas, como o referente, as expressões coloquiais, as questões culturais e geográficas.

A realização e o sucesso deste Projeto não teriam sido possíveis sem o empenho e colaboração incansáveis e a dedicação ímpar de todos os docentes e estudantes participantes da Universidade de Estudos Estrangeiros de Quioto e das Universidades de Coimbra e de São Paulo, a quem desejamos, por este meio, expressar o nosso mais cordial e sincero agradecimento.

Notas

1) Do presente trabalho, a estruturação e a seleção da tipologia de gestos analisados nas partes I, IV e V são de Shiro Iyanaga, sendo os demais capítulos e a estruturação textual da autoria de Karina Saldanha. As conclusões são fruto das ideias essenciais de ambos os autores, tendo surgido a partir das discussões que tiveram lugar nos meses de julho, agosto e setembro de 2017.
2) https://www.priberam.pt/dlpo/dicionário, acedido a 7 de setembro de 2017.
3) MCNEILL, David . 2006.- *Gesture*, University of Chicago Press
4) DE CONDILLAC, EB. 1971. *An essay on the origin of human knowledge*. T. Nugent (Tr.): Scholars Facsimilies and Reprints, Gainesville, FL. – (originalmente publicado em 1746).

5) ASL -*American Sign Language* , em português, *Língua Gestual Americana.*
6) GARDNER, Alain e GARDNER, Beatrice. 1969. *Teaching Sign Language to a Chimpanzee,* Science, New Series, Vol. 165, No. 3894. (Aug. 15, 1969), pp. 664-672.
7) Professores Shiro Iyanaga e José Júlio Rodrigues da UEEQ.
8) Itálico nosso.
9) No âmbito do referido projeto, os diálogos 1 a 12 foram concebidos pelos autores IYANAGA e RODRIGUES; os diálogos 13 a 27 são da autoria do Professor Rodrigues e os diálogos 28 a 30 foram escritos pelo Professor Rodrigues em colaboração com a Professora Catarina Maia (Universidade de Coimbra), a quem desejamos endereçar por este meio um agradecimento especial pelo seu contributo.
10) Dirigimos, por este meio, o nosso cordial agradecimento à Dra. Célia Dias e ao Dr. Joel Sene e aos estudantes da Universidade de São Paulo que colaboraram neste projeto.
11) Os vídeos encontram-se disponíveis em : http://www.gestospt.org/imagens4/index_14.html
12) A expressão «dar graxa» entre os falantes do PE, é inteligível mesmo quando apenas verbalizada. De igual modo, a execução do gesto é igualmente inteligível entre os falantes, dispensando a expressão linguística.
13) MORRIS, Desmond. *Gestos: suas origens e significados*. 1979. Mem Martins: Publicações Europa América.
14) *Grande Dicionário da Língua Japonesa*, 1974. volume 8, p. 372 e 380. Shogakkan.

Bibliografia

AQUI, Hamiru et CHANG, Aileen. 2004. *70 Japanese Gestures*, Tóquio: IBC Publishing.

BARREIRO, Anabela *et al.* 1995. *Lexical differences between European and Brazilian Portuguese*, The INESC Journal of Research & Development.

CAVALCANTE, Marianne Carvalho Bezerra *et al.* 2016.– *Sincronia gesto-fala na emergência da fluência infantil*, vol. 45, pp. 411-426, São Paulo: Estudos Linguísticos.

COBALLIS, Michael C. 2009 *The gestural origins of language* – WIREs Cognitive Science 2010 1 2-7

CONSELHO DA EUROPA. 2001. *Quadro Europeu Comum de Referência para as Línguas – Aprendizagem, Ensino, Avaliação* (Maria do Rosário e Nuno Soares trad.), Porto: Asa.

CORBALLIS, Michael C. 2016. *Percursors to Language*, Topoi.

HEWES, Gordon W. . 1973. *Primate Communication and the Gestural Origin of Language* –University of Chicago Press.

IYANAGA, Shiro e RODRIGUES, José Júlio. 2015. ポルトガル語のジェスチュア ── ポルトガル・ブラジル – *Gestos em Português* (*Portugal & Brasil*). Quioto: Seitosha.

KENDON, Adam. 1981. *The study of gesture: some remarks on its History* – Recherches Sémiotiques.

KENDON, Adam. 2016. *Reflections on the «gesture-first» hypotheses of language origins* – Psychonomich Bulletin & Review.

KENDON, Adam. 2000. *Language and gesture: unity or duality?* – Cambridge University Press.

MCNEILL, David. 2002. *Gesture and Language Dialectic* – Acta Linguistica Hafniensia: International - Journal of Linguistics.

MCNEILL, David. 2008. *Gesture: A Psycholinguistic Approach* – Psycholinguistics Section, The Encyclopedia of Language and Linguistics.

MORRIS, Desmond *et alii.* 1979. *Os gestos – Suas origens e significado* – Mem Martins: Publicações Europa-América.

STAM, Gale. 2008. *What gestures reveal about second language acquisition* – in McCafferty, S. and STAM, Gale. 2008. *Gesture: Second Language Acquisition and Classroom Research*. Mahwah, NJ: Lawrence. Erlbaum Publishers.

TEYSSIER, Paul . 1976. *Manuel de Langue Portugaise*（*Portugal-Brésil*）, Paris: Éditions Klincksieck.

*Grande Dicionário da Língua Japonesa.*1974. volume 8, Shogakkan.

中高ドイツ語 *haben* 完了の意味表出について
── 改新後の発展とその特異性[1)] ──

金　子　哲　太

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Mit seiner Erneuerung im Althochdeutschen tritt das *haben*-Perfekt in die Geschichte ein, indem die eigentliche Fügung syntaktisch-semantisch neu organisierte Konstruktion erlangte: Dem ehemaligen Vollverb *haben* blieb seine Leistung als finites Verb völlig übrig, während seine lexikalische Bedeutung „Posessivität“ verblichen war. Dem Partizip Präteritum des transitiven Verbs geschahen hingegen die polare Abwechselung von der passivischen Funktion zur aktivischen und daher die Funktionierung zur Bezeichnung der Handlung des Agens. Die neue Verbform gewann also ohne formale Beziehung die semantische Verbindung mit dem Subjekt.

Im vorliegenden Beitrag handelt es sich um den zeitsemantischen Wert in seiner Verwendung im Mittelhochdeutschen. Als Text wurde das Heldenepos „Nibelungenlied“ ausgewählt, anhand dessen ich jeweiligen Kontext genau prüfende Analyse durchgeführt hatte. Auffallend ist es vor allem, dass bis dahin zur Formierung durative Verben zur Verwendung kamen und dass es Zunahme der Gebrauchsfälle mit der adverbialen Bestimmung gab, die besonders ermöglichte, die unbestimmte Vergangenenheit oder auch die Durativität der Verbalhandlung zu präzisieren.

Aus der Untersuchung wird geschlußfolgert, dass das *haben*-Perfekt zu dieser Zeit doppelte Funktion zur Verwirklichung brachte: Das finite Verb *haben* bezeichnet einerseits die deiktische Gegenwart, die sich für den kontextuell bedingten Zeitablauf geeignet, das Partizip Präteritum ist aber andererseits zuständig dafür, die Vergangenheit immerhin sowie bestimmte Aspektualität zu bezeichnen. Die periphrastische Verbform kam also zwar zu der an sich fremden Fähigkeit, die Valenz des Vollverbs auszuüben, aber war jedoch noch nicht in der Lage, die Verbalhandlung zur temporalen Beziehung im Kontext passend zu setzen, weil das Partizip Präteritum wahrscheinlich die Grenze des nominalen Wirkungsbereichs nicht überschreiten konnte.

0．問題提起

ドイツ語の haben 完了の歴史を振り返るとき，我々は少なくとも最古層の古高ドイツ語期にまで視点を移すことができる。本動詞 haben と過去分詞のあいだに起きた「再分析」（Reanalyse）がその出発点とみなされる。4 項の構成要素（S－V－O－C）のうち，haben と補語の過去分詞があらたな関係を結ぶことによって一つの動詞単位が生み出され，文構造としては 3 項に減った

（S－V－O）と考えることができる。つまり受動態のように2語で一つの働きをになうようになる。その際，定動詞 haben のほうは語彙的意味を失うことで文主語とのあいだで結ばれていた意味関係は絶たれ，機能化することになる。他方で，（他動詞の）過去分詞においては本来の受動的意味は失われ，これとは正反対の能動的関係を文主語とのあいだで得ることになる。この迂言的動詞構造において，意味的な重心は haben から過去分詞へと移行し，文意味の核を形成する要素は過去分詞となった。

この改新は，ざっと見ただけでも，とりわけ過去分詞には大きな負担を強いられる構造的転換であったことが容易に見てとれる。次に，過去分詞に注目して，その機能や意味作用領域がどのように変わったかについてより詳細に整理しておきたい。

対格目的語との受動的関係が，主格主語との能動的関係へ移行するというプロセスにおいてまず見逃してはならない点は，意味レベルでの関係化である。例えば Ich habe das Buch gefunden は，もともと「私はその本を見つけられた状態で所有している」ぐらいの意味を持ち，過去分詞 gefunden の守備範囲は das Buch とのコプラ的関係において「本が見つけられている」という結果的状態だけであった。「誰が見つけたのか」は表示されずここでは問題にはならない。再分析を経て，対格目的語とではなく主格主語 ich との意味関係を直接結ぶようになるとは，まず行為をつかさどる行為者が介在してくることを意味する。統語的に見れば，動詞 finden は行為者（„ich“）との関係を生み出すが，同時にまたさらに行為が及ぶ対象（„das Buch“）をも自らに取り込むことになる。言いかえれば，その都度使用される動詞は，自らのヴァレンツをいかんなく展開させることによって，そこで起きている事態を明確化する。他方，人称変化する定動詞は haben のままであり，主格主語 ich と統語上の関係を結ぶ。すなわちこの形式は，文法的機能を haben に残したまま，定動詞の働きを何ら持たない過去分詞が，主格主語とのあいだに「行為」と「行為者」との能動的関係を結ぶことで動詞の事態を明示するという特異な文構造を持つようになり，また今日までその機能配分を残すに至っている。

また，過去分詞が文法表示をしないながらも他の要素とともに事態を表すようになるとは，過去分詞が文レベルでの意味役割を果たすようになっていたことを含意する。すなわち次に指摘されるべき点として，過去分詞がになう意味作用領域が，対格目的語との関係においてのみであった局所的関係から，主格主語を取り込んだ文全体，すなわち命題レベルへと拡張することによって，事態にかかわる他の要素との関連が視野に入ってくることが挙げられる。過去分詞によって生み出される行為の完結性や結果性等の文法機能，またのちに共起するようになる副詞句による時間表示との関連は，文の時間性やアスペクト性を扱うレベルである。

さらに，過去分詞が文全体の意味論をつかさどるということは，この形式の時間・アスペクト意味を考えるとき，文単位以上のレベルでの「意味的な整合性」を問題にしなければならないことを表す。とくに時間性は，文脈や発話状況における時間的環境との関連の中で扱われる必要がある。つまり，再分析前にはまったく関与してこなかったコンテクスト環境との開かれた時間的関係を視野に収めなければならない。この点は，命題内レベルの意味作用領域を超えた，テクス

トあるいは語用論レベルの意味を指す。

以上のように，過去分詞は，その守備範囲を大幅に広げ，本来にない得ないレベルの意味表示を行う必要に迫られていたと考えることができる。またここで問われる意味とは，通常の時制形式で言うなら時制形態素の意味あるいは時制の意味用法に相当し，それらをどのように構成しつつあったかという問題に絡んでいることを認識させてくれる。しかしこの分析的形式の意味を追求する場合，むろん haben の存在を忘れてはならない。脱語彙化するとはいえ，定動詞機能という重要な役割が果たされているからである。

次に，これら 2 つの動詞要素の意味論をふまえ，動詞カテゴリーの観点から再分析前後の変容をあらためて見ておく。「態」(Diathese)，「アスペクト性」(Aspektualität)，「時間性」(Temporalität) から整理すると次のような表ができる。

表 1　<Semantische Änderungen über *haben*-Konstruktion im Althochdeutschen>

	Diathese	Aspektualiät	Temporalität
vor der Reanalyse	Aktiv（+*passiv*）	Zustand（+ *resultativ*）	Gegenwart（+ *vergangen*）
nach der Reanalyse	Aktiv	Resultativ^{direkt} Resultativ^{indirekt} Abgeschlossenheit	Vergangenheit Gegenwart

再分析前は haben が本動詞の働きを持っていたため，態は「能動」(Aktiv)，アスペクト性は「状態」(Zustand)，時間性は「現在」(Gegenwart) と，その定動詞機能と動作相（Aktionsart）[2] が中心的役割を果たした。他方で，共起する過去分詞は対格目的語との関係を結ぶのみであり，あくまでも副次的存在であった。使用される動詞は，他動詞でありかつ完了相動詞に限られていたため，動詞行為じたいはすでに完結したという意味で過去性を持つ一方，「～されたあとの状態である」という結果的意味を持つ。括弧内に示したこれらの意味要素「受動」(passiv)，「結果相」[3]（resultativ)，「過去」(vergangen) はしかし構文の根本的意味に何ら干渉を及ぼすものではない。再分析後に文意味の中心を構成する単位は，本動詞となる過去分詞である一方，haben が補助（動詞）的に関与してくる。古高ドイツ語期に現れる例のアスペクト性と時間性については金子（2015）で考察がなされたが[4]，中高ドイツ語の状況との比較を行うため，あえて整理しておく。なお，過去分詞が態の転換を起こすことについては立ち入らないことにする。

アスペクト性についてはすでにその多様化が見られる。過去分詞に使用される動詞は，古高ドイツ語後期までは完了相動詞なので，その結果相表示機能からは，次の表に図示したように，文としても結果相（Resultativ^{direkt}）が見込まれる（図 1 タイプ a))。たとえば（1）では，動詞 gistriunen は „gewinnen“ を意味するが，これは話者（＝主格主語）との関係で結果的意味を持つことが分かる。一方，明確に完了相動詞とはみなせない動詞の場合，たとえば（2）の zeigôn

„zeigen“，(3) の einôn „übereinstimmen“ のように，単なる行為の完結性[5]（Abgeschlossenheit）以上の意味は決して明確ではないこともしばしばある（図 1 タイプ c)）。しかしまた (4) に見られるようにコンテクストとの関係から間接的に見込まれる結果的意味（表中の Resultativ[indirekt]）の場合もある（図 1 タイプ b)）。„sich sorgen für“ を表す動詞 bithenken は，完了相動詞とは言えないが，この箇所では結果的な意味が感じられる[6]。

図 1　<Drei Aspektualitätsarten der *haben*-Konstruktion im Althochdeutschen>

a）Resultativ[direkt]　［z. B. haben gistriunit（1）］

| >>>>>>>>>>>>>> | ・・・・・・・・・・・・

perfektisches Verbalereignis　　Zustand des *direkten* Resultats

b）Resultativ[indirekt]　［z. B. eigan bithenkit（4）］

| >>>>>>>>>>>>>> | ・・・・・・・・・・・・

perfektisches Verbalereignis　　Zustand des *indirekten* Resultats

c）Abgeschlossenheit　［z. B. haben gizeigot/gieinot（2），(3）］

| >>>>>>>>>>>>>> |（kein Resultat）

perfektisches Verbalereignis

金子（2015 S. 112）より

（1）senu nu andero fimui ubar thaz **haben gistriunit.**（Tat.149.4）ご覧ください，今や私はそのうえ別の 5（タラント）を手に入れました。

（2）Thoh **habet** er uns **gizeigot**, joh ouh mit bilide gibot, / wio wir thoh duan scoltin, oba wir iz woltin.（Otf.III.3.3）しかしそのお方は我々がそれを望むときに，どのようにふるまえばよいのかということを我々に教えてくださったのだ，例をもって示してくださったのだ。

（3）Nu thie ewarton bi noti machont thaz girati, / joh Kristes todes thuruh not ther liut sih **habet gieinot**.（Otf.IV.1.2）いま司祭たちは熱心にその計画を進めている。そして人々は必然的にキリストを死に至らしめることに意見が一致したのである。

（4）**Eigun** sie iz **bithenkit**, thaz sillaba in ni wenkit（Otf.I.1.23）彼ら（ギリシア人やローマ人）は一つも音節が欠けることのないように気を配ったのです。

時間的表示については，二層で構成されていたと考えられる。所有性を消失させた haben は，その定動詞機能を残しているため，時間性としては，「現在」（Gegenwart）であると推察される。現在完了文が用いられるコンテクストは，出現環境についての調査（表 2 参照）が示すように，古高ドイツ語（Ahd. < Althochdeutsch）でも中高ドイツ語（Mhd. < Mittelhochdeutsch）でも現

在的環境が基本であると言える。他方で，過去分詞が表す行為は，行為者との関係ができてからはつねに過去的意味（Vergangenheit）を帯びる。すなわち，（1）や（4）では結果的な意味（「5タラントを持っている」「音節が欠けていない」）が含意されるものの，行為者が当該の行為を過去の世界において行った（「私は手に入れた」，「彼らは気を配った」）という前提もまた前景化されている。この形式はこうして，文意味に及ぶ定動詞の文法機能として「現在性」を表示する一方で，名詞形容詞範疇である過去分詞本来の意味作用領域を超えて「過去性」を表示するようになっていたと想定することができる。

表 2　<Vorkommenstendenz des Perfektsatzes in der präsentischen Umgebung[7)]>

	Ahd.		Mhd.		
	Tat.	Otf.	a.H.	Nib.	Kud.
präsentisch	100% （7/7）	89% （39/44）	98% （41/42）	90% （326/363）	96% （166/173）

金子（2013 S. 114）より

したがって，haben は意味レベルでは脱語彙化が進む一方，形態・統語レベルで人称と数の表示という定動詞機能を発揮しているが，文法的機能としては現在時制性を残していることが推測される。この定動詞の「現在性」に整合すべき意味として，過去分詞からは結果状態的な意味を供給するのがふさわしいはずであるが，上で見たように，古高ドイツ語の例を見ると，むしろ動詞行為の「過去性」のほうがつねに表出されていることは明らかである。

以上見てきたように，haben 完了の歴史において，外面的には古くから一つの統語的，意味的単位を形成していたことは明らかであるが，2 つの構成要素は本来的に折り合わない点があるばかりでなく過去分詞では本来の機能からかけ離れた意味寄与を行っているため，その文法性については，我々がふつう hab- ＋過去分詞に求めるような機能を想定することはできない。本稿は，この形式の姿を通時的に追跡していくという課題のもと，コンテクストを視野に入れて分析される意味用法を形式との関係で考察することに主眼が置かれる。歴史的資料にもとづく意味分析は，一時代下った中高ドイツ語期[8)] に現れる諸例において行われ，古高ドイツ語期に想定される意味表出との関係を視野に収める。例文分析は『ニーベルンゲンの歌』からの諸例で行われる。

1．過去性

1.1　動作相の拡がり

再分析後に行為者と行為という関係が成立するようになることは，背後に隠れていた出来事が前面に現れ出ることを意味するが，これにともなう時間性は過去性である。ここではその都度の

出来事を構成する動詞の動作相を大まかに3種のアスペクト性に分類して整理しておく。すなわち中高ドイツ語において過去の意味を持った事態がアスペクト的にはどのような様相を呈していたかを見ておきたい。

1.1.1 明確な完了相動詞

ここでは，明確に完了相と考えられる動詞の例を挙げておく。完了相とは，動詞の事象にある限界点を想定し，その境界を超えることで終えるか，あるいは始まるかを表す動作相であると考えることができる。したがって2つの局面を想定し，その間の移行があるかどうかという基準設定と考えることもできよう。(5) の hât gevangen を用いた文は，ザクセン軍との戦いにおいてジーフリトが自分の手でリウデガスト王とリウデゲール王を捕虜にしたことを使者がクリエムヒルトに伝えている文である。vâhen「捕虜にする」という動詞行為はまさに限界点を超えることで成立する完了的行為を表しているが，実際にはブルグント国へ連行しているという意味が含意され，結果的意味をも表している。古高ドイツ語期から用いられていたタイプの最も古い動詞グループである。(6) の erfinden „wahr nehmen“，(7) の verliesen „verlieren“ のほか，gewinnen „für sich gewinnen“（289.4）や erslâhen „erschlagen“（1110.3）などが挙げられる。

(5) nu hœret mîniu mære, edeliu küneginne hêr. / si **hât gevangen** beide diu Sîvrides hant.（Nib.238.1）さあ私の話をお聞きください，高貴な王女殿。彼ら二人をジーフリト殿が捕らえたのです。

(6) ›Sô wol mich dirre mære‹, sprach Albrich daz getwerc. / ›nû **hân** ich wol **erfunden** diu degenlîchen werc, / daz ir von wâren schulden muget landes herre wesen‹.（Nib.500.2）「これはなんと喜ばしいことか。」このように小人アルブリーヒは言った。「私は勇士にふさわしい業をしかと見届けました。あなたはまことにこの国の領主であるのにふさわしい。」

(7) von Prünhilde krefte den wæn‘ wir **hân verlorn**.（Nib.552.3）プリュンヒルトの膂力によって我々は彼を失ってしまったのではないかと恐れているのでございます。

1.1.2 明確な継続相動詞

他方で，古高ドイツ語後期から徐々に現れるようになる純粋な継続相動詞は，中高ドイツ語期に入ると，その使用を増加させることは良く知られている[9]。この場合，2つの局面はもとより想定されないため，限界点を超えるといったプロセスもない。表されるのは，ある時点から現時点まで継続して続く状態であり，ここで完了性や結果性は感じられない。(8) では behalten は「保ち続ける」（„unverletzt bewahren“）という意味である。(9) では volgen „folgen“，(10) の tuon は，直前の動詞 minnen „lieben“ の代動詞であり hân geminnet と書き換えられる。しかし，継続相動詞であっても[10] 文のアスペクト性としては意味が異なる場合もある。(11) において werben は，「自分の目標のため何かを勝ち取る努力をする」（„für seinen Zweck zu gewinnen

suchen“）という意味を持つが，完了形を用いることでその行為はグンテルがプリュンヒルトを手に入れるという目標を果たしている結果的状態にあることが分かる[11]。

（8）nu sagt mir, kumet uns Kriemhilt? **hât** noch ir schœner lîp / **behalten** iht der zühte, der si wol kunde pflegen?（Nib.771.3）さあ教えてください。クリエムヒルトは我々のところにやってくるのでしょうか。あの美しいお方は，かつて十分に持ち合わせていたあの慎ましさをまだ保っておられるのでしょうか。

（9）wir suln in langer dienen, den wir alher **gevolget hân**.（Nib.699.4）私たちがずっとこれまで仕えてきた方々にこの後も奉仕するのだ。

（10）Er gedâht ouch manege zîte: ›wie sol daz gescehen, / daz ich die maget edele mit ougen müge sehen? / die ich von herzen minne und lange **hân getân**, / diu ist mir noch vil vremde . . . ‹（Nib.136.3）彼はまた何度も考えた。「どうすれば，私がこの目であの高貴な乙女を見ることができるのであろう。私が心から愛しており，もう長い間想いつづけてきたそのお方は私には今もなお全く見知らぬ人なのだ…」。

（11）lât wizzen mîne bruoder, wie wir **geworben hân**.（Nib.537.3）私の兄妹には，私たちがどのように成功を収めたのかを知らせてやって欲しい。

1.1.3　曖昧な例

中高ドイツ語では，動作相やアスペクト性を認定することが困難なケースも増える。それは，一つの動詞が異なる意味用法で現れる場合がある一方，動作相が比較的明確であっても haben 完了によって本来的ではない意味を得ることがあるからである。たとえば，（12），（13）に現れる 3 つの sagen は，Brackert の現代語訳では順に „erzählen“，„berichten“，„Neuigkeiten melden“ で訳されている。（12）に見られる 3 名の王とはグンテル王，二人の弟ゲールノート，ギーゼルヘルのことであるが，第 4 詩節ですでに言及している内容であるため，挿入句として補足しようとする場合，語り手は過去的意味を取り入れなければならない。ここでの gesaget hân は過去の一回限りの出来事を述べているにすぎないため，アスペクト性としては完結性と特徴づけられうるが，これとて積極的な意味付けとは言えないであろう。他方で，2 つ目の hât gesaget では，3 人の王に使える従士たちの誉れについても連綿と語り継がれていることが表されている。語られるという行為が繰り返しなされてきているという意味で，継続的意味が現れている例であると言える。「知らせを伝える」という意味で用いられている（13）の hâst geseit はどうであろうか。これはアスペクト性としては，古高ドイツ語で見たような間接的な結果相と考えることができる。使者がクリエムヒルト王女から報酬をもらえるのは，身内の軍勢の勝利，勇士たちの数々の武勲，そしてとくにジーフリトの安全という（良い）知らせを伝えた結果によるからである[12]。動詞の意味用法の多様性は，語としての動作相あるいは文レベルのアスペクト性の曖昧さに関係してくる。このような用例では，各々の動詞がどの用法で用いられているのか，その際どのようなアス

ペクトが現れているのかを，その都度のコンテクストの中で判断する必要がある。こうした例は，（14）の widersagen „Fehde ankündigen“ に限らずその数は少なくない[13]。

（12）Die drîe künege wâren, als ich **gesaget hân**, / von vil hôhem ellen. in wâren undertân / ouch die besten recken, von den man **hât gesaget**, / starc und vil küene, in scarpfen strîten unverzaget.（Nib.8.1/3）その 3 人の王は，私が述べた通り，非常に剛腕な力の持ち主であった。彼らにはまた，伝えられているところによると，きわめて優れた戦士が仕えていた。彼らは力強くまたとても勇敢であったし，はげしい戦いにおいても怯むことはなかった。

（13）Dô sprach diu minneclîche: ›du **hâst** mir wol **geseit**. / du solt haben dar umbe ze miete rîchiu kleit / und zehen marc von golde, die heiz' ich dir tragen.‹（Nib.242.1）そしてその優しい王女は言った「そなたは私に良い知らせを伝えてくれた。その褒美にそなたは立派な衣装と 10 マルクの黄金を受け取りなさい。それを私はそなたのところへ持っていくよう命じます。」

（14）disiu suone diu ist mir harte leit. / iu **hât** der starke Sîvrit unverdienet **widerseit**.（Nib.116.4）そのような和解策，それは私にはひどく惨めなものに思われる。剛腕のジーフリトは言われなくそなたに戦いを挑んだのですから。

以上，使用される動詞の動作相について言うならば，本来的ではない継続相動詞の増大がとくに指摘される。動詞のヴァリエーション化は，形式上の拡充化であるとも呼び得る。しかし，それは他方で，決して機能化を意味することにはならない。ここで見てきたように，文における元来の結果相的意味は，動詞の動作相に依拠するだけではないし，また，継続的意味もコンテクスト要素との関連から生じていることがうかがわれる。形式が一定のアスペクト意味を供給するわけではないという点で，むしろ逆に「機能」という言い方はできないとも言えるであろう。Leiss（1992）は，とくに継続相動詞の使用増加が，この形式の時制化，すなわち「過去化」を指すと述べている[14]。さまざまな動詞を受け入れるという意味では「拡充化」である一方，意味表出のうえでその多様性に一定の意味付けがなされないのであれば「過去化」が進んでいると言わざるを得ないのかも知れない。

1.2 不定の過去指示副詞の共起

中高ドイツ語期に入ると，それまで現れなかった時間副詞（類）が現れるようになる[15]。一つ目は，不定の過去を表す ie や ê（いずれも「かつて，これまで」）や nie の使用である。これらの副詞（類）は動詞行為の完了性や結果性とは折り合わない。たとえば，（15）なら，ブルグントの宮廷でジーフリトの行列が近づくのを目の当たりにし，グンテル王が忠臣ハゲネに「彼らをこれまでに見たことがあるかどうか」を問う場面であるが，sehen「見る」が表す動詞行為のあ

り方やプロセスは問題となっていない。(16) では，一騎打ちで命を落とした辺境伯リュエデゲールの生前の誠実なふるまいが動詞的表現 hât begân（„hat getan“）によって表されている[16]。このような副詞（類）によって関係づけられる対象は，動詞の動作相やアスペクト性というレベルではなく，行為者と行為で結ばれる事態である。不特定の過去時において，「見た後であった」とか「見てわかっていた」という関係は成立しないであろう[17]。副詞（類）と動詞行為とのあいだには，事態が過去において一回的に生じた（あるいは一回も生じなかった）ことが示されているに過ぎない。すなわち事態という文単位の意味には「過去性」しか残っていないパターンであると言わなければならない。

(15) ez sint in mîme hûse unkunde degene, / die niemen hie bekennet. **habt** ir si *ie* **gesehen**, / des sult ir mir, Hagene, der rehten wârheite jehen.（Nib.83.3）私の城にここではだれも見聞きしない勇士どもが参上している。もし，ハゲネよ，そなたが彼らのことをかつて見たことがあるならば，そのことについてのまことの真実を言ってもらいたい。

(16) lât uns an im dienen, daz er *ie* **hât begân** / an uns vil grôze triuwe und an manegem andern man（Nib.2262.3）彼がかつて，我々やまたほかの多くの者たちに対してたいそう誠実に接してくださったことに対し，彼に報いさせてください。

(17) vor allen mînen mâgen sult ir die krône tragen / alsô gewalteclîche, als ir *ê* **habt getân**.（Nib.1086.3）我々のすべての身内の前でそなたは，かつてご自身がそうであったのと同じように宮廷で権勢ゆたかにふるまっていただきたい。

(18) ja suln niht verdeit / wesen unser mære, daz wir zen Hiunen komen. / im **hât** der künic Etzel *nie* sô liebes niht **vernomen**（Nib.1713.4）　まことに，我々がフンの国に来ているという知らせを黙っておくわけにはいかない。エッツェル王はかくも喜ばしいことをこれまでまったく聞いたことがなかったというものだ。

次の例は，継続を表す副詞（類）をともなう例である。(19) の副詞 lange や her，(20) の von kinde（„von Kindheit auf“）[18]，また (21) の sît（„seitdem“）文による例であるが，行為の反復を表す dicke（„oft“）をともなう (22) もここに入る[19]。これらの用例は，過去のあるときから現在時までずっと続く状態の継続性あるいは反復性を示す例である。限界点を超えていないという点で，1.1.2. で挙げた継続相動詞を用いた例と同じように，完了アスペクトとはかけ離れている。現代語では現在時制となるところである。下に挙げた例のうち，(19) の pflegen „bewahren“ は動詞の動作相から判断してもその継続性は比較的明確であるが，(20) の erkennen „kennen“ や (21) の dienen „dienen“ に見るように，動詞の意味として継続性を持ち合わせているとは断言できないこともあり，その場合，副詞（類）が文のアスペクト性を決定づけていると考えられる。この種の副詞（類）は，動詞行為の継続性を明確化したり，ある程度規定化する働きをしていることが見て取れる。しかし元来の完了性や結果性とは直接的には関係してこず，

継続性のほかは「過去性」という時間性が残る。

（19）Wie het ich daz verdienet, . . . / des mîn vater *lange* mit êren **hât gepflegen**, / daz wir daz solden vliesen von iemannes kraft?（Nib.112.2）どうして，私の父が名誉を保って長い間守ってきたものを一人の男の力によって我々が失ってしまうなどということを招いてしてしまったのだろうか。

（20）wem ist nu bekant / under iu bî Rîne die liute und ouch daz lant? / . . . / ich **hân erkant** *von kinde* die edelen künege hêr.（Nib.1147.4）そなたらの中でライン河畔の人々や国のことを知っているものはおらぬか。（…）私は非常に高貴な王族のことを幼少のころから存じ上げております。

（21）›die suln mit mir rîten in der Hiunen lant. / die nemen schaz den mînen und koufen ros unt ouch gewant.‹ . . . ›*sît daz ich alêrste iuwer gesinde wart*, / sô **hân** ich iu mit triuwen **gedienet**.‹（Nib.1283.2）「そのような人は私と一緒にフンの国に行ってもらいたい。そして私の財宝をもらい，また馬と甲冑をもらい受けなさい」。（…）「私がはじめてあなた様の家来として仕える様になってからずっと，誠心誠意ご奉仕してまいりました」。

（22）sô wil ich jagen rîten bern unde swîn / hin zem Waskenwalde, als ich *dicke* **hân getân**.（Nib.911.3）しばしば行ってきたように，私はワスケンの森へと熊やイノシシを狩りに行こうと思っている。

動詞の動作相や副詞（類）等の使用という観点から見ていくと，中高ドイツ語期の haben 形式は，元来の完了性，結果性とは相いれない継続的アスペクトを受け入れるようになっていた点が特筆される。一方で，アスペクト性が不明瞭な，単なる一回的な過去の出来事を表すに過ぎない例も古高ドイツ語期以上に増加したと見られる。ここで見てきた多様な用法は，動詞レベル，文法形式レベル，そして文レベルであった。すなわち，ここで確認してきた様々なアスペクト性を持つ「過去性」とは，命題内における時間性であると言える。それが時間指示（Zeitreferenz）と言えるかどうかは別として，この意味が命題外レベルでどのような時間関係を結んでいたのかについては第 3 節で考察したい。

2．現在性

中高ドイツ語期では，過去表示手段はまだ過去時制（Präteritum）が優勢であった。この 2 つの形式の出現に関する頻度調査において，次のような興味深いデータが出されている。表［A］は，『哀れなハインリヒ』（der arme Heinrich）［1190 年頃成立］，『エルンスト公』（Herzog Ernst）［1200 年頃成立］を用いて調査された過去時制と現在完了の用例数である。作品全体としては，予想通りまだ過去時制が圧倒的に頻繁に出現していることが分かる。ところが，会話文

に限定して両時制の分布をまとめた表［B］を見てみると，両者の関係はかなり異なってくる。両時制の出現頻度が拮抗関係にあるどころか，『哀れなハインリヒ』では両者の数字が逆転し，現在完了の出現頻度が過去時制を凌いでいる。すなわち，表 2 で見た現在的環境への指向性とは，具体的に言えば，会話文における現在性を表すということを意味する。

表［A］ <Vorkommensdistribution der Vergangenheitstempora>

	Präteritum	:	Perfekt	Summe	(Anzahl der Belege)
Herzog Ernst	95	:	5	= 100	(2956 : 141 = 3097)
der arme Heinrich	90	:	10	= 100	(481 : 54 = 535)

表［B］ <Vorkommensdistribution der Vergangenheitstempora in der dialogischen Passage>

	Prätertitum	:	Perfekt	Summe	(Anzahl der Belege)
Herzog Ernst	51	:	49	= 100	(142 : 136 = 278)
der arme Heinrich	46	:	54	= 100	(41 : 48 = 89)

Zeman（2010 S. 112/116），黒田（2012 S. 143/147）より

そして現在完了形じたいの出現分布を表している下の表［C］を見ると，少なくとも中高ドイツ語期の叙事文学においては，この形式がまさに会話文の中で用いられるのがふつうであったということがうかがえる[20]。これまでに挙げた中高ドイツ語の例文（(5) 以降）で言うと，(12) 以外はすべて，登場人物が話すセリフ部での使用である[21]。会話文における現在性とは，たんに時間的概念というだけでなく，話し手と聞き手が会話を繰り広げる場，すなわち発話状況という場所概念をともなうものと考えてよいであろう。

表［C］ <Vorkommenshäufigkeit der Perfektform in der dialogischen Passage>

	Häufigkeit	Anzahl der Belege
der arme Heinrich	90%	(44/49)
Nibelungenlied	98%	(390/398)
Kudrun	94%	(173/184)

金子（2013 S. 119）より

このことを示唆するデータが，次の表［D］に現れている。中高ドイツ語では，現在完了を用いた文には 1/2 人称代名詞の使用が目立つ。この 2 つの人称は，会話の参与者を直接指示する直示表現（Deixis）である。この調査は，主語代名詞だけでなく，斜格で表れる場合や所有冠詞

で表れる場合も含むものであるため，その指示性の強弱はある。しかしこれらの代名詞を用いることで，発話状況およびそこに居合わせる話し手あるいは聞き手が顕在化されていると考えることができる。こうした使用環境では，完了形式を用いた動詞行為あるいは事態は，会話の当事者との何らかのかかわりを持っていることを意味すると言ってよいと思われる[22)]。

表［D］ <Tendenz zum Gebrauch eines bestimmten Personalpronomens im Perfektsatz>[23)]

	Ahd.		Mhd.		
	Tat.	Otf.	a.H.	Nib.	Kud.
Pronomen in der 1./2. Person	57% （4/7）	47% （27/58）	82% （40/49）	79% （315/398）	82% （150/184）

金子（2013 S. 117）より

このことに関連してさらに，中高ドイツ語期の現在完了が（広義の）話法性を含むコンテクストへの指向性も示していることが，次の表［E］から見て取れる。言語指標としては，表［F］に示したように，いわゆる話法の助動詞，接続法，命令法，否定表現などが挙げられる。

表［E］ <Affinität des Perfektsatzes zum modalfärbigen Kontext>[24)]

	Ahd.		Mhd.		
	Tat.	Otf.	a.H.	Nib.	Kud.
im modalfärbigen Kontext	71% （5/7）	61% （22/36）	89% （32/36）	87% （266/306）	87% （111/127）

表［F］ <Modalitätsindikatoren im Kontext des Perfektsatzes im Nibelungenlied>[25)]

Modalverb	103	
Imperativ	24	
Konjunktiv	25	（+10）
Negation	24	（+18）
andere	90	（+26）
Summe	266/306	（+54）

金子（2013 S. 122f.）より

すでに挙げた（15）で見てみるならば，habt gesehen をともなう条件節のコンテクストは des

で始まる帰結文となるが，ここに話法の助動詞 sult が用いられている。この des が受ける条件節の内容（についての真実）を，話者であるグンテル王は「言ってもらいたい」（sult jehen）と述べている。（17）でも haben 完了文は，要求文 sult krône tragen をともなう主文に従属的に関係している。ジゲムント王（＝話者）の要求は，クリエムヒルト王女がジーフリトの故国で権勢ゆたかにふるまってもらいたいというものであったが，比較対照としてジーフリト生前時のありようを引き合いに出す際に habt getân が用いられている。また，並列的な接続関係にある例として，たとえば（5）の，コンテクストになっている命令文 hœret（「聞いてください」）による要求は，ジーフリトが二人の王を捕らえたという内容に対して注意を喚起させている。（14）では，メッツのオルトウィーンが遺憾である（ist mir harte leit）理由として，続く文でジーフリトがブルグント国を奪おうとやってきているからと過去の事態（hât widerseit）を挙げている。これらの箇所では，話者の態度や感情が，当該の事態に対し直接的にかかわっている。現在完了を用いた文の内容と関係の仕方の違いやその強弱にはここでもやはり差がある。しかし，取り扱われる過去の事態に対し，話し手の役割を担う人物が何らかの主観的な態度をとっていることが見て取れる[26)]。

ここで見てきた，出現分布の偏り，代名詞の使用傾向，またコンテクストにおける特徴から，中高ドイツ語期の現在完了が好む現在的コンテクストは，次のような特徴を持っているとまとめられる。それは，客観時あるいは基準時としての現在というだけでなく，発話の起点である発話状況が顕在化している場であることと，発話状況の基本構成要素である「わたし」「いま」「ここ」のうち，「わたし」すなわち話者の態度が現れている場面での使用傾向を示していることが分かる。

３．過去性と現在性

さて，中高ドイツ語の haben 完了は，多様なアスペクト性を持った過去的事態を表す一方，発話状況が顕在化し，そこで話者の何らかの態度が現れているパターンでの出現傾向を示しているのではないかと指摘した。この「過去性」と「現在性」が haben 完了を用いた文の中でどのように構成されているのかがこの節のテーマである。ところで，歴史的話し言葉性について研究している Zeman は，中高ドイツ語の現在完了と過去時制との関係について次のように述べ，またその機能について図式化を試みている。本節では，本稿の主張と部分的に軌を一にするところがあるその提案に鑑みながら考察を進める。

> Der funktionale Unterschied zwischen Präteritum und Perfekt kann damit insbesondere darin gefasst werden, dass das Perfekt Verbalereignisse innerhalb einer indefiniten Vergangenheit bezeichnet, die in einer direkten Verbindung zur deiktischen Origo stehen, während das Präteritum Verbalereignisse bezeichnet, die lokal-temporal in einer definiten ‘past-time’-Welt

verankert sind.（Zeman 2012 81f.）

過去時制と現在完了との機能的な相違はそれゆえとりわけ次の点において理解される。すなわち現在完了は，直示的オリゴー（die deiktische Origo）へ直接的に関連付けられている動詞事象を非限定的な（indefinit）過去の内部で表すのに対し，過去時制は，限定的な「過去時間」世界（definite ‘past-time’-Welt）において時間・場所的に固定される動詞事象を表す。

図 2 <Gegenüberstellung der unterschiedlichen Semantik und Verwendungsweise von Perfekt und Präteritum>

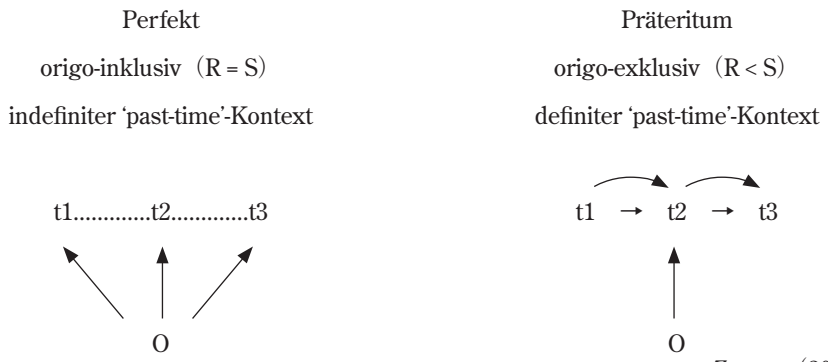

Zeman（2012 S. 82）

図 2 において，過去時制で t1，t2，t3 が実線矢印で結ばれているのは，出来事の継起が時間的流れの中で進んでいることを示す一方，現在完了に見られるそれが点線で記されているのは，それぞれの出来事がお互いに直接的関係を結んでいないことを示している。現在完了でオリゴー内包的（origo-inklusiv）とあるのは，それぞれの出来事と発話の起点（＝オリゴー）が直接的な関係を結んでいることを表す。ライヘンバッハの時間概念を用いれば，発話時点を参照時点として出来事を眺めるという直示関係が成立している（Referenzzeit = Sprechzeit）ことになる[27)]。過去時制の場合にオリゴー排除的（origo-exklusiv）とあるのは，出来事が発話の起点と直接的な関係を結ぶのではなく，発話時点以前に位置する参照時点から間接的に眺められる（Rreferenzzeit ＜ Sprechzeit）からであると考えられる。

この記述モデルが我々にとって重要なのは，現在完了において発話の起点からその都度眺められる出来事が非限定的（indefinit）であるという点である。過去時制の場合，出来事の過去性はコンテクスト内で他の出来事とのかかわりの中にあるという点で限定的な過去（definite Vergangenheit）である一方，現在完了では，出来事は過去の世界の中から特定されずに取り出される。これは言いかえると，過去の出来事が，継起する他の過去の出来事から切り離されてあるいは別個に扱われることを意味し，それゆえ非限定的過去世界を示すコンテクスト（indefiniter ‘past-time‘-Kontext）を作ると想定されている[28)]。この点については，haben 完了が現在的環

境というコンテクストに現れるという冒頭で提示した調査結果がすでに語っている。そこにはもとより過去世界は存在しないし，非過去的な世界から，限定的な過去性を帯びた過去的出来事を取りだすことはできないからである。また第１節で，過去的事態についてのアスペクト性や時間性について見てきたが，その都度の動詞行為や事態は一つの単位で個別的に扱われるものであることは明らかである。言い表される動詞行為や事態から見れば，それは文単位内にとどまっていると言える。

それでは，時折見られる，haben 完了が連続して用いられる場合はどうであろうか。(23) は，ハゲネの謀略が描かれる場面であるが，クリエムヒルトはねつ造された戦に出征する夫ジーフリトの身を案じハゲネに警護を嘆願するようになる。最初の条件節内では，クリエムヒルトが夫自慢をした（hab' getan）ことを遠回しに言っているが，そのことが理由で彼が責められる（sol des niht engelten）ことにはならないよう望んでいる。彼女の行き過ぎたふるまいは，続く発言の中の彼女が後悔している（hât gerouwen）ことと内容的には関連するが，言語表現上直接的関係を結んではいない。また，ジーフリトから打擲された（hât zerblouwen）ことは，時間的な流れの中に置かれないまま，彼からきつい罰を受ける羽目になった（hât errochen）と表現を変えて繰り返されている。このように haben 完了を用いた部分は，互いにまったく時間的関係を結んでいない。(24)，(25) も同様に，完了形式が並んでいても，そこにいわゆる「語り」の世界に特徴的である時間的継起をともなっているわけではない[29)]。

(23) er'n sol des niht engelten, **hab'** ich Prünhilde iht **getân**. / Daz **hât** mich sît **gerouwen** / . . . / ouch **hât** er sô **zerblouwen** dar umbe mînen lîp; / daz ich iz ie geredete, daz beswârte ir den muot, / daz **hât** vil wol **errochen** der helt küene unde guot.（Nib.893.4, 894.1/2/4）私がプリュンヒルトに対して何かをしでかしたとあってあの方が報復を受けるなどということにならないでほしい。あれ以来私はそのことで後悔しているのです。…そのことであの方は私をさんざんむち打ちしましたし，あの勇敢で優れたお方は私が彼女の心を苦しめるようなことを言ったことに十分に報いたのです。

(24) wie **ist** daz **geschehen**? / wand' wir iuch niulîche **haben** vrô **gesehen**. / nie niemen wart sô küene, derz iu **hât getân**, / heizet irz uns rechen, ez sol im an sîn leben gân.（Nib. 1764.1/2/3）一体どうしたというのです。我々がついさっき楽しく顔を合わせていたというのに。もし誰かがあなた様を苦しめたのであれば，それほどに勇敢な男はこれまでいなかったというものだ。もし我々にそのことの報復を命じられるならば，彼の命はあってはならぬ。

(25) wer **hât** daz **getân**? ... daz hât der hêrre Blœdel unde sîne man. / ouch **hât** ers sêre **engolten**, daz wil ich iu sagen: / ich **hân** mit mînen handen im sîn houbet abe **geslagen**.（Nib. 1953.1/3/4）誰がそれをやったのだ。…それはブレーデル公とその家来どもです。しかし彼はまたそのことでひどい償いを受けることになったのだ。そのことを私はそなたに申し

ます。私はつまり，この手で彼の首を刎ねてやったのです。

さて，haben 完了を用いて表される出来事はまた，別の意味で非限定的であることが分かる。条件節内で用いられた（15）を再度見ておきたい。グンテル王は，自分が知らない軍勢が近づくのを見て，諸国に通じたハゲネに対し彼らについての知識を問いただす場面である。habt gesehen を用いた過去的な動詞行為「見た」は仮定的内容であり事実ではない。「聞き手（＝ハゲネ）が彼らを見る」という事態が過去の領域においてかつてあったと考える話者は，その事実性を前提条件として話を進めている。同様のパターンは，（26），（27）である[30]。（26）は，クリエムヒルトがしでかした夫自慢について，ジーフリトがグンテル王にその潔白を告げる場面であり，当該文は「彼女が言った発言内容が事実であるならば」と言いかえることができる。過去的な行為の事実性が問われている箇所である。

（26）und **hât** si daz **geseit**, / ê daz ich erwinde, ez sol ir werden leit［...］（Nib.858.1）もし彼女がそのようなことを言ったのであれば，私が事態を収めるまえに，彼女を痛い目にあわせなければならぬ［...］。

（27）Ich solz in gerne büezen, swie si dunket guot, / **hât** iemen in **beswæret** daz herze und ouch den muot.（Nib.1862.2）私は，もし誰かが彼らの心や考えを痛めつけたのであれば，彼らによいと思われるほどに，そのことに償いをするつもりです。

また，（7）に見られるように，推量の動詞 wænen „glauben“ を用いた文に代表されるような，推量の対象となる箇所に haben 完了が用いられることがある[31]。使者ジーフリトに自分の兄グンテルの安否を問う場面では，クリエムヒルトは，王女プリュンヒルトに打ち負かされて彼を失ってしまった（hân verlorn）のではないかと心配する。こうした箇所では，動詞行為や事態はやはり事実ではない。すなわち haben 完了を用いた文内容は，過去のコンテクスト時間と結びついていないばかりか，事実性から離れる場合もあることがうかがい知れる[32]。こうして，haben 完了によって表される動詞行為や事態には，たとえば si / geseit hân（「彼女が／言ったこと」），wir / verlorn hân（「我々が／失ったこと」）のように，過去性を帯びた命題内容を想定することができる。

このように見てくると，haben 完了によって言い表される動詞行為や事態は，他のコンテクストとは直接関係を持たないというだけでなく，それじたい「過去」という物理的・客観的な時間性にもあまり依存していない個別の単位を構成しているとは言えないだろうか。次に述べるように「現在性」とのかかわりからも，それは過去性を帯びた命題単位であると想定できるように思われる。

第 2 節後半で，中高ドイツ語の現在完了が話法的コンテクストへの指向性を示すというところで少し確認したが，現在完了を現在的コンテクストとの意味関係で見ていくと，そこには過去的

な出来事が発話状況に居合わせる話者によって一定のパースペクティブで眺められるという構図が横たわっていることに気づく。現れ方としては，関係文や動詞の目的語文など上位文に接続する副文相当の場合と，ある文に続いて現れる文が並列的に継続する中で現れる場合とに分けられる。たとえば（9）では，関係文内冒頭の関係代名詞 den „denen“ が人称代名詞 in „ihnen” に関係付けられる。王妃となったクリエムヒルトの申し出を断ってこれまで通り奉仕したい（suln dienen）というハゲネ（＝話者）の意思は，これまで仕えてきた（gevolget hân）彼らすなわちグンテル王らに向けられる。（16）では，老ヒルデブラントは亡きリュエデゲールに最後に恩返しをしたい（lât dienen）のであるが，その要求は生前示してくれた（hât begân）変わらぬ誠実さに対してである。話者（＝ヒルデブラント）の要求は，そこに向けられるのである。一方，（12）の 2 例（gesaget hân / hât gesaget）は，上位文にはとくに話法的表現が現れていないが，どちらも「語り」の地の文に対し話者が追加的に補足説明を行っているケースである。この場合，「語り」の流れをストップさせて挿入文として割り込むという文体じたいから話者の一定の態度が現れていることが分かる。また（11）では，間接疑問文の形式をとる副文内容は lât wizzen「知らせてやってほしい」対象となっている。このパターンでは，上位文に結び付けられる内容は，haben 完了文における動詞行為だけでなく命題全体（wie wir geworben hân「我々がどのようにして成功を収めたか」）であることは明確である。このように，過去的な事態は発話状況に関係づけられていることは明らかであるが，その関係づけは話者の一定の態度を含むことがらの一部，あるいはことがらの説明のために必要な部分であったり様々である。

これに対し，並列的な文接続の例としては，（19），（20），（5），（6）などが挙げられる。（20）（hân erkant），（21）（hân gedienet）では順にグンテル王，エッツェル王と，どちらも対話相手からの要求に対する返答部分である。返答を迫られているという意味で，話者の何らかの態度が現れている箇所と言える。ただし（20）に関しては，当該文だけで返答となっているわけではなく，返答の中の冒頭部に haben 完了が用いられている例である。また（5）では，ザクセン軍との勝ち戦の様子に耳を傾けるよう使者がクリエムヒルトに促している場面であるが，ジーフリトが 2 人の王を捕らえた（hât gevangen）ことは「聞いてもらいたい」（hœret）という要求の内容となっていると同時に，要求したことの理由にもなっている。（6）では自分を縛り上げたジーフリトの強さを褒めたたえる理由づける箇所で当該文が用いられている。すなわち，話者（＝小人アルブリーヒ）に嬉しい気持ちが現れている（wol mich）理由は，ジーフリトの強さを見せつけられた（hân erfunden）からである。ここに挙げた例では，過去的意味を持つ命題全体が前文内容に結び付けられているが，発話状況で必要とされる発言そのものであったりあるいは話者の態度や心情に直接関係していることが分かる。

haben 完了に見られる動詞行為や事態が発話状況に関わる何かに関係づけられるという点は，本節前半で指摘した条件節内での例や推量をともなう例からも明確であるように思われる。Zeman のモデルには，オリゴーに関係付けられる動詞事象（Verbalereignis）の規模について特に記述は見あたらないが，動詞行為だけでなく，行為者と行為，また時間副詞句をともなう命題

全体レベルでの出来事であると考えてよいであろう。ここには，1.2 節において見てきたような過去指示副詞を含んだ文単位がふつうに数え入れられるからである。「オリゴー内包的な」指示体系のもとで結ばれる「非限定的な過去世界」における出来事とは，コンテクストから受ける発話状況（＝「現在性」）を視座として，そこから眺められる命題レベルの個別的出来事（＝「過去性」）であると言い換えることができるのではないか。

４．まとめ

中高ドイツ語の haben 完了の意味用法を共時的に見た場合，古高ドイツ語期に認められる二層の時間性が残っていることがうかがえる。しかし，用法や用例が増えたこの時期には，出現のあり方の点で一定の指向性が認められる。過去分詞で表される動詞行為は，使用される動作相の拡がりによってアスペクトの多様化を得る一方，一定の時間副詞類が共起することは，行為と行為者との関係でできる命題単位が時間的規定をより柔軟に受け入れるようになったことを示している。しかし実際には，その動詞行為あるいは事態は，限定的過去世界との関係を持たないばかりか，その事実性が不明確であることもある。そのような「過去性」を帯びる命題的出来事は，発話状況あるいは発話状況における話者の態度に結び付けられる。「現在性」とはこの場合，時間的概念であると同時に場所的な概念を含む発話の起点であった。

これらの意味特徴は次のように形態の機能に対応させることはできないであろうか。この形式が圧倒的に現在的コンテクストの中で出現することは，まさにその現在時制性が生きていることを示す一つの証拠であるが，そこは過去的出来事を眺める参照時点の役割を果たす一方，コンテクストから話法性を帯びた発話状況を受けとる場ともなっている。すなわち命題内外のレベルで役割を果たす「現在性」をになう機能を持つ。他方の過去分詞は，多様なアスペクトを持った非限定的「過去性」を供給するが，文レベル以上には届かない。コンテクストに依存しないという意味でそれがおよぶ時間性は命題内の閉じたクラスにあると言える。統語単位として一つのまとまりをなしている中高ドイツ語期の haben 形式は，語用論的にテクストとのかかわりを持ちつつ，各構成要素は文内レベルで意味表出するという機能的分担を行っている様子が見え隠れしているように思われる。

とくに過去分詞の閉鎖性について最後に指摘しておきたい。冒頭で述べたように，haben 形式は，古高ドイツ語期に再分析を起こし，その後過去分詞の態の転換（受動＞能動）によって使用動詞は行為者だけでなくその他の必須要素とも関係を結ぶことになった。それは使用動詞のヴァレンツが展開することを意味する。Ich habe das Buch gefunden で，対格目的語と局所的に名詞形容詞的にコプラ関係を結んでいた（das Buch ist gefunden「本が見つかっている」）状況から，動作主と対格目的語との意味・統語関係を実現させるようになる（ich－gefunden－das Buch「私が本を見つけた」）。この構造的転換にもかかわらず，動詞行為の時間性がコンテクストに対して閉じており，文内レベルでも非限定的であったのは，過去分詞の文法的機能が意味・統語上

の関係化に追いついていなかったことを表しているとは言えないだろうか。過去分詞が新しく対格目的語等と関係を結ぶことで完成させる述語的意味には人称や時制の形態マーカーをともなわなかった。本動詞が潜在的に持っていた接合能力の展開と過去分詞に要求される新たな機能化のあいだには乗り越えらえない壁が横たわっていたことが想起される。それはとりもなおさず過去分詞の本来的な機能である名詞形容詞性（Nominalität）であろう。

注

1）本稿は，日本独文学会京都支部 2017 年春季研究発表会（2017 年 6 月 24 日　於：立命館大学）にて「中高ドイツ語の haben 完了における視点について ── Nibelungenlied に現れる例から ──」とのタイトルのもとで口頭発表した内容にもとづくが，その主旨を変更し大幅に加筆・修正を施したものである。

2）動作相（Aktionsart）とは，「動詞によって表される出来事の経過のあり方や出来事の段階化（die Verlaufsweise und Abstufung des Geschehens）」（Helbig/Buscha 1994 S. 72）とみなされ，動詞の語彙レベルでの意味論であるのに対し，ここでのアスペクト性（Aspektualität）とは，それが動詞形態や共起する副詞等別の要素との絡みで実現される場合に用いることとする。

3）Resultativ（形容詞 resultativ）は「結果相」と訳すことができる。例えば Zeman（2010）では次のように定義づけている。「結果相（Resultativ）というパラメーターは，完結性（Abgeschlossenheit）の特徴を前提としている。それは同様に，動詞のアスペクト性（Aspektualität）ないし二階層性（Zweiphasigkeit）に依拠している…結果的意味とは，話者の現在へとなおも持続している後時的状態の階層（Nachzustandsphase）の中で観察されうるものである」。（ibid S. 202）

4）「再分析」前後の様相については，5 つ意味単位（「現在性」「所有性」「状態性」「結果性」「受動」）をめぐって考察した金子（2015）を参照のこと。

5）Abgeschlossenheit は「完結性」と訳すことができる。例えば Zeman（2010）では次のように定義づけている。「完結性（Abgeschlossenheit）というパラメーターは，動詞による出来事（Verbalereignis）の完遂を指すが，それは現在における結果性やその完遂からの持続とは無関係である」。（ibid S. 201）

6）Paul（1958 S. 137），Dal（1966 S. 121）らは，再分析後は徐々に過去の動詞行為をあらわすようになったと指摘する。一方 Eroms（2000 S. 28），Kuroda（1999 S. 60f./118f.usw.）らは「古高ドイツ語では haben＋過去分詞結合は結果相構文である」と主張する。タイプ c）のような例が少なくないため，前者の記述にとどめるべきであると思われる。

7）古高ドイツ語の作品は，『タツィアーン』（Tatain）［830 年頃］，『オトフリートの福音書』Otfrids Evangelienbuch［870 年頃］，中高ドイツ語の作品は，『哀れなハインリヒ』（der arme Heinrich）［1190 年頃］，『ニーベルンゲンの歌』（Nibelungenlied）［1200 年頃］，『クードルーン』（Kudrun）［1240 年頃］が調査対象となっている。表中の丸括弧内の数字は，分母が総用例数，分子が当該用例数，すなわち現在的環境にある用例数である。コンテクスト調査では，複数の過去分詞をともなう例や連続して現在完了文が続く場合を一つの単位としているので，総用例数が，表［D］，表［E］とは異なる。

8）中高ドイツ語期には，haben/sein による現在完了は，使用頻度や使用語彙を増大させ，いわゆる完了不定詞形や受動の完了形が現れるなど，形態上のパラダイム化が進む。

9）Kuroda（1999）S. 32/65f., 嶋崎（2004）S. 141f., Paul（2007）S. 292f.

10）『トリスタン』を調査した Kuroda（1999 S. 32）では次の動詞 werben は継続相動詞に分類され

ている。

11）Brackert（1993 S. 121）では „wie es uns ergangen ist“，Piper（1889 S. 121）でも „wie es uns gegangen ist“ と現在完了形を用いて訳されている。あるいは Grosse（1997 S. 167）の現代語訳では，den Erfolg unserer Werbung（「我々の求婚が成功したこと」）と名詞句で訳されている。

12）ただしここでは，sagen 単独の動作相ではなく，wol sagen という動詞句からできる動作相によって現れるアスペクト性であろう。

13）widersagen は，この例のほか，例えば 2035.4 で「～に（停戦などの）解消を告げる」（„aufkündigen“），1213.1 で「他人の主張や自分のかつての主張に対し意義を唱える」（„dem widersprechen, was der andere behauptet oder was ich selbst früher behauptet habe“）という意味で用いられている。Vgl. BMZ II, 2 S. 22f.

14）Leiss（1992 S. 272）は，これをアスペクト表現から時間表現への展開であると指摘している。Vgl. Szcepaniak（2009 S. 135f.）

15）すでに挙げた（6）に見るように，発話時点を表す副詞 nu（„nun“）の使用もまた散見される。これは，さしあたって現在性を明示する働きを持っていると説明できるが，すでに古高ドイツ語期の例に見られるものである。このほか，嶋崎（2004 S. 167f.）が「近接する特定の過去を表す時間副詞類」として挙げているように，hiute（„heute“）が現れることもある。「特定の過去を表す」と言えるが，むしろ nu と同様に（より広い時間幅をもつ）現在性を表す副詞であると考える。これについては稿を改めて考察したい。

16）この動詞句を含む文は，Brackert 訳では „daß er uns und so vielen anderen Männern allezeit treu gewesen ist“，Grosse 訳では „was er uns und vielen anderen in sehr großer Treue immer getan hat“ となっている（Brackert S. 239 / Grosse S. 681）。「誠実さ」を繰り返し示したことになるので，反復的な行為であるとも言えるが，ここでは過去の出来事を包括的に表していると考える。

17）ただし，テクスト解釈というレベルでは結果的意味を含意しているということはできる。（15）では，かつて聞いたことがあって「知っている」，（17）では，これまで聞いたことがなかったから「知らない」と訳すことができる。

18）この例は，代表的な中高ドイツ語文法書に「持続する時間」（durchstehende Zeit）を表す例として挙がっている。（Paul 2007 S. 292）

19）これまでの例では，（8）の noch，（9）の alher，（10）の lange がここに入る。

20）ただし嶋崎（2004 S. 256）の調査から，作品によってばらつきが見られることが分かる。とくに『パルツィバール』（第 1 巻～第 10 巻）では，会話文における現在完了と過去時制の対比は 2 : 8 と過去時制の使用が圧倒的に多い。

21）しかし（12）は，語りの中に語り手の補足説明が加えられている箇所であり，話し言葉性は高いと考えられる。

22）話者と動詞行為あるいは事態とのかかわりは，疑問文や命令文など文のタイプや共起する推量の副詞類からも見えてくるが，ここではとくに特徴的な指標として（広義の）人称代名詞の出現を挙げた。

23）表中の作品について，数値の挙げ方等については，注 7 を参照。総用例数が，その都度過去分詞に用いられた動詞の数と一致する。また，本文でも言及したように，ここで言う人称代名詞とは，主格や斜格のほか所有代名詞にも当てはまる，1/2 人称性を含んだ代名詞という意味である。

24）注 7 を参照。セリフ冒頭部や挿入文での用例は省いてあるため，現在完了が現在的環境にあることを示した表 2 よりさらに総用例数は減っている。

25）丸括弧内にあるプラス記号付きの数字は，当該の指標が別の指標と共起して現われる用例数で

ある。たとえば Konjunktiv の 25（＋10）とは，接続法の指標が延べ 35 例現われるが，うち 10 例は，ほかの指標とともに現われることを指す。

26）より詳しくは金子（2013 S. 121ff.）を参照。

27）出来事時間（Ereigniszeit），発話時間（Sprechzeit），参照時間（Referenzzeit）という 3 つの操作概念の位置関係から時制の意味を問う試みである。論理学から生まれた時制論（Reichenbach 1957）であるが，現在でもしばしば用いられる。

28）Zeman の言うコンテクストとは，過去的出来事が時間的・場所的に（lokal-temporal）位置づけられる「過去時間」世界（'past-time'-Welt）を指し，時間意味論上想定されるべきレベルであると考えられるため，一般に言う言語的コンテクストとは必ずしも一致しない。現在完了の場合それが非限定的（indefinit）であるとは，出来事の継起が前方照応的に（anaphorisch）表される「語りの性質」（Narrativität）を持たないことによって特徴づけられる（Zeman 2012 S. 81f.）。

29）Zeman は，現在完了と過去時制との違いは，時間指示（Zeitreferenz）ではなく，指示体系（Referenzsystem）が異なる点にあると述べ，現在完了形が連続して使用される例を『デァ・シュトリッカー』（der Stricker）から引用している（Zeman 2012 S. 80f.）。

30）こうした現れ方の現在完了は，Nib. で 13 例見られた（金子（2009 S. 118））。条件節ではなく，これに対する帰結的な内容を表す箇所で現在完了が現れることもある。出来事じたいが未来的な意味をともなうそれらの例は，Nib. で 10 例以上見られる（金子（2009 S. 112ff.））。この場合，そもそも出来事には過去性が認められない。

31）ほかに Nib.2310.3 や Nib.544.3 など。現在完了が推量的表現で用いられる箇所は 11 例見られる。金子（2009 S. 116f.）を参照。

32）この意味で Zeman の Konstatiert wird das Faktum, dass seine bestimmte Verbalhandlung stattgefunden hat（Zeman 2012 S. 81）（「その一定の動詞行為がなされたという事実が確認される」）における das Faktum とは何かを問い改めなければならない。

テクスト

Die Nibelungen. Bearbeitet von Prof. Dr. P. Piper. Union Deutsche Verlagsgesellschaft, Leipzig, 1889.

Das Nibelungenlied. Nach der Ausgabe von K. Bartsch, herausgegeben von Helmut de Boor. 22. Auflage. F. A. Brockhaus, Mannheim, 1988.

Das Nibelungenlied. Mittelhochdeutscher Text und Übertragung. Herausgegeben, übersetzt und mit einem Anhang versehen von H. Brackert. Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main, 1993/1994.（1./2. Teil; Fischer Taschenbuch, Nr. 6038/6039）

Das Nibelungenlied. Mittelhochdeutsch / Neuhochdeutsch. Nach dem Text von Karl Bartsch und Helmut de Boor ins Neuhochdeutsche übersetzt und kommentiert von Siegfried Grosse. Philipp Reclam jun., Stuttgart, 1997.（Universal-Bibliothek Nr. 644）

参考文献

Benecke, G. F. / Müller, M. / Zarncke, F.: *Mittelhochdeutsches Wörterbuch*. S. Hirzel, Stuttgart（Nachdruck der Ausgabe Leipzig 1854–1866）, 1990.

Dal, I.: *Kurze deutsche Syntax*. 3. Aufl. Niemeyer, Tübingen, 1966.

Eroms, H-W.: Einfache und expandierte Verbformen im frühen Deutsch. In: *Aspekte der Verbalgrammatik*. Hrsg. von L. Eichinger und O. Leirbukt. Olms, Hildesheim/Zürich/New York, 2000.

S. 9–34.

Helbig, G./Buscha, J.: *Deutsche Grammatik*. Ein Handbuch für den Ausländerunterricht. Langenscheidt/Verlag Enzyklopädie, Leipzig/Berlin/München/Wien/Zürich/New York, 1994.

Kuroda, S.: *Die historische Entwicklung der Perfektbildungen im Deutschen*. Hermut Buske, Hamburg, 1999.

Leiss, E.: *Die Verbalkategorien im Deutschen. Ein Beitrag zur Theorie der sprachlichen Kategorisierung*. Walter de Gruyter, Berlin/New York, 1992.

Oubouzar, E.: Über die Ausbildung der zusammengesetzten Verbformen im deutschen Verbalsystem. In: *Beiträge zur Geschichte der deutschen Sprache und Literatur 95*, Halle, 1974. S. 5–96.

Paul, H.: *Deutsche Grammatik*. 4. Auflage. Bd. IV. VEB Max Niemeyer, Halle (Saale), 1958.

Paul, H.: *Mittelhochdeutsche Grammatik*. 25. Auflage. Neu bearbeitet von Thomas Klein, Hans-Joachim Solms und Klaus-Peter Wegera. Max Niemeyer, Tübingen, 2007.

Szczepaniak, R.: *Grammatikalisierung im Deutschen. Eine Einführung*. Gunter Narr, Tübingen, 2009.

Zeman, S.: Textuelle Schnittstellen als Grammatikalisierungskatalysatoren für Vergangenheitslesarten? In: *Schnittstellen*. Diskussionsforum Linguistik in Bayern Bavarian Working Papers in Linguistics 1, 2012. S. 74–88.

Zeman, S.: *Tempus und „Mündlichkeit" im Mittelhochdeutschen. Zur Interdependenz grammatischer Perspektivensetzung und „historischer Mündlichkeit" im Mittelhochdeutschen Tempussystem*. Berlin/New York: Walter de Gruyter, 2010.

金子哲太：「現在完了の非過去的用法について ── その通時的考察 ──」（『ドイツ文学論攷』第 51 号，2009．109–128 頁.）

────：『ドイツ語現在完了の語用論的意味 ── その通時的考察 ──』（関西大学），2013.

────：「haben 完了に生じた「再分析」について ── どのような意味的変化が生じたのか ──」（『独逸文学』第 59 号，2015．95–121 頁.）

黒田享：「完了形の文法化再考 ── 文体の視点から ──」（『慶應義塾大学日吉紀要　ドイツ語学・文学』第 49 号，2012．137–154 頁.）

嶋﨑啓：『ドイツ語現在完了形の歴史的変化』（九州大学），2004.

戦後ナポリの「新しい歌」

近　藤　直　樹

〈Sommario〉

La Canzone napoletana classica, nata nel 1880 con *Funiculì Funiculà*, dopo una gloriosa stagione, si avvia al tramonto con la fine della Seconda guerra mondiale. Questo, pero, non deve far pensare che anche l'inclinazione musicale partenopea si esaurisca. Essa rinascerà, anzi, proprio sulle sue ceneri, ma con altri ritmi e melodie, inaugurando così una nuova fase. Dalle Quattro giornate, quindi dalla ritirata dei tedeschi dalla città fino a tutto il periodo dell'occupazione americana, la cultura di Napoli, in tutte le sue varianti e ambiti, subisce dei mutamenti radicali; ne viene influenzata anche la musica napoletana, per la quale comincia un nuovo corso. Attraverso tre canzoni ben note, *Munastero 'e Santa Chiara*, *Simmo 'e Napule . . . Paisa' ...*, *Tammuriata nera*, che rappresentano tre momenti difficili della storia della città, rintracceremo la fine della Canzone napoletana classica e la nascita della nuova Canzone di Napoli.

はじめに

古来よりナポリは歌の町として知られ，18 世紀のオペラ・ブッファや 19 世紀末のカンツォーネ・ナポレターナの時代を経て，現在にいたるまで，数多くの名曲や作曲家，歌い手を世界に発信している。だがそうした一般的なイメージには少なからぬ落とし穴があり，とりわけ大衆歌謡としてのカンツォーネの，同時代の歴史や文化に対する密接な関係性を見落としがちである。いわゆる「カンツォーネ・ナポレターナ」は，口承のナポリ民謡をブルジョワ向けのピアノ譜に，大幅な改編を加えて書き起こしたグリエルモ・コットラウの仕事の延長線上に，詩人や作曲家が「民衆風」のポピュラー・ソングとして作り上げたジャンルであり，1880 年から 1945 年までがその対象とされている[1)]。つまりは，民謡に着想を得た楽曲ではあるが，ピアノという西洋音楽の公式に当てはめる中で洗練され，同時代のクラシック音楽の影響が流入し，それはかつて考えられていたような「ナポリ民謡」とはもはや呼べないのだ。

1945 年以降の「ナポリの歌」についても同様である。アメリカを中心とした連合軍の滞在によってナポリの音楽にも大きな変化が生じた。その成果が創作面においてあらわれるのは 1950 年以降のことであるが，とりわけ連合軍の空襲爆撃とドイツ軍による蹂躙を経て，都市全体が大きな被害をこうむったこともあり，戦後のナポリはそれまでの伝統的な価値観が中断され，その見直しから新しい文化を模索することになった。そうした試行錯誤の中で，それまでのカン

ツォーネ・ナポレターナとは異なる，新しい音楽文化が生まれ，数多くのアーティストが輩出し，現在にいたっている。

本論考では，いわゆる黄金時代のカンツォーネ・ナポレターナとは違う，戦後の「ナポリの歌」がどのようにして始まったのか，その契機と状況を，同時代のナポリの歴史および文化を整理することで，理解する一助としたい。

1．空襲とサンタ・キアーラ

1-1. ナポリの空襲

1940 年 6 月 10 日，イタリアはイギリスおよびフランスに対して宣戦を布告し，第二次世界大戦に参戦する。その直後となる 6 月 13 日，18 日，27 日の三日にわたって空襲警報のサイレンが初めてナポリの町にこだました。それは全て誤作動かあるいは予行演習のようなものにすぎず，当然ながら被害は皆無であった[2)]。サイレンに続いて実際に爆弾が投下されたのは，その四か月後の 10 月 31 日から 11 月 1 日にかけて，そしてさらにその三日後の 3 日から 4 日にかけて，いずれも夜間のことであった。爆撃の対象となったのは，石油の製油所やタンク，倉庫，鉄道駅，工場，港湾部など，軍事関係の施設および輸送に関わる施設であり，その狙いは，物資や兵士の運搬に使用されていたナポリ港を破壊し，10 月 28 日にはじまったイタリアのギリシア侵攻を妨害することにあったが，民間人の死者も二人出ている[3)]。

イギリスによるナポリの爆撃はその後も何度か続き，都市の破壊や犠牲者は徐々に増していった。だが 41 年 12 月 7 日を最後に，ほぼ一年の間，ナポリの上空にイギリスの爆撃機が姿を見せることはなくなった。正確に言えば，イギリス軍による爆撃は 41 年で終了している。その一年後の 1942 年 12 月 4 日，それまでとは質的に異なる爆撃を始めたのは，アメリカ軍であった。一進一退を繰り返しながらもドイツ・イタリア軍が死守してきた北アフリカ戦線が，10 月下旬から一転していた。11 月にはリビアのドイツ・イタリア軍がイギリス軍に撃退され，アルジェリアとモロッコはアメリカ軍の手に渡っていた。つまり，アルジェリアやモロッコの飛行場から，目と鼻の先の南イタリアを爆撃するのに，何の障害もなくなったのだ。

アメリカ軍による爆撃は，いわゆる昼間の「絨毯爆撃」で，夜間に軍事施設のみを襲った初期のイギリス軍の攻撃とは大きく異なっていた。港に停泊中の軍艦のみならず，中央郵便局や民衆街が攻撃の対象となり，この 12 月 4 日の空襲では九百人を下らない犠牲者を出した。1943 年になると爆撃はさらに激しくなり，9 月 8 日の休戦までに二百回にものぼる空襲警報が発令された。7 月 17 日には，97 機の B17，179 機のマローダーズ，164 機のライトニングによる，想像を絶する爆撃が行われ，とりわけ「発電所，電話網，市電および鉄道，ガスタンク，線路，港湾部，ホテルといった施設は，救いがたいほどの損壊をこうむった」が，民間人の居住する地域でも例外ではなく，「23 万軒以上の家屋」が被害を受けている[4)]。

20 世紀のイタリアを代表する劇作家のエドゥアルド・デ・フィリッポは，ナポリ社会を克明

に描写し，その中に巣食っている矛盾や偽善を，リアリズムの中に時おり不条理でシュールレアリスティックな要素を織り交ぜて表現した一人であるが，戦中から戦後にかけてのナポリ庶民の生活を描いた 1945 年の代表作『百万長者ナポリ！』*Napoli milionaria!* の第一幕で，アメリカによる激しい爆撃が始まった 1942 年冬の様相を描いている。

主人公のジェンナーロ・ヨーヴィネは，第一幕冒頭の登場シーンで，その前夜を防空壕で過ごしたために体が冷え切っていて体調がすぐれないとしきりに嘆いている。帰宅後，疲れ切った体を温めようと，戸棚にあったパスタを食べてしまったのだが，それは息子のアメデーオが朝食用にと残しておいたものであった。食事をめぐる親子喧嘩は笑いを誘う場面であるが，戦中の食糧事情を考えれば，それも苦い笑いとなる。それに，食事という日常の問題と絡めることで，爆撃や防空壕への避難が日常化していたことを強調した場面としても読めるであろう。

第一幕の後半，闇市を営む妻のアマーリアのもとに，警察の捜査が入る。その捜査を妨害すべく，ヨーヴィネ一家，近隣の知人，闇市の顧客などが一丸となって，生けるジェンナーロの「葬儀」を行う。ジェンナーロは，闇市の商品が詰め込まれたベッドに横たわり，「死者」を演じる。一同は，泣き，叫び，一家の主の喪失を嘆く。捜査を取り仕切るチャッパ巡査は，葬儀が芝居であることを見抜き，埋葬まで付き合うことにしたとその場に残る。

そうするうちに，空襲警報が遠くで鳴り，爆撃が始まる。爆撃は次第に激しさを増し，建物全体が大きく揺れ，一同は身の危険を感じる。一人また一人とその場を後にして防空壕に避難し，後に残ったヨーヴィネ家の者たちも震え上がる中，「死者」ジェンナーロとチャッパ巡査だけが，平然とにらみ合いを続ける。そして，空襲が終わり，あたりに静けさが戻ると，チャッパはジェンナーロの豪胆さを称賛し「逮捕しない」と口にする。「お前は死んじゃない，それは分かっている。間違いない。ベッドの下には闇市の品を隠している。それでもお前を逮捕しない。死人に手を出すのは冒涜だろうが，お前みたいな人間に手をかけるのは，それ以上の冒涜だ」[5]。ジェンナーロはそこではじめて起き上がり，二人の間に友情めいたものが生まれる。だが当然ながら実情は，デ・フィリッポが喜劇的な手法で描いたものとは大きく違い，900 人の犠牲者を出すほど，相当に悲惨なものであったことは既に述べた通りである。

1-2. 『サンタ・キアーラの修道院』

連合軍の爆撃の被害を受けたのは，一般市民や一般家屋だけではなかった。1943 年の大規模の空襲の際には，多くの教会施設が破壊された。3 月 5 日にはジェロローミニ教会が，5 月 5 日にはサン・ピエトロ・マルティレ教会が，7 月 17 日にはサン・ジョヴァンニ・ア・カルボナーラ教会が被害を受けている。その中には，ナポリで最も美しい教会の一つ，サンタ・キアーラ大聖堂もあった[6]。サンタ・キアーラ大聖堂は，「スパッカ・ナポリ」の名で知られるベネデット・クローチェ通りを抜けたところに広がるジェズ・ヌオーヴォ広場の手前に位置している。修道院施設を擁していることから，「サンタ・キアーラ修道院」とも呼ばれる，14 世紀のゴチック様式の教会である。ナポリの心臓部に位置しながらも静謐なたたずまいの同教会は，ナポリ人の

心の風景のひとつでもあり，中庭のマジョルカ焼きのタイルが有名で現在でも多くの観光客を集めているが，1943 年 8 月 4 日の空襲爆撃とその後の火災によって，天井は抜け落ち，かなりの部分が損壊した。

詩人ミケーレ・ガルディエーリは 1920 年代後半，まだ劇作家として名声を確立する前の一俳優であったエドゥアルド・デ・フィリッポを起用したレビューの台本を手掛けるなど，カンツォーネの詩ばかりか演劇界においても活躍した文化人であった。父親のロッコ・ガルディエーリは，カンツォーネ・ナポレターナの黄金時代の詩人としてその名を知られている。ミケーレ・ガルディエーリは，1943 年 8 月 4 日の爆撃で破壊されたサンタ・キアーラ大聖堂をモティーフに，『サンタ・キアーラの修道院』を書いた。ガルディエーリの巧みな点は，語り手を移民に設定しているところにある。語り手は破壊されていくナポリを見ていない。ただ，噂や語り伝えを聞いているだけである。焦燥は彼の中で増大し，一般的なノスタルジーをはるかに超えた不安や恐れが聞く者の胸に自然と伝わってくる。こうして，カンツォーネ・ナポレターナ黄金時代の最後の楽曲[7] と呼ばれる名曲が誕生した。

明日だって？　……いや，今夜にも発ちたいのだ
遠いって，いや，我慢ができないのだ
残ったのは海だけだと人は言う
以前と同じなのは，あの青い海だけだと
サンタ・キアーラの修道院
心が鬱々としてくる
一体，どうして，どうして，毎夜
かつてのナポリと，今のナポリを思ってしまうのだろう
カポディモンテのフォンタネッラ
心が引き裂かれそう
この国がひどいことになってしまったと
人が言うたび，一体どうして
いいや，そんなはずはない！　いいや…信じられない
ナポリに帰りたい思いで死にそうなほど
だがどうすればいい……帰るのが怖いだなんて[8]

この曲が書かれたのは 1945 年で，イタリアの終戦の年であるとはいえ，ナポリを軸に考えてみれば，サンタ・キアーラ大聖堂が破壊されドイツ軍が撤退した 1943 年から 2 年も経過している。そして，語り手にとっての「今」は 1943 年の 8 月に設定されているのだ。流行に敏感なはずの歌謡曲が 2 年も前の事件を歌ってヒットするのは尋常ではない。事実，ガルディエーリが詩に込めた思いは，サンタ・キアーラ修道院に象徴的に描かれているナポリという都市の物質的な

破壊ではなく，「解放軍」アメリカ兵士たちの到来後の，ナポリ人たちのモラル的な退廃と堕落にあった。歌詞の二番は一転して，ナポリの女性たちの変化に対する痛切な嘆きを歌っている。

サンタ・キアーラの修道院……
四方を壁に囲まれて，
どれだけ多くの誠実な女性たちが
ひとつの恋が叶えられずに，イエス様と結ばれていったことか
カポディモンテのフォンタネッラ……
今では恋人をひとり失えば，
すぐに百人もその代わりを手に入れる。
純な娘さんなど，もはやいないと
人は言う[9)]

1943 年の都市の破壊を描きながら，その帰結としての人々（とりわけ少女たち）のモラルの崩壊を嘆いたこの曲は，やはり 1945 年のナポリのエートスから生まれた作品であった。ナポリの劇作家には珍しく，カンツォーネを劇中に使用することが少ないエドゥアルド・デ・フィリッポであるが，1945 年の戯曲『フィルメーナ・マルトゥラーノ』*Filumena Marturano*（後にデ・シーカが『あゝ結婚』*Matrimonio all'italiana* として映画化している）の中で，娼婦上がりのフィルメーナの三人の私生児たちにこの曲を歌わせている。肉体的には堕落した生活を送りながらも，父親の不明な「罪の子」を 3 人も堕胎することなく生み育て，根源的な母性を揺るぎなく持ち続けたフィルメーナの息子たちが歌うのだから，初演時のナポリの観客たちは，単なる流行歌の挿入にとどまらないメッセージをそこに感じ取ったことであろう。

それではナポリのモラル的な崩壊とはどのようなものだったのだろうか。

2．戦争は終わったか？～闇市の物語

2-1. 戦中戦後のナポリ

1943 年 7 月 19 日，連合軍による空襲が首都ローマを襲った。その五日後，ファシズム大評議会が開催され，国王への全権委譲を提案した動議が可決，25 日にはバドーリオが首相に任命され，そしてムッソリーニは逮捕および監禁された。7 月末にバドーリオ政権と連合国との秘密裏の交渉が始まり，9 月 8 日にイタリアは休戦を表明する。連合軍はそのわずか数時間後にサレルノに上陸し，徐々にナポリへと侵攻していった。これ以降，連合軍によるナポリの爆撃は行われなくなった。

ナポリ市民たちは休戦の知らせに安堵したが，それは束の間の休息でしかなかった。カンパーニア州には，シチリアを撤退したフィーティングホフ将軍の下，第十四大隊の三個師団二万人の

ドイツ軍が駐屯していた。ナポリを担当していたショル大佐は，イタリアの裏切りに対する徹底した報復行動に出て，ナポリを離れる前に同市を灰燼に帰してしまうよう，ベルリンからの命を受けていた。

9 月 10 日の午後，ドイツ軍はそれまでの友好的な態度を一変させて，商店や倉庫を中心に略奪行動に出る。イタリア軍兵士や警察とドイツ軍との間の小競り合いがいたるところで起こって，この日だけで民間人を含む 40 名近いイタリア人の犠牲者を出している。12 日には四万人の市民がドイツ軍に拿捕され，トラックに積み込まれて，北部に送られた。そしてナポリ大学の校舎に爆弾が仕掛けられ，多くの貴重書とともに炎に包まれた。家屋や工場が破壊されて，その残骸の下にあった死骸が放置されたために腐敗していった。22 日には，「強制労働」の名目で，15 歳から 30 歳までの男性に召集がかけられたが，それまで日和見主義的な態度を決め込んでいるかにみえたナポリ市民たちが，はじめて本格的な反撃に出る。「出頭」したのは三万人の若者のうちわずか 150 人であった。それを不服に思ったショル大佐は，徹底捜査を行い，出頭義務を怠ったことが判明した者は即刻銃殺に処すると 26 日に告知した。その翌日の 9 月 27 日から 30 日までの四日間，ナポリ市民たちは銃を持ちドイツ軍に立ち向かい，多数の犠牲者を出した市街戦の後，自らの力でドイツ軍を撤退させた。世にいう「ナポリの四日間」[10] である。

10 月 1 日の午前 9 時，ドイツ軍の消えたナポリにイギリスの近衛竜騎兵連隊に先導された連合軍が到着した。これ以降ナポリは，間歇的にドイツ軍の空襲を受けることもあったが，「戦後」となり，占領軍となった連合軍の支配下に入る。

連合軍がナポリで目にしたのは，「ナポリを見て死ね」と言われた美しい景観ではなく，廃墟そのものであった。8 月までの連合軍の空襲爆撃に加えて，ドイツ軍は撤退に際して，鉄道駅，線路，道路，工場，発電所，水道施設を徹底的に破壊していて，多数の船舶が沈められたナポリ港は，港としての機能を果たせる状態にはなかった。とりわけヌオーヴォ城から鉄道駅手前までの港湾地域は，建造物の痕跡もないほどの焼け野原と化していた。

ナポリ市民のみならず連合軍兵士までもが困窮したのは，ガス，水道，電気がまったく使用不可能となっていたことであった。ナポリ市民の生活用水セリーノ水道は，少なくとも七か所が破壊されていて使い物にならず，その貯水槽で無傷なのは一か所だけであった。大都市ナポリで機能していたのはいくつかの水飲み場だけで，市内のいたるところから桶を手に足を運ぶ主婦たちが長蛇の列を作っていた。下水道施設もドイツ兵によって損壊を受けていて，汚水が路上にあふれ出し，衛生環境は最悪であった。インクラービリを始めとする市内の病院も大きな被害を受けていて，当然のことながら救急車も使用不能なまでに破壊されていた。

発電所の破壊によって，夜間は都市全体が闇と化し，犯罪が横行した。いや，犯罪を犯罪とする認識自体が崩壊していた。生活必需品に困窮した市民たちが衣服をはぎとったのは生者だけでなく，瓦礫の下で腐敗していく死骸もまたその被害者となっていたのだが，それは物資不足と貧困からくる生活のための手段でなくて何であろう。そして連合軍兵士，ロッセリーニの『戦火のかなた』*Paisà* やマラパルテの小説『皮』*La pelle* で描かれているように，とりわけ黒人兵士が

その被害者として度々報告された。

都市の復旧にあたって，連合軍はめざましい働きをしている。港湾部に沈められた二百もの船舶が除去され（50 トンから 19000 トンまでの様々な船），10 月 13 日には既に，ナポリ港は部分的に使用が可能となり，生活物資の補給が比較的容易となった。また発電所の復旧工事も進み，10 月 19 日以降は，日に 1500 から 2000 キロワットの電気が使用できるようになった[11]。ナポリのような大都市にとっては慎ましい規模の復興ではあったが，それでも徐々に都市機能が動き始めていったことは確かであった。

だが，その中にあって，容易に解決のできない問題が二つ残されていた。市民の住居と食糧である。爆撃とそれに続くドイツ軍の破壊工作によって（おそらくそれに，戦車による砲撃戦もあった「ナポリの四日間」の市街戦の影響も加えるべきであろう），市内の家屋は大きな被害を受けていた。当然ながら多くの市民たちが住居を失い，駅舎の隅や路上，焼け残った家屋の軒下，そして防空壕代わりに使用されていた地下の広大な空間を，仮設の寝所として利用せざるを得なくなっていた。映画『戦火のかなた』の第二エピソードはナポリを舞台としているが，家族と住居を失った戦災孤児の困窮を目の当たりにした黒人米兵の驚愕は，彼一人のものではなかったであろう。おまけに，とりわけ卵城周辺からピエディグロッタまで伸びる長い海岸線沿いの高級住宅地は米兵に接収され，後にナポリ市長となるアキッレ・ラウロも焼け残った自宅の提供を強要されて，住居問題を抱えたのは庶民だけではなかったことが伝えられている[12]。

2-2. 飢えと闇市

飢えもまた，住居に劣らない深刻な問題であった。ナポリ解放直後の 1943 年 10 月 8 日の日記に，兵士としてナポリに滞在したイギリス人作家ノーマン・ルイスはナポリ人の食糧事情について次のような証言を残している。

> 何百人，いやおそらくは何千人ものイタリア人が（その大部分は女子供であったが）飢えに駆られて，道の両側の畑の中に，食用可能な草を求めて散らばっていた。立ち止まってそのうちの幾人かに話しかけてみると，彼らは明け方にナポリの家を出て，私と遭遇したその場所まで二時間から三時間かけて歩いてきたのだという。距離にして十二キロである。そこにはまだ少しは草が茂っていたが，もっとナポリに近くなると，口にすることのできるものは全て，すっかり引っこ抜かれてしまっているというのだ[13]。

戦争の初期段階から戦後にいたるまで，ナポリには三種類の食品の入手経路があった。パンやパスタなどの基本的な食材のみを扱い，量が一定に定められた配給と，一般的な自由市場，そして闇市である。

戦後の配給はアメリカ軍によって行われた。解放直後の 10 月 8 日に，連合軍の輸送船「ブルース M.」号がはじめてナポリ湾に入り，883 トンの小麦粉，238 トンの粉末スープ，126 トン

の牛乳，そしてビスケットなどその他の食品 270 トンが届けられた。10 月 11 日には，その小麦粉で作った白パンがはじめて配給されている。パンの配給だけをみると，1943 年 12 月には一日一人当たり 100 グラム（郊外では 50 グラム）だったものがその後，港や鉄道の復旧によって輸送が容易になり，1944 年 2 月 7 日には，上陸前に連合軍が想定していた 200 グラムにまで増えた[14)]。

だが，復旧しつつあるとはいえ，港や鉄道はまだ完全ではなく，そして積荷として届けられる食品は，何よりも駐屯している連合軍の食糧である。それに，パンやパスタ以外の食品，つまりは肉，魚，野菜類については，当然ながら配給の対象となることは稀で，その他のルートを探さなければならなかった。通常であれば自由市場にはそうした食品が流通しているのだが，郊外の農村地域も荒廃していて，生産が再開されるにはまだ遠い状況にあり，絶望的なまでの品不足が日常化していた。その結果，当然のように物価が高騰し，闇市が横行し，そうした状況によってさらに物価が上がり続けるという不幸な状況が到来した。ムッソリーニ政権末期の 1943 年 6 月から解放後の 1944 年 3 月まで，主要食品の公定価格と闇市の値段の比較をまとめた表によれば，例えばパンは，43 年 6 月，一キロあたりの値段が，公定価格 2.5 リラで，闇市では 50 リラであった。ところが連合軍支配下の 43 年 12 月になると，公定価格は 3.6 リラとさほど変わっていないのに対して，闇市の価格が 130 リラにまで上がっている。砂糖の高騰はそれ以上で，43 年 6 月には，公定価格 7.65 リラ，闇市 40 リラであったものが，44 年 3 月になると，公定価格 15 リラ，そして闇市では 310 リラにまで上がっているのだ[15)]。

物価が上がっても，当然のことながら給与が上がっているわけではないから（多くの場合はこの時期給与が支給されないどころか，仕事さえない状況が続いていた），人々はパンだけでは生きてもいけず，様々なものを売っては闇市で破格の値段の食料品を手に入れていた。彼らが売ったものは，衣服やベッドのシーツに始まり，結婚指輪やイヤリングなどの宝石，そして，戯曲『百万長者ナポリ』の会計士リッカルドにみるように，焼け残った家を手放した者までいた。

生きていくための食品を手に入れようと，持てる全てを売り払う者がいれば，当然ながら，それらを買い取り，価格を吊り上げることで儲けを手にする者たちも出てくる。『百万長者ナポリ』のヒロイン，アマーリアはそうした一人で，1942 年冬を描いた第一幕では，闇市を手掛けていたものの，唯一の贅沢といえば絹のストッキングだけであった。ところが解放後の風景を描いた第二幕になると，住居全体が改装され，調度品は全て新調，彼女の服装も豪華なものになり，戦地から帰還した夫のジェンナーロが，アマーリアを目にした瞬間，「ああ，すいません奥さん」[16)] と，家を間違えたのかと思ったほどである。彼女の突然の「成金ぶり」を支えていたのは，闇市でのあくどい商売であった。

2-3. 『俺たちナポリ人，郷里は同じ』

だが，一介の主婦アマーリアが，煙草，コーヒー，砂糖，肉，バター，マメ，チーズといった様々な品を，簡単に手に入れられるはずがない。彼女にはトラックを出して商品を運搬してくれ

る相方エッリーコがいる。そしてそのさらに向こう側には，品々を提供してくれる「取引先」がいた。この品薄の時代にそれほどの商品を提供できたのは，多くの場合が連合軍の兵士たちであった。1944 年 1 月 22 日の連合軍の報告書には，ナポリ湾で積み下ろされる生活必需品の 30 パーセント以上が，港から倉庫に移動する途中で行方不明になっているとある[17]。米兵たちは積荷をナポリの闇市業者に売り，そして闇市業者がアマーリアのような女性たちにもたらし，それが生活物資に困窮したナポリ市民たちの手に渡っていたのだ。

そこにあったのは，勝者と一部の敗者の共犯関係であり，被害者は言うまでもなく敗者の大半であった。闇市で儲けた者たちにとっては，勝者も敗者もない。そこには戦争中，とりわけ「ナポリの四日間」のレジスタンス戦において彼らを支えたモラルはない。そして圧倒的大多数のナポリ人たち，敗者であり搾取される彼らもまた，そうした不正に異を唱えるにはあまりに疲れていた。彼らは，おそらくは，ただ忘れたかったのである。勝ち取った者もいる，失った者もいる。町は廃墟以外の何ものでもない。港は荒らされ船は寄港することもかなわないが，それでも海はある。そして太陽と歌がある。40 歳のペッピーノ・フィオレッリは 44 年当時のナポリ人の心性を巧みにつかみ取り，63 歳のマエストロ，ニコラ・ヴァレンティが陽気なタランテッラの曲をつけた。こうして 1944 年の大ヒット曲『俺たちナポリ人，郷里は同じ』*Simmo 'e Napule . . . Paisa'* . . . が誕生した。

太陽があって，
海が残っていればそれでいい，
寄り添う少女がいて
歌う歌があればそれでいい，

勝ち取った者もいる
失った者もいる
過去は忘れてしまおう
俺たちナポリ人，郷里は同じ[18]

「市電が動かないとしても，馬車ならいつでも準備万端……」と，喪失を嘆くよりも，残ったものでやりくりしていこうというナポリ人らしい視点も取り入れられている。そして，海と太陽と愛と歌。一見してあまりにステレオタイプなナポリ像が並んでいるが，それが逆に，疲れ切った人々を安心させる効果もあったのだろう。この曲は連合軍兵士の間でも評判となった。「勝ち取った者」と「失った者」は，ともに「ナポリ人」として描かれているが，当然ながら連合軍兵士とナポリ市民に置き換えることもできる。この曲を歌えば，連合軍兵士たちは自らが破壊した都市の住民たちに対する罪悪感を減じることができる。そしてナポリ人たちは，元は敵であった彼らを許している自分に酔うこともできる。ともに協力して明日に向かおうと，全てを希望にす

り替えることができるわけだ。『俺たちナポリ人，郷里は同じ』のある種強引な楽観主義とそのヒットの背景には，何事もなかったかのように忘れ，そして戦前のナポリ文化をそのまま継続しようという気分が満ちている。

だがこうした楽観的な気分に対しては，批判の声も上がった。エドゥアルド・デ・フィリッポもそうした一人である。『百万長者ナポリ』の第二幕，捕虜収容所からナポリに帰還したヨーヴィネ家の主ジェンナーロが目にしたのは，まさしく「過去は忘れてしまおう」というこの曲の雰囲気そのものであった。ジェンナーロは第一次世界大戦にも従軍している。その時は戦争から帰ると，近隣の者たちが彼を呼び止め，戦争体験を聞こうとした。ところが今，戦地から帰って来た彼が同じように体験を語ろうとすると，近所の知人たちばかりか，妻や子供たちまでが，一切耳を傾けようとしない。ジェンナーロは，塹壕の死体に紛れて隠れながら飲まず食わずで過ごした体験を語ろうとするが，五度までも中断されて，結局最後まで話を終えることができない。中断は，料理が届いたことを告げるメッツォ・プレーヴェテのコミカルな台詞や，ビジネスの話をフェデリコに持ちかけるドライなエッリーコの台詞まで様々であり，そのヴァリエーションが多様なために，ジェンナーロの孤立感が際立つ。アマーリアとエッリーコの闇市の恩恵を受けている登場人物たちは，一様に「そんなこと考えるのやめたら，今じゃ平和に暮らしてるんだから」とジェンナーロを慰めようとする。そして，「全ては終わったのだから」と話しかけるアデライーデに対して，「いいや！　あんたは間違ってるよ……。戦争は終わっちゃいない……何も終わっちゃいないんだ！」とジェンナーロは悲観的な言葉を投げつけて退場する[19]。

戦争は終わった。爆撃の心配もなくなり，防空壕も閉鎖されつつある[20]。だが戦争がもたらしたモラルの崩壊は，日々進行している。戦争のもたらした傷跡はふさがっていない。それを見なかったことにはできない。過去を忘れて狂騒に走ることはできない。劇作家デ・フィリッポのメッセージは，『俺たちナポリ人，郷里は同じ』を歌って自らを慰めようとする外国人兵士とナポリ人たちに対する警告として読むこともできるだろう。

3．『黒いタンムリアータ』と戦後の女たち

3-1. 売春婦たち

米兵がナポリで目にしたのは，公共設備の完全な崩壊と飢えだけではなかった。『百万長者ナポリ』第一幕の象徴的な台詞「各自勝手にわが身を守れ」にあらわれているように，イタリア政府から見捨てられ，ドイツ軍に蹂躙されたナポリ人たちの中には，既にみたように「わが身」を守るために闇市を手掛ける者もいた。だが誰でも簡単に闇市を運営できるわけではない。より容易に食物を手にすることのできる手段として，売春が横行した。

ノーマン・ルイスはナポリ解放直後の 1943 年 10 月 4 日，サレルノからナポリに向かう途中，ナポリから数キロほどの地方都市の巨大な建造物の跡地に多くの米兵がたむろしているのを目にする。中に入ってみると，「奥にいた者たちが，さらに前に進もうと人混みを押しのけ，周りの

者たちを手荒くそそのかしている。だがその雑踏の前線にたどり着いてみれば，雰囲気は様変わりし，静まり返っている。女性たちが壁に背中をもたせかけて，一メートルばかりの間隔を置いて，一列に並んでいるのだ」[21]。横一列に並んだナポリの女性たちは「ふだん服を着て，どこにでもいる，清潔で，真面目な，そこいらでお喋りをし買い物をしているような農家の主婦や庶民の娘たち」だが，それぞれ傍らに「缶詰を柱上に積んでいる」。彼女たちは缶詰一つで米兵を相手に売春をしている，ごく一般的な庶民の女性たちなのである。缶詰を差し出す米兵がいれば，その場で，みんなが見ている前で足を開き，売春行為が始まる。うず高く積まれた缶詰の「柱」は，その日の彼女たちの「労働」の量を物語っている。

ノーマン・ルイスは他にも，ナポリの一般女性による米兵相手の売春行為を伝えている。アメリカ軍のナポリ入城から半年近くが経った 1944 年 3 月 26 日の日記に，彼は恐るべき経験を書き残している。とある年配の女性に路上で呼び止められ，家まで送ってくれるよう頼まれた。ルイスが彼女を家まで送っていくと，「彼女は何かを私に見せようとして，それがあまりにしつこいので，私は彼女の住まいであったバッソに入っていった。窓もない部屋が一つあるだけで，祭壇の上の小さな電気ランプだけがその部屋を照らしていて，隅の方にひどく痩せた少女が立っているのが目に入った。彼女の招きの理由が，今や明らかとなった。その子は年配の女性の 13 歳ばかりの年頃の娘で，売春をさせられているのだ。（中略）女は料金を提示した。例えば 20 リラで，少女は服を脱ぎ，まだ成熟していない性器をさらすのだ」[22]。マラパルテの『皮』にも「ナポリの処女」見たさにドルを手に群がる米兵たちを描いた場面があり，同様の商売がいかに広く行われていたかが分かる[23]。

売春が横行すれば，当然ながら性病もそれにつれて蔓延する。1944 年 8 月 26 日の『ポーポロ』紙は，その当時多くのナポリ女性たちが，性病の感染によって通院していた状況を伝えている。「昨日我々は，ここ 15 日間，パーチェ病院だけでも，4000 人にものぼる女性患者（どういった病気に罹患したかは推測されたい）が診察を受けたことを知るにいたった。しかもそのうちの半数が，未成年であったのだ！そして，これと同じような数の女性たちが，県や州の他の病院でも診察を受けているのだろう」[24]。

3-2. 米兵との自由恋愛

ナポリの女性たちと米兵との関係は，売春だけに限られたものではなかった。身ぎれいな軍服に身を包む米兵たち，特に黒人兵はナポリの少女たちに人気で，いわゆる自由恋愛の相手になることもあった。だが，異常なまでに性が解放されて，父親や母親が娘に，夫が妻に，兄弟が姉妹に売春を強要するような，生存を前にして性的なモラルが完全に崩壊したこの時代のナポリにあっては，それは多くの場合「自由」であっても「恋愛」とは程遠いものであった。米兵とナポリの少女の恋愛といえば，エットレ・スコラが映画『マカロニ』*Maccheroni* の中で取り上げている。もちろん『マカロニ』のように牧歌的な青春時代の記憶となった触れ合いもあったであろう。そして当時の新聞を賑わせたように，結婚に漕ぎつけてアメリカにわたった少女たちもい

た[25]。だが，こうした幸運な少女たちの傍らには，あるいは事によると彼女たち自身の前歴にも，道に迷った多くの不幸な事例があったことを忘れてはいけない。

デ・フィリッポの『百万長者ナポリ』には，戦後の米兵との「自由恋愛」とその顛末も描かれている。ヨーヴィネ家の長女マリア・ロザーリアは，テレーザ，マルゲリータという友人とともに米兵とのアヴァンチュールを楽しんでいる。米兵と「散歩」に行くだけだと言うテレーザに，ヨーヴィネ家の主婦アマーリアは，「その散歩ってやつには気をつけな」と警告する。テレーザは「考え方が違うのよ」と切り返し，図らずも，米兵との付き合い方がどういったものであるかを明かしてしまう。

> 娘さんは本当にツイてるわ。結婚して，アメリカに連れていってもらえるんだから。そのジョンってのがね，前には私と付き合ってたのよ。それからマリア・ロザーリアと出会ったら，あたしよりも気に入ったって言いだしてね。だって，その方がずっといいでしょう，ストレートでさ。あたしに面と向かって言ってきたのよ。「お前のフレンダの方がナイスだ」ってね。あたしは「オッケー！」って言ってやったわ。彼，その晩にはフレンドを一人連れてきたんだけど，それがすぐにあたしに惚れちゃって，あたしだって，そっちの方が気に入ったんで，付き合いだしたってわけ。それであたし，「もう一人フレンダがいるんだけど」，ってこのマルゲリータのことなんだけどね，「そっちにはフレンドいないの？」。それで別の男を連れてきてくれて，フレンドが三人，フレンダが三人そろったってわけ[26]。

「フレンド」frend と「フレンダ」frenda は，英語の friend をイタリア語化し，女性に対しては語尾を女性名詞に変化させていて，「シニョリーナ」と並んで当時はよく使われたが，最初は米兵が使っていたはずの「友人」というこの言葉から，多くの場合，米兵たちからすればナポリの少女たちは，結婚を意識した恋人ではなく，あくまで束の間の滞在の間の軽い性の相手でしかなかったことが分かる。三組のカップルの誕生はけしてめでたいものではなく，その友人間でも自由に取り換えがきくほど，あまりに「自由」で，カンツォーネ・ナポレターナが描いてきたような，それまでのナポリの性の価値観からは逸脱している。

だが，「フレンド」と「フレンダ」の「散歩」は，母親のアマーリアが信じ込まされたほど無邪気なものではない。テレーザは陽気に振舞っているが，実は彼女とマリア・ロザーリアは米兵の子を身ごもっていて，とりわけマリア・ロザーリアの「フレンド」は，その事実を明かした瞬間に雲隠れしてしまい，いまだイタリアにいるのかも分からない。劇中では明確には描かれていないが，彼女はおそらくは一人で「私生児」を生み，家族や近隣の知人たちの協力を得て，その子を育てていくのだろう。少なくとも家族の側の理解とサポートは，第三幕での父親とのやり取りから想像がつく。

3-3.『黒いタンムリアータ』

こうした自由恋愛や売春と，その結果としての私生児の誕生は，当時のナポリではけして珍しいものではなかった。カンツォーネ・ナポレターナ黄金時代の四大詩人のひとり E.A. マリオ（本名ジョヴァンニ・ガエータ）は，名曲『遥かなるサンタ・ルチア』や第一次世界大戦の激戦を歌った『ピアーヴェの伝説』，『二つの天国』など数多くの名曲で知られているが，1944 年に最後の代表作ともいうべき『黒いタンムリアータ』*Tammuriata nera* を発表している。彼は作詞と作曲の両方において優れていて，『遥かなるサンタ・ルチア』は作詞作曲，『二つの天国』では作曲のみを手掛けている。『黒いタンムリアータ』も作曲だけで，詩を書いているのは，『夜の声』でも有名なエドゥアルド・ニコラルディである。

『黒いタンムリアータ』の誕生をめぐっては，次のような逸話が伝えられている。ニコラルディはナポリのロレート・マーレ病院の事務局長を務めていた。1944 年のある日，産科で大きな問題が生じた。ナポリ人女性が，「黒い赤ん坊」を出産したのだ。その場にはナポリ人である夫や親戚の者たちが集まっていた。その女性は夫を持つ身でありながら，黒人米兵の子供をみごもっていたのだ[27]。

逸話は，果たしてこの女性が売春をしていたのか，あるいは密かに黒人米兵と「自由恋愛」を楽しんでいたのか，それとも米兵からのレイプ被害にあったのかについて触れていない。事実としてあるのは，ナポリの女性が「黒い赤ん坊」を出産したということだけだ。そしてもう一つ。ニコラルディはこの「事件」を題材に詩を書き上げて，旧知の E.A. マリオに作曲を依頼した。こうして同 1944 年のうちに『黒いタンムリアータ』が発表され，大ヒットしたのである。

時には，理解のできないことが起こる，
この目で見たことさえも，信じられないほど
赤ん坊が生まれた，黒い赤ん坊が，
母親はその子をジーロと呼んでいる，
ああそうさ，ジーロと呼んでいる

さあ，まわって，まわって，
さあ，まわって，まわって，
お前がその子を，チッチョと呼ぼうが，ントゥオーノと呼ぼうが，
ペッペやジーロと呼ぼうが，
事実は，その子が黒いってこと，
それも，どんでもなく真っ黒だってこと[28]

ナポリ文化，とりわけカンツォーネの世界には，根拠の薄い「逸話」が数多く作られては広まり，その逸話に登場する本人さえも，たとえそれが嘘であろうと，あえて否定しないところがあ

る。ラ・カープリアが『失われた調和』*L'armonia perduta* で定義したように，「ナポリ人ぶる」のは，ナポリ人の特性の一つでもある[29)]。だが，まぎれもない「事実」は，『黒いタンムリアータ』が 1944 年のヒット曲であり，その頃には「黒い赤ん坊」が珍しくはない状況にあったということだ。つまりは，そのモデルとなったであろう「黒い」私生児たちが，1944 年には数多くいたことが推測される。

信じがたいのは，米兵がナポリに入ったのは 1943 年の 10 月 1 日であり，それ以前ではない。つまり，ナポリの女性たちが到着したばかりの黒人米兵と関係を持ち，最初の私生児たちが生まれ始めて間もなく，ニコラルディはこの詩を書き，E. A. マリオが曲をつけ，世に出ているという事実である。そしてもう一つ。同じような戦後体験を持つ我々日本人からすれば信じがたいほどに，そうした傷跡を情け容赦なく嘲笑うかのような毒の強さが，この詩からは感じられるのだ。それは全てをなかったことにして，無理にでも新しい時代を始めようとする狂騒的な『俺たちナポリ人，郷里は同じ』からは程遠い，過酷な現実を直視しながらも，そこに距離を置いて笑おうとする，残酷なまでにリアリスティックで野蛮な視点である。

残酷で野蛮なのは歌詞だけではない。E. A. マリオはこの詩に，ナポリの民衆歌謡の「タンムリアータ」のリズムを刻み付けている。「タンムリアータ」とは，タンムッロという大型のタンバリンによって演奏される舞曲で，カンパーニアの伝統的な民衆歌にもしばしば使われている。いわゆる黄金期のカンツォーネ・ナポレターナにも「タンムリアータ」を冠した曲は散見するが，その多くは，1880 年以降の，民衆文化につきものの猥雑さや血なまぐささや素朴さを廃した，いわば「ブルジョワ向け」に洗練化させたものにすぎず，この舞曲が本来持っていた民衆の野蛮な力は感じられない。ところが『黒いタンムリアータ』の場合，詩ばかりか音楽にも，まるで 1880 年以降のカンツォーネ・ナポレターナの時代が存在しなかったとでもいわんばかりに，その野蛮で民衆的な力が漲っているのだ。

そうした意味では，猥雑で残酷な『黒いタンムリアータ』は，『サンタ・キアーラの修道院』とは違い，「カンツォーネ・ナポレターナ最後の名曲」という形容には値しない。1880 年，つまりは『フニクリ・フニクラ』以降のカンツォーネ・ナポレターナが，民衆歌を洗練させ，ブルジョワの耳にも心地よい歌謡にし，全世界に向けて発信したのだとすれば，『黒いタンムリアータ』は，まるでそれ以前の時代に逆戻りしたような一曲なのだ。だがその逆戻りは，結果的には退行を意味していたわけではなかった。ナポリの民衆文化に立ち返ったその楽曲は，退行というにはあまりにも力強く，同時代を活写している。いずれにせよ，『黒いタンムリアータ』は，1880 年以前のナポリの音楽が持っていた野蛮な力を取り戻すことで，伝統的な優しいカンツォーネ・ナポレターナの時代に終止符を打ち，戦後の「ナポリの歌」の幕を開けた。

おわりに

『黒いタンムリアータ』の「逆戻り」は，むしろ時計の針を先に進めた一曲として考えること

もできるだろう。1960年代末から70年代にかけて，ナポリ音楽には二つの大きな流れが存在し，一時代を築いた。その一つは，1966年にエウジェニオ・ベンナートがロベルト・デ・シモーネらと結成したフォークグループ「NCCP（ヌオーヴァ・コンパニーア・デル・カント・ポポラーレ）」である。民衆文化への関心と見直しという世界的な流行を背景に，NCCPは，『フニクリ・フニクラ』以降のブルジョワ的なカンツォーネ・ナポレターナが葬り去ってしまったナポリの民衆歌を，現代人の耳にも鑑賞に堪えうる音楽として再生させた。その彼らが珍しく取り上げている既存のヒット曲が『黒いタンムリアータ』なのだ。

また，本格的なR&Bをはじめてイタリアで実践し，イタリア中で圧倒的な支持を受けたグループに，1968年結成の「ザ・ショウメン」がいる。その中心的なメンバーは，ボーカルのマリオ・ムゼッラとサックスのジェイムズ・セネーゼであった。セネーゼは1974年のザ・ショウメンの解散後，「ナポリ・チェントラーレ」というジャズ・ロックのバンドを結成し，黒人音楽とナポリ文化を融合したきわめて独創的なアルバムを出し，高い評価を受けたが，シンガーソングライターのピーノ・ダニエーレはその影響下にある。実はマリオ・ムゼッラとジェイムズ・セネーゼはともに1945年の生まれで，そしてともに，米兵を父親に持つ私生児なのである（ムゼッラの父親はアメリカ・インディアンで，セネーゼの父親はアフリカ系アメリカ人）。1943年10月に米兵がナポリに入り，翌44年の秋には大量の「黒い赤ん坊」が生まれて『黒いタンムリアータ』がヒットした。45年1月生まれのムゼッラと6月生まれのセネーゼは，その頃は既に，ナポリ人の母親の胎内に宿っていたことになる。

NCCPとザ・ショウメンに代表される，60年代以降のナポリ音楽を方向付けるこの二つの流れに，同時代やその後の多くのアーティストが連なっていき，カンツォーネ・ナポレターナの黄金時代の再来を思わせる存在感を誇った。彼らに始まりピーノ・ダニエーレで頂点をむかえるこの流れは，「ナポリタン・パワーズ」と呼ばれている。そして『黒いタンムリアータ』は，こうした二つの流れを，いわば象徴的に先取りしたか，少なくともこうした流れに影響や示唆を与えた一曲となった。

注

1）Pasquale Scialòはカンツォーネ・ナポレターナの始まりとして1839年説（最初のピエディグロッタの曲と言われる*Ti voglio bene assaje*のヒットの年）と1880年説（*Funiculì Funiculà*発表の年）を紹介し，カンツォーネ・ナポレターナを，民衆歌とは違う，近代文化産業による「ポピュラー・ソング」として定義づけた上で，後者を採択している。終わりの年としては，第二次世界大戦終戦により，それまでの価値観が変化を被り，音楽的にもアメリカの影響を大きく受け始める1945年とするのが一般的である。とりわけ2000年以降に盛んになったカンツォーネ・ナポレターナに関する学術的な一連の研究にScialòが大きな影響を与えたこともあり，この年代設定が広く踏襲されている。Cf. Scialò 1995.

2）Villari, *op. cit.*, pp. 62–67.

3）Ibidem.

4）Ghirelli 1992, p. 502.
5）De Filippo 2005, p. 84.
6）Villari, *op. cit.*, pp. 66–75.
7）Paliotti 1992, p. 289.
8）Alfano（a cura di）2001, pp. 472–473.
9）Idem.
10）13 世紀のアンジュー時代以降，幾つかのわずかな例外を除いては，外国人の国王や領主による統治の下で受け身的な態度に徹してきたナポリ人の歴史の中で，市民たちの結束力で最強のドイツ軍を撤退させた「ナポリの四日間」は明記すべき歴史的事件として，ナポリ人のアイデンティティに大きな影響を与えた。Nanni Loy の映画 *Le quattro giornate di Napoli*（1962）や，Aldo De Jaco の小説 *La città insorge*（1956）などがよく知られているが，近年では Erri De Luca が戯曲 *Morso di luna nuova*（2005）や小説 *Il giorno prima della felicità*（2009）で，中心的な主題として取り上げている。
11）De Marco, *op. cit.*, p. 27.
12）De Marco, *op. cit.*, pp. 15–17.
13）Lewis 1993, pp. 36–37.
14）Montariello, *op. cit.*, p. 17.
15）De Marco 1996, p. 117.
16）De Filippo, *op. cit.*, pp. 110–111.
17）De Marco, *op. cit.*, p. 126.
18）Alfano, *op. cit.*, pp. 659–660.
19）De Filippo, *op. cit.*, p. 129.
20）ナポリの防空壕は 1945 年 4 月 25 日に閉鎖された。Cf. Stefanile 1968, pp. 291–294.
21）Lewis, *op. cit.*, p. 31.
22）Ibidem, pp. 129–130.
23）Malaparte 2010, pp. 47–56.
24）Montariello 2006, pp. 24–25.
25）*Storia fotografica di Napoli*（p. 22）は，1945 年 7 月 21 日の Azione 紙の記事を転載している。それによれば，1943 年 10 月の連合軍入城から 1945 年 7 月までに，ナポリ人女性と外国人の結婚は 224 件で，その内 199 件の新郎は兵士。しかも大部分は米兵であった（イギリス人兵士 19 名，スコットランド兵士 2 名で他に記載がないことから，おそらくはそれ以外の 178 名が米兵であったと思われる）。
26）De Filippo, *op. cit.*, p. 89.
27）De Crescenzo 2015, pp. 119–122.
28）Alfano, *op. cit.*, pp. 687–688.
29）Raffaele La Capria はナポリ人の特性として，より本質的な Napoletanità と，主に「異国人」に向けて期待されている「ナポリ的なもの」を演じてしまう Napoletaneria の二点を挙げ，ほとんどのナポリ人がその両面を備えているとしている。La Capria 1999, pp. 46–50.

参考文献

Alfano, Giovanni（a cura di）（2001）, *Napule è 'na canzone. Antologia di canzoni napoletane dalle origini ai giorni nostri*, Salerno, Palladio.

Ascione, Salvatoro（1996）*Un《quotidiano eccezionale》: 1943–1947. Aspetti dell'organizzazione del ricordo della presenza tedesca e alleata a Napoli nelle testimonianze orali*, in *Mezzogiorno 1943*,

Napoli, Edizioni Scientifiche Italiane.
De Crescenzo, Luciano（2015）*Ti voglio bene assai*, Milano, Mondadori.
De Filippo, Eduardo（2005）*Napoli milionaria!*, in *Teatro vol.II*, Milano, Mondadori（la prima rappresentazione 25 marzo 1945）
De Marco, Paolo（1996）*Polvere di piselli. La vita quotidiana a Napoli durante l'occupazione alleata（1943–1944）*, Napoli, Liguori.
De Stasio, Nicola（2014）, *La Canzone Napoletana dalla A alla Z*, Napoli, Alessandro Polidoro.
Ghirelli, Antonio（1992）*Storia di Napoli*, Torino, Einaudi.
La Capria Raffaele（1999）*L'armonia perduta. Una fantasia sulla storia di Napoli*, Milano, Rizzoli,（ediz. Orig. 1986）.
Lewis, Norman（1993）*Napoli '44*, Milano, Adelphi（ediz. Orig. *Naples '44*, 1978）.
Malaparte, Curzio（2010）*La pelle*, Milano, Adelphi（ediz. Orig. 1949）.
Montariello, Carlo（2006）*La Napoli milionaria! di Eduardo De Filippo*, Napoli, Liguori.
Paliotti, Vittorio（1992）*Storia della canzone napoletana*, Roma, Newton.
Scialò, Pasquale（1995）*La canzone napoletana*, Roma, Newton.
Stefanile, Aldo（1968）*I 100 bombardamenti di Napoli. I giorni delle AM lire*, Napoli, Marotta.
Storia fotografica di Napoli 1945–1957. Dal dopoguerra al "laurismo"（1992）, Napoli, Intra Moenia.
Villari, Seregio（a cura di）（2005）*Il regno del cielo non è più venuto. Bombardamenti aerei su Napoli, 1940–1944*, Napoli, Giannini Editore.

大修辭觀下視覺語言的修辭認知探討

劉　　光　婷

〈摘要〉

修辞学的研究对象是什么？如何实现其研究方法的科学化？该学科在新时期应该有着怎样的社会担当？这是近年来学界对于这一传统学科的重新审视。我们认为，不妨充分利用语言符号的“空间性”特质，去学科外部寻求研究对象，并力求嫁接现有修辞认知图式和新的符号表达体系，最终实现学科间的共同发展。本文拟对城市形象塑造过程中某些视觉传播符号的选取、设计等做出修辞学阐释。

〈关键词〉

大修辞观；汉语修辞；认知图式；空间性；跨学科

引言

在高校教授《汉语修辞学》已经有些年头了，每年的开学第一课，都会发问：“提及‘修辞’，你会想到什么？”多年来，毫无例外地，同学们都会回答——修辞格。面对这样的答案，我们首先应感到欣慰，这至少说明，自唐钺《修辞格》所发出的“科学的修辞论的先声”影响久远。但是，更多的还是些许失落乃至深深地担忧。

索绪尔以来，现代语言学走过了不同寻常的一个世纪，我们看到了语言学科的百花齐放。可是，通常认为是语言学科一分支的修辞学，特别是汉语修辞学，其成长之路为何越走越窄？学界给其贴上了“边缘化”的标签，问题出在哪里呢？

近十几年来，一些学者纷纷重新思考：修辞学的研究对象是什么？如何实现其研究方法的科学化？该学科在新时期应该有着怎样的社会担当？学界对于汉语修辞现象的研究也逐渐由微观转向了宏观；由个体话语转向了社会公共话语；由学科内部相对独立的精耕细作转而试图打造学科之间对话与合作的平台，并取得了较为丰硕的成果。

其中，胡范铸（2002、2003），黎运汉、盛永生（2006），刘亚猛（2009），汪国胜、冯广艺（2009），刘焕辉（2011），高万云（2013），谭学纯（2014、2015）从修辞学的核心概念以及基本问题入手，比较古今中西研究成果，探索了修辞学科的重建问题。张炼强（2015），鹿晓燕、高万云（2017）对修辞学研究的方法论问题展开了重新讨论，提出了借他山之石、多范式整合、多参数分析和多维度观照等指导思想。陈汝东（2012）、刘光婷（2015）则通过考察汉语修辞思维图式在建筑领域的应用实例，尝试为修辞学与其他非语言学科的互通互动提供支持。胡范铸、薛笙（2010），陈汝东（2012），刘光婷、李琴（2015），胡范铸、金志军（2016）聚焦于国家形象传播过程中的语言参与，强调修辞学应有的社会担当。袁毓林、李新良（2016）以探讨如何使修辞教

学在创新与稳定中求得平衡为出发点，分析了在修辞学教材编写和教学工作中应该注意的几个问题。胡范铸（2016）总结式地提出了当代修辞学研究的五十个问题，为今后的探索指明了很好的方向。

本文正是在这一语境下展开的思考。我们拟在反思“‘修辞’是什么”“修辞学应关注什么”等基本问题的基础上，以语言的“空间性”特质作为理论出发点，秉承一种大修辞观，结合当下语言生活中的具体事例，发散式地谈谈如何拓展当下汉语修辞的研究视野。具体设想是，充分利用语言符号的“空间性”，去学科外部寻求研究对象，并力求嫁接现有修辞认知图式和新的符号表达体系。一方面将会扩大汉语修辞理论的应用范围，另一方面也会对语言学科外的信息传播行为做出修辞学的解释。不当之处，以就教于方家。

一、“修辞”是什么?

关于“修辞”的所指，胡范铸（2016）认为，修辞学界之内大多避而不谈，修辞学界之外，则在相当程度上被“污名化”。[1] 既然是重新梳理，不妨全面一些。“修辞”的涵义通常包括修辞活动、修辞规律以及修辞学三个层面，广义的修辞三者皆含，狭义的修辞仅指修辞活动。以上为学界共识，多年来的分歧主要在于：修辞究竟是一种怎样的活动？从“调整语辞使达意传情能够适切的一种努力”到“利用民族语言各因素以美化语言”；从“修辞好比美容术”到“从原则上讲，修辞讲的是好不好”，等等，传统修辞观大多认为修辞不过是一种锦上添花的表达行为罢了。这一认识的局限在于只涉及到修辞研究的经典问题，而远非修辞研究的全貌。胡范铸（2002、2015）先后提出“修辞是追求语言交际有效性的行为”，修辞就是“使用语言实现自己意图的行为过程”，在言语行为的框架下，研究促成交际成功的各种因素，极大地丰富了“修辞”的内涵。

我们认为，对于修辞活动，主要可分为以下几种代表性观点：

（1）一种积极的言语表达行为。这种观点在传统修辞学研究阶段较为普遍。如前所述，“美化说”“美容术”等皆是代表。

（2）一种言语“表达＋接受”行为。关于修辞活动中所涉及的言语理解的一面，我国自先秦以来就有相关理论。如刘勰《文心雕龙》对修辞理解的认识规律和方法作了具体阐述，名曰“六观论”；至现代，陈望道先生在其“《发凡》和《陈望道修辞论集》两书中论及理解角度的共达 50 次之多”；[2] 钱钟书先生“构建的理解三原则：‘阐释之循环’‘考辞之始终’‘活参’尤为精彩”。[3] 可是这一传统并未被很好地继承。直到 20 世纪 80 年代中期，学界才开始了接受修辞学的自觉探索。代表性成果如李军（1996），冯广艺（1998），谭学纯、朱玲（2001）。

（3）一种追求语言交际有效性的行为。把修辞活动看作一种动态行为，交际双方在这一过程中都要适切地实现自己的意图，追求行为的有效性。我们比较赞同这种观点。虽说这一认识也非无源之水，比如陈望道先生的“适应题旨情景为第一要素”，实则就是在告诉我们实现意图、达成目的的具体办法。但我们认为，动态交际观之所以能够自上世纪 80 年代以来逐渐占据主流认识地位，与语用学在我国的引介不无关系。胡范铸（2002）在强调了修辞是追求有效性的特殊言语活动后，又进一步探讨了修辞学与语用学的结合问题。

综上，我们认为，经典的“修辞”指的是综合利用语音、语汇、语法、语篇、语体、风格等众多要素和手段展开的言语活动，交际双方以实现自我意图、达成交际目的为最终目标。交际活动离不开修辞，修辞贯穿于交际始末，换言之，一切言语行为都是修辞行为。

但是至此，讨论还未结束。我们想补充的，甚至试图重点说明的是：以上所谈论的修辞更准确地应该称之为“言语修辞”。当下，修辞不仅是一种语言运用现象，也是一种文化传播现象，这一过程中，我们可资利用的媒介符号除语言外，还应包括其他非语言的符号体系，比如音乐、舞蹈、建筑、摄影、雕塑等各种艺术形式，它们或直接或间接地折射出人类的生活图景、文化传统以及文明形态。这一部分不妨称之为“非言语修辞”，是很长一段时间里被我们淡化、漠视的。

所以，“修辞”是什么？简言之，它是利用各种符号体系来表达意图、追求信息传递有效性的行为。这种“大修辞”观的树立，也许会带我们走出修辞研究的困境，给未来的探索提供更加广阔的天地。

二、修辞学应关注什么?

基于我们试图建立的“大修辞”观，问题来了，修辞学应该关注什么？追根溯源，汉语修辞学诞生并成长于汉语言文学一级学科语境中，和二级学科语言学长期“剪不断、理还乱”，此种尴尬境地，促使学界尝试重新为“修辞学”定位。正如刘亚猛（2009）所言，中国修辞研究是“力争有朝一日将自己建设成为类似哲学或语言学那样自成一体的显要学术部门”，还是“毅然放弃对这一地位的全力追求，转而注重将自己建成一个开放包容的学术平台”？但他同时指出，这场围绕着“修辞”这一核心议题进行的多元讨论到底会吸引多少其他领域的学者参与其中，“一个主要条件是他们意识到它与他们各自从事的学术研究具有高度相关性，或者与我国经济、社会、文化、教育的进步与发展关系甚大”。[4] 我们认为，这段论述可谓精辟。

那么近年来，修辞学科的关注点是否有所变化？我们通过中国修辞学会近三届年会的主题来管窥一下，管窥一下（见表 1）：

“作为学科，漠视了社会需要便可能不但意味着这一学科被社会边缘化，还可能意味着学科发展放弃了最强大的推动力。”[5] 不难看出，在探索如何继承与发扬传统修辞理论与方法的基础上，当下修辞学科的视野已开阔许多，开始关注一些与国家形象塑造、社会语言生态以及文化传播等相关的宏观问题，相应地涉及新闻、法律、政治、教育、传播等学科领域。这是打造一个开放的修辞学研究平台的良好开端，也是谋求学科发展的积极尝试。概言之，修辞学更关注其社会功用和学术价值，后者将在前者的实现过程中得到进一步的提升。

我们认为，针对源远流长的修辞研究历程，充分拓展修辞理论在其他学科领域，特别是非语言学科、非中文学科的运用，是进一步发挥其学术价值、实现社会功用的途径之一。

表 1：中国修辞学会 2012——2016 年学术年会主题一览表

	2012	2014	2016
主题	国家形象·社会发展与修辞学的使命	修辞学·中国话语·社会发展	全球视野·中国话语·修辞研究
分主题	1. 继承与发扬，陈望道学术精神的当代性； 2. 国家形象与城市形象； 3. 修辞与传播的视角； 4. 问题与方法：修辞学研究的新探索； 5. 描写与解释：新闻、法律、广告、政治、教育领域的语体问题新论； 6. 流行与方向：当代社会语言学的发展。	1. 修辞理论、方法、现象的新思考； 2. 修辞与中国社会语言生活的现代化； 3. 国家形象修辞学和机构形象修辞学； 4. 话语分析、语体分析、语块分析新论； 5. 当代生活中的流行语研究； 6. 汉语国际教育中的修辞与语用研究； 7. 国外修辞理论、语用理论、话语分析理论的新进展； 8. 修辞史和修辞学史研究。	1. 全球视野与中国话语建构； 2. 修辞学、语用学视角下的语言生态； 3. 当代修辞学、语用学理论的发展； 4. 当代社会语言运用的新问题与新阐释； 5. 修辞、语用与文化传播。

三、语言的空间性对汉语修辞研究的启示

索绪尔曾经指出，语言符号具有线条性，话只能一词一句地在时间轴上展开。其实，线性序列在时间轴上延展的同时也必定会占据一定的空间。书面表达自不必多说，例如汉字有上下、左右、包围等结构，汉字的书写是在时空的二重维度上同时展开的；口语中，因言语具有物理性，声波的传递也是在特定空间中进行的。甘莅豪（2008）认为，语言与空间的关系“其实包含了两个不同的视角：一是关注语言叙述的空间，一是关注语言存在的空间。”[6] 遗憾的是，前者学界已有较为充分的讨论，后者多年来却并未引起足够的重视。

事实上，修辞领域对语言的空间性存在方式是有过关注的。

汉字修辞方面，早在刘勰《文心雕龙·炼字》篇中就有记载：“缀字属篇，必须练择：一避诡异，二省联边，三权重出，四调单复。”[7] “省联边”“调单复”正是针对汉字的空间视角效果提出的要求。传统的拆字、合字等方法也正是利用了汉字的形体结构。自曹石珠上世纪 80 年代提出“形貌修辞”这一术语并初步建立起形貌修辞学体系以来，汉字修辞相关问题也日益引起学界的兴趣。刘光婷（2016）讨论了汉字修辞的具体类型——整体借形、结构变形、局部增减形等，并指出，汉字特殊的修辞功用源自其独特的形体特征，空间方块结构即是汉字修辞现象产生的物质基础。

辞格方面，一些辞格的形成亦有其结构上的动因。以回文为例，清代学者朱存孝指出，回文“自苏伯玉妻《盘中诗》为肇端，窦涛妻作《璇玑图》而大备”，[8]《盘中诗》《璇玑图》是将诗词或写在盘中、或织于五色锦缎上而成。其中，空间因素的成诗作用、以及对于后来“回文”辞格的

形成是不容忽视的。“顶真”亦是如此，强调诗句的连环套和、首尾相接。

而语法学界，白丽娜（2006）、王文斌（2013）、邓伟龙（2015）、李心释（2015）、何清强、王文斌（2016a，2016b）都从不同角度强调了汉语的空间性特质并对其具体语法表现进行了探讨，甚至还普遍运用到了“空间语法”这一概念，尽管他们的定义并不相同。胡范铸（2016）进一步指出：“作为时间存在的口语和作为空间存在的书面的语言不但在媒介方式上全然不同，同时，在语法结构、语用规则上也一定有种种的差异。……语言的这种空间存在方式到底会给修辞过程带来哪些系统性的差异？”[9)]

学理方面，注意到语言符号具有的视觉性特征，法国著名学者罗兰·巴特（Roland Barthes）与传播学家杰克斯·都兰德（Jacques Durand）等试图“在视觉成分的运用现象中寻找传统语言学修辞研究中已经基本确定的各种修辞手段”，[10)] 于是便在分析广告图片的基础上开创了“视觉修辞”这一研究领域。

毋庸置疑：首先，语言符号系统也是一种空间性存在；其次，对于书面语，语言符号也是一种视觉符号。结合前述，无论是修辞研究的传统，还是近年来语法界对语言空间特质的关注，以及“视觉修辞”理论的支持，问题来了：同样具有空间特质的各类视觉符号能否运用已有的语言修辞思维图式去组织？或者说，这些符号体系的信息表达方式是否已经不自觉地体现出了和语言修辞思维图式相通的一面，我们能否通过修辞学阐释使其更加明朗化？答案应该是肯定的，其实学界在建筑研究领域已有尝试。

布正伟（2000）指出：“建筑语言是人类通过长时间的建筑实践活动创造并总结出来的、用以表达价值观念与审美情感的视觉信息符号系统。”[11)] 国外，建筑研究的修辞学视角起源于 20 世纪 70 年代。在我国，本世纪初期以来，修辞学理论开始向建筑领域渗透。成果既有对中国传统建筑词汇修辞、句式修辞、辞格运用的微观阐述；也有对建筑修辞这一全新领域的学科属性、任务及研究方法等的探讨。陈汝东（2011）对建筑的修辞性质、类型、结构、功能以及建筑修辞学的性质、意义等的全面分析是其中的代表性成果。杨瀚、卢俊鹏、梅悦骁（2014）以基本的语法结构作类比，研究了空间组合的思维原型。刘光婷（2015）对北京城市建筑设计、建造过程中的修辞现象进行了梳理，以一个全新的视角重新审视了北京城市建筑的美学特征及其中蕴含的城市的、民族的文化信息。

鉴于此，本文拟继续做出尝试，选取时下国家思考较多的城市形象塑造、传播行为，就其过程中的某些视觉符号表达做出修辞学阐释。

四、城市视觉形象元素传播与汉语修辞思维图式

当今世界飞速发展，国与国之间的关系已经由交流合作上升到交融共生，在这样一个国际语境中，每一个国家都试图以良好的形象示之全球。周毅（2016）指出，“城市形象是城市的自然生态、人文历史、社会经济等在公众心目中的总体印象，……城市形象传播最直观的部分是城市视觉形象元素的传播。”[12)] 日常中，城市的建筑、景观、甚至市树、市花的选择都在参与建构城市理念、打

造城市灵魂。比如我们会利用车站广场、地铁通道、建筑外墙等公共空间，融入城市文化元素进行各式涂鸦，宣传城市内涵。

而特殊事件中的特定表达对于城市形象的塑造、传播更具影响力。近年来，我国在经济、体育、文化等领域承办过多场世界级盛会，其中会议标识、吉祥物的设计、选择堪称一大亮点。我们将列举几个案例，探究一下这些视觉符号背后蕴含的汉语修辞思维图式。

1.“一带一路”国际合作高峰论坛官方标识的修辞认知阐释

2017 年 5 月，“一带一路”国际合作高峰论坛在北京举行，此次论坛对推动国际和地区合作具有重要意义，论坛标识也一度引起热议。如下图所示：

标识以渐变的黄、蓝两条丝带围绕大雁塔组合而成。首先，黄、蓝色彩的选择是一种象征。黄丝带与土地同色，象征丝绸之路经济带，也是中华文化的主色调；蓝丝带既代表海上丝绸之路，也折射出“上善若水，海纳百川”的圆融包容之心态。这里，我们暂不讨论“象征”的归属问题，因谈及的是思维图式，我们认为，无论将“象征”归为文艺创作手法还是修辞格，无论借助语言的还是非语言的载体来表达象征义，其思维图式的本质都是一样的，即借助两类事物共通的某种特征，建立起思维关联，用一种事物来隐喻另一种事物。如上图，通过色彩特征将丝带与土地、大海相关联，用高度抽象的艺术形象言简意丰地传递出某种特定概念。我们认为，符号传递信息的过程其实质就是一个象征的行为，只是象征义的赋予因文化而有所不同。所以我们也可将“象征”看作人类的一种基本思维图式，修辞行为更是离不开它。

陆地与海洋环绕成一个球形，黄、蓝双色丝带的空间造型，可以看作是“回环”辞格的运用，蝉联往复，节奏流畅，表明全球民心相通、合作共生。

而丝带中央的大雁塔，则是运用了以特征代本体的“借代”辞格模式，借这一历史建筑，体现出西安在古丝绸之路上的重要位置，同时，也代指中国将在“一带一路”战略中书写新的辉煌。

2. 中国杭州 G20 峰会标识的修辞认知阐释

2016 年，G20 峰会在中国杭州举行，这也是中国首次举办首脑峰会。下图为峰会标识：

杭州 G20 峰会标识，用 20 根线条描绘出一个桥形轮廓。设计者称，杭州素有“千桥之城”的

美称，选择“桥”这样一个特有视觉文化符号，同时赋予其新的文化内涵，寓意着 G20 已成为全球经济增长之桥、国际社会合作之桥、面向未来的共赢之桥。同时，桥与倒影的组合方式，很好地运用了“对偶”的修辞图式，一种和谐的均衡之美映入眼帘，同时巧妙地在标识中央打造出一个“〇”形空白，既象征了各国团结协作的精神，也可以看作是一种艺术留白。桥梁则由线条构成，形似光纤，20 根线条依次“排比”，铺就了一座信息时代的互联互通之桥，气势厚重。最后，篆刻隶书“中国”印章不仅中国风十足，同时，印章代表信用，标识将“诚信”这一品质具象化、视觉化，君子言而有信，一个有担当的中国形象被很好地诠释出来了。

3. 上海世界博览会吉祥物的修辞认知阐释

2010 年上海世界博览会吉祥物海宝，取意“四海之宝”，主体为蓝色“人”字造型。在国际大型活动的吉祥物设计中使用文字，这是一次创新。“人”字互相支撑的结构揭示了美好生活要靠你我共创的理念。只有全世界的“人”相互支撑，人与自然、人与社会、人与人之间和谐相处，这样的城市才会让生活更加美好。

其实 2008 年北京奥运会的会徽设计也运用过相似的思路。如下图所示：

“中国印 · 舞动的北京”将中国特色、北京特点和奥林匹克运动元素巧妙地融为一体。篆书“京”字化身一个奔跑冲刺的运动员，又如一个载舞之人欢迎奥运会的召开，既表明了奥运会的举办地是北京，同时又极富中国味道。这也是汉字修辞的一个成功案例。还有我们最初拟申办的 2000 年奥运会，当时的会徽如下图所示，也是将“北京”二字与天坛的建筑形貌完美统一，设计独特。

2022 年北京 - 张家口冬季奥运会的标识正在征集中，期待汉语修辞领域能给予其一定的理论支撑，讲好中国冬奥故事，传播人类体育精神。

当然，上述都是非常成功的案例，笔者也曾研究发现过失败的教训。以建筑修辞领域为例，近

年来，快速城镇化的节奏下，国内许多地方类似白宫、凯旋门、罗马柱廊那样的山寨建筑频频问世；同时，模仿福、禄、寿形象的天子大酒店，模仿古钱币的方圆大厦等“象形建筑”也常常出现。这无疑是建筑语言符号对于“仿拟”修辞手法的运用，可由于只是简单地模仿套用，缺乏一定的审美情趣，均遭到广大网民的无情吐槽。

五、结语

传递信息时，人类的认知规律是一支潜在的指挥棒，它会将不同的符号体系按照特定的思维图式进行有效编排，我们认为，这是语言符号修辞得以与其他研究领域对话的前提和基础。如图所示：

无论是语言的还是非语言的符号，都是对思维世界的一种表达，而这一表达又是对客观世界的映射。这种映射是平面镜式的，还是棱镜式的，学界尚在讨论，但可以肯定的是，映射形成若干图式，并最终指导符号的编码。所以，回到汉语修辞，辞格往往具有特征明显的思维图式，我们所强调的语言的空间性特征在辞格中的体现，可以图解如下：

1. 对偶：均衡之美，宛如临镜；

2. 排比：气势之壮，宛如排山；

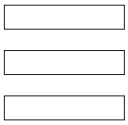

3. 回环：蝉联往复，丝丝入扣；

我们可以用各种符号体系去填充上面的图式，可以是建筑、摄影、美术、音乐、舞蹈、雕塑等等，当然这只是一些具象的符号，还可以是宏观层面的。

前不久上映的影片《降临》将语言学家、语言研究从幕后送到了台前，一时间，引起众人广泛议论。作为一种艺术形式，其可能也承载着一个预言——不久的将来，语言研究对于社会秩序乃至世界秩序的维护具有义不容辞的责任。影片中的一个细节值得关注：外星人的语言，不是边想边说，而是想好后一股脑儿“喷射”而出。露易丝梳理出的词表中，单词都是一个个弧形的片段，而当

“Human”用作独词句时，它也被拉长形成一个闭环。这也许是对未来语言时间性特质淡化、空间性特质增强的一种大胆想象吧。

盖伊（2014）指出，为什么你看到的世界不一样，因为你说的不一样。语言的习惯造就了思维的习惯，可以设想，线条性语言导致我们记录世界的方式是时间性、因果性的，非线条性的、空间性的语言又会导致怎样的思维习惯？《降临》作为科幻影片为我们做出预测：露易丝具有窥见未来的超能力。她总是恍然看见未来女儿活泼可爱和饱受病痛的样子，还有丈夫的离去。这些幻觉如影随形，使她的生活常常“闪前”，让她分不清现实与未来。

不妨将此片看做是今天的语言学家与未来的对话，而这种对话的深入，展现的不仅是语言的未来，更是社会的未来，人类的未来。

修辞学要有自己的社会担当，利用语言符号的空间性特质去学科外部寻求研究对象，应该是一种有益的尝试。这里的“空间性”是指语言的“空间存在特征”，把言语表达行为放在一个立体空间中去重新审视，可能会看到不一样的世界。

注

1) 胡范铸：《理论与现象：当代修辞学研究的五十个问题（上）》，《当代修辞学》2016 年第 2 期，第 2 页。
2)、3) 黎运汉，盛永生：《关于汉语修辞学几个问题的再认识》，《平顶山学院学报》2006 年第 4 期，第 59 页。
4) 刘亚猛：《当代西方人文学科的范式转换及中国修辞学的发展模式》，《修辞学习》2009 年第 6 期，第 22 页。
5) 胡范铸：《语法研究的修辞性：中国现代语法学史的另一种考察》，《修辞学习》2007 年第 2 期，第 13 页。
6) 甘莅豪：《空间动因作用下的对举结构》，上海：华东师范大学博士学位论文，第 143 页。
7) 陈望道：《修辞学发凡》，上海：上海教育出版社，1997 版，第 239 页。
8) 陈望道：《修辞学发凡》，上海：上海教育出版社，1997 版，第 195 页。
9) 胡范铸：《理论与现象：当代修辞学研究的五十个问题（下）》，《当代修辞学》2016 年第 3 期，第 17 页。
10) 冯丙奇：《视觉修辞理论的开创——巴特与都兰德广告视觉修辞研究初探》，《北京理工大学学报》（社会科学版），2003 年第 6 期，第 3 页。
11) 布正伟：《建筑语言的原生属性与特征》，《新建筑》2000 年第 3 期，第 21 页。
12) 周毅：《荷花画图像模式与杭州城市形象传播》，《浙江传媒学院学报》2016 年第 2 期，第 72 页。

参考文献

白丽娜：《空间因素对汉语语法的影响》，上海：华东师范大学硕士学位论文，2006 年。
陈汝东：《论国家修辞学》，《江淮论坛》2012 年第 3 期。
陈汝东：《论建筑修辞学》，《新兴修辞传播学理论》，北京：北京大学出版社，2011 年。
邓伟龙：《璇玑中的玄机：汉语及其语法的空间性》，《安徽理工大学学报》（社会科学版），2015 年第 1 期。

高万云：《中国修辞学的学科重建和科学再造》，《福建师范大学学报》（哲学社会科学版）2013 年第 3 期。
何清强，王文斌：《时间性特质与空间性特质——英汉名动关系多视角探析》，《现代外语》2016 年第 4 期。
胡范铸，胡亦名：《“印象”何以东方：〈敦煌印象〉中的时间性》，《华东师范大学学报》（哲学社会科学版）2012 年第 2 期。
胡范铸，金志军：《“公关语言”研究：“国家与机构形象修辞”探索的先声》，《当代修辞学》2016 年第 6 期。
胡范铸，薛笙：《作为修辞问题的国家形象传播》，《华东师范大学学报》（哲学社会科学版）2010 年第 6 期。
胡范铸：《“修辞”是什么？“修辞学”是什么？》，《修辞学习》2002 年第 2 期。
胡范铸：《从“修辞技巧” 到“言语行为”—— 试论中国修辞学研究的语用学转向》，《修辞学习》2003 年第 1 期。
胡范铸：《幽默语言、谎言、法律语言、机构形象修辞、实验修辞学……研究的逻辑起点——基于“新言语行为分析”的思考》，《华东师范大学学报》（哲学社会科学版）2015 年第 6 期。
黎运汉 , 盛永生：《关于汉语修辞学几个问题的再认识》，《平顶山学院学报》2006 年第 4 期。
李　军：《对修辞学研究视角的思考》，《修辞学习》1996 年第 4 期。
刘光婷，李琴：《修辞立其诚——当前中国语言生活之圭臬》，《汉字文化》2015 年第 4 期。
刘光婷：《修辞学视角下的北京城市建筑语言考察》，《北京文化形态研究》，北京：中国社科出版社，2015 年。
刘焕辉：《中国修辞学的历史源流与新世纪多元取向的思考》，《南昌大学学报》（人文社会科学版）2011 年第 6 期。
刘亚猛：《当代西方人文学科的范式转换及中国修辞学的发展模式》，《修辞学习》2009 年第 6 期。
鹿晓燕，高万云：《修辞学研究方法论之变革》，《福建师范大学学报》（哲学社会科学版）2017 年第 2 期。
谭学纯，朱　玲：《广义修辞学》，合肥：安徽教育出版社，2001 年。
谭学纯：《融入大生态：中国修辞学研究突围十年回顾与反思》，《当代修辞学》2014 年第 2 期。
谭学纯：《中国修辞学：学科之问和学术之问》，《福建师范大学学报》（哲学社会科学版）2015 年第 1 期。
汪国胜，冯广艺：《新时期的汉语修辞研究》，《湖北大学学报》（哲学社会科学版）2009 年第 3 期。
王文斌：《论英语的时间性特质与汉语的空间性特质》，《外语教学与研究》2013 年第 2 期。
杨瀚、卢俊鹏、梅悦骁：《建筑空间的语法结构》，《华中建筑》2014 年第 7 期。
袁毓林，李新良：《当前修辞学教学的若干问题》，《当代修辞学》2016 年第 4 期。
张炼强：《略论汉语修辞学研究的方法论》，《焦作大学学报》2015 年第 2 期。
赵艳芳：《认知语言学概论》，上海：上海教育出版社，1999 年。
郑子瑜，宗廷虎：《中国修辞学通史》，长春：吉林教育出版社，1998 年。
盖伊 · 多伊彻：《话镜》，王童鹤、杨捷译，北京：清华大学出版社，2014 年。

主体アメリカのポストモダン
── 西部の転地，ヒーローの転移

元　山　千　歳

〈Summary〉

America seems not to be what it was at the Obama administration. Then what is America? Where is it going? The purpose of the present paper is to research social and cultural sources which must have led to the Trump regime. An American political scientist, Joseph Samuel Nye Jr. says in *Is the American Century Over?* that the American century is likely to continue for a number of decades, but it will be very different from when Henry Luce first articulated in "The American Century" in 1941. The American century is a period between the 1930s and 1970s whose trend of the times can be called modernism, and its decline had started druing just before the fall of Saigon, the harbingur of postmodernism. If the quality of postmodernism is *deconstruction*, then the American postomodernism is to question modern capitalism, technology and and an idea of human progress. The deconstructive power was civil rights movements, artists' antiwar activities and above all things, media networks. Just the postmodern situation is verified from the perspective of political philosophy by Hardt and Negri as America transforming itself to "Empire" that is a decentered network of multitudes. However, even in the era of the West displaced and heroes transferred, America seems to go for totalitarialism, which must be prevented not by the mass but self-disciplined as well as collabolatively independent, creative individualities. Not retreating to the modern American century, a new world century where all of self-deploying individualities can be endowed with freedom, equality and rights to pusuit happiness.

序　モダンからポストモダンへ

モダンなアメリカについてすぐに思い起こされるのは，チャールズ・オーガスタス・リンドバーグ（Charles Augustus Lindbergh, 1902–1974）の 1927 年 5 月の大西洋単独無着陸飛行の成功であり，飛行への熱狂であり世紀のヒーローにしたてあげた文化である。モダンは近代資本主義の進展であり，科学技術の発達と進歩する人類への謳歌である。

モダンはアメリカの世紀のはじまりでもある。ソフト・パワーで知られるジョセフ・S・ナイは『アメリカの世紀は終わらない』（*Is The American Century Over?* 2015）のなかで，アメリカは十九世紀，世界政治にあってマイナーな存在でしかなかったという。しかしウッドロウ・ウィルソンによる第一次大戦への参戦と勝利のなかで，1930 年代世界の民主国家となり，アメリカの世紀は第二次世界大戦後にピークを迎える。このとき世界経済の半分を支配していたアメリカ

は，やがて，1970 年代になると四分の一にとどまり，アメリカの世紀は退潮しはじめる。軍事や GDP で今なお世界のトップに君臨するアメリカだが，ナイは，アメリカをローマ帝国に比較する。文化や制度への不信やヘゲモニーをめぐる知識人の闘争による腐敗の増幅，そして経済成長の失墜がローマ帝国崩壊の種子だという。

アメリカの世紀はまだ終わってはいないとナイはいうが，2017 年 1 月 20 日（アメリカ東部時間）に挙行された，ドナルド・トランプの第 45 代アメリカ合衆国大統領就任以来，オバマ政権時代では想定しにくい出来事がメディア報道されている。政権発足から 100 日たった大統領についてナイは，「アメリカのリーダーシップを軽視している」（*The Washington Post*, 25 Apr. 2017）というが，トランプ氏の大手メディアはフェイクニュースだという批判は事実に基づいているかどうか疑わしい場合も多い。

CNN のジェフ・ズッカー社長が来日し朝日新聞のインタビューに応じたが，トランプ大統領からフェイクニュースだと攻撃されていることについて，いかに CNN やその視聴者からの尊敬を渇望しているかの表れだと評した。長年にわたって NBC で番組制作にあたり，エンターテインメント部門のトップだった頃からトランプ氏と交友があったが，ズッカー氏は，事実が語られないときこれを指摘することがメディアの役割であり，だから，現在こそ米国ジャーナリズムの黄金期だという（『朝日』27 Jul. 2017）。

政権発足から半年たったが，アメリカは国外への影響力を失いつつある，というのは国際政治学者の藤原帰一である。アメリカは経済面では TPP から離脱，環境問題ではパリ協定から離脱するが，しかし，国際的制度や機構は揺らいではいない。むしろアメリカの撤退はアメリカなき国際合意への道を開いたという。国内では，医療保険制度オバマケア問題，大統領選挙とロシアとのスキャンダルをはじめ，「トランプ氏はアメリカを弱くした指導者として歴史の中で記憶されることになるだろう」（『朝日』22 Jul. 2017）。

アフガニスタンへの兵力増強について *The New York Times* は報じたが（21 Aug. 2017），社会派映画監督で知られるオリバー・ストーンは，朝日新聞のインタビューで，トランプ大統領の介入主義を捨てて戦争への道を避けるという効果を期待したいと語ったのは 1 月のことであった（24 Jan. 2017）。

はたして，アメリカはどこに向かうのか。アメリカの世紀はほんとうにつづいているのだろうか。あるいはいままだアメリカの世紀でありながら，その内部にある崩壊の種子は拡散しはじめているのだろうか。たしかに文明崩壊の種子はそれ自体の内部にある。ナイもまたローマ帝国との比較においていうように，外部の野蛮な集団から主体自体を守ることができなかったのは，社会，経済，機構の衰退による。今やアメリカは，アメリカ人が相互に信頼しあうにたる文化や制度を維持しているのだろうか。移民，警官と黒人，中絶と銃暴力，薬物中毒や自殺，環境破壊，国際貿易協定への抵抗などはアメリカの世紀を持続させるための正当性やソフトパワーを弱体化させる。ナイは，まだアメリカの世紀はこれから数十年はつづくだろうが，それはヘンリー・ルースが最初に明言した世紀ではもはやない，という。

モダンという進歩の時代に，第一次大戦で経済的に世界のトップに君臨し，やがて第二次世界大戦に勝利したアメリカは，軍事力と経済力を両輪として前進しつづけ，世界に君臨，アメリカの世紀を印象づけることになる。

アメリカの世紀を明言したヘンリー・ルース（1898-1967）は，1923 年の『タイム』創刊者の一人であり，1936 年のフォトジャーナリズムで知られる『ライフ』創刊で知られる。1941 年にライフ誌の社説として掲載した論文が「アメリカの世紀」である。そのなかでルースは，抗争，分裂，戦争という不安な未来に向かって，戦争回避への道を進みながらしかし，アメリカの領土を守るためではなく世界に民主主義を栽植するために戦うという（Luce 161）。二十世紀の大国となるアメリカは，孤立主義ではなく，世界のリーダーとして民主主義の拡充を実行すべきだという。経済は第一である。さらに第二には，科学，医療，映画，娯楽制作者，航空，道路建設，教育などが重要である。第三は「善意のサマリア人」として，世界の飢えを満たすべきだとルースはいう。しかし何にもまして大切なものは，「自由への愛，機会への平等，伝統的自己信頼，そして連帯」（170）である。西洋文明から受け継いだアメリカの遺産は正義，真実，慈善だが，なににもまして，勝利すべき目的は自由であり，これをすべての世界と歴史の旗とすべきである。まさしくこの精神において，「偉大なるアメリカの世紀を創るために」（171）われわれすべてが喚呼される。

ルースのこの言葉に，恵まれた広大な地勢として前進をつづけるアメリカのモダンを読むことになるとすれば，アメリカのポストモダンとは，東部の民主主義と西部のフロンティア・デモクラシーが，あるいは政治経済的でも市民宗教的でもある「明白なるアメリカの天命」が，国境を越えてフィリピンそしてヴェトナムへと転地し，しかしこの地にアメリカの自由を根付かせることに成功しなかった現実，モダンの脱中心，アメリカの世紀の脱構築ではなかっただろうか。

１．揺らぐアメリカの世紀，というポストモダン

第一次世界大戦のシェル・ショック，第二次世界大戦のコンバット・ファティーグ，そしてヴェトナム帰還兵の PTSD について白井洋子は『ベトナム戦争のアメリカ ── もう一つのアメリカ史 ──』（2006）において，目的のはっきりしない戦争，いつ襲われるかわからないゲリラ戦への恐怖もあいまって，「ベトナムからの帰還兵の精神的後遺症を一段と深刻なものとしていた」（141）という。

精神だけではなく身体の障害も，枯れ葉剤散布に関わった帰還兵自身そしてその子供たちに，世代を越えてアメリカに持ち込まれた。2011 年 1 月 30 日に放映された『枯葉剤の傷痕を見つめて～アメリカ・ベトナム 次世代からの問いかけ～』（NHK）は大きな反響を呼ぶことになるが，1984 年，帰還兵らによる枯葉剤製造会社への集団訴訟もまたアメリカ内部に起こる腐敗である。

「神はわれらの味方」は，ボブ・ディアランの 1963 年の反戦歌だが，テレビによる戦争報道は暴力現場をアメリカの茶の間に持ち込み，アメリカ人の戦争の正義への不信を煽ることになる。

公民権運動のうねりもますます大きくなり，ヒーローは，西部を舞台に活躍する白人のカウボーイではなくキング牧師であった。黒人が新たなヒーローとして舞台にたつことになる。

と同時に，セクシュアリティもまた脱構築されつづけた。ベティー・フリーダンの『フェミニン・ミスティーク』は1963年という，ワシントン大行進の年に刊行された。マリリン・モンローが1962年に亡くなり，アメリカのフェミニスト批評家のエレイン・ショーウォーターは，女性の創造性を分析するガイノクリティシズムを70年代に展開する。西部劇に見られる白人男性ヒロイズムは，つぎつぎに脱構築されていく。

サム・ペキンパー監督による西部劇『ワイルドバンチ』（*The Wild Bunch*）は，1969年公開であり，最後の西部劇ともいわれる所以は，男たちの撃ちまくりと滅びであり，そこにはいにしえのウェイン演じるカウボーイの美学はない。あるいは1978年の『帰郷』にあっても79年の『地獄の黙示録』にあっても，映画プロットの進展は戦うアメリカン・ヒーローへの不信に向かって進展する。

ポストモダンとは，リオタールにとってモダンという大いなる物語，つまりメタ物語の終わりであり，柄谷行人にとってそれはモダンの脱構築（『批評とポスト・モダン』）であり，トインビーにとって，西欧文明における非合理，無政府，不確実（Calinescu 135）である。

アメリカの世紀というモダンの脱中心がまさしくポストモダンであり，アフリカやアジアはもとよりヨーロッパ列強を他者としてきた主体アメリカの解体現象である。

悲劇は2001年9月11日にアメリカを襲った。ニューヨークが戦場となった。そこはアメリカ人の生活の場であり，そこには映画のスーパー・ヒーローはいない。帰らぬ人となった一般市民，ニューヨーク警察やニューヨーク消防士たちへの賛辞として，アーティストたちによるチャリティ・コンサート『アメリカ：ア・トリビュート・トゥ・ヒーローズ』（*America: A Tribute to Heroes*）は2001年9月21日に放映され，オリバー・ストーン監督は『ワールド・トレード・センター』（*World Trade Center*, 2006）で，救済するヒーローは警察官であることを讃えた。

同2006年，リンダ・ハッテンドーフ監督のドキュメンタリー映画『ミリキタニの猫』（*The Cats of Mirikitani*）は，かつて3年半収容所経験をした，81歳になるホームレスのミリキタニが，段ボール箱を引きずって移動するところから始まる。

ジミー・ツトム・ミリキタニは，1920年，カリフォルニア州のサクラメントに生まれ，3歳で広島へ向かいそこで教育を受け，18歳でふたたび米国にわたり絵の勉強をする。ミリキタニは，帰米，つまり日本人でもアメリカ人でもない，という境界に自らを配置するポストモダンな身体である。

米国に渡ったミリキタニは姉カズコの家族とともにシアトルに住むが，真珠湾攻撃のあと，カズコはミニドカ収容所へ，ミリキタニはツール・レイクへ収容される。ツール・レークはやがて隔離キャンプとなるが，それは，アメリカ政府の忠誠質問にノーと答えたものたちが収容されたキャンプだからであり，ミリキタニもまたノーを言うことによって市民権を放棄した日系アメリカ人であり境界のアーティストである。

戦後まもない1950年代初め，ミリキタニは絵を描きつづけるためにニューヨークで生活しはじめ，1959年にようやく市民権を取り戻すが，収容所で可愛がっていた猫を，路上で描きつづける。ニューヨークを生きるミリキタニの時間は，収容所生活へと向かう，記憶の時間でもある。

2001年のニューヨークである。ひっきりなしにさまざまな人が行き交う場に身をおいて描きつづける光景は，記憶交錯のレトリックのようにも見える。描かれつづける猫は，断片化された記憶のコラージュとして現在化される。

1945年8月6日，広島に原爆が投下された日に真っ赤な炎から命がけで逃げる人たちをミリキタニは描く。ミリキタニの心象を映像化するかのように，26万人の犠牲者だ，という声のなか，ビルに激突し砕ける飛行機の映像が現れ，救急車のサイレンが聞こえる。映像は，広島の記憶に交錯するニューヨークの経験である。

そこに見えるものは，植民者／被植民者でも，支配者／被支配でも，主体／他者というような対立ではなく，暴力的にかさなりあい脱構築されつづける，新たな歴史的関係である。

絵には英雄ではなく猫が登場する。猫の絵を描きつづけるホームレスのミリキタニの直線的ではない動きが，グローバルなニューヨークにおける，ポストモダンを映像化する。

『ミリキタニの猫』から1年後の2007年，『アメリカンパスタイム ── 俺たちの星条旗』は公開された。日系三世のデズモンド・ナカノ脚本・監督によるモダンの再生である。

舞台はトパーズ強制収容所であり，日系アメリカ人カズ・ナカムラと妻エミ，その息子レーンとライルの収容所での生き方が，地域に根付く人種偏見との闘いとして映像化される。闘いはレトリックとしての野球試合だが，3対3で迎えた9回裏の攻撃，日系チームのトパーズに送られる声援は「ゴー・フォー・ブローク！（Go for broke!)」である。“Go for broke!”は，忠誠質問にイエスと答えた日系人からなる第442連隊のスローガンである。応援席には，442連隊に所属する兄レーンが勝敗を見守るなか，ゴー・フォー・ブロークのかけ声がうねるように立ち起こる。

『アメリカンパスタイム』が再生産しようとしているモダンなメッセージとは何か。すでに1999年スコット・ヒックス監督の『ヒマラヤ杉に降る雪』では，戦争でアメリカのために戦った日系人カズオに殺人の嫌疑がかけられ，人種偏見をどのように乗り越えることができるかが問われた。2001年公開のマイケル・ベイ監督の『パール・ハーバー』は，真珠湾を奇襲した日本人を悪として表象することになるが，『アメリカンパスタイム』は『ヒマラヤ杉に降る雪』や『パール・ハーバー』にあって展開される善悪の抗争を前提としている。それはハリウッドのモダンな物語であり，主体アメリカと他者で展開されるアメリカの世紀の物語である。

2．射撃手クリス・カイルの物語

2016年5月27日に広島を訪れたオバマ大統領は，正義，調和，真実への思想をもつ国々の支配欲や征服欲といった衝動によって戦争が引き起こされたことにたいして，人間の矛盾について言及し，これから人類が取り組むべき方向について，アメリカの物語を引き合いにだす。それは

自由と平等と幸福を追求する簡素な物語だという。しかし物語を現実のものとするのは簡単ではなく，だからこそこれを伝えていかなければならないという。しかし果たして，アメリカの物語を人類の物語として展開することは可能なのだろうか。アメリカの物語りは，アメリカだけの物語りではないのだろうか。

かつて海軍のエリート部隊シールに所属していた，射撃手クリス・カイル（1974 年生）は 2013 年 2 月 2 日（土），テキサス州のフォート・ウォース州から南西 80 キロのところで射殺された。シールと聞くと，ビン・ラディン追撃を思い起こすが，この部隊にカイルは 1999 年から 2009 年まで所属，2003 年 3 月末にイラクのナシリヤへと向かう。カイルは反乱軍から「ラマディの悪魔」と呼ばれ，首には 20,000 ドルの賞金がかけられていたほどの射撃手だった。勲章のシルバー・スターを 2 度，ブロンズ・スターを 5 度獲得した凄腕のカイルは，地元の退役軍人エディ・レイ・ラウス（Eddie Ray Routh）に，射撃場であっけなく射殺された。 1974 年に誕生，7 歳ころに本物のライフルを手にし，カウボーイか軍人になることが夢だったカイルは，妻と二人の子供を残して，38 歳という早すぎた死を迎えた。

海軍によって，160 人は狙撃していると公表されているカイルを，戦場へと駆り立てたものはなんだったのか。負傷退役軍人は，英雄であり，だから社会にたいして大いなる価値をもつ人間として扱われるべきだとカイルはいう（Kyle 490–91）。アメリカのヒーローとしての意識を取り戻すために，そのためにカイルは，戦争のトラウマに悩むラウスを射撃場に連れて行ったとすれば，いったいラウスの発砲はわれわれに何を問いかけるのだろう。

テキサス州のタールトン州立大学では牧場や放牧管理の分野を専攻，妻と二人の子供のために退役，やがて退役軍人のための福祉活動，NBC のリアリティ TV 番組 “Stars Earn Stripes” に出演。俳優の Dean Cain とペアを組み，“Working as a Team” では，Grady Powell（Green Beret）や，ダンサー，モデル，プロレスラーとして人気の Eve Marie Torres らとともに戦闘シュミレーションなどに出演する。リアリティ TV に出演し活躍するカイルは，映画『トップガン』（1986）のトム・クルーズ扮するエリート戦闘機パイロットを連想させる。2011 年に，NHK は BS ドキュメンタリー『ターゲット ビンラディン～奇襲作戦の全貌』を放映したが，ビン・ラディンを倒すシール部隊の映像はさながらリアリティ TV である。NBC のリアリティ TV では，最後に，軍用ヘリで空へと向かうチームの映像の下に「職務遂行」（“mission completed”）の文字が見える。カイルはさまざまな映像断片が重なるなかで，まぎれもないアメリカン・ヒーローとして物語られる。

戦場で，イラクのナシリアで，はじめて，手榴弾を持つとみられるイラク女性を射殺したとき，カイルの行為を動機づけたものは何だったのか。ライフルの引金に指をかけたとき，カイルの脳裏にどのような思いや光景がかすめ過ぎたのだろうか。

カイルはテキサス生まれのテキサス育ちである。テキサス・レンジャー（Texas Rangers）は，アメリカ MLB，アメリカンリーグ西地区所属のプロ野球チームである。本拠地はテキサス州にある。しかしテキサス・レンジャーという名称は 1823 年に結成され，オースティンに本拠地を

もつ自衛組織を連想させる。レンジャーは政治腐敗，暴動鎮圧などテキサス州政府を守護する役割をはたすが，たとえば2001年の映画『テキサス・レンジャーズ』は，1870年代，インディアン，盗賊，開拓者が，それぞれの願いを叶えるために戦っていたテキサスの無法地帯を舞台に，この地を守るために誕生したレンジャーを描く。ウェスタンにおきまりの勧善懲悪で，まだ未熟な若者リンカーン・ロジャース・ダニソンと仲間たちは，悩みや挫折，仲間の死を乗り越え，極悪非道な悪党ジョン・キング・フィッシャーに敢然と立ち向かう。あるいはさらに1990年代初めに遡れば，どこか優しさがただようChuck Norris主演の，テレビ・シリーズ“Walker, Texas Ranger”がある。

1974年にカイルはテキサスで生まれ，育った。州境をメキシコにもち米墨戦争（1846–48）では渦中の地域として知られるテキサス州の治安と平和を守るために戦う男の物語を身に刻みこんで育ったにちがいない。断片化されさまざまに交錯するテキサスの男の物語をモザイクのようにして，カウボーイか軍人になりたいという，カイルの物語を作り始めたにちがいない。ライフルの引き金にかけた指を引こうとしたとき，カイルの脳裏に，テキサスの男にかさなる自分の姿を見たかも知れない。

カイルは自伝*American Sniper: The Autobiography of the Most Lethal Sniper in U.S. Military History*（『ネイビー・シールズ最強の狙撃手』）において，強い正義感をもっていること，その正義感は父親譲りだとを記している。言葉では言い尽くせないほど，父親の「正義感とフェア・プレイ精神」に影響されたとも言う（Kyle 13）。

家族を守り伝統的な価値観に敬意を払う，強い正義感をもち神を畏れるカイルは，7歳か8歳頃に本物のライフルを持つことになるが，銃口がはじめて人に向けられたのは，海兵隊を，アメリカ人を守るためであり，決して悪を赦さないという正義のためであった。神を畏れ，国や家族をまもる愛国の徒カイルの指は，イラク女性に向かって引かれた。

シールの狙撃手として訓練はまだ充分ではなかったが，ある朝，部隊長がカイルにライフルを持たせた。それは自分を試すためだったのかどうか，とカイルは回想する。ライフルをもつ感触は少年の記憶と交錯したのだろうか，ともあれその朝，シール部隊は，町はずれで海兵隊の通過を待っていた。砂埃や紙切れが風で煽られていたが，まるで下水道から立ち起こるような，馴れることのない「イラクの悪臭」が辺りにただよっていた（3）。「海兵隊が来るぞ」と部隊長が言い，建物が振動しはじめた。望遠鏡ごしに，女性とその傍らに子供が一人あるいは二人見えた。10人ほどの若い海兵隊員が軍用車から降りパトロールを始めた。女性は衣服のしたからなにかを引っ張りだそうとしていた。手榴弾をセットしようとしていた。中国製の手榴弾だ，撃て，と部隊長が命令した。海兵隊が近づいて来た。それでも逡巡していたクリスに向かって部隊長は命じた。それがイラクでの最初の狙撃だった（3–4）。

カイルの狙撃は，歪んだ心根をもつイラクの女よりも価値あるアメリカ人を救った。「私はその女がもつ悪を，心底，深く憎んだ」とカイルはいう。「野蛮で，卑劣な悪。これこそまさしくわれわれがイラクで戦っていたものだった」（4）という。

敵は野蛮人であり悪魔だから倒すことが正義，だという価値観は，中世の宗教戦争の時代から受け継がれてきたイデオロギーであり，東部インディアンとの戦闘を正当化し，西部を領土化するための闘いを正当化した正義である。テキサス共和国を守るために戦ったジョン・ウェイン監督主演の『アラモ』（1960）に浸透するこのイデオロギーは，テキサスの大学の友人たち，カイルの家族，やがてシール・チームの仲間たち海兵隊員たちによって共有されているアメリカの大いなる正義の物語である。

「『誤射』という文化」において，イギリスのブルネル大学で社会学や文化を教授するクリス・ロジェックは，2004 年 4 月アフガニスタン渓谷において 27 歳の若さで亡くなった米軍特殊部隊の一員，パトリック・D・ティルマンの死について問いかける。クリス・カイルとおなじようにアメリカの英雄として，メディアで賞賛されるティルマンの入隊動機は，祖父が真珠湾に従軍したこと，9.11 に自国が襲撃されたことをあげるが，しかし真実はさらに複雑だという（Rojek 9）。公式調査の結果，ティルマンは味方の誤射によって殺害されたからである。

ロジェックが問題にする 7 つとは，1．どのような男らしさの文化がパトリックをつくりあげ，2．どのようにして国益という文化への緊密な同一化が行われ，3．どのようにして従軍中に感じた戦争への疑いを処理し，4．どのように味方と敵は文化的にコード化され，認識され，5．どのようにして状況認識は崩壊し，6．どうして軍当局は彼の死を隠蔽し，7．彼の死を問題にするために反戦運動は何をしたか，である。ここで問題化されているものとは，ティルマンやカイルを駆り立てた，国や家族を守るために悪を成敗する男の使命と正義であり，スーパーヒーローというレトリックや物語としていくどもいくどもくりかえし現れ，表象されるアメリカニズムである。アメリカン・ウェイ・オブ・ライフであり，あるときは新聞に，雑誌に，詩や小説に，MTV やラジオやテレビや映画に，アニメやグラフィク・ノベルや，インターネットやゲームに，そして学校はもとよりバーのカウンターでスポーツ観戦する観客や実況する声に反復伝播されつづける，アメリカ物語である。

3．メディアとヒーロー

フェルマンやカイルが戦場へと向かうのは，そしてそこでコード化されている，と想像される敵と味方は，繰り返し行われた訓練，軍事シュミレーション，スピーチ，映画などの経験として記憶し，時空にあって交錯しながら立ち起こる記憶を生きる身体だからである。カーキ色の軍服は，これらの記憶の交錯として，これらの記憶の経験として身体の皮膚をつくり，メッセージを放つ。身体は，このようにしてつぎからつぎへとメディア化することを止められないメディア・テキストである。身体は，生身の肉片だから，撃たれれば動きを休止する。しかし現実の戦場という，もう一つの軍事訓練の場において，記憶を経験する身体は，ライフルの射程内にある標的を狙って引金をひく。

たとえば NBC の“Stars Earn Stripes”でカイルが共演する，イヴ・トーレスはグラマラスで

セクシーである。トーレスとの共演は，ショーとしての軍事訓練だが，悪とたたかい幸せになるウェスタンの古典『駅馬車』（1939）のヒーローとヒロインに交差する。カイルの身を包む，カーキー色の服飾が，これらさまざまな物語の交錯を表しつづける。カイルの身体は，軍事訓練ショーにあって，国や家族を愛し守るヒーローとしてネットワーク化され，時と場所，歴史と国境を超えて，幸福の場へと移動しつづける意味として機能する。このカイルの身体に同一化と差異化をくりかえすわれわれがネットワークを構成し，もう一人のカイル，さらにもう一人のカイルとして登場することを想像し記憶する。

メディアへの登場は，あるいはメディアとしての登場は，戦う士気をたかめる。そこには同胞のために共に戦う身体があり，共感を求める音楽がある。オリンピック・メダリストの国歌が，観戦者と選手の気持ちを一体化させ，この光景にテレビのまえの観衆は同一化する。人びとは国際的な規模で，戦士への喝采を惜しまない。喝采が，さまざまに交錯しあうメディアのなかにヒーローを仕立てあげる。

カウボーイか軍人になりたかったというカイルは，コマーシャル，西部劇など米墨戦争（Mexican-American War［1846-48］）にあって渦中地域となるテキサス州の出身であることはすでに記述した。テキサスのレンジャーはもとより，ハワード・ホークス監督，ジョン・ウェイン主演の『赤い河』（1948）の舞台でもあるテキサスの出身である。

ウェインはいわば国民的俳優として知られるが，ウェスタンのヒーローを演じ続けたことが，その理由の一つであると言えるのではないか。ウェスタンは，Michael Coyne が *The Crowded Prairie: Americn National Identity in The Hollywood Western* においてナショナル・アイデンティティであり，別の言い方をすれば，アメリカの国民国家的イデオロギーのレトリックだからだ。

『赤い河』は，広島長崎に原爆を投下し，圧倒的な力を見せたアメリカの勝利から 3 年後の 1948 年の公開である。舞台はそれから 100 年ほど遡る，1851 年のアメリカ西部である。折しも，米墨戦争後の 1848 年 2 月 2 日に調印にされたグアダルーペ・イダルゴ条約から，3 年後の時代設定であり，戦争で勝利したアメリカはテキサス州，コロラド州，アリゾナ州，ニューメキシコ州，ワイオミング州の一部，およびカリフォルニア州，ネバダ州，ユタ州の全域をメキシコから譲渡されることになる。

ジョン・ウェイン演じる開拓者トーマス・ダンソンは，自分の牧場を設けるのにうってつけの土地を見つけ，幌馬車隊の隊長に別れを告げ，グルート・ナディンと自分の家畜である 2 頭の牛を連れて隊を離れ，インディアンの集団に夜襲されながらも撃退し，テキサス州のレッドリバーに向かう。

ダンソンは移動しつづける。テキサス州へ，さらにミシシッピ，ミズーリへと向かう。カウボーイのダンソンが映画世界のなかの主人公／ヒーローであり，観衆にとって国民的英雄に見えるのは，ダンソンはストーリーを展開しハッピーエンディングに向かって移動しつづけるからである。ヨーロッパ精神をもつ移民から成るアメリカが継承し日常化してきた領土拡大という植民地主義のレトリックだからである。

植民地主義は，バルトロメ・デ・ラス・カサスが報告する残虐行為の事だけをいうのではない。植民地主義とは，インディアンの土地を，暴力的かつ合法的に私有財産にかえ，この土地から収益をあげるためにアフリカ人を過剰搾取しつづけることによって膨張しつづけてきた歴史的出来事を，神のもとにおける正義として正当化する国民国家アメリカの力のことである。この力を映画や音楽という娯楽として貪欲にしかし美的に消費させる文化の力が主体アメリカである。

テキサスで生まれ育ったカイルは，映画や歌などのメディアを経験し，テキサスそしてイラクを舞台に活躍し，映画のプロットを進展させるカウボーイのダンソンにもかさなる。そのようなメディア／記憶の断片をコラージュするようにして，カイルはアメリカ物語の主人公／ヒーローとしてメディアネットワークに現れる。

テレビ，カントリー・ミュージック，オリンピック会場に鳴り響く国歌，ドキュメンタリー映画などに見えるかつての空の英雄チャールズ・リンドバーグ，スポーツ界ではモハメド・アリやベーブルース，あるいはタバコやビールの広告に見えるカウボーイの姿が多元的に交錯しながら，アメリカン・ヒーローをつくりつづける。

４．アメリカ植民地主義と〈帝国〉

ネグリとハートによると，ラス・カサスは，植民者たちによるアメリカス先住民の集団虐殺や奴隷化を目撃し記録したが，それから 200 年も時を経た 18 世紀末では，アメリカスの支配は，征服，虐殺，略奪から，大規模な奴隷制生産と独占的貿易という，より安定した植民地支配の構造へとそのかたちを変えていった（*Empire* 116–17）。

このような歴史の変遷においてヨーロッパの植民地主義を継承したアメリカの障害は，植民地主義列強から受け継いだ実践としての黒人奴隷制であった。奴隷制は，アメリカの歴史の始まりにあって，自由な人民を形成するうえで克服不可能な障害だった。国制ともいえる偉大なるアメリカの反植民地主義的憲法は，典型的な植民地主義的制度を，まさにその中心部において統合しなければならなかった，とネグリとハートは言う（170）。

さらにモンロー・ドクトリンは，ヨーロッパの植民地政策に対する防衛として提示されつつ，アメリカスに属するすべての国民をヨーロッパの侵略から守る保護者の役柄をひきうけるという大義のもとで行われたアメリカスへの夥しい軍事的介入は，「反帝国主義」の衣装をまとった帝国主義の伝統そのものでもあった（178）。

反植民地主義を理念にかかげながら分離すれど平等という理念化された植民地主義をはらむアメリカは，冷戦期における保護者と支配者という両義性をますます増大させる。世界中の国々を共産主義，つまりソビエト帝国主義から保護するための闘争は，これらの国々を支配し搾取することと区別がつかなくなり，その頂点をヴェトナムへの関与と戦争に見ることができる。だからヴェトナム戦争は帝国主義的傾向の最後の契機であり，それ以後，合衆国は文字通り〈帝国〉的な支配を求めて進むことになる。

ネグリとハートは，体制の転換期を1968年1月のテト革命におくが，よく知られる公民権運動，共和主義的原理と元来の立憲的精神への回帰，反戦運動，第二波フェミニズム運動，ニューレフトなどさまざまな構成的要素の出現が，アメリカを〈帝国〉へと契機づける。

ネグリとハートは，冷戦がもたらした重要な効果について，それは古い列強の衰退を加速させ，〈帝国〉の秩序構成におけるアメリカの主導権を増大させつつ，「帝国主義的世界内部のヘゲモニーの線を再編成」したことだという。もしもこの新しいタイプのヘゲモニー的主導権，つまり「ネットワーク的権力のグローバルなプロジェクト」としての〈帝国〉が準備されていなければ，アメリカは冷戦の勝者になることはできなかっただろうという（*Empire* 179–80）。

5．脱帝国のベクトルとマルチチュード

ネグリとハートは西洋マルクス主義批判理論の伝統にたつ思想家だが，マイケル・ハートは現在デューク大学で比較文学を教授する。ラディカルな政治活動家として投獄と釈放を経験し，フランスに亡命中のアントニオ・ネグリに師事したハートは1960年のアメリカ生まれであり，ネグリは1933年のイタリア生まれである。年齢や出身地の差を越えて展開される二人の議論は，マルチチュードを思わせるほど，差異であることによって連帯している。

『〈帝国〉』「序」の冒頭の文章は，グローバリゼーション，ポストフォーディズムという世界における〈帝国〉出現を記す，いわばこのテキストの核心である。

〈帝国〉は，いま姿を現しつつある。植民地体制とともあった帝国ではない。〈帝国〉は，経済文化的交換，市場と生産回路のグローバル化にともなう新しい生産様式 ── 情報，コミュニケーション，メディア，サービス ── へと変化するなかで起こる生産の流動性と分散化のなか，グローバルな秩序と支配構造として出現しつつある新たな主権である。〈帝国〉は，柔軟でたえず変化するネットワークをとおしてその指令を身体のすみずみにまで行き渡らせる。帝国主義とは対照的に，〈帝国〉は権力の中心を領土に打ち立てることもなければ，固定した境界や障壁にも依拠しない。〈帝国〉とは，脱中心的で脱領土的な支配装置（“a *decentered* and *deterritorializing* apparatus of rule”［xii］）であり，これは，そのたえず拡大しつづける開かれた境界の内部に，グローバルな領域全体を組み込んでいく。

領土を〈帝国〉はもたない。境界に依存することはない。〈帝国〉は脱中心で脱領土である。境界はたえず拡大し開かれていて，そのネットワークとしての指令にハイブリッドなアイデンティティと柔軟な階級的秩序，そして複数の交換を管理する。〈帝国〉は国民国家をこえたネットワークという主権である。この〈帝国〉を構成するものはもはや国民や民族ではなく，マルチチュードである。

マルチチュードとは，〈帝国〉を支える創造的力であり，新たな民主主義の諸形態と新たな構成的権力を創出する。マルチチュードは，物理的な一身体ではない。それは時空を越えて存在するネットワークでもある。

『〈帝国〉』の出版は2000年である。2003年に日本語訳書が出版されるが，これに先立つ2002年10月11日，ノース・キャロライナ州の大学町デューラムにあるデューク大学のオフィスにて対談が行われた。経済学専門の長原豊による〈帝国〉とは何かの質問についてハートは，いかなる国民国家をも中心としない世界秩序の確立，さまざまな権力のネットワークを内に含む支配の新たな形態だと言う。〈帝国〉は，主要な国民国家だけではなく，企業，文化的エリートを組み込んだ権力のネットワーク，たとえばWTOやIMFなどの国民国家を越えた経済組織，G7，多様なNGO，トランス・ナショナルな企業が一体となって機能する中心無きネットワークである。

この〈帝国〉を構成する創造的な力としてのマルチチュードは，1．起源的な意味において権威への拒絶と自由への欲望であり，権力と支配に反逆する意思である。さらに2．人民と異なり，多種多様であり主権的支配不能なもの。3．群衆，暴徒，下層階級は消極的だが，独自性が一つの集合性をもって行為する状態であり，差異を保ちながら同一行動を展開する。マルチチュードの概念は，4．多なるものがみずからの主権を行使しうるため，真の民主主義を実現する。5．ゲイ・レズビアンのグループ，宗教団体など，単独性／差異性をたもちつつ，共通性と多様性という相補的な方向をとる（長原85-87）。

マルチチュードは，しかし，まったく断片化されて社会を構成するのではない。〈帝国〉のうちにありながら，潜在的に対抗的な権力になりうるコモンを生産する。コモンは，『マルチチュード』（2004）においても論述されているように，フォーディズム，ポストフォーディズムという労働から生産される，さまざまな領域にかかわり共有される「生-政治的（bio-political）」な生産物であり，民主主義の基盤となるものである。というのもコミュニケーション，連帯，共働はこのコモンを基礎としているだけではなく，これらは，螺旋状に拡大しながらコモンを再生産する。たとえば共有する言語，象徴，知識，関係などをもとにわれわれは交流するが，この交流がまたしても新たな共有を生産する（*Multitude* 187）。

マルチチュードは，植民地主義や帝国の概念の内にあるヒーローではない。モダンなアメリカの世紀を越えてある主体／他者，個別／共同，中心／周辺であり，それぞの関係においてコモンを生産する自存する主体たちのネットワークである。

古典的英雄の時代は終焉を迎えたのかも知れない。単一の身体が，マスを代表し統括するのではなく，自存する主体たちのネットワークが，ヒーローになりかわりつつあるからだ。このネットワークが，国や家族を守り，われわれをハッピーエンディングへと導く潜在力になりつつあるからだ。

たしかにマルチチュードはソーシャルメディアとの関わりとして顕在化しているのが見える。にもかかわらずいまも，戦場にあって人は銃撃され，血を流し，嗚咽の声は消えることがない。

かつてのシール部隊の射撃手，神を畏れるクリス・カイルが，正義のために野蛮人と悪を成敗すると記すとき，この記述はピューリタン一行を率いた，ウィリアム・ブラッドフォードの先住民についての1620年の「野蛮人」，あるいは生粋のピューリタンで秀才のコトン・マザーが“The Wonders of the Invisible World”（1663）のなかでいう「ニューイングランド人は神の民と

してかつての悪魔の領地に入植した」（“the devil’s territories”［109］）を継承するものである。カイルの正義は，政治と宗教が渾然一体となった，十字軍や宗教戦争にみられた聖戦や正義の概念である。

しかしこれはシール部隊に所属していたカイルにだけ取り憑いていた信条ではないだろう。カイルはヒーローとしてNBC制作のリアリティTVにも登場する。テレビ番組を人はただ楽しんでいるのではない。リアリティTVにリアルを共感しているのである。

カイルの自伝は，オーストラリア，カナダ，ニュージーランド，イギリス，アメリカのハーパー・コリンズからそれぞれ出版されていること，また日本においても『ネイビー・シールズ最強の狙撃手』として2012年に翻訳出版されている。

紛争や内戦がグローバルに多発するなか，国際関係と国内政治の境界は揺るぎ，軍事活動と警察活動が渾然一体とするなか，敵はますます抽象化する。テロリストというまるで概念のような，時空を越えた敵を相手に戦うばあい，この戦いを正当化するものは，もはや正義しかないのではないか，とネグリとハートは『マルチチュード』のなかで記す。近代ヨーロッパの政治思想家たちは，戦争を道徳や宗教的概念と切離すために，十字軍や宗教戦争のさいに用いられた正義を脇に押しやった。しかしこの正義が，ふたたび蘇ってきた，とネグリとハートはいう（*Multitude* 15–16）。

この現状が，まさしく民主主義の危機だとすれば，というのも戦時にあって民主の意思はいつも軍事専制的な原則に服従するからだが，はたしてマルチチュードは，戦場にむかわずして民主主義を獲得することができるのだろうか。

人種やジェンダーにまつわる差異がない世界を望むのではない。人種やジェンダーが問題にならない世界，つまり人種やジェンダーによって権力の階層秩序が決定されることのない世界，差異が差異として自由に自らを表現できるような世界を望むとき，それはマルチチュードを求める欲望と重なると，ネグリとハートは言うが，このようにして求められるマルチチュードとは，たんなる幻想的な政治哲学的概念にしか過ぎないのだろうか。

それとも創造的マルチチュードは，戦場へ向かう正義の物語を脱構築することができるのだろうか。大地を血で染めることを止めることができるのだろうか。

結　ヒーローのブロンズ像と揺らぐアメリカの世紀

2013年2月2日のカイルの死をめぐって，さまざまな反響が起こるが，はたしてカイルは英雄なのか，それともただの射撃手なのか。

フロリダ州に本拠地をもつAmerican Patriots in Artの事務局長スウィーニー（Sweeney）は，グレン・ローズ（Glen Rose）の射撃場で起こったカイルの死を聞き，ブロンズ像にするための手はずを整えた。スウィーニーは，戦死したアメリカのヒーローを讃え，愛国の心をとりもどしたいと，フォックス・ニュースに出演して語った（“Bronze Statue to Honor American Hero Chris

Kyle”).

アラスカの元知事であるサラ・パリンもまた，カイルの葬儀に参列し，その勇気ある行動はいかに多くの人命を救ったかについて弔慰を表するが，しかしオバマ大統領とホワイトハウスは，この偉大なる戦争ヒーローを公的に讃えることはしなかった。

ホワイトハウスに常駐しながらインターネットをとおして活躍するジャーナリストのキース・コフラーは，軍事力行使には積極的になれなかったオバマにとって，敵とはいえ射程のなかで直接射殺した男を讃えることに気持ちが落ち着かなかったのではないかという（Koffler）。

アフガニスタンやイラクから帰還した兵士の 3 人に一人は，The Department of Veterans Appairs（VA）によると，トラウマに苦しんでいるという。カイルを射殺したラウスもその一人だった。海兵隊員として戦ったラウスは，帰国して職もなく，VA 退役軍人病院への入退院を繰り返した。飲酒運転で 15 日間拘留生活を送ったこともある。このラウスの母親が，カイルに助けを求めた（*Time,* 18 Feb. 2013）。

同情ではなく，戦場のヒーローとして，社会にとって価値ある存在として接するべきだと考えたカイルは，ラウスを射撃場へと誘い，兵士の誇りを蘇らせようとしたが，故郷テキサスにあって，ラウスは引金をカイルに向けて引いた。

カイルのブロンズ像は，ヒーローの物語を伝える。それはしかし現実的には他者に向けられた暴力の歴史であり，ヨーロッパから受け継ぎ遂行してきた帝国のイデオロギーや植民地主義が築きあげてきたアメリカの主体あるいはアイデンティティの物語である。もはやブロンズ像は，生身のヒーローではなく転移でしかないという現実において，アメリカの世紀は揺らぐ。

主体アメリカのモダンからポストモダンは，きり拓かれつづけた〈帝国〉への道のりでもあった。帝国のヒーローではなく，〈帝国〉のマルチチュードはどのような形態においてアメリカと世界の世紀をつくることができるのだろう。アメリカの世紀への回帰ではなく，あらたな世紀へと向かうために。

注

本論は，資料と内容の一部において，拙論「脱戦場物語とメディア文化」（『研究論叢』2014）に重なるところがある。

引用文献

"Bronze Statue to Honor American Hero Chris Kyle." Fox News. com. Web. March 2, 2013.

Calinescu, Matei. *Five Faces of Modernity*. Durham, NC: Duke UP, 1987.

Hardt, Michael and Antonio Negri. *Empire.* MA: Harvard UP, 2001. アントニオ・ネグリ，マイケル・ハート『〈帝国〉』水嶋一憲他訳。東京：以文社，2003。

————. *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire.* New York: Penguin Press, 2004. アントニオ・ネグリ，マイケル・ハート『マルチチュード ──〈帝国〉時代の戦争と民主主義』磯島幸子訳。東京：日本放送出版会，2005。

Koffler, Keith. "Obama Fails to Honor Sniper Chris Kyle." White House Dossier. March 1, 2013. Web. 28 March 2013.

Kyle, Chris. *American Sniper: The Autobiography of the Most Lethal Sniper in U.S. Military History.* New York: Harper, 2012. クリス・カイル『ネイビー・シールズ最強の狙撃手』大槻敦子訳。東京：原書房，2012。

Hattendorf, Linda dir. *The Cats of Mirikitani.* Corporation for Public Broadcasting, 2006. NHK，BS シネマ，2011 年 10 月 18 日放映。

長原豊，マイケル・ハート「帝国を超えて ── 偏在する反乱」サブ・コーソ訳。『現代思想』。東京：青土社，2003 年 2 月号。

Luce, Henry R. "The American Century." Diplomatic History, Vol. 23, No. 2（Spring 1999）. Web. 23 Sep. 2017.

Marshall, Tim. *Prisoners of Geography: Ten Maps that Explain Everything about the World*. New York: Scribner, 2015.

Mather, Cotton. "The Wonders of the Invisible World." *American Literature Survey*. Ed. Milton R. Stern and Seymour L. Gross. Penguin Books, 1977.

Nakano, Desmond dir. *American Pastime*. Rosy Bushes Productions, 2007. DVD，ワーナー・ホーム・ビデオ，2007。

Nye, Joseph S. Jr. *Is the American Century Over?* Cambridge, UK: Polity, 2015. eBook.

Rojek, Chris. *Cultural Studies.* Cambridge, UK: Polity, 2007.

ネイティブ／ノンネイティブ教員に求められる資質・能力
── 中国語学科と英米語学科の学生が求められる資質・能力 ──

中　川　良　雄
岡　本　俊　裕
倉　田　　誠

〈Summary〉

We have recently observed an array of communication-focused methods, in which the researchers have been devising ways to improve the learners' communicative competence by making active use of native-speaker teachers. We have concurrently observed changes of qualities and abilities required for teachers.

The authors of this paper have examined "qualities and abilities required for teachers of Japanese" and "excellent foreign language classes" from various perspectives.

Here are a few questions that we have come up with along the way.

Are a series of findings that we have so far observed specific to Japanese language education? Would it be possible to discuss these findings under the common concept of "language education," in lieu of dealing with various issues in different shells such as Japanese language education, English language education, Chinese language education, French language education, and so forth? Or would it be possible to exchange with each other expertise stored in each of the different fields, so that we could utilize the common pedagogical assets for the sake of the betterment of foreign language education in general? Would it be even possible to hammer out qualities and abilities needed for foreign language teachers on the basis of the individuality of each language and the commonality (universality) of foreign language education?

The main purpose of this research is to work out ways to inquire about qualities and abilities that native speaker teachers (NST) / non-native speaker teachers (NNST) are to be equipped with for the sake of developing excellent foreign language classes as well as to search for good ways for NSTs and NNSTs to collaborate and cooperate with each other.

The authors believe that it is possible to conceptualize "excellent foreign language classes" by delving into the linguistic individuality and the pedagogical commonality (universality) via our survey results as to what the teachers' roles are and what qualities and abilities the learners expect of NSTs and NNSTs. If we can find out what the teachers are expected of, then the findings will not only help to facilitate teacher-training but also to improve the necessary qualities and abilities for good teachers.

はじめに

昨今の言語教育では，従来の文法訳読法やオーディオ・リンガル教授法からコミュニケーション重視の教授法，教師主導型から学習者主体型の教育メソッドへと移行しつつある。またネイティブ教員を積極的に活用し，学習者のコミュニケーション能力を向上させるための工夫もなされつつある。それと同時に，教員に求められる資質や能力も変化してきている。

筆者はこれまでに，科学研究費補助金研究等を通じて，「求められる日本語教員の資質・能力」や「優れた外国語授業」について考察してきた。

ここで次のようなことが疑問として浮かび上がる。

一連の調査研究から得られた知見は，はたして日本語教育に特化したものか。日本語教育，英語教育，中国語教育やフランス語教育といった，それぞれの領域の殻に閉じこもるのではなく，「外国語教育」という共通した概念のもとで議論することはできないか。またそれぞれの領域で蓄積されている知見を交換し，共通財産として「外国語教育」の進展に活かしていくことはできないか。外国語教員として求められる資質や能力は，それぞれの言語の個別性と外国語教育という共通性（一般性）の上で議論することができるのではないか。

この考えに則り，様々な国や地域，言語のもとに調査を展開し，外国語教員（ネイティブ／ノンネイティブ）に求められる資質や能力について考察し，外国語教育に共通する概念が抽出できれば，外国語教育の発展に寄与するばかりか，外国語教員の養成にもつながる。

本稿ではその一環として，京都外国語大学英米語学科と中国語学科の学生がネイティブ／ノンネイティブ教員に求める資質・能力について考察する。

１．優れた外国語授業

1.1　Wragg（1970）による「優れた外国語授業」

Wragg. K（1970）‘Interaction Analysis in the Foreign Language Classroom’, *The Modern Language Journal* 54.）は，「優れた外国語授業」として，およそ次のようなものを挙げている。

・教師も学習者も外国語使用が圧倒的に多い。
・初級段階でも母語使用は非常に少ない。
・教師の話す量が少ない。
・学習者の参加を促し，誉めたり励ましたりすることが多い。
・教室内の雰囲気が暖かく，受容的である。
・教室内に笑いが多い。
・学習者は授業参加への意欲を示し，自発的発言が多い。
・教師が微笑したり，冗談を言ったりすることが多い。
・誤りの訂正をやさしく行う。

しかしこの Wragg（1970）の授業モデルは，どの程度まで外国語授業を一般化したものとなるのか。学習者のニーズや教育観を形成する教室文化に呼応したものとなるのか。

1.2　中川（2010，2011a 等）による「いい授業」に関する調査

そうした疑問を解くため，中川（2010，2011a 等）は，一連の研究で，中国・台湾・香港・韓国・タイ・オーストラリア等，日本語教員及び学習者を対象に，「いい授業」に関するアンケート調査を実施した。

その結果，それぞれの国や地域で，「いい授業」に関する認識（例；学習者を誉めたり励ましたりすることが多い／学習者を叱ったり注意したりすることが多い，教師は目標言語を用いて説明することが多い／教師は学習者の母語を用いて説明することが多い）が異なっていることが明らかになった。この背景には，教員や学習者がこれまでに培ってきた価値観や人生観が教室文化を形成し，学習ビリーフとなって，言語教育・学習観を形成していることが考えられる。

本研究は，「優れた外国語授業」創出のためのネイティブ／ノンネイティブ教員に求められる資質・能力を問い，両者の連携・協働のあり方を模索することを主目的とするが，学習者の国籍，目標言語，価値観・人生観，背景文化やニーズを抜きにした議論は考えがたい。

そのため本研究では，教員の役割分担やネイティブ／ノンネイティブ教員，そして学習者が期待するもの，教員自身の資質や能力について問うアンケートを基礎資料とする。

学習者の国籍や目標言語，背景文化等によりアンケート結果が異なるであろうことが予想される。そこに研究意義が見出されるが，個別性と共通性（一般性）を探ることにより，「優れた外国語授業」の概念化が図れるものと考える。「期待される教員像」が明らかになれば，教員養成も容易になり，教員の資質・能力の改善・向上にも役立つ。

２．当該分野での先行研究

この方面での研究は，田中里奈（2013）「日本語教育における『ネイティブ』／『ノンネイティブ』概念 ── 言語学研究および言語教育における関連文献のレビューから ──」，平畑奈美（2008）「アジアにおける母語話者日本語教師の新たな役割 ── 母語話者性と日本人性の視点から ──」，大藪加奈（2007）「英語で教える英語の授業」：非母語話者教員をとりまく状況分析と理論的枠組み」など，少なからず存在するが，いずれも日本語教育や英語教育，また，中国やベトナムといった個々の集団内の議論にすぎず，外国語教育を一般化・概念化した研究は管見の限りない。外国語教育を一括りとした，外国語教員に関する議論やその養成に関する議論もなされていない。

そこで当研究を次のように位置づけることができる。

・それぞれの言語教育において，ネイティブ／ノンネイティブの連携・協働による「授業実践

報告」や教員の「役割分担」に関する調査研究は，大学紀要や大学紹介冊子，各々の教員の所属学会・研究会等で個別に報告がなされ，外国語教育の参考に供されているが，それらを集大成した，日本語や英語といった枠を超えた超言語的観点からの調査研究はこれまでに存在しない。

・外国語教員の養成は，当該言語能力の向上に主眼が置かれ，人間性を含む教員の資質や能力全般に関する研究には目が向けられていない。

・教育方法論の改善，新たな教育方法の構築につながる。

・外国語大学の使命とする外国語教育の進展に多大に寄与し，外国語教育メソッドの改善と新たな可能性を切り拓く。時代に呼応した外国語教育を探求する。

3．ネイティブ／ノンネイティブ教員の利点

当該分野に関する研究は，日本語教育に関するものが比較的盛んである。本研究の目的は，個別性と共通性（一般性）の接点を探ることにあるので，日本語教育研究を例に，ネイティブ／ノンネイティブ教師の利点について少しく考えてみたい。

国際交流基金が実施する日本語教師長期研修の方針の報告書の中で，阿部・横山（1991）は，ノンネイティブ教師の利点として次のように述べている。

① 学習者と母語が同じ

a　母語による説明ができる

— 教師による指示や説明がすぐに理解できる

— いつでも質問できるという安心感を与える

b　母語と日本語とを比較対照して分析することができる

② 学習者と文化背景が同じ

a　学習者のものの考え方がわかる

b　興味・関心の対象がわかる

c　学習方法（学習スタイル）がわかる

d　学習者の相談役に適している

③ 学習者としての経験がある

a　学習上の困難点がわかり，克服の方法を伝授できる

b　学習時の心理的な側面について理解している

c　学習者の目標となる⇒学習者への動機付け

石井（1991）も，ノンネイティブ教員の利点について同様の認識を示しつつ，教師が学習者と文化背景が同じであるということは，日本語をまなぶということがその社会でどのような意味をもつかということを含めて学習者個人の学習動機や目的を理解するこ

とができるという利点になり得る。

と加えている。

一方で，ネイティブ教員にはどんな役割が期待されているのか。

平畑（2008）は，「母語話者と共存し，母語話者にパートナーシップを期待するものへと変化しつつある」と指摘し，その上で，日本人教師の新たな役割とは，「母語話者性」と「日本人性」のもたらす葛藤を越え，しかし，その価値は失うことなく，国際社会の一員として，日本と現地とを結び付けていくことであるとしている。

また平畑（2007）では，海外での教授経験のある日本語教師への質問紙調査から，因子分析の結果，望まれる資質を構成する尺度として，「意欲」「人間性」「教育能力」「コーディネート能力」「国際感覚」「日本人性」という 6 因子が抽出されたとしている。

では学習者の視点からは，どのような教員が望まれるのだろうか。

縫部他（2006）は，7 つの国と地域（ニュージーランド，タイ，韓国，中国，ベトナム，台湾，アメリカ）の学習者を対象に，質問紙による「『優れた』日本語教師の行動特性」について調査し，因子分析を行った結果，すべての国に共通して，「日本語教師の専門性」「教師の人間性」「授業の実践能力」「コース運営」「指導経験と資格」という 5 因子が「『優れた』日本語教師」の枠組みを構成していることが明らかになった。

本章で述べてきたことは，日本語教育・日本語教員に特化した先行研究の紹介ではあったが，ネイティブ／ノンネイティブ教師に求めあれる資質や能力は，言語を問わず共通した概念として認識することができるであろう。超言語的な一般性に言語それぞれの個別性が加わるものと考えてよい。

４．アンケート調査

4.1　アンケート項目の策定

日本人（ノンネイティブ）教員及びネイティブ教員に求められる資質や能力について，それぞれ 37 項目（前者には 3 項目追加して 40 項目）を 4 件尺度法（4：強く求める，3：求める，2：あまり求めない，1：全く求めない）で問うた。

それぞれの項目の平均値を出していく。

4.2　調査協力者

（1）中国語学科の学生（222 名、2016 年度の在籍者）

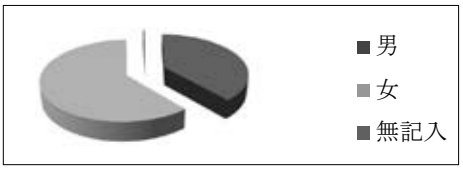

図 1　中国語学科　男／女の別

図 2　中国語学科　学年の別

（2）英米語学科の学生（177 名、2016 年度の在籍者）

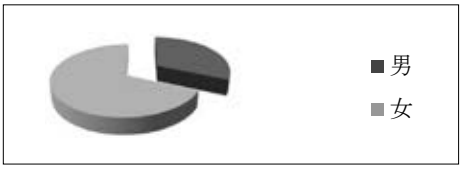

図 3　英米語学科の学生　男／女の別

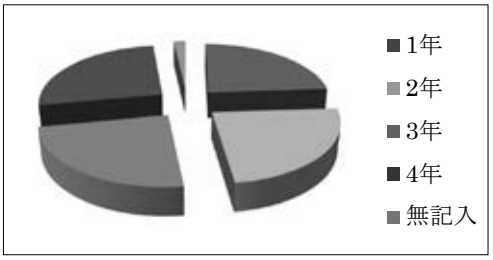

図 4　英米語学科の学生　学年の別

5．調査結果

アンケート調査の結果から，中国語学科，英米語学科それぞれのポイント上位項目を挙げてみる（巻末付表参照）。

5.1　中国語学科学生が求めるもの

	ノンネイティブ教員に求めるもの	ネイティブ教員に求めるもの
1	正しい発音やアクセントで流暢に話せる	中国の歴史や文化・習慣などについて深い知識
2	学習者の発音上の間違いを適切に直せる	中国人の考え方や思考方法を理解している
3	教室外や課外でも学習者と交わることが多い	授業を楽しくする
4	すべての学習者に公平である	正しい発音やアクセントで流暢に話せる
5	学習者の文法上の間違いを適切に訂正する	中国文化を授業の中で体験させてくれる
6	授業を楽しくする	すべての学習者に公平である
7	教室外でも話しやすく親しみやすさを感じる	学習者の発音上の間違いを適切に直せる
8	学習者だった時の経験を活かして教える	中国語だけで授業をする
9	教室内において学習者に規律を守らせる	学習者の文法上の間違いを適切に訂正する
10	習得が困難なことと容易なことをよく知っている	話すこと・聞くことを中心に教える

中国語学科の学生がノンネイティブ教員に求める資質・能力として，教員が「正しい発音やアクセントで流暢に話せる」ことや「学習者の発音上の間違いを適切に訂正る」が上位に挙がってくる。すなわち中国語の発音は，習得が困難で，適正な指導の必要なことが分かる。

また教室内外で，「話しやすく親しみやすい」ことを求めている。

学習者だった時の経験智を活かして，学習者の「文法上の間違い」や「習得が困難なことと容易なこと」を熟知しているのも，ノンネイティブ教員の利点となろう。

一方でネイティブ教員には，「中国の歴史や文化・習慣などに関する知識を有している」ことはもとより，「話すこと・聞くこと」を中心に，「コミュニケーション重視の授業」を求めている。

5.2　英米語学科学生が求めるもの

	ノンネイティブ教員に求めるもの	ネイティブ教員に求めるもの
1	外国語としての英語教授法に精通している	絵教材や視聴覚教材等，様々な教材を多く用いる
2	絵教材や視聴覚教材等，様々な教材を多く用いる	学習者からの質問に即座に答えられる
3	学習者に英語で話すことを促す	外国語としての英語教授法に精通している
4	教科書に沿って文法を重点的に教える	学習者に英語で話すことを促す
5	コミュニケーション重視の練習をたくさん取り入れる	学習者の発音上の間違いを適切に直せる
6	試験（TOEIC など）についての知識が豊富である	学習者の文法上の間違いを適切に訂正する
7	修士またはそれ以上の学位を持っている	教科書に沿って文法を重点的に教える
8	授業を楽しくする	教室外でも話しやすく親しみやすさを感じる
9	進学や就職などの知識が豊富である	教室外や課外でも学習者と交わることが多い
10	習得が困難なことと容易なことをよく知っている	教室内において学習者に規律を守らせる

英米語学科の学生がノンネイティブ教員に求める資質・能力として，「絵教材や視聴覚教材を積極的に用いる」ことや「教科書に沿って授業を進める」や「コミュニケーション重視の教授法」があるが，既習言語の教員としての専門性が求められてくる。

試験や進学などについての知識も，まさに学習者としての経験知に拠るものであり，その経験から「習得が困難なことと容易なことを」を熟知している。

またネイティブ教員には，「外国語としての英語教授法」に精通していることが求められ，ネイティブゆえ，学習者の発音や文法上の間違いを即座に訂正できる。

教室内外では，話しやすく親しみやすく，学習者との英語によるコミュニケーションを可能にしてくれる。

おわりに

ネイティブ／ノンネイティブ教員に求められる資質・能力として，中国語学科と英米語学科の学生が求めるものとして考えてきた。

本研究の立ち位置は，超言語的な観点から，外国語教育一般に共通する概念を抽出することであった。中国語や英語，フランス語といった個別言語を問わず，外国語教員として求められる資質や能力には共通性があることを仮説として論を進めてきた。

ノンネイティブ教員には，自らが学習者であったことから，学習者と価値観や文化を共有し，習得が困難なことと容易なことを熟知している。つまり学習者にとっては，ロールモデルとして，教員からの授業やアドバイスを享受する。

一方でネイティブ教員には，目標言語でのコミュニケーションを可能にしてくれる役割が求められる。ネイティブであるがゆえ，カルチャーモデルとして，目標文化の伝授者・紹介者となる。

中国語は，学習者にとって初習言語，英語は既習言語であるため，ネイティブ英語教員には，より強く学習者との英語によるコミュニケーションや授業技能が求められるであろう。

このような資質や能力を備えたネイティブ／ノンネイティブ教員の連携・協働により，「優れた外国語授業」が創出されるものと考えられる。

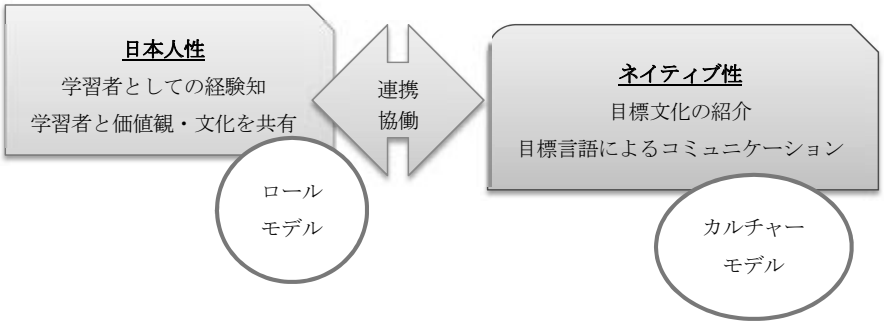

図 5　優れた外国語授業創出のモデル

参考文献

Wragg, E. C. (1970) “Interaction Analysis in the Foreign Language Classroom”, *The Modern Language Journal* 54.

阿部洋子・横山紀子（1995）「海外日本語長期研修の課題：外国人日本語教師の利点を生かした教授法を求めて」『日本語国際センター紀要』第 1 号，国際交流基金日本語国際センター，pp. 54-71.

石井恵理子（2006）「非母語話者教師の役割」『日本語教育学』第 15 巻 2 号，pp. 87-94.

大藪加奈（2007）「英語で教える英語の授業」：非母語話者教員をとりまく状況分析と理論的枠組

み」Forum on Language Linguistics, Volume 1, pp. 26-35.
田中里奈（2013）「日本語教育における『ネイティブ』／『ノンネイティブ』概念 ── 言語学研究および言語教育における関連文献のレビューから ──」『言語文化教育研究』11，早稲田大学日本語教育センター言語文化教育研究会，pp. 93-111.
中川良雄（2010）「中国の日本語学習者が考える『いい授業』」『研究論叢』第 75 号，京都外国語大学，pp. 143-157.
────（2011a）「中国・台湾・香港の日本語学習者が考える『いい授業』」『研究論叢』第 76 号，京都外国語大学，pp. 271-290.
────（2011b），「教室文化の多様化に対応した『いい授業』── 中国と韓国の学習者が考える『いい授業』」『無差』第 18 号，京都外国語大学日本語学科，pp. 3-10.
────（2011c）「教室文化から見た『いい授業』観 ── オーストラリアの日本語学習者が考える『いい授業』──」『研究論叢』第 77 号，京都外国語大学，pp. 149-159.
────（2012a））「日本語学習者の教室文化と『いい授業』観 ── 中国・台湾・香港・韓国の日本語学習者が考える『いい授業』──」『教室文化の多様化に適応した日本語教員の養成をめぐる学際的研究』（平成 21 年度～平成 23 年度京都外国語大学学内共同研究研究成果報告書，研究代表者；中川良雄），京都外国語大学，pp. 1-10.
────（2012b）「中国の日本語教員が考える『いい授業』」，『研究論叢』第 78 号，京都外国語大学，pp. 224-236.
────（2012c）「タイの日本語学習者が考える『いい授業』── 中国の日本語学習者との対比から ──」『研究論叢』第 79 号，京都外国語大学，pp. 239-249.
────（2013）「日本語教育実習生の『いい授業』観の認知変容 ── 京都外国語大学留学生別科での教壇実習から ──」『無差』第 20 号，京都外国語大学日本語学科，pp. 1-14.
────（2014）「教室文化と『いい授業』『いい先生』── 中国大陸・アイ湾地区・香港地区の学習者が考える『いい授業』──」『中国日語教学文集之 10 中日跨文化交際研究　異文化理解につながる日本語教育・日本学研究』大連理工大学出版社，pp. 488-496.
中川良雄・天満理恵・上野山愛弥・安立友野（2011），「教室文化の多様化と『いい授業』観 ── オーストラリアと中国の大学生が考える『いい授業』──」『日本語教育方法研究会誌』Vok. 18, No. 1，日本語教育方法研究会，pp. 66-67.
中川良雄・長濵拓磨・石井香織（2011）「教室文化の多様化と『いい授業』観 ── 韓国の日本語学習者が考える『いい授業』」」『日本語教育』」第 55 鎮，韓国日本語教育学会，pp. 13-23.
中川良雄・長濵拓磨（2012）「日本語教育実習生の『いい授業』観に関する認知・変容 ── 韓国での日本語教育実習から ──」（平成 21 年度～平成 23 年度　京都外国語大学学内共同研究研究成果報告書，研究代表者；中川良雄），京都外国語大学，pp. 11-21.
中川良雄・スィラダー　ブンサーム（2012）「タイの日本語学習者が考える『いい授業』」『日本語教育方法研究会誌』vol. 19, No. 1，日本語教育方法研究会，pp. 60-61.
縫部議憲・渡邊倫子（2006）「学習者が求める日本語教師の行動特性の構成概念」『日本語教員養成における実戦能力の育成と教育実習の理念に関する調査研究』（平成 16 年度～平成 17 年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書，研究代表者：中川よ雄），pp. 94-105.
平畑奈美（2007）「海外で活動する日本人日本語教師に望まれる資質 ── グラウンデッド・セオリーによる分析から ──」『早稲田大学日本語教育研究』第 10 号，早稲田大学，pp. 31-44.
────（2008）「アジアにおける母語話者日本語教師の新たな枠割 ── 母語話者性と日本人性の視点から ──」『世界の日本語教育』18，pp. 121-139.

【付表　アンケート・データ】

		中国語学科		英米語学科	
		NNT	NT	NNT	NT
1	絵教材や視聴覚教材など，さまざまな教材を多く用いる	2.94	3.04	2.95	3.18
2	外国語としての日本語教授法に精通している	3.23	3.2	3.41	2.84
3	学習者からの質問に即座に答えられる	3.27	3.34	3.37	3.47
4	学習者に日本語で話すことを促す	3.04	3.31	3.16	3.49
5	学習者の発音上の間違いを適切に直せる	3.54	3.53	3.65	3.72
6	学習者の文法上の間違いを適切に訂正する	3.48	3.5	3.68	3.79
7	教科書に沿って文法を重点的に教える	3.14	2.95	2.91	2.65
8	教室外でも話しやすく親しみやすさを感じる	3.41	3.48	3.58	3.69
9	教室外や課外でも学習者と交わることが多い	3.51	3.32	3.16	3.46
10	教室内において学習者に規律を守らせる	3.37	3.01	3	2.98
11	教室を和やかでくつろいだ雰囲気にする	3.09	3.47	3.28	3.59
12	教師として威厳のある態度で学習者に接する	2.7	2.84	3.64	2.68
13	コミュニケーション重視の練習をたくさん取り入れる	3.19	3.44	3.33	3.68
14	コンピュータ教材を用いて授業を進める	2.57	2.57	2.28	2.27
15	試験（JLPT など）についての知識が豊富である	3.35	2.85	3.12	2.46
16	修士またはそれ以上の学位を持っている	2.76	2.71	2.47	2.46
17	習得が困難なことと容易なことをよく知っている	3.37	3.16	3.33	3.32
18	授業を楽しくする	3.48	3.69	3.62	3.43
19	宿題を適度に出し，きちんとチェックする	2.97	2.97	2.97	2.98
20	進学や就職などの知識が豊富である	3.28	2.95	3.45	2.81
21	すべての学習者に公平である	3.51	3.54	3.71	3.77
22	正しい発音やアクセントで流暢に話せる	3.55	3.62	3.68	3.46
23	○○語以外のことにも相談にのってくれる	3.22	3.06	3.2	3.19
24	○○語教育に関する資格を持っている	3.08	3.01	2.88	2.68
25	○○語だけで授業をする	2.61	3.5	2.51	3.33
26	○○語と学習者の母語を比較しながら教える	3.37	3.37	3.21	2.91
27	○○語の教授経験が長い	2.9	3.32	2.65	2.85
28	○○人の考え方や思考方法を理解している	3.3	3.76	3.32	3.67
29	○○の歌やドラマ・アニメなどを紹介してくれる	3.21	3.45	3.38	3.55
30	日本の歴史や文化・習慣などについて深い知識がある	3.37	3.77	3.27	3.56
31	○○文化を授業の中で体験させてくれる	3.17	3.59	3.21	3.57
32	話すこと・聞くことを中心に教える	3.32	3.49	3.25	3.57
33	文法や語彙を学習者の母語で説明する	3.26	3.06	3.03	2.81
34	文法や語彙を日本語で説明する	3.32	3.22	3.09	2.51
35	ペアワークやグループワークを積極的に取り入れる	2.98	3.02	2.97	3.23
36	翻訳や通訳の練習を取り入れる	3.37	3.21	2.85	2.82
37	読むこと・書くことを中心に教える	3.11	3.04	2.72	2.27
38	学習者だった時の経験を活かして教える	3.39		3.39	
39	○○への留学経験がある	3		2.8	
40	○○語試験に合格している	2.89		2.67	

※ NNT ＝ノンネイティブ教員，NT ＝ネイティブ教員

日本語コミュニケーション力を高める授業実践
── 日本人高校生と外国人日本語学習者の協働学習から ──

坂　口　昌　子
村　山　弘太郎

〈Summary〉

In this paper, we observed and analyzed the contact situation between Japanese high school students and international students.What do they learn through group work to speak and make a presentation in “easy Japanese” and talk about Japanese cultural things.

“Easy Japanese” is the new concept of Japanese communication. Of course English is the most global language, but there are many people who can’t speak it. If Japanese native speaker use the “easy Japanese” for the people from other countries, intercommunication become simpler than English. And, we think that it can help polish even as for the communication between Japanese.

We describe about it based on questionnaire with the Japanese native high school students and four Japanese teachers and advisers.

As a result, we believe that this lesson had the effect of promoting communication awareness.

はじめに

京都外国語大学日本語学科では，高校教員の方々と一緒に，高校生のコミュニケーション力を高めるための日本語教育の方法を模索している。その研究の一環として，2017 年 7 月に，滋賀の私立高校 2 年生の 32 名にワークショップ型授業を実施した。本論では，その授業内容に関する報告と，授業後のアンケートの結果について述べ，日本語母語話者が「外国人とやさしい日本語で話す」という体験をすることで，自分のコミュニケーションを見直すきっかけとなりうるということを述べる。

具体的には，「やさしい日本語」で外国人留学生に「日本語で日本文化的ことがらについて話す」という課題を 90 分を 2 コマで実施した。1 コマ目は，高校生だけが参加し，講義内容をふまえた上で，自分たちが集めた情報を外国人向けにまとめるための時間とした。2 コマ目は，高校生が外国人留学生と実際に接触して，話し方を考え，外国人留学生と共同で，最終成果としてのプレゼンテーションを作り上げ，皆の前で披露するという時間である。

日本語母語話者と外国人日本語学習者の接触場面における研究は，外国人日本語学習者の側面から考察されたものが多いが，それに加えて，接触場面における日本語母語話者の言語変容に関

しても，フォリナートークの研究という側面から議論されてきた。

さらに近年，「やさしい日本語」ということばがよく使われるようになってきた。野田（2014）や庵（2015）は，「やさしい日本語」を身につけることは，外国人側の努力ではなく，日本語母語話者の国語教育の問題であるとし，外国人に説明するという言語行動は，日本語母語話者にとって重要な意味を持つと述べている（庵 2015；p. 10）。本論でも，「やさしい日本語」を用いて，外国人日本語学習者とコミュニケーションをはかる力を身につけることや，身につけるところまでは達成できなくとも，「聞き手によって話し方を変える必要性がある」ということを日本語母語話者が体験することで，コミュニケーション教育や国語教育としても有効であると考える。それは，一般的に言語教育において，コミュニケーション能力の要素として，次の 4 つが挙げられることと関わる。

①文法的能力　②談話能力　③社会言語能力　④方略的言語能力（小池（2003；p. 417））

通常日本語母語話者同士が話しているときには「ある程度その場の雰囲気で伝わる」という経験をしているが，非母語話者と話すことによって，「伝わらない」という体験をする。その時にさまざまな言語調整を行うのであるが，それによって，上記のコミュニケーション能力の要素のうち，①の文法的能力に関しては，語彙の選択，単文で話すことなどによって鍛えられ，②の談話能力に関しては，わかりやすい文章の組み立てを念頭に置くことなどで鍛えられると考えられる。そして，特に③の社会言語能力と④方略的言語能力の向上がもっとも強くはかれると考えている。

また，この授業で，話す内容として文化的なことがらを選択した理由は，2 つある。1 つは，外国人日本語学習者の日本理解の促進及び知的好奇心の充足を図るということである。もう 1 つは，高校生という若い日本語母語話者にとっては，文化的なことは「経験しているが，体系的に説明することができないことがら」だからである。身の回りにあり，「知っているか，知らないか」と言えば「知っている」ことではある。しかし，説明しようとすれば，なかなかできない。つまり，日本語のみならず，自覚的に自文化についても学習を意識しなければ外国人にそれを伝えることができないという点についても，気づきを促進することができると考えたためである。

本論では，実施の概要を 2. で，日本人高校生へのアンケート結果については 3. で，指導者側からの意見については 4. で述べていく。なお，アンケート結果を論文内に引用することについては，個人名を出さないという条件で各生徒から書面にて承諾を得ている。

1．先行研究

本研究と関わりの深い分野としては，フォリナートーク研究，「やさしい日本語」研究などが，挙げられるだろう。

フォリナートーク研究としては，接触経験の多寡が言語運用に関わることを述べた筒井（2008）や柳田（2010）などがある。筒井（2008）は，外国人住人に自治会に入会してくれるよ

うに頼むロールプレイを，日本語教師，ホストファミリー経験者，一般母語話者に行い，結論として非母語話者との接触が少ない人は，辞書的な意味の説明を多く行うのに対し，接触が多い人は，例示などを用いて具体的に説明することを報告している。また，柳田（2010）は短編コメディの内容を相手に伝えるというタスクを用いて，母語話者の日本語について，外国人との接触経験が及ぼす影響を考察している。接触経験が多い母語話者は，次の発話修正を行っているという。

（1）情報の切れ目が明確な文単位の発話を多く用いる。

（2）理解チェックを用いて，非母語話者に躊躇なく理解確認をする。

（3）非母語話者からの不理解表明がなくても，自発的に発話修正を行う。（p. 21）

また，「やさしい日本語」という考え方は，定住外国人にわかりやすい言葉で災害情報を伝えることを目的に作られた（佐藤　2004）。その後，庵（2015）によると，「やさしい日本語」は，日本語母語話者と定住外国人との間に信頼関係を形成し，学び合うためのツール（「居場所作り」）として，またはろう児などの言語的マイノリティの高校進学までを支援するためのツールとして，さらには，「地域社会における共通言語」として地域社会の日本人住民と定住外国人が共存するために必要なものであると述べられている。

しかし，言語弱者の側だけによい効果が得られるだけではない。これらの言語調整を行う言語技術は，日本語非母語話者などの言語弱者とコミュニケーションするときのみならず，母語話者同士であっても，情報をやりとりする場面で応用できるスキルであると考えられる。それに関して，野田（2014）は，次のように述べている。「情報伝達の面からも日本語をわかりやすくすることは，非母語話者だけでなく母語話者にもわかりやすいものになる。それは，どんな人にとっても使いやすい「ユニバーサルデザイン」に基づく日本語コミュニケーションということになる」（野田　2014；p. 10）

とくに年齢差のある，子供や老人と話す場合や，持っている情報量が異なる場合，話し合いをして双方の考え方をすり合わせる必要がある場合などには，上記の柳田（2010）の（1）～（3）の言語調整がコミュニケーション的によい働きを及ぼすと考えられるし，大学生の初年度教育でも，わかりやすい文章・談話の書き方，話し方などを教える時に利用可能ではないかと考えている。

しかし，一方で，森（2013）は，従来の小学校国語教育の中では「書き換え」「言い換え」という活動を通して，「やさしい日本語」という取り組みは十分行われていることを述べており，「やさしい日本語」を母語話者教育に利用することに関しては過度な期待を持たず，長期的な視点で取り組みが続くように見守る必要があると述べている。それは，実際に国語教育では「やさしい日本語」の概念が取り入れられており，すでに日本語母語話者は学校教育の中で学んでいるにもかかわらず，母語話者のコミュニケーションスキルとして身についていないということを示していると思われる。コミュニケーションスキルは一朝一夕に身につくわけではなく，長期的に国語教育だけでなく，教育現場に取り入れ続ける努力をする必要があるということだろう。

本論でも森（2013）と同様，これらのコミュニケーションスキルは教育の現場において経験さ

せることにより，その存在や意義の意識化は可能であったとしても，習得の実現には至らないと考えている。習得には，さらなる継続的な演習方法の構築が必要であろう。たとえば民俗学的フィールドワークを行う際，その現場では様々な年齢層のインフォーマントから聞き書きを行いながら，調査者が必要とする情報を収集するのだが，そこでの言語調整は繰り返し行うフィールドワークという実践の場の中において培っていくものであり，教育現場において使用することができるような言語調整技術の理論化やマニュアル化は現状では困難である。

現実のフィールドワークの場面では，その場に集まっているコミュニティの誰に最初に声をかけるのか，初対面の相手にどのように第一印象を与えるべきなのか，相手の情報量をどのように把握・評価すべきなのか，など様々な条件を考慮する必要が求められている。つまり言語技術の習得のみではなく，周辺諸分野の成果を取り入れた複合的な視野に立った実践的教育を施す必要がある。

本論での試みは，理論的に「わかりやすく話す」ことを学ぶと同時に，「外国人と日本語で話す」ことによって，実践的な気づきを生むきっかけとして働くものであると考えている。

２．授業概要

2.1　授業の内容と流れ

2017 年 7 月 26 日に本学で実施された，「近江兄弟社高等学校サマースクール」という機会を利用した。大学の授業講時 3 時間目・4 時間目を使って，近江兄弟社高校の 2 年生 32 名に対して，「日本文化を日本語で外国人に教える」というワークショップ型授業を坂口・村山が計画し，次に挙げる表 1 のような手順で実施した。

サポートには，本学卒業生であり，現在は本学大学院修士課程 2 年の福嶋氏，高校教諭経験者で現在本学聴講生の阪口氏の 2 名を配置した。また記録としては，ビデオ 2 台・IC レコーダー2 台で記録を取りながら進めた。

授業としては，「やさしい日本語」の概説を実際のリライト例などを見せて 15 分程度行い，そののち，コンピューターリテラシーと文化に対する考え方の講義を 20 分程度行った。

文化的な課題は，「七夕・花見・家紋・妖怪」の 4 つを選んだ。「七夕」や「花見」は日本語母語話者にとっては，幼いころから体験しているものであり，「七夕」と書いて「たなばた」と読まなくてはならないことも知っている。しかし，なぜ笹に短冊や飾りを付けるのか，短冊には何を書くべきなのかということについては，教えられていないし，知ろうともしていなかったことがらである。「花見」も同様で，なぜ桜を見て飲食をするのか，桜でないといけないのか，というようなことは疑問を持ちにくいことがらであろう。

「家紋」に至っては，自分の家の家紋を知らない高校生も多かったし，「妖怪」もテレビアニメなどでよく目にしていて，代表的な「妖怪」の名前や姿は知っていても，西洋の「モンスター」との違いなどについて考えてみることはあまりなかったと考えられる。実際に調べ始めて

表1　授業の流れ

3講時	〈概説〉趣旨説明・「やさしい日本語」について 〈講義〉コンピューターリテラシー・文化について 〈題目発表〉「七夕・妖怪・家紋・花見」の4つ 〈作業・まとめる1〉教えることをまとめる。(4人×8グループ編成) 〈作業・まとめる2〉グループを2つ組み合わせ，その中で情報をすり合わせる。(8人×4グループ編成)
昼休み	
4講時	〈グループ内発表〉日本語学習者（初中級・中級レベル）が各グループに2人ずつ加わり，グループ内で，日本語母語話者が，日本語で日本語学習者に説明を行う。 〈作業・まとめる3〉コミュニケーション上問題があったことを踏まえ，発表内容を改編する。 〈発表〉日本語学習者を交え，教壇に上がって，全体に講義を行う。 アンケート実施

から，さまざまな人間以外のものについて何者なのかということについても高校生たちは議論し，映画「ミニヨンズ」のキャラクターなどについても高校生たちは議論している姿を目の当たりにした。

これらの文化的なことがらを，1コマ目でグループになって，調べてまとめ，どのように留学生に伝えるかということを考えた。そして，2コマ目に実際にグループに配置された留学生2人に伝える作業をしたあとで，わかりやすく言語調整をしたプレゼンテーションを全員の前で行った。

グループ活動を，初めは4人編成にし，次に8人編成に変えたのは，初めは小規模な人数でしっかり話し合ってほしかったことと，異なる意見が集まるときにこそ，調整を行う必要があるということを体験してほしかったからである。

2.2　日本人高校生について

日本人高校生は，近江兄弟社高等学校「国際コミュニケーションクラス」に所属する2年生，32名である。全員が同じクラスに所属しており，皆が顔を知っていることもあって，物おじせずに発言する様子が見られた。引率の先生の話では，ディスカッション形式の授業はよく行われているそうである。また，英語ネイティブの教員の授業も多く，さらにクラスには中国からの留学生が1人いることもあり，全員が外国人と日本語でコミュニケーションした経験を持っている。

ただ，所属しているのが英語を重視するクラスなので，「英語で話さないで日本語で話そう」という試みには，やや抵抗感を持つ生徒もいたようである。

2.3　外国人留学生について

外国人留学生は京都外国語大学留学生別科に留学中の学生で，滞日期間は 2017 年 7 月現在で，10 か月～4 か月間である。母語と，日本語のレベルは以下の表 2 のとおりである。「初中級」とは『みんなの日本語初級Ⅱ』を終えた段階で，「中級」とはその後半年経過したレベルである。初中級の学生たちは日本の歴史や習慣を日本語で聞く経験は少なく，中級の学生たちは「七夕」や「祇園祭」といった日本文化の授業を受ける機会があるときも，リライトされた日本語の読み物を教師の解説つきで読む程度の日本語力である。

この外国人留学生たちは，教員が指名したのではなく，「日本人高校生の日本語での会話パートナー」として募集した際に，自発的に申し出てくれた学生たちで，クラスでも積極的な留学生が多い。

表 2　外国人留学生の属性

個人記号	母　語	日本語レベル	滞日期間
A	ベトナム語	中級	10 か月
B	ベトナム語	中級	10 か月
C	ミャンマー語	中級	4 か月
D	英語	中級	4 か月
E	イタリア語	中級	4 か月
F	英語	初中級	4 か月
G	ベトナム語	初中級	4 か月
H	中国語	初中級	4 か月

3．事後アンケート

事後アンケートでは，日本人高校生に，次のことを選択肢と自由記述で問うた。その結果についてまとめていく。

1. 授業内容への興味　2. 授業内容の難易　3. 授業で体験できたと感じたこと

3.1　授業に対する興味について

まず，外国人と日本語で話すことに関して興味を持ったかどうかを聞いたところ，図 1 のように「興味深い」「まあまあ興味を持った」と答えた日本人高校生は 90％を超えていた。

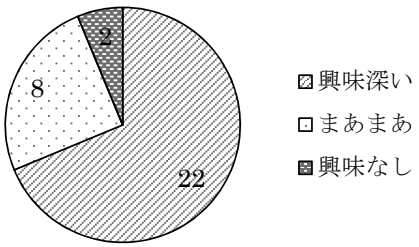

図１　「外国人と日本語で話す」ことへの興味

自由記述では，次のような意見が見られた。

1）　日本語でのコミュニケーションもおもしろい。（NS4）
2）（日本語が）できる人とできない人の差がおもしろい。また，それを教えるのもおもしろい。（NS3）
3）　日本と外国の差を考えてみるとおもしろかった。知らなかったことに気づかされた。（NS32）

3.2　授業の難易について

難易については，「難しい」「まあまあ難しい」と答えた日本人高校生が図２のようにこれも90％を超えている。

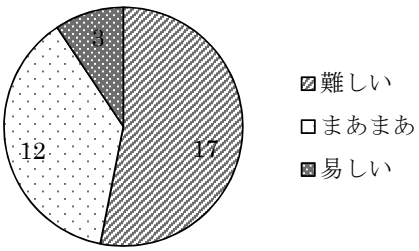

図２　「外国人と日本語で話す」ことは難しいか

これらの難しいと思った内容について，言語的な気づきと，文化的な気づきにわけて述べていく。また，言語的な気づきについては，コミュニケーション能力の４つの要素（①文法的能力　②談話能力　③社会言語能力　④方略的能力）にわけて考えていきたい。

3.2.1　言語に関わる難しさについて

日本語の調節に関しての気づきも多く，次のような意見も見られた。これらは，「相手に合わせること」とまとめられるので，コミュニケーション能力の４つの要素のうち，③の社会言語能

力の部分だと考えられる。

4） どれぐらい日本語が理解できるのかを自分の力で考え抜く事がとても難しかった。（NS5）
5） 相手のことを考えることが難しかった。（NS14）
6） 簡単な日本語を考えないといけないから難しいと感じた。（NS9）
7） 私たちが日常で使っている日本語では通じないこともあるということを改めて知りました。（NS10）
8） 日本語を調節しなければいけないのがとても難しいと感じました。（NS20）

また，それと同時に，自分の日本語力に関しての気づきを書いた日本人高校生もいた。これらは上記の③社会言語能力に加え，語彙や文法に関わるものだと思われるので，コミュニケーション能力の 4 つの要素のうち，①の文法的能力にも関わる部分だと考えられる。

9） 英語は出てくるのに，日本語で日本語を伝えられない。（NS30）
10）ボキャブラリーを増やさないといけないと思いました。（NS15）
11）日本人だけど，日本語で伝えるのは難しかった。（NS2）
12）「家紋」など難しいことばを伝えるのが難しかった。（NS8）

3.2.2 文化的なことがらに関する難しさについて

また，言語的な気づきと同時に「言語の調節」と同時に「文化的な知識」について言及した意見も多かった。

13）日本の文化について詳しく知っていないので，まず，日本人が日本文化について知る必要があると思った。（NS18）
14）身近な日本の祭や行事などの意味をしっかり考えたい。（NS19）
15）身近な日本の文化を改めて調べることができた。（NS27）

さらに，自分の国のことだけを伝えるのではなく，双方向的な情報のやりとりがあったこともうかがわれた。

16）自分の国のことを言ったのに，相手の国のことも知ることができた。（NS23）
17）（留学生が）「伝統的」ということばを知っていた。でも，天皇を知らなかったのは意外だった。（NS31）

3.3　授業で学べたことについて

最後に，「この授業で体験できたと考えるものは何か」という質問に対して出てきた回答を図3で示す。上記の自由記述での回答と同様，「身近な日本文化を深く知ることができた」，「外国人の興味を考え，それに合わせることができた」，「外国人の日本語レベルを考慮することができた」という3つを選んだ生徒が多かった。

また，「わかりやすくまとめる」と「人前で話す」という項目は，コミュニケーション能力の4つの要素の②の談話能力に関わるものであるし，「聞き手の興味に合わせる」「外国との文化差を考慮する」「聞き手の日本語レベルを考慮する」「初対面の人と話す」「協働する」という項目は，③の社会言語能力に関わるものである。これら③の社会言語能力に関わる気づきが多かったということは，今回の授業が，高校生にコミュニケーション上の言語調整の必要性に気付かせたという意味で有効だったと言えるのではないだろうか。

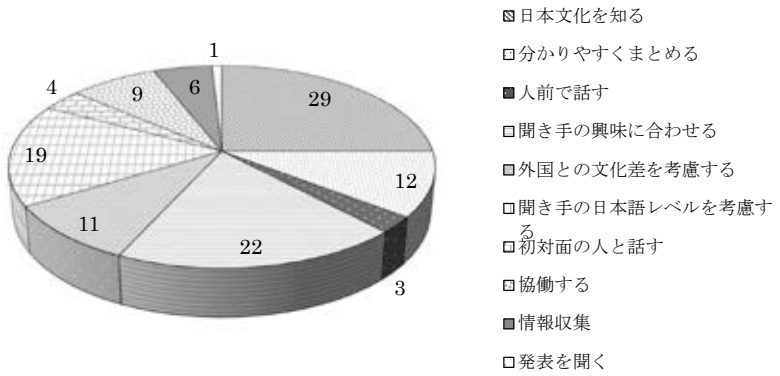

図3　当該授業で学べたこと（複数回答）

4．指導者側の感想から

教員の感想と，サポーターの感想を以下に挙げる。Kという記号が付いているのが，見学していた教員の感想で，Sという記号が付いているのが，サポートの院生・卒業生の感想である。

高校生と留学生の話し合いについては高校生の中に積極的な生徒とそうでない生徒がいて，コミュニケーションをとれる人が限られていたという感想が4名に共通していた。また，話さない（話せない）留学生へ働きかける高校生が少なかったことも指摘されている。

18）留学生と話しているときは，初めて会う人（もしくは留学生）と話すことに抵抗のない少数の人が話し続けている傾向があったように思います。(S1)

19）国際系のコースに通っている高校生でも，留学生と積極的に話す生徒と，頷くだけの生

徒に分かれていたように思う。(S2)

20) 日本語力が低く，おとなしいタイプの留学生は，話し合いに加わるのではなく，自力で携帯電話を使って検索をしている様子も見られた。(K1)

また，日本語力の低い留学生へのめくばりが十分ではないことが次のように書かれていた。

21) 留学生が分かっているかどうかの判断を積極的に反応する留学生で感じていたようにも伺え，結果的に話がわからないままの留学生が出たのではないかと思います。(S1)

22) 最初に一方的に調べた内容を説明してから，質問タイムを取っている班があった。長くても 1 項目終わるごとに質問を留学生にしてあげると理解の定着度も違うと思うが気がつけた子はいなかった。(S2)

一見スムーズにコミュニケーションをはかっているように見えるが，実はそれから外れてしまう参加者もいることがわかる。

日本人高校生も外国人留学生も，メディアツールを使ってコミュニケーションをとるというスタイルは一般的だった。母語の辞書はもちろん，絵や写真を多用して，コミュニケーションをはかっている様子がそこには見られた。方略的言語能力が有効に利用されていると見ることができるだろう。

23) 留学生との話し合いでは積極的に自分の携帯電話で写真などを写し，言葉だけに頼らないコミュニケーションをはかる様子が見られた。(K1)

ただ，使いこなしているかどうかに関しては，次のような意見もあり，まだまだ情報検索力としては，足りていないと感じた教員もいた。

24) スマートフォンで検索する際に，検索ワードの乏しさが見られた。つまり日常的に検索エンジンを使用していながら使いこなしていないと考えられる。(K2)

プレゼンテーションについても，形式は整っているものの，留学生への配慮や，日本語の調整が不十分であると考えていることでは 4 人が一致した。

とくに，次の 25) の回答は，プレゼンテーションの完成度について，①文法的能力，②談話能力，④方略的言語能力に関しては，ある程度満たされていると述べているのに対し，③社会言語能力の不足を示していると考えられる。

25）プレゼンテーションについては，高校で学んでいるのであろう成果が表れていることを感じた。まず先に何について話すかを話したり，積極的に絵や写真などのスライドを使ったり，文字を使ったりしており，プレゼンテーションとしては上手だと感じた。しかし，わかりやすい日本語を使うということに関しては，ふりがなをふるなどの他は，ほとんど考慮できていないのではないかという感想を持った。（K1）

26）花見の班だけが，自分の班の留学生以外のことも考えてかPPT内の漢字にルビをふっていたので，よく気がついているなと感じた。（S2）

27）発表内容を書いた紙をどうしてもずっと見てしまう為，目線が下に下がっている生徒が多かった。目線が上がってくれば，表情などで伝わり方ももう少し変わったかもしれない。（S2）

28）自分たちで調べていた際，また留学生と話していた際には説明されており内容としては重要な部分が発表時に抜け落ちてしまったことが一つです。また分かりやすい日本語を使おうという部分があまりなかった（生徒たちの「英語で喋ったらええのに」のような発言からも日本語に対し，あの授業ではそこまで重要性を感じられなかったとも取れる）というように感じたのが記憶に残っています。（S1）

５．まとめ

アンケート結果や，授業中の交流の様子から，外国人留学生と話し合いながら「外国人にもわかるように日本文化を説明する」という活動は，コミュニケーション能力の中の要素について，次のような気付きを得る効果があるといえる。

①文法的能力　母語話者自身の日本語の語彙力の不足に気付く。

②談話能力　わかりやすい文章・談話の組み立てに気を付ける。

③社会言語能力　相手の日本語に合わせた言語調整をする。初対面の人との会話を成功させる。会話についてこられない人に気配りをする。

④方略的言語能力　絵や文字，ルビなど，音声言語だけに頼らないコミュニケーションを活用する。

しかし，達成できたかどうかという点においては，まだまだ不足していると感じる指導者が多くいた。それは，日本人高校生が実際に留学生たちと話し合って理解し合った日本語の話し方と，最後のプレゼンテーションでの話し方には乖離があり，プレゼンテーションで十分に言語調整などの成果を発揮できなかったということがもっとも大きな要因である。

今後，今回録音した音声を使って，留学生とグループ内でディスカッションしているときの話し方と，全員の前でプレゼンテーションをしているときの話し方の違いについて分析していきたいと考えている。

また，今回の調査では，外国人留学生にプレゼンテーションへの評価をしてもらったが，身近

で一緒に作ったという思いがあるからなのか，評価に大きな違いは出なかった。これに代わる日本人高校生の言語調整に対する効果的なフィードバックを新たに考える必要がある。また，今回の調査では，参加した外国人留学生への調査はできていない。効果的な双方向でのコミュニケーション力の育成を目指していくためにも，事後のフォローアップインタビューや，理解内容などを学習者の母語で問うなどの調査が今後必要だろう。

参考文献

庵功雄（2015）「「やさしい日本語」研究が日本語母語話者にとって持つ意義 ──「やさしい日本語」は外国人のためだけのものではない ──」『一橋大学国際教育センター紀要』6　pp. 3-15
小池生雄編（2003）『応用言語学事典』研究社
佐藤和之（2004）「災害時の言語表現を考える」『日本語学』23-8，pp. 34-45
嶋原耕一（2017）「日本語教育パラダイムから見た接触場面における日本語母語話者の言語運用に関する研究動向」『言語・地域文化研究』東京外国語大学大学院　総合国際学研究科　no. 23, pp. 317-328
筒井千絵（2008）「フォリナー・トークの実際：非母語話者との接触度による言語調整ストラテジーの相違」『一橋大学留学生センター紀要』11，pp. 79-95
野田尚史（2014）「「やさしい日本語」から「ユニバーサルな日本語コミュニケーション」へ ── 母語話者が日本語を使うときの問題として ──」『日本語教育』158，pp. 4-18
朴恵美（2015）「日本語学習者グループと母語話者参加グループにおけるピア・レスポンス活動の相違 ──「役割としての支援」という観点から」『一橋日本語教育研究』3 号，pp. 37-48
日野純子（2014）「留学生と日本人の合同クラスにおけるグループディスカッション内の観察 ── やさしい日本語の観点からの考察 ──」『日本語教育方法研究会誌』vol. 21．No. 2, pp. 22-23
森篤嗣（2013）「国語教育と「やさしい日本語」」庵・イ・森編（2013）『「やさしい日本語」は何を目指すか』，pp. 239-257
柳田直美（2010）「非母語話者との接触場面において母語話者の情報やり方略に接触経験が及ぼす影響」『日本語教育』145 号，pp. 13-24

謝辞
研究授業に参加してくださった，近江兄弟社高校の生徒さんたち，引率教員の先生，京都外国語大学の留学生別科の留学生のみなさんに心から感謝いたします。また，授業のサポート役，記録係をしながら貴重な事後感想を述べてくださった福島剛司氏，阪口栞氏にも心から感謝申し上げます。
さらに，投稿に当たり，貴重なコメントをしてくださった査読委員の先生にもお礼申し上げます。

本研究は日本学術振興会による挑戦的萌芽研究「高大連携におけるコミュニケーション教育の研究」（平成 27 年～29 年度，研究代表者：坂口昌子，課題番号：15K12902）の助成を受けた研究成果の一部です。

道徳教育用教材の書き込み欄に関する基礎的考察
── 学校・家庭・地域の「連携」に着目して ──

塩　原　佳　典

〈Summary〉

This paper reconsiders “cooperation” between schools, families, and the local community in the moral education teaching materials issued by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. In specific, the portions of the teaching materials where students fill in answers were used as data and analyzed. As new versions of moral education teaching materials are continually issued, the number fill-in portions themselves and the number of cases in which these portions must be filled in by the family（“someone at home”）has increased. Thus, there has been a process of increasing “cooperation” between schools and families with regard to the fill-in portions. However, cases in which community members are asked to complete such portions are nonexistent. This paper points out that it is necessary to consider “cooperation” with the local community through means other than fill-in answers, such as reading materials, teaching materials, research by students outside of class, etc.

はじめに

道徳の「教科化」[1] が目前に迫っている。小学校では 2018 年度，中学校では 2019 年度より完全実施の見通しである。

小中学校における「特別の教科　道徳」実施の決定は，直接的には中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」（2014 年 10 月）を受けたものである。ただし道徳教育の強化を求める動きは，1950 年代末の「特設『道徳』論争」など，敗戦直後より継続してきた[2]。本稿では，これら道徳教育の強化を図る一連の動向のうち，2000 年代に入り文部科学省が全国の小中学校の子どもたちへ配付し始めた道徳教育用教材に着目したい。すなわち『心のノート』（2002 年），『心のノート（改訂版）』（2009 年），『私たちの道徳』（2014 年），そして『私たちの道徳（改訂版）』（2016 年）である。これらの教材に対しては，「補助教材」のような制度的な位置づけの曖昧さ，あるいは内容に関わる問題性が指摘されている。とりわけ 2002 年の『心のノート』刊行直後には，批判的な認識が示されていた。すなわち三宅晶子や高橋哲哉が，「愛国心教育」的で現状の社会・秩序への批判的思考力が育ちにくい内容構成や，そもそも国家権力が子どもの「心」に介入することそれ自体に疑問を呈している[3]。一方近年では，詳細なテクスト分析やそれにもとづく教材の「活用」，あるいは教師教育に関する研究が多く蓄積される傾向にある[4]。その背景には，道徳の「教科化」を目前に控え，高等教育で教職課程を担当する教員と

しての「業績」が求められている事情が垣間見える。

道徳教育をめぐる如上の研究動向について，批判的な見解を示したのが折出健二である。折出は，「教科化」に対する教育学界の反応が教材論，評価論，教師養成論に「傾斜」していると指摘する。そのため，「そもそも公権力と道徳の関係はどうあればよいのか，子どもたちにとって道徳性および道徳の学びとは何か」といった根源的な問いが見られないという[5)]。筆者は，折出の認識を共有するものである。しかしながら，道徳の「教科化」はすでに政策的に決定され，完全実施を目前に控えている。こうした状況にあっては，道徳教育のあり方そのものを問い直す視座を保持しながら，現に普及している教材のより精緻な内容分析もまた，必要だと考える。文部科学省刊行の道徳教育用教材は，現状ほぼすべての小中学校で「活用」されている[6)]。とすれば，その内容的特質や変遷を検証することで，「教科化」後の道徳教育のあり方を批判的に見据える手がかりが得られるのではないか。

以上のような問題認識のもと，本稿では，文部科学省刊行の道徳教育用教材『心のノート』と『私たちの道徳』について，基礎的考察を試みる。その際，時津啓の研究を参照することで，分析の視点を定めたい。時津は，『私たちの道徳』が生まれた政治的な文脈すなわち政治・行政の側の意図をふまえたうえで，それらがいかに教材の内容に反映されているかを検討している[7)]。時津によれば，『私たちの道徳』は，前政権との違いを強調したい自由民主党政権による「政局がらみの教科化」のなかで，学校教育を通じた「家庭教育の道徳化」をも目指して刊行された[8)]。そこには，少子化の影響などで学校教育の相対的地位が低下するなか，家庭や地域における教育へも関与していこうとする教育行政の側の意図が窺えるという。そして，時津は，こうした政治的意図が色濃く反映された箇所こそ，書き込み欄にほかならないと指摘する。確かに『私たちの道徳』には，「家の人から」と題された書き込み欄が多く盛り込まれている。

時津の研究をふまえれば，書き込み欄は，道徳教育に関与することが期待されているのは誰なのか，その具体像を浮き彫りにするうえで有効な手がかりとなる。ただし時津の分析は，2014年刊行の『私たちの道徳』のみについて，学年ごとに比較するにとどまっている。前述の通り，文部科学省による道徳教育用教材の刊行は，2002年の『心のノート』刊行から数えれば，3度の改訂を重ねている。とすれば，各版の書き込み欄を比較することで，「家庭教育の道徳化」へと至る過程を明らかにできるのではないか。

そこで本稿では，まず改訂の経緯や各版の概要をとらえる。そのうえで書き込み欄の変遷を検討する。これにより，どのような主体が道徳教育に関与すべきと期待されてきたのか，その特質について考察を加える。

1．文部科学省発行の道徳教育用教材の変遷と特徴

本章では第1節において，書き込み欄の内容分析に入る前提として，刊行や改訂の経緯について概観しておきたい。続く第2節で，教材の内容構成に関わる特徴として，①学習指導要領で示

された4つの視点で区分されている点，②学校と家庭・地域社会との「連携」を図る形での活用が一貫して意識されてきた点を確認する。これらの特徴をふまえることで，書き込み欄に注目する意味がより明確になると考える。

(1) 刊行と改訂の経緯

『心のノート』は，俵義文によれば，2001年度に7億3千万円，翌2002年度に3億8千万円の予算が組まれ，作成・刊行された[9]。少年事件の「凶悪化」やいじめの「増加」などへの危機意識を背景に，国費により道徳教育用教材が刊行された。ただしこうした少年事件をめぐる現状認識が，必ずしも事実に即したものでないことには注意したい[10]。いずれにせよ，こうして刊行された『心のノート』は，2002年春に全国の小・中学校へ無償配布されることとなる。『心のノート』は，小学校1・2年用，同3・4年用，同5・6年用，そして中学校用の全4種類が存在する。このうち，小学校1・2年用のみ『こころのノート』というタイトルである。本稿では，『心のノート』と統一して表記する。奥付を確認すると，刊行年も執筆者の一覧も記載されておらず，「発行　文部科学省」とのみ記されている。執筆者が記されていないため叙述の責任主体が曖昧である。ページ数は学年順に，全80ページ（1・2年用），全96ページ（3・4年用），全112ページ（5・6年用），全128ページ（中学校用）である。

形式に関わる特徴としては，見開き1ページのポスター形式が多用され，各テーマが簡潔に示されている。たとえば図1は小学校5・6年用からの引用である。富士山と思われる写真を背景に「見つめようわたしのふるさとそしてこの国」との一文が示され，「郷土」と「国」とを直截に結びつけて「愛する心」の重要性が説かれている。政策担当者の側では，ポスター形式にすることで，「一部をコピーして校内に貼」ったり，「町内の掲示板に掲示」したりすることも想定されていた[11]。

図1. 『心のノート』小学校5・6年用，96－97ページ

『心のノート』については，制度的な扱いがきわめて曖昧であると指摘されている。奥野佐矢子による研究を参照しよう。奥野によれば，『心のノート』は，文部科学省の検定や各教育委員会の採択を経た「教科書」でも，各学校が採用して教育委員会に届け出る「副読本」でもない。文部科学省による『心のノート』の位置づけは，教科書や副読本と「相まって活用」することにより「道徳教育の充実に資する補助教材」というものであった[12)]。奥野によれば，『心のノート』は，「制度的な位置づけの曖昧さ，不安定さ，それにもかかわらず，ある種の強制力をも」つ状況下で使用されてきた[13)]。

その後 2009 年，『心のノート』が改訂された。前年に公示された学習指導要領の改訂に対応したもので，「約 4 億円」の予算をかけ，新たに「法やきまりの意義」など規範意識に関わる記載を増やしたと報じられている[14)]。ページ数は学年順に，全 103 ページ（1・2 年用），全 112 ページ（3・4 年用），全 128 ページ（5・6 年用），全 144 ページ（中学校用）である。いずれも改訂前に比べ，ページ数が増加している。

さらに 2014 年，『私たちの道徳』が刊行された。文部科学省によれば，『心のノート』を「全面改訂」したものという[15)]。改訂の内容については，「偉人」の伝記や説話などを紹介する「読み物教材」が多く加えられた点に特徴がある。この改訂事業は，「道徳関連予算」14 億円により実施された[16)]。『心のノート』と同様の学年構成で全 4 種類が作成され，小学校 1・2 年用のみ『わたしたちの道徳』となっている。ただし本稿では，『私たちの道徳』に表記を統一する。ページ数は学年順に，全 160 ページ（1・2 年用），全 176 ページ（3・4 年用），全 192 ページ（5・6 年用），全 240 ページ（中学校用）である。「読み物教材」の追加もあり，『心のノート』よりページ数が大幅に増えている。

制度的な扱いについて，文部科学省は「道徳教育用教材」という表現を用いている。しかしその位置づけは，曖昧なままである。実際，時津が明らかにしたように，国会における議論では「副読本」や「副教材」はおろか，「教科書」とすら位置づける答弁も存在していた[17)]。『私たちの道徳』は，概念の整理が曖昧なままに，刊行・配付そして小・中学校の現場で実際に「活用」されていくこととなる。

最後に 2016 年，学習指導要領の改訂にともない，『私たちの道徳』改訂版が発行され，現在に至る。「問題解決型題材」が盛り込まれ，子ども自身が「考える」道徳教育を行うものと評価されている[18)]。ページ数は学年順に，全 176 ページ（1・2 年用），全 192 ページ（3・4 年用），全 208 ページ（5・6 年用），全 256 ページ（中学校用）である。改訂を重ねるごとにページ数が増え続け，初版『心のノート』に比べると倍増している。

（2）構成と扱い方に関わる特徴

本節では，『心のノート』と『私たちの道徳』に共通する特徴について指摘する。これにより，書き込み欄に注目して分析する際の視点を明確にしたい。

第一に，いずれの教材も，4 つの視点で区分される内容構成となっている点に特徴がある。こ

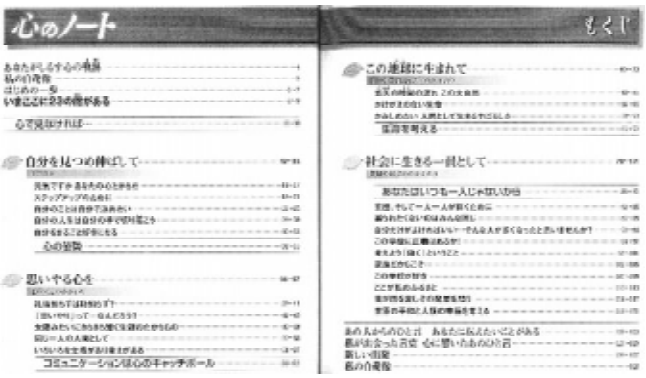

図 2.『心のノート』（中学校用，初版）2 － 3 ページ

こでいう 4 つの視点とは，1989 年以降の学習指導要領が道徳の内容として示してきた項目にもとづいている。すなわち，①「主として自分自身に関すること」，②「主として他の人とのかかわりに関すること」，③「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」，④「主として集団や社会とのかかわりに関すること」である[19]。『心のノート』および『私たちの道徳』は，これら 4 項目にもとづき構成されている。一例として，『心のノート』初版の中学校用の目次をみてみよう（図 2）。①「自分を見つめ伸ばして：自分自身」，②「思いやる心を：他の人とのかかわり」，③「この地球（ほし）に生まれて：自然や崇高なものとのかかわり」，④「社会に生きる一員として：集団や社会とのかかわり」と，学習指導要領の 4 項目が反映されている。その他の教材も同様で，小学校低学年から中学校まで，4 項目に沿った内容を繰り返し学ばせる形式になっている。小林万里子によれば，同じ内容を発達段階に応じて「スパイラルアップ」させていく形式は，「日本の学校における道徳教育の特質」といえる[20]。

『心のノート』と『私たちの道徳』はともに，4 つの項目に即した内容を学年期に応じて追加していく形で構成されている。こうした特徴をふまえ，本稿で行う内容分析の対象を小学校低学年期（1・2 年用）に限定する。4 項目が繰り返されている以上，すべての学年期を扱うよりも，もっとも情報量が少ない 1・2 年用のみを分析することで，その特質をより鮮明に剔出できると考える。

第二に，文部科学省が，道徳教育をめぐる学校・家庭・地域社会の「連携」を求め続けてきたことに注目しておきたい。いくつか事例を確認しておこう。まず『心のノート』が刊行・配付された直後，文部科学省関係者による誌上鼎談が催されている[21]。ここでは，「学校がひとつの軸となって，家庭・地域と一丸となって子どもの心を育てる雰囲気をつくっていく」こと，あるいは「『心のノート』は学校教育のなかだけで活用されるのではなく，家庭・地域社会においても活用され」ることなど，三者の「連携」が繰り返し促されている。さらに『私たちの道徳』が刊行された 2014 年の 7 月 8 日には，文部科学省が都道府県教育委員会等へ「本教材を児童生徒一人一人が持ち帰り，家庭や地域でも活用していただけるよう指導をお願い」する「事務連絡」を

送っている[22]。最後に同年10月の中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」でも，「学校と家庭や地域との連携の強化について」との項目が立てられている[23]。

2002年の『心のノート』刊行・配付から現在まで，道徳教育をめぐる学校・家庭・地域社会の「連携」が一貫して求められてきた。道徳教育用教材についていえば，「連携」への志向がとりわけ反映されてきたのが，書き込み欄だといえよう。たとえば『私たちの道徳』指導資料でも，「書き込み部分については，家庭や地域の人から話を聞いて記入する欄を充実するなどの改善を図った」と，改訂の意図が説明されている[24]。書き込み欄は，本稿のはじめにで紹介した時津の研究から引用すれば，学校の道徳教育を通じた「家庭教育への政治的な介入」をめぐるひとつの焦点にほかならない。とすれば，「介入」がいかに推し進められてきたのか。その過程を明らかにする手がかりとして，『心のノート』から『私たちの道徳』へと至る変遷を書き込み欄に即して検証したい。

2．道徳教育用教材における書き込み欄

(1) 書き込み欄の分類方法

前節での検討をふまえ，『心のノート』と『私たちの道徳』の1・2年用について，書き込み欄を網羅的に抽出し一覧表を作成した（巻末資料1，2）。具体的な内容分析に先立ち，抽出の方法について補足しておきたい。

第一に，書き込み欄を抽出する際に一つのテーマをひとまとまりとみなし，欄が複数設けられ

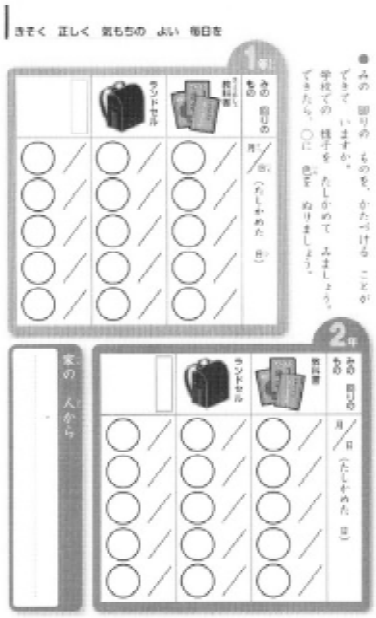

図3.『私たちの道徳1・2年用』改訂版，13ページ

ている場合も一件とカウントした。たとえば図3では，「教科書」や「ランドセル」などを確認して色を塗らせる欄が複数設けられている。この場合は，「みの回りのものを，かたづける」というひとつのテーマとして抽出した。

第二に，同じテーマでも学年ごとに重複している場合は，それぞれ1件ずつとみなした。このことにより見えてくる論点については，次節で改めて言及する。ここでは，図3についていえば，「家の人から」欄を含めて計3件の書き込み欄が抽出されることを確認しておきたい。

第三は，書き込む主体の分類についてである。巻末資料に示した通り，書き込む主体として，児童，教員，家庭の人（「家庭」と略記）などが主に抽出された。このうち，ごくわずかではあるが，児童に聞き取りを行わせる課題が存在する。この場合，巻末資料には聞き取りの対象を入力し，そのむねを注記した。たとえば巻末資料1のNo 38などが該当する。

最後に，初版と改訂版との区別について補足しておく。前述のとおり，『心のノート』は2009年，『私たちの道徳』は2016年に改訂されている。それぞれの初版と改訂版を比較したところ，削除された項目は確認できなかった。ただし，『心のノート』の初版「みんなのものだもん」が改訂では「みんなで楽しく気もちよく」に変更されている（巻末資料1のNo 27）。そこで重複を避けるため，初版と改訂版とを統合する形で巻末資料をまとめた。その際，改訂により追加された項目について，ページ番号の末尾に「(改訂)」と記入した。たとえば巻末資料1のNo 9などが該当する。

(2) 書き込み欄の変遷

巻末資料のデータにもとづき，各教材の書き込み欄の変遷を分析していこう。なお以下，たとえば巻末資料1のNo 1に言及する場合は，「1－No1」のように略記する。

まず書き込み欄全体の量的な推移について，学習指導要領に示された道徳教育の4項目ごとにまとめた（表1）。

表1. 各教材の書き込み欄の件数（4つの視点ごと）

	『心』初	『心』改	『私』初	『私』改
自分自身	8	10	19	19
他の人	6	6	16	17
自然や崇高なもの	5	7	11	11
集団や社会	5	13	21	21
その他	4	15	6	16
合計	28	51	73	84

注：『心のノート』は『心』，『私たちの道徳』は『私』，初版は初，改訂版は改とそれぞれ略記した。以下，図4も同様。

合計数から明らかなように，版を重ねるごとに書き込み欄の量が増えている。『心のノート』

初版と『私たちの道徳』改訂版を比べれば，実に3倍の増加量である。増加の主たる理由として，同一のテーマの書き込み欄が1・2年それぞれに分割されていったためと考えられる。同一テーマを学年別に分割した書き込み欄は，『心のノート』初版から順番に，2件，13件，26件，30件と右肩上がりに増加している。具体例を挙げれば，「集団や社会とのかかわり」の項目に，「もっとすてきな学きゅうにするためにあなたにはどんなことができる」かを書き込ませる欄がある（引用は『心のノート』初版72ページ）。この課題は，見出しに若干の相違はあるものの，すべての教材で一貫して設けられている。しかし，『心のノート』初版では「みんなでできることをさがそう」と指示されるのみの書き込み欄が，同改訂版では学年別に分割され，さらに『私たちの道徳』では「家の人から」欄が加えられている（1－No 36，37および2－No 64～67）。

その一方，4項目以外の「その他」に分類される項目も増えている。第一に，「まとめ」に該当する箇所が増えている。『心のノート』を例に確認しておこう。初版では，末尾の見開き1ページに「こころのあるばむ」と題されただけで特に指示文もない白紙のページが存在するのみである（1－No 46）。これに対し改訂版では，「心のアルバム」が学年別に分割されたり，「家の人からの手紙」欄が追加されたりして，「まとめ」部分が見開き3ページに増えている（1－No 47～51）。さらに前者では「うれしかったこと，楽しかったことなどを，自由に書きましょう」，後者では「お子様の成長のために，前向きなメッセージをおくってください」などと，具体的な指示文が追加されていることも注目される。第二に，学習指導要領で示された4項目以外のテーマが盛り込まれる傾向が認められる。すなわち『私たちの道徳』改訂版では，4項目に続き，「よいところを見つけたよ」（2－No 71～77），「みんなとなかよく」（2－No 78），「ほかの国のことを知ろう」（2－No 79，80）が新たに追加されている。

続いて，書き込む主体について検討していこう。巻末資料をもとに，書き込みが求められる主体を分類したところ，児童，家庭，教員，職員，級友が確認できた。これらの主体について，改訂による推移を割合にしてまとめたものが図4である。なお「先生・いえの人から」（1－No 5）のように，ひとつの書き込み欄に複数の主体が想定されている場合が少なくない。そのため，図4の件数は表1の総数を上回っている。

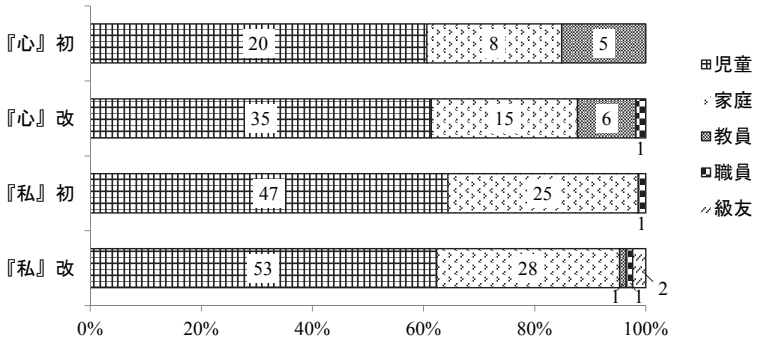

図4．各教材における書き込みが求められる主体の変遷（グラフ内の数値は実数）

図4について，もっとも書き込みが求められているのは，当然ながら児童である。いずれの教材でも，全体の6割強が児童に書き込みを求めている。一方，学校職員と級友に書き込みを求める事例はごくわずかであった。学校職員が書き込み欄に登場するのは，『心のノート』改訂版からである。ただし学校職員が直接書き込む形ではなく，「どんなことを思ってはたらいているのか教えてもらおう」とあり，児童による聞き取りの対象とされている（1－No 38）。こうした学校職員に聞き取りを行う課題は，現行の教材まで継続している。級友については，最新の『私たちの道徳』改訂版で初めて登場する。「あなた」の「よいところ」を書き込んでもらうよう指示されている（2－No 75，76）。

家庭は，教材中では「いえ（家）の人」（以下，「家の人」で統一）などと表記され，児童に次いで書き込みを求められてきた。「べんきょう」や「かかり」など児童の活動にコメントする欄だけでなく，「生まれたときのはなし」を聞き取る対象としても登場する（1－No 6，23）。家庭に書き込みを求める件数は，改訂による増加の割合についていえば，児童を上回っている。

書き込み欄における家庭の割合が増加する一方，教員の登場件数は減少している。教員の登場件数は，『心のノート』初版では5件（改訂版では6件）であったが，『私たちの道徳』初版では0件（改訂版では1件）である。『私たちの道徳』改訂版における再登場は，「あいさつ」をテーマとした箇所である（2－No 23）。ただし「先生・家の人から」とあり，家庭と並列する形での登場である。こうした登場の仕方は，『心のノート』でも同様であり，「先生から」のように教員が単独で書き込みを求められる事例は1件も存在しない。つまり，『心のノート』における「先生・家の人から」欄が，『私たちの道徳』に至り「家の人から」欄へと変容したといってよい。

『私たちの道徳』の書き込み欄から教員が消滅した理由や編集意図については，現状では明らかにする材料を持たない。改訂作業の過程を詳細に追跡することは，今後の課題である。ここでは，書き込む主体が「先生・家の人」から「家の人」へと変容したことの意味ついて考察しておきたい。こうした変容により，書き込むことが期待される主体像がより明確化させられたと考えられる。つまり「先生」と「家の人」が並列している場合，両者が書き込むこともあれば，いずれか一方が書き込むだけということもあるだろう。これに対し「先生」が姿を消すことで，書き込むことができるのは「家の人」のみになる。それは，家庭に対し，学校の道徳教育への参画をより明確に求めるような事態と見なせるのではないか。道徳教育用教材から見た場合，学校と家庭の「連携」は，教員が書き込み欄から退く形で推し進められていったことがわかる。

「連携」に関わって，地域社会の人びとに書き込みを求める事例が確認できなかったことを最後に指摘しておく。ただし，「あなたのまちはあなたのことが大すき」と記された「あなたがそだつまち」や，児童が「あなたのまち」を紹介する「新聞」を作成する課題は，細かい文言を変えながらも『心のノート』から継続している（1－No 39，2－No 70）。また学校教育の現場では，いわゆる「コミュニティ・スクール」に象徴されるように，保護者や地域住民が学校の運営・教育に参画する取り組みが展開されてもいる[25]。地域社会との「連携」は，調べ学習や地域住民の授業参画など，書き込み欄以外の方法で図られている。この点，家庭との「連携」において「家

の人」が書き込み欄の全面に押し出されてきた過程とは対照的である。

おわりに

道徳の「教科化」が目前に迫るなか，道徳教育を通じた「家庭教育への政治的な介入」とも称されるほど学校と家庭の「連携」が推し進められている。本稿では，こうした現状をふまえ，文部科学省発行の道徳教育用教材を素材とし，学校と家庭，および地域社会との「連携」を再検討するための基礎的考察を試みた。具体的には，教材の書き込み欄について一覧表を作成し，そのデータにもとづき総数や書き込みが期待される主体の変遷を検討してきた。

改訂を重ねるなかで，書き込み欄の数そのものや，家庭（「家の人」）に書き込みを期待する件数が実数・割合ともに増加している傾向が明らかになった。とりわけ，『私たちの道徳』においては，教員（「先生」）が書き込み欄から姿を消すことで，家庭割合の増加がもたらされていた。ここに，書き込み欄において家庭との「連携」が推し進められていく経過が示されている。またその一方で，地域住民に書き込みを期待する事例が一件も見出されなかった。地域社会との「連携」については，読み物教材や調べ学習など，書き込み欄以外の観点から検討する必要があるだろう。

道徳教育用教材の書き込み欄についてみた限り，学校と家庭との「連携」が積極的に推進されている。こうした流れをどのように評価するかは，本稿の射程を超えている。ここでは，学校と家庭が特定の価値観を共有し，「連携」して子どもを囲い込もうとする事態が生じかねない可能性について，注意を促すにとどめたい。本稿で取り上げた教材は，「家族のやくに立」つことや「ふるさとに親しみをも」つこと，あるいは「のびのびと明るい気もちで毎日をすごす」ことや「ともだちとなかよく」することを子どもたちに求めている[26]。いずれも，あくまで特定の価値観にもとづく徳目に過ぎず，どのような場面においても，またどのような子どもにも，良好な結果をもたらすとは限らない。とすればそこには，特定の子どもを追い込んだり，排除したりする可能性すら胚胎している。こうした問題については，『心のノート』初版の時点で三宅晶子がすでに指摘している通りである[27]。

本稿の結果から推測されるように，学校の道徳教育をめぐる「連携」は，今後さらに強化されていくだろう。「教科化」により「連携」のあり方がいかに具体化させられていくのか，注目していきたい。

注

1）表記としては，道徳の「『特別の教科』化」がより正確である。ただし本稿では，文章の煩雑さを避けるため，「教科化」と表記する。なお「特別の教科」の含意については，中央教育審議会の答申や学習指導要領を分析した田村俊輔による研究に詳しい。田村によれば，「特別の

教科」には，①通常の教科と同じ「教科内容を扱う役割」に加え，②「学校全体の道徳教育の要の役割」が期待されている。田村俊輔「道徳教育の教科化とその意味」（『清泉女学院大学人間学部研究紀要』第 14 号，2017 年）75 ページ。

2）藤田昌士「特設「道徳」論争」（久木幸男・鈴木英一・今野喜清編『日本教育論争史録・第 4 巻現代編（下）』1980 年，第一法規出版）。

3）三宅晶子「「心のノート」のテクスト・イメージ分析」（『現代思想』第 31 巻第 4 号，2003 年），高橋哲哉『「心」と戦争』晶文社，2003 年など。

4）歌川光一・鈴木翔「登場人物にみる『私たちの道徳』の特徴 ── その活用方法および留意点を視野に入れて ──」（『名古屋女子大学紀要』第 62 号，2016 年），作田澄泰・中山芳一「道徳教科化に向けた今後の新しい教師教育と学校教育の在り方に関する考察 ── 総合単元的な道徳授業カリキュラムから考える真の道徳教育の検証 ──」（『岡山大学教師教育開発センター紀要』第 6 号別冊，2016 年），渡部容子「「道徳の時間」の教材 ── 読み物教材にみる家族 ──」（『近畿大学生物理工学部紀要』第 39 号，2017 年）など。

5）折出健二「戦後教育と道徳の「特別教科化」」（日本教育方法学会編『教育方法 44 教育のグローバル化と道徳の「特別教科」化』図書文化社，2015 年）57 ページ。

6）文部科学省が 2014 年度に公表した「「私達の道徳」活用状況等調査結果」によれば，小学校 20,262 校中 99.5％，中学校 9,658 校中 98.4％が『私たちの道徳』を「活用」している。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/__icsFiles/afieldfile/2016/08/09/1222218_4.pdf（2017 年 9 月 25 日閲覧）

7）時津啓「小学校『私たちの道徳』の分析 ── その政治的文脈と内容との関係に注目して ──」（『広島文化学園大学学芸学部紀要』第 5 号，2015 年）。

8）同前，37 ページ。

9）俵義文「教育基本法改悪の背景とねらい」（子どもと教科書全国ネット 21 編『ちょっと待ったあ！教育基本法「改正」──「愛国心教育」「たくましい日本人」「心のノート」のねらいを斬る』学習の友社，2003 年）99 ページ。

10）パオロ・マッツァリーノ『反社会学講座』イーストプレス，2004 年など。

11）「鼎談・道徳教育に将来の夢と希望を乗せて」（『教職研修』2002 年 8 月号）36 ページ。

12）文部科学省「『心のノート』について（依頼）」2002 年 4 月 22 日。引用は「子どもと教科書全国ネット 21 ホームページ」による。
http://www.ne.jp/asahi/kyokasho/net21/siryou_020422kokorono.htm（2017 年 9 月 25 日閲覧）

13）奥野佐矢子「道徳教育と「心のノート」」（小笠原道雄・森川直・坂越正樹編『教育的思考の作法 2 教育学概論』福村出版，2008 年）237 ページ。

14）『朝日新聞』東京版，2009 年 3 月 22 日朝刊。

15）「道徳教育用教材「私たちの道徳」について」2014 年 2 月 14 日。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/02/1344132.htm（2017 年 9 月 25 日閲覧）

16）『読売新聞』東京版，2014 年 4 月 19 日朝刊。

17）注 7 前掲，32 ページ。

18）「産経ニュース」2016 年 2 月 4 日。http://www.sankei.com/life/news/160204/lif1602040020-n1.html（2017 年 9 月 25 日閲覧）

19）「旧学習指導要領　第 3 章　道徳（平成元年度改訂）」。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/1322453.htm（2017 年 9 月 25 日閲覧）

20）小林万里子「学校における道徳教育 1」（丸山恭司編『教師教育講座第 7 巻　道徳教育指導論』協同出版，2014 年）135 ページ。

21）注 11 前掲。なお鼎談の参加者は，以下の 3 人である（肩書きは登載時のもの）。押谷由夫（昭和女子大学教授），芝原弘志（文部科学省教科調査官），永田繁雄（文部科学省教科調査官）。

22)「下村博文文部科学大臣記者会見テキスト版」2014 年 7 月 11 日。http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1349563.htm（2017 年 9 月 25 日閲覧）
23)「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）（中教審第 176 号）」2014 年 10 月 21 日。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890_1.pdf（2017 年 9 月 25 日閲覧）
24) 文部科学省『私たちの道徳活用のための指導資料（小学校）』。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1353661.htm（2017 年 9 月 25 日閲覧）
25) 小西雅美・霜川正幸「家庭や地域社会との連携による道徳教育の充実に関する研究 ── コミュニティ・スクールの特色を生かした取組を通して ──」（『教育実践総合センター研究紀要』第 38 巻，山口大学教育学部附属教育実践総合センター，2014 年）など。
26)『私たちの道徳』改訂版，44，74，138，150 ページ。
27) 三宅晶子『「心のノート」を考える』岩波書店，2003 年。

巻末資料 1.『心のノート』初版・改訂版における書き込み欄

	No	見　出　し	書き込む主体	ページ	備　考（指示文など）
その他	1	このノートに名前をつけてね	児童	1	
	2	あなたのことを教えてね	児童	8-9	1 年次,「すきなたべもの」,「すきなあそび」などを書く
	3	同上	児童	同上	2 年次，同上
自分自身	4	気もちのいい 1 日：まい日を気もちよく	児童	15	「きょうかしょ」などの「しまうばしょ」と「たしかめた日」を書く
	5	同上	教員，家庭	15	「先生・いえの人から」
	6	がんばってるね！：しっかりやろう	教員，家庭	17	「先生・いえの人から」
	7	同上	児童	18	「べんきょう」などが「ちゃんとできてる」かどうか色分けする
	8	同上	児童	19	「しっかりできたときの気もちをきろくしておこう」
	9	同上	児童	21（改訂）	同上，改訂版では 1，2 年次に分割
	10	同上	児童	20（改訂）	「自分できめたこと」を書く
	11	よいことすすんで：ゆう気を出して	児童	22	「あなたのゆう気をきろくしておこう」
	12	同上	教員，家庭	23	「先生・いえの人から」
	13	うそなんかつくもんか：あかるい気もちで	児童	27	1 日の「気もち」を色分けさせる
他　者	14	あいさつはこころのリボン：げん気にあいさつ	児童	32-33	1 年次,「じょうずにあいさつ」できたかどうかを月ごとに色分けする
	15	あいさつはこころのリボン：げん気にあいさつ	児童	32-33	2 年次,「じょうずにあいさつ」できたかどうかを月ごとに色分けする
	16	あたたかいこころをとどけよう：あたたかいこころで	児童	37	「小さい子」や「お年より」に「あなた」が「できること」を書く
	17	同上	教員，家庭	同上	「先生・いえの人から」
	18	ともだちといっしょ：ともだちとなかよく	児童	40－41	「ともだち」からもらった「はげまし」や「うれしかった」言葉を書く
	19	ありがとうをさがそう：ありがとうがいっぱい	児童	45	「ありがとうカード」を書く
自然・崇高	20	生きものをそだてよう：しぜんとなかよく	児童	48	「花のたね」の生育を記録する
	21	同上	児童	62－63（改訂）	1 年次,「しぜん」のなかで「見つけたこと」を書く
	22	同上	児童	同上	2 年次，同上
	23	みんなみんな生きているよ：いのちきらきら	家庭（聞取）	53	「あなたが生まれたときのはなしをいえの人にきいてみましょう」
	24	同上	児童	54－55	「げん気だなってかんじ」た時を書く
	25	こころいっぱいにかんじよう：うつくしいものをかんじて	児童	58－59	「うつくしい」や「ふしぎだな」と感じたことを書く
	26	同上	教員，家庭	59	「先生・いえの人から」
集団・社会	27	みんなのものだもん：みんなのものを大せつに	児童	64－65	学校，公園，図書館での「あなたのしっているきまり」を書く 改訂版では見出しが「みんなで楽しく気もちよく」に変更
	28	同上	児童	74－75（改訂）	1 年次,「大切につかっているもの」などを書く

	No	見　出　し	書き込む主体	ページ	備　考（指示文など）
集団・社会	29	同上	児童	同上	2年次，同上
	30	大切なそれぞれのしごと：はたらくっていいね	児童	79（改訂）	1年次，「わたしのしごと」を書く
	31	同上	児童	同上	2年次，同上
	32	同上	教員，家庭	同上	「先生・いえの人から」
	33	かぞくが大すき：かぞくっていいね	家庭	67	「こんな人にそだってほしい」という「ねがい」を書く
	34	同上	児童，家庭	69	「かぞくのやくに立った」ことを書く
	35	同上	児童	83（改訂）	同上，改訂版では1，2年次に分割 「いえの人にもかいてもらおう」が削除
	36	おせわになってます！：学校大すき	児童	73	「みんなでできること」を書く
	37	同上	児童	87（改訂）	同上，改訂版では1，2年次に分割
	38	同上	職員（聞取）	84（改訂）	「学校でおせわになっている人たち」に聞き取る
	39	あなたがそだつまち：わたしをそだてるまち	児童	76－77	「あなたのまちのすてきなところ」を紹介する「しんぶん」を作る
その他	40	がんばったようれしかったよできるようになったよ!!	児童	94-95（改訂）	1年次，指導要領4つの視点について書く
	41	がんばったようれしかったよできるようになったよ!!	児童	同上	2年次，指導要領4つの視点について書く
	42	あのね…こんな道とくのべん強をしたよ	児童	96－97 （改訂）	1年次，「道とくの時間にべん強したことを家の人に教えよう。」
	43	同上	児童	同上	2年次，「道とくの時間にべん強したことを家の人に教えよう。」
	44	同上	家庭	同上	1年次，「家の人から」
	45	同上	家庭	同上	2年次，「家の人から」
	46	こころのアルバム	児童	78－79	
	47	心のアルバム1，2年	児童	98－99 100－101 （改訂）	「うれしかったこと，楽しかったことなど」を書く 改訂版では1，2年次に分割
	48	家の人からの手紙	家庭	102－103 （改訂）	「お子様の成長のために，前向きなメッセージをおくってください。」
	49	同上	家庭	102－103 （改訂）	1年次，同上
	50	同上	家庭	102－103 （改訂）	2年次，同上
	51	同上	家庭	102－103 （改訂）	3年次への進級前，同上

巻末資料 2.『私たちの道徳』初版・改訂版における書き込み欄

	No	見　出　し	書き込む主体	ページ	備　考（指示文など）
その他	1	あなたのことを教えてね	児童	6－7	1年次,「すきなたべもの」,「すきなあそび」,「とくいなこと」などを書く
	2	あなたのことを教えてね	児童	同上	2年次，同上
自分自身	3	きそく正しく気もちのよい毎日を	児童	13	1年次,「きょうかしょ」,「ランドセル」など「たしかめた日」を記入する
	4	同上	児童	同上	2年次，同上
	5	同上	家庭	同上	「家の人から」
	6	同上	児童	14	「かたづけ」について「どうすれば気もちよくすごせるか」を書く
	7	同上	児童	15	1年次,「本」,「ふく」など「たしかめた日」を記入させる
	8	同上	児童	同上	2年次，同上
	9	同上	家庭	同上	「家の人から」
	10	自分でやることはしっかりと	家庭	23	「家の人から」
	11	同上	児童	24	1年次,「じぶんでやらなければならないこと」ができたら色を塗る
	12	同上	家庭	24	1年次,「家の人から」
	13	同上	児童	25	2年次,「じぶんでやらなければならないこと」ができたら色を塗る
	14	同上	家庭	25	2年次,「家の人から」
	15	よいと思うことはすすんで	児童	36	1年次,「あなたができたよいと思うこと」と「できたときの気もち」を書く
	16	同上	児童	37	2年次，同上
	17	すなおにのびのびと	児童	45	「正直にできたときの気もち」を書く
	18	同上	児童	46	1年次，1日を「のびのびと明るい気もち」で過ごせたら色を塗る
	19	同上	家庭	同上	1年次,「家の人から」
	20	同上	児童	47	2年次，1日を「のびのびと明るい気もち」で過ごせたら色を塗る
	21	同上	家庭	同上	2年次,「家の人から」
他者	22	気もちのよいふるまいを	児童	54－55	「毎日の生活」での「あいさつ」を書く
	23	同上	教員，家庭	55（改訂）	「先生・家の人から」
	24	同上	児童	56	1年次,「できるようになりたいあいさつ」を書く,「あいさつができたら」色を塗る
	25	同上	家庭	56	1年次,「家の人から」
	26	同上	児童	57	2年次,「できるようになりたいあいさつ」を書く,「あいさつができたら」色を塗る
	27	同上	家庭	57	2年次,「家の人から」
	28	同上	児童	58	「あいさつができたときの気もち」,「あいさつをされたときの気もち」を書く
	29	同上	家庭	58	「家の人から」
	30	同上	児童	59	「ほかにどのようなれいぎがあるか」を書く

	No	見　出　し	書き込む主体	ページ	備　考（指示文など）
他者	31	あたたかい心で親切に	児童	66－67	「小さい子」や「お年より」に「どのようなことをするとよろこばれる」かを書く
	32	同上	家庭	67	「家の人から」
	33	ともだちとなかよく	児童	76	1年次,「ともだちとなかよく」したことを書く
	34	同上	家庭	76	1年次,「家の人から」
	35	同上	児童	77	2年次,「ともだちとなかよく」したことを書く
	36	同上	家庭	77	2年次,「家の人から」
	37	お世話になっている人にかんしゃして	児童	86	1年次,「ありがとうをつたえたい人」への「気もち」を書く
	38	同上	児童	87	2年次，同上
自然・崇高	39	いのちを大切に	家庭（聞取）	91	「あなたが生まれたときの話を，家の人に聞いて書きましょう」
	40	同上	児童	91	1年次,「あなたの名前を，ていねいな文字で心をこめて書きましょう」
	41	同上	児童	91	2年次，同上
	42	生きものにやさしく	児童	102	1年次,「生きものをそだてたときのこと」を書く
	43	同上	児童	103	2年次，同上
	44	すがすがしい心で	児童	111	1年次,「すてきなものに出会ったときのこと」を書く
	45	同上	児童	111	2年次，同上
	46	同上	児童	114	1年次,「うつくしい」や「ふしぎだな」と感じたことを書く
	47	同上	家庭	114	1年次,「家の人から」
	48	同上	児童	115	2年次,「うつくしい」や「ふしぎだな」と感じたことを書く
	49	同上	家庭	115	2年次,「家の人から」
集団・社会	50	やくそくやきまりをまもって	児童	120	学校での「やくそくやきまり」を書く
	51	同上	家庭	120	「家の人から」
	52	同上	児童	121	町での「やくそくやきまり」を書く
	53	同上	家庭	121	「家の人から」
	54	同上	児童	122	「みんながつかうもの」を書く
	55	同上	児童	123	「みんながつかうもの」を「どのようにつかえばよいか」を書く
	56	はたらくことのよさをかんじて	児童	133	1年次,「みんな」のために「しごと」を「がんばったときの気もち」を書く
	57	同上	児童	133	2年次，同上
	58	家族のやくに立つことを	家庭	139	「家の人からのメッセージ」
	59	同上	児童	142	1年次,「家のてつだいをしたときのこと」と「気もち」を書く
	60	同上	家庭	142	1年次,「家の人から」
	61	同上	児童	143	2年次,「家のてつだいをしたときのこと」と「気もち」を書く
	62	同上	家庭	143	2年次,「家の人から」

	No	見　出　し	書き込む主体	ページ	備　考（指示文など）
集団・社会	63	学校の生活を楽しく	職員（聞取）	145	「学校でお世話になっている人たち」に聞き取る
	64	同上	児童	146	1年次，学校や学級のために「みんなでできること」を書く
	65	同上	家庭	146	1年次，「家の人から」
	66	同上	児童	147	2年次，学校や学級のために「みんなでできること」を書く
	67	同上	家庭	147	2年次，「家の人から」
	68	同上	児童	148	1年次，「すき」な場所や勉強など，「学校で楽しかったこと」を書く
	69	同上	児童	149	2年次，同上
	70	ふるさとに親しみをもって	児童	152－153	「あなたの町をしょうかいする新聞」を作る
その他	71	よいところを見つけたよ	児童	158（改訂）	1年次，「自分のよいところ」を書く
	72	同上	児童	同上	2年次，同上
	73	同上	家庭	159（改訂）	1年次，「家の人」に「あなたのよいところ」を書いてもらう
	74	同上	家庭	同上	2年次，同上
	75	同上	級友	161（改訂）	1年次，「ともだち」に「あなたのよいところ」を書いてもらう
	76	同上	級友	同上	2年次，同上
	77	同上	児童	同上	「あなたのよいところ」を読んだ感想を書く
	78	みんなとなかよく	児童	169（改訂）	「あなたがうさぎさんだったら，どうする」かを書く
	79	ほかの国のことを知ろう	児童	172（改訂）	1年次，「ほかの国からきたもの」を探して書く
	80	同上	児童	同上	2年次，同上
	81	道徳で学習したことを書きましょう	児童	158	1年次，「道徳で学習したこと」を書く
	82	同上	家庭	158	1年次，「家の人から」
	83	同上	児童	159	2年次，「道徳で学習したこと」を書く
	84	同上	家庭	159	2年次，「家の人から」

19 世紀のドイツ市民における決闘文化の内的風景

菅　野　瑞治也

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Das Duell in Deutschland verlor im Verlauf des 19. Jahrhunderts sein adliges Profil und entwickelte sich zu einer Veranstaltung des Bürgertums, das heißt, binnen eines Jahrhunderts haben sich Sitte und Brauch des Duells „verbürgerlicht“, deren Ursprung in der frühneuzeitlichen Adelskultur wurzelte und die von der Aristokratie bislang eifersüchtig gehütet worden waren.

Die hohe Anerkennung des Duellkomments in bürgerlichen Kreisen basiere schlicht auf der Tatsache, dass die Bürger die Allüren und Manieren der Aristokratie nachäfften — diese beliebte These sozialdemokratischer Duellgegner ist überhaupt kein überzeugendes Argument.

Warum das Duell garade auch für bürgerliche Männer ein so großes Faszinosum war, dass sie ihm ihr Leben zu opfern bereit waren, lässt sich vielmehr erst durch eine Innenansicht des Duells plausibel machen.

はじめに

いつの時代においても決闘に批判的な者たちは必ず存在したが，その一方で，19 世紀のドイツにおいては，市民による決闘の数は増加の一途をたどった。決闘当事者にとって最も重要であったのは，彼らの個人的体験，つまり，決闘とかかわりあうことになった個々の動機である。これらに関する様々な証言を分析すれば，次のことがわかる。

即ち，決闘の社会的・文化的意味は，市民階級の男たちが，憧れの貴族の礼儀作法を単純にコピーしたとか，社会制度上の強制へ盲目的に服従したとかという点に求められるわけではないということである。「市民階級の中で決闘の慣習が認められているということは，市民の男たちが，貴族の振舞いと作法をそのまま猿まねし，彼ら自身が極めて封建的であるがゆえに，その病的なまでの階級意識のもとで一つの悪習に順応したという事実に基づいている」[1] という社会民主主義の決闘反対者のテーゼは，市民の決闘の意義を正しく説明しているとは到底考えられない。

市民階級の男たちが，決闘を正当化・理想化するために実に多くの崇高な言葉と表現を見つけ出し，決闘のために自分の命を犠牲にすることができるほど，何故決闘がこれほどまでに 19 世紀のドイツ市民の男たちを魅了したのか，その理由については，むしろ，決闘の内なる風景，即ち，決闘に至る個々の動機ときっかけを正確に把握することで，ようやく納得のいく説明が可能

となるであろう。本論の目的は，19 世紀のドイツにおける市民階級の男たちの決闘にかかわる内的風景を浮き彫りにし，決闘が彼等を魅了した理由を可能な限り明らかにすることである。

1．決闘のブルジョア化

1800 年から 1869 年の間にプロイセンで決闘を行った者の数は 232 名であり，その内の 44％にあたる 101 名は貴族階級の男たちであったが，1870 年から 1914 年の間においては，303 名が決闘を行い，その内の貴族の割合は 19％に激減した[2)]。貴族階級の男たちによって大切に守られてきた決闘の慣習が，19 世紀という時の経過の中でその特権的・排他的・貴族的性格を急速に失い，市民階級の一つのイベントに姿を変えていったという事実が，この断片的な決闘の統計に反映されている。つまり，貴族，或いは，将校や学生だけの特権であった名誉をめぐる決闘は，僅か 1 世紀の間に完全に「ブルジョア化」したのである。

(1)　貴族の特権

このような状況のもとで，19 世紀前半以降，決闘の作法とルールを記した決闘入門書・案内書といった所謂「決闘ハンドブック」がドイツ国内の至る所で刊行されるようになる。それらの先駆けとなる 1804 年に書かれた著作には，「名誉について正しい判断を下せるのは貴族だけであり，一方，貴族でない者は，決闘をどのようなやり方で行うべきかを全く知らない」[3)] と書かれてある。実際，貴族の男たちは，子供の頃から，名誉と騎士道の儀式的デモンストレーションに特別に大きな価値を置く環境の中で育て上げられ，一方，市民階級の少年たちは，その成長過程においてそうした環境とは無縁であった。

決闘が貴族だけの特権であるという考え方は，19 世紀前半のドイツにおいては依然として根強く残っていた。当時の貴族の代弁者たちは，理想を絶えず追求する貴族の性質と，誰にも左右されない自立した貴族の人格を称揚し，一方，経済的なものに絶えず制約されている市民はこのような貴族の特性を欠いているとして，市民階級に非難を浴びせている。彼らの考えに従えば，何世紀にも渡る長い時間をかけて貴族が獲得することができた世襲の地位・身分という社会的・文化的優位性は，己の社会的承認を獲得するために絶え間なく戦わなければならない市民によって，そう簡単に取り戻せるものではなく，自由なしきたり・慣習，或いは，洗練された礼儀正しさは，結局のところ，経済的・社会的諸条件が長い時間恒常的に安定してきたところにおいてのみ保持されることができるのである。つまり，高貴なものは，長い時間をかけて習慣化されることによって初めて天性となるのであり，決闘もまた時の経過とともに貴族の天性となった，と彼らは主張したのである[4)]。

例えば，騎士の名誉は貴族の属性であると明言する貴族階級を代表するシェツィー（1806–1865）は，「決闘は，これほどまでに低落した貴族の偉大さを示す最後の名残・痕跡である」と述べ，財産の取得を自己の人生に必要不可欠な課題としている市民の間での決闘の「ブルジョア

化」を激しく非難している[5)]。

⑵　教養と市民

それに対して，当時の市民階級の代弁者たちは，決闘を伝承するに値する貴族の唯一の伝統と見做し，決闘の属性としての「名誉のより高き自律性」を明確に擁護しながらも，その「名誉のより高き自律性」を貴族だけに委ねようとはしない。むしろ，そのような自律性を，彼らは，「教養があると感じている男たちの胸の内で醸成されるもの」であると，つまり，ある男がその名誉の恩恵にあずかるかどうかを決定するのは，受け継がれてきた特権ではなく，その男の「教養」（Bildung）であると考えたのである。それに従えば，決闘は，もはや貴族だけの特権ではなく，19 世紀のドイツで政治・社会・文化の各分野にわたって強大な影響力を誇った超エリート層である教養市民層（Bildungsbürgertum）の男たちが，自身の名誉を回復するための手段としても用いられるべきものであったのである[6)]。

バイエルンのある枢密顧問官は，これと同じような論拠を示している。彼は，「教養は，決闘を行なう資格がある男たちに共通する指標である」として，教養の中に，言わば，貴族に列する力とエレメントを認めた[7)]。このような定義づけの試みは，バイエルンの憲法の中で保証されていた市民の権利の平等という原則を考慮していただけではなく，その経済的・文化的資本によって，大多数を占める下層・中層階級の市民から際立っていた上層階級の市民たちが，特別な名誉を要求する権利を主張し，それを決闘によって確立させようとしていたという当時の事情を顧慮したものであった。

19 世紀になって，貴族と上層階級の市民がサロン等で交流を深め，貴族階級と市民階級の公務員や将校が職業的にも社会的にも互いに交流し，貴族の男たちが，自らの社会的地位・身分を損なうことなく，娘を富裕な市民階級の公務員や商人と結婚させることが現実のものとなると，それに応じて，貴族たちは，市民階級の男たちが自らの名誉を要求することをもはや思い上がりとは思わなくなり，市民による名誉の要求を，貴族階級と市民階級という両階級の社会的・文化的融合の象徴として受け入れはじめたのである[8)]。ある貴族が，彼によって侮辱を受けた市民階級のある男からの名誉回復を，即ち，決闘の申し入れを拒絶し，裁判所に訴えさせるということは，19 世紀の経過の中で極めて稀なケースになっていき，貴族と市民，或いは，市民と市民の間で行われる決闘は，むしろ，日常化していくことになる[9)]。

他ならぬ「教養」が，或いは，「啓蒙主義的な高度な教育」が，決闘する資格・権利を得ようと努力していた上層階級の市民の共通的特徴であるということが一般的に認められたという事実は，ドイツ市民の同権化のプロセスにおいて認められた特徴と同様に，極めて大きな意味を持っていた。「教養」は，市民にとって社会的出世の役に立つというような人生におけるその実際的，直接的な活用という側面を越えて，貴族と同じ権利を手にしたいという市民の願望と理想像を公式化し，その正当性を証明することを可能にする力を有していた。

2．19 世紀のドイツにおける市民の理想像

(1)　教養小説

18 世紀末から 19 世紀にかけて，ドイツにおいては，市民悲劇と並んで教養小説というという新たなジャンルが確立されていった。この教養小説においては，市民がポジティブな主人公として登場し，外部の世界との争いに満ちた対決を通じて成長していき，市民，男，そして，人間としてのアイデンティティーを形成していくのである。

教養小説の中でも最も古典的なゲーテの『ヴィルヘルム・マイスター』の主人公は，故郷の家を後にし，旅に出る。誠実で真面目な商人である義兄弟とは異なり，彼は，「自分で自己の人格を完成させる」という夢にあくまでも固執し，ただひたすら目の前にある「仕事をこなし，片づける」市民になろうとはせず，「より広い領域で活動する」ことを望む。そして，貴族を賛美しながら，彼は次のように述べる。

> こう言って差し支えなければ，ドイツでは，個人的な精神修養・人格の完成は，貴族にのみ可能である。市民は，仕事と地位を手に入れ，最も苦しい困難を乗り越えて，その精神を発展させることができるが，その際に，その人格と個性は失われる。それに対して，貴族には，どこででも前に向かって押し進むことが許されている。……市民は，『君は何者だ？』と尋ねることは許されず，『君は何を持っているのだ？』と尋ねることだけは許されている。市民は，役に立つ人間になるために個々の能力を鍛え上げなければならない。市民は，たった一つのやり方で自己を有用な人間にするために，他のあらゆることをなおざりにしなければならないので，その本質において人格の調和的発展を求めてはならないということが，既にその前提としてある[10)]。

1792 年，大学教授クリスティアン・ガルヴェは，これと同様の考察を行なっている。彼は，誇りをもって自分自身のことを「市民階級」の男と呼んでいるにもかかわらず，市民階級の不完全でぎこちなく不自然でわざとらしい振る舞い方に対する批判を惜しまない。貴族の上品で自由な立ち居振る舞い・礼儀作法と，その身分を代表するにふさわしい公的な場面での振る舞い方を常に心がけている貴族の調和のとれた人格を賛美するヴィルヘルム・マイスター（ゲーテ自身の分身）と同じように，ガルヴェもまた，貴族の最高の形で洗練された礼儀作法，完璧なまでに洗練された社交上のつき合い方，そして，本物のエチケットなどといった貴族の長所を称賛している。そこに，何か作為的で誇張された，或いは，どこか気取った一面が感じられるとしても，ガルヴェに従えば，貴族階級に属する女性と男性は，学者や富裕な商人といった上層市民階級に属する者たちよりも，人間としての完璧さとコスモポリタニズム的世界市民という理想像に本質的に遥かに近いところに位置しているのである[11)]。

18 世紀後半に興った新人文主義における「教養」は，専門的な人間形成・教育と一般的な人

間形成・教育の緊密な結合を目指すものであった。職業上の実践的な知識と，非実用的な活動の両方を同時に志向するこの二重のプログラムは，「教養」を近代市民世界における一つの重要な支柱とならしめたと同時に，その実践的「教養」を理論的に否定し，批判する考え方をも齎した。単なる実用的・実践的な知識を軽視し，文学や歴史といった古典的な領域を重視することで，市民たちは，自分たちが貴族の生活様式と精神文化に近づくための崇高なユートピアを自らの手で生み出そうと努めた。そのような考え方の中心には，『ヴィルヘルム・マイスター』の「多方面にわたる調和的な人格の完成」という，つまり，高潔な人間＝貴族は，実用的な知識を身につける代わりに，徳を涵養し，自律的な個人の確立と完璧に近い人間・人格形成を目指すという理念が据えられていた。前述の『君は何者だ？』と尋ねることが許されているのは，無論「貴族」だけということになる。新人文主義者たちは，高貴な地位・身分を生得的に持っている貴族に対抗するために，市民は，「教養」と「財産」を後天的に自力で獲得しなければならないと主張した。ドイツにおいては，「財産」よりも「教養」が市民によって重視されたが，それは，教養が，「財産を持っている市民にもそうでない市民にも，原理的に獲得可能であったため，一層共通の不変的な指標となり得た」からである。結局のところ，ここでいう「教養」とは，該博な「知識」を指すのではなく，生涯にわたる人格形成・厳しい自己追求・自己洞爺を意味し，そこでは，人間個人の内面を弛まなく発展させていく過程そのものが重要であった[12)]。

このような背景のもとで，18 世紀末から 19 世紀にかけて，ドイツの市民階級の男たちの多くは，貴族の名誉に関する考え方を，個人の中に根差した，目的にとらわれない非物質的なものとして捉え，自律的な人格・個人の崇拝を極端に推し進める決闘において名誉を得るという考え方を擁護しようとし始めていた。「自分という個人の価値を自分自身で守り通す」という決闘信奉者の要求は，個人主義的な考えの信奉者にもやがてそのまま迎え入れられるである。

⑵　19 世紀の教養市民層

決闘を心から信奉するプロイセンの将校フォン・シュールマンは，決闘の中に「社会的強要・重圧の表現」のみを見出そうとする考え方に異議を唱え，「決闘という考え方は，闘争能力にすぐれた，誰にも依存しない個人の感情の中に根づいているものであり，まさにその点に決闘という考え方の正当性がある」と主張した。彼はさらに，「社会のある種の機関や団体の中にそのような圧力・強制力を与えるものがあるということは確かに否定できないが，我々は，このような社会的圧力・強制力を過大評価しないように用心し，それぞれの個人の内にあるファクターにより多くの注意を払うべきである」とも述べている[13)]。

そして，そのようなファクターは，当時の教養人の内に見出される本質的特徴の一つであり，実際のところ，19 世紀後半のドイツにおいて，決闘はほとんどの場合，この時代の文化の高みを自ら体現している教養市民層の間でもっぱら行われていた。このような現象は，まさに，「教養」自体の属性である二つのファクター，即ち，「個人の名誉」と「人格・個人の尊重」にその理由が求められるのである。

18 世紀終わり頃ドイツに登場した「教養市民身分」（der gebildete Bürgertum）と呼ばれる階層は，19 世紀に入ると，イギリスやフランスの知識層とは異なる「教養市民層」というドイツに固有な階層へと発展していくことになる。この階層に属する者は，等しく大学教育を受けた者であり，予備将校の資格を共有するなど，自分たちの間だけで交流し合う「集団内的志向」を示す極めて排他的な集団を形成していた。ドイツの教養市民層は，国民全体の公的文化，世論を作りだす「文化エリート」集団であった。具体的には，大学教授，ギムナジウム教師，裁判官，高級（行政）官僚，プロテスタント聖職者などと並んで，医師，弁護士，著作家，芸術家，ジャーナリストなどの自由職業者がこの「教養市民層」を構成していた。それに対して，貴族は当然のことながら，カトリック教徒，小学校教師，技師・技術者，労働者などは，この階層に含まれなかった[14)]。

19 世紀という時の経過とともに，市民が貴族に対する自己意識を次第に強く持ち，「自分で感じる」ことを学ぶようになり，それに応じて，決闘も漸次市民層に馴染んでいき，結果的に教養市民層の男たちの大部分が決闘を信奉するようになっていった。それは，市民による「貴族の習慣の猿まね」ではなく，教養市民層は，他ならぬ自分たちのために決闘を擁護・育成していったのである。

一方，18 世紀に至るまでは，何よりも自分の名誉を守ることを重んじていた貴族，将校，学生，そして，一部の市民階級の役人が，決闘を心から信奉していたのに対して，日々の利潤をただひたすら求する市民階級の商人や企業家が決闘から一定の距離を置き，ほとんど理解を示さなかったのは当然のことであった。

「収益」対「奉仕」，「利益」対「名誉」という表現の中に 19 世紀の時代精神は集約されているといってもよいが，19 世紀後半におけるドイツ帝国の教養市民層においてもまた，蔓延する「物質主義」に対する反発と不信感が幾重にも渦巻いていた。決闘は，当時の多くの同世代人には，市民社会で彼らが不満を抱くすべての事柄に対する一つの示威的な抵抗と見做された。自由主義者の決闘信奉者カール・ヴェルカーは，決闘を「物質主義と卑劣さによる屈辱に満ちた支配から身を守るための最も強固な武器」と呼び，また，保守主義者たちは，決闘を「我々の時代における物質主義的な趨勢と釣り合いをとる数少ない平衡錘の一つ」と見做した。さらに，ライプツィヒのブルシェンシャフトに所属するある学生は，1871 年，「物質的・経済的利潤と小商人的モラルの道から我々を連れ出してくれるもの」として決闘を称揚し，また，ドイツ貴族組合のある会員は，1896 年，決闘は「実益，成功，権力，享楽を礼賛する糞リアリズムの発展に歯止めをかける防壁」であると公言して憚らなかった[15)]。

しかしながら，市民たちは，決闘を利己的な収益主義に対抗する手段との一つと見做しただけではなく，自分たちを実体のない礎石と見做し，好きなように利用しようとしている強大な国家に対して，決闘することで反抗したのである。つまり，決闘を行なうことによって，市民たちは，全ての個人・個性・人格と自尊心が近代的国家市民という泥濘の中に埋没して消滅するわけではないということを，表明しようとしたのである。近代国家市民（公民）は，国家の最小構成単位

として無数の民衆の中に姿を隠すために，自分の全人格・個性を放棄しなければならないという時代の要請を前にして，決闘信奉者たちは，個人の尊厳・高潔さ・気高さにあくまでも固執し，決闘をすることによって個人で個人を擁護した。

保守主義者フォン・ガウヴァインは，個人の発展の可能性を徹底的に制限しようとする絶大な力を持つ国家を罵り，「個人の支配機関」を再生し，国家の介入から個人を守るものとして決闘を称揚した。また，自由主義者フリードリヒ・レーマーは，ヴュルテンベルクの領邦議会における決闘罪に関する審議の際に，「私は，自分の肉体・生命・健康を意のままにすることを刑事裁判官が私に禁じるという権利を，国家に対して認めることはできない」と述べ，決闘に対する刑事量の軽減化に賛成の意を表している[16]。プロイセンの自由民主主義者ハインリヒ・シモンもまた，「己の名誉に対する攻撃を自分自身できっぱりと撥ねつけるという男たちの権利は，名誉を自身で守るという意味で，譲渡不可能な男の権利である」と見做し，決闘を，その権利を行使するための秩序ある手段として認めた[17]。

⑶　決闘に対する市民のアンビバレントな態度

レーマーやシモンは，無条件の決闘信奉者であるということを自任していたわけでは決してなく，むしろ，シモンは，19 世紀の市民の男たちの多くが決闘に対して如何にアンビバレントな態度を示していたかということを，彼自身で体現している。シモンは，名誉の問題に関しては自分の責任において行動し，国家の審判を受け入れないことに固執する一方において，他方では，決闘が個人の先入観・偏見に基づくものであり，その論理は個々のケースによって理解が困難であるということも認めている。1828 年，シモンは，ある男と決闘を行なった後で，自分の両親に宛ててこう記している。

> 今回の決闘のきっかけとなった最初の言い争いに遡るとしたら，また，極めておそまつで些細なきっかけに思い至るならば，そして，今その恐ろしい結果を考えるなら，私の心は今，痛みと恐怖心で張り裂けそうです[18]。

目に見えないある力がシモンを追い立て，彼は，当時の市民社会の他の男たちと同じように，一つの慣習の力から逃れることができなかったのである。

それにもかかわらず，貴族の名誉に関する不文律，即ち，貴族の決闘作法は，シモンにとって，「外的重圧・圧力」に基づく単なる強制的慣習ではなくて，彼は，「内なる（内在的）確信」[19] に基づいて，その貴族の名誉に関する不文律である決闘作法に従ったのである。あのカール・マルクスでさえ，1858 年，「一つの重要な人間関係」がそこで問題になっている限りにおいて，決闘のある種の正当性を認めている。それに対して，「ある決闘が，単に世論に対して儀礼上なされたとしたら，それは，一つの茶番，或いは，一つの階級の儀式であり，それ故，すべての民主主義者たちからシニカルなあざけりをもって拒絶されるであろう」[20] とマルクスは言明している。

マルクスは，「決闘は，それ自体，合理的・理性的なものではない」と考え，「過去の文化段階の聖遺物」と見做したが，男たちが決闘という手段を用いることには一定の理解を示した。彼はラサールに宛てて，「個人は，決闘が唯一の解決手段と思われるほど，お互いに耐えがたい対立関係に陥る可能性はある」と記している。マルクスのこの言葉は，そのような個人と個人の対立に適当な空間と場所を提供できない社会と，法と権利を盾にすることしか知らない当時の市民の生活環境の偏狭さを示している。市民が時折このような境遇に抵抗し，彼個人の人格を主張するために，ある種の封建的な形式の助けを求めることを，マルクスは納得のゆく正当なものであると考え，決闘を「例外的状況における」必要悪として認めたのである[21)]。

マルクス自身，ギムナージウムから大学に至るまで，個人主義礼賛という時流の中で社会生活を送ったわけであり，そのような個人礼賛が最初からレジスタンス的特徴を持っていたことを考えれば，彼が決闘を容認したとしても何ら不思議ではない。かつて初期近代の貴族たちが絶対君主制における決闘の審問に抵抗したのと同様に，19 世紀の市民たちもまた，市民が置かれた境遇と国家の絶大な権力に異議を唱え，自らの自立的な名誉の確立に固執したのである。「労働」，「業績」，「理性」などといった市民生活上の規範と，「決闘」という概念は正反対に位置するものであったが，個人の名誉という点においては，貴族のそれと市民のそれがこの時代において完全に融和し，統合された。教養，人間形成という考え方に内在する個人・人格と全体・総体性を志向すること，自律性と自己責任の獲得を目指すこと，そして，国家からの監督を拒絶すること ── これらのことが決闘の中でまさに体現化され，階級的に自分たちと下級市民層に一線を画したいという中・上流市民層の欲求は，名誉をめぐる貴族の決闘という慣習を受け継ぐことによって満たされたのである。

この名誉に関する当時の教養市民層の概念は，この時代の細分化のプロセスに反抗する自律的な個人という考え方と結びついていた。ある種の侮辱によって，その人間個人全体の生存権が攻撃に晒されていると感じた者にとって，攻撃してくるその相手に向かって自分の全人格を投げつけるということ以外の可能性は考えられない。個人の名誉が不可分である以上，あらゆる名誉毀損はその個人への侵害と見做され，その当事者は，決闘において，自分の精神的不可侵性を守るために彼の全存在を投入する。それによって，その侮辱を受けた個人は，自分が互いに独立した人間の群れと無数の心に分裂することに逆らい，「頭と心」の一体化にどこまでも固執することを証明しようと試みるのである[22)]。

3．自律的な個人と決闘

(1)　個人的なもめ事と職業上のもめ事

18 世紀において既に軍人に強要されていた「個人的なもめ事と職務上のもめ事を切り離して考えるという態度」は，19 世紀の市民生活においても徐々に浸透していった。例えば，1874 年，ハーナウの裁判所判事ヴィルヘルム・オジウスは，当地の市長カール・カシアンを侮辱するよう

な発言をしたという理由で，カシアン市長からピストルによる決闘を申し入れられた。それに対してオジウスは，「カシアン市長に対する私の発言は，単に彼の仕事に対してのみ向けられたものであり，彼の個人的な事柄について述べたものではない。私はカシアン市長の立派な人柄を高く評価している」と説明すると，カシアン市長は決闘の申し入れを撤回した。ここで我々は，「オジウス判事は，彼に申し入れられた決闘を回避するために，職務上の侮辱と個人的な侮辱を区別することを巧みに利用した」と考えることも可能であろう[23]。

しかし，社会的にも職業的にも高い地位にあるこの二人の男たちを一先ずは決闘を拒絶する気にさせたのは，決闘に対する両者の臆病さではなく，むしろ，両者の頭の中には，ある男が自分の職業上の立場に基づいて取った行動は，彼が個人として責任を負うべき行動とは異なるものであると考えるべきであるという確信があったと解釈すべきであろう。職業上のもめ事に関しては，正邪を決定する，中立的で個人的な感情の入らない裁判所が存在する一方において，個人的なもめ事に関しては，この時代の人々は，個人的に，決闘による名誉回復を要求したり，それに応じたりする可能性を依然として残していたのである。

19 世紀後半のドイツにおいては，医者であれ，弁護士であれ，公務員であれ，商人であれ，会社員であれ，市民の多くは，仕事上何らかの理由で攻撃されたり，何らかの侮辱を受けた場合，或いは，仕事上の不適切な言動によって非難を受けた場合，すべてのもめ事を裁判所に委ねることができたが，それに対して，個人的な名誉毀損は，当時，法によって裁くことはできないものであり，市民たちは，個人の人格の不可侵性に対する権利を主張するために決闘の場に立った。ある市民がある市民に対して個人的な侮辱を与えた場合は個人的な攻撃と理解され，侮辱を与えられた方が侮辱を与えた者に決闘を申し入れることがこの時代の慣例であった。

⑵　個人的侮辱と個人的責任

決闘においては，原則的には「書かれること」も「語られること」も，また，「論証されること」も「議論されること」もなく，また，侮辱を受けた者が，その相手を激しく非難したり，証拠を並べ立てて相手の言動の不当性を認めさせたりすることもなければ，侮辱した者が，なぜ侮辱したのかを説明することもなかった。何よりも大切なことは，その男が決闘をして，そのための全責任を自分で引き受けるということであり，たとえ侮辱したことを正式に詫びることを申し出たとしても，その責任を軽減することはできなかったのである。

侮辱した者が，相手の名誉を傷つけたということを自覚していない場合でも，また，相手を侮辱しようという意図が全くなかったとしても，相手から決闘を要求された時はそれを受け入れる義務と責任があった。一方，自分の個人的名誉を汚されたと感じた者には決闘という選択肢しかなかった。なぜなら，そうすることによってのみ，自分がそのような侮辱に耐えられる男ではなく，それを行動で証明するために身命を投げ打つことのできる名誉心の強い男であることを，世間と他の市民階級の人間たちに示すことができたからである。侮辱を受けた者にとって，侮辱を与えた者の個々の意見や主張は取るに足らぬことであり，また，復讐心も決闘の申し入れの際に

如何なる意味も持たなかった。なぜなら，結局のところ，決闘は，侮辱を与えた者がその侮辱を撤回することも，また，侮辱した者を処罰することも目的にしていなかったからである。

個人的責任が要求される時代の中で，市民階級の男たちは，自分の自律性を自ら自発的に放棄する人間と見做されることを嫌った。ドイツにおける 19 世紀後半の決闘反対者ですら，個人的な侮辱には個人的責任が伴ってしかるべきであると考え，名誉にかかわる問題を罰金で処罰するというイギリス式のやり方を軽蔑した。給付と反対給付を会計帳簿的に比較するというような，近代の市民の時代に適合したかに見えるこの物質主義的原理は，個人的名誉という非物質的な考え方とは全く不釣り合いなものであった。テオドール・フォンターネは，彼の小説『エフィ・ブリースト』の中で決闘という儀式を極めて非人道的なものとして描いたが，その彼でさえ，全てを金で片づけるやり方を決して理想的なものとは見做さなかった。

イギリスにおいては，知識層は当然存在したが，社会を牽引するドイツの「教養市民層」のような階層は形成されず，従って，イギリスの市民層は，決闘という一つの貴族文化を血肉化することなく，単にコピーするにとどまったのである[24]。その結果，19 世紀後半になっても依然として決闘熱が収まらなかったドイツとは異なり，1850 年頃，決闘の慣習はイギリス社会から完全に消滅した。

⑶　ナルシスト的自己感情

当時の市民たちの信念は，自分自身の行動に責任をとり，全人格をもって自分の言動を擁護・弁護し，そして，絶大な力をもった国家を盾にして安全な場所に身を隠すようなことは決してしないことであった。このような信条を掲げる市民階級の男たちは，一種のナルシスト的感情を抱いており，その感情は彼ら個人のすべての発言に大きな重要性を認め，その発言から首尾一貫性のない恣意的な印象を拭い去ろうと努めた。そして，決闘において，このナルシスト的自己感情は，「あらゆる生の表出・表現が瞬間と気分の領域を超えることによって，完全な有効性・妥当性を得る。……彼のあらゆる言動の原則にまで高められた，許せないという感情によって，決闘をする義務を負ったその男は，」[25] 自己のナルシスト的感情にその身を委ねるのである。

このような「自分自身に対して極限にまで高められた敬虔さ」，即ち，ナルシスト的感情は，その市民を常に厳格な自己規律と正確な自己省察へと促し，自分が個人的敬意を越えたり，或いは，他者が自分にあまりにも近づきすぎたと感じた場合，その市民に妥協のない行動を要求した。彼が自身の外的及び内的不可侵性をより重んずれば重んじるほど，彼は，より鋭敏に，そして，機械的に，実際の，或いは，予想される攻撃に反応しなければならなかった。誰かの言動が自分に対するそのような攻撃であると彼が判断した場合，彼にはただちに相手に決闘を要求する義務があったのである。決闘をする権利・資格のある社会のあらゆるメンバーから暗黙の合意で侮辱的言動と見做されるようなある種の表現や行動は勿論存在したが，個人の感受性・敏感さ・繊細さには際限も限度もなく，そのため，決闘を要求するに至るきっかけは至る所に転がっていた。相手を見下すような発言や，誤解を招くような行動は，容易に口論のきっかけとなり得たし，そ

うこうするうちに挑発的な言葉が発せられ，その後必然的にどちらかが決闘を申し入れるということが頻繁に繰り返された。

そのような状況を，トーマス・マンは，1924 年に刊行された彼の小説『魔の山』で見事に描出しており，この小説は，同時に，第二次世界大戦前の社会とそのイデオロギー的な底流という印象的なパノラマを描いている。性格・思想が両極端な二人，ナフタとゼッテムブリニが毒舌を応酬しあって激しい議論を行なう場面で，ゼッテムブリニは，「おまえの言っていることは，つかみどころがなくて，極めて曖昧だ」と言ってナフタを罵り，挙句の果てには，ナフタの論拠を「下劣だ」と言い放つ。この言葉を自分の名誉に対する侮辱と感じたナフタは，彼に決闘を申し入れる。「男たるものは，日々ラジカルな状況に陥る可能性がある。自分の人格で，自分の腕で，そして，自分の血で，己の精神と理想を擁護できない者は，価値のない存在である」[26] からに他ならない。

⑷　決闘における精神的要素

特に「超俗的な」エリートたちにとって，決闘は，彼らの頭でっかちな面を正し，心と頭，肉体と精神，情念と理性を，名誉というフィールド上で互いに融和させる個人的な挑戦のように思われた。決闘という行為の内に野蛮な暴力しか認めないという考え方を主張する者は常に存在していたが，実際のところ，決闘は単なる「動物的な」体力以上のものを当事者に要求したのである。決闘の際には，肉体的な強さと器用さだけではなく，精神的要素が大きな役割を果たした。この精神的要素がより明確に現れるのは，ピストルを用いた決闘の場合である。ここで決定的となるのは，肉体的な要素だけではなく，恐怖と不安のあまり，視線が定まらなくなり，また，ピストルを持つ手が震えてしまうということにならないような，精神的な強さがあるかないかということである。

いずれにせよ，常に横たわっている死の危険に対して沈着冷静に立ち向かい，「肉体のシステム」を「意志と精神の支配」に委ねるということは，極めて困難なことであった。決闘信奉者の中には，生への強い執着と強力な動物的衝動を克服することによってのみ遂行され得る決闘の内に認められる，反肉体的・精神的・理想主義的特徴を極端なまでに賛美する者もいた。決闘において，無責任にただ享楽することを欲する肉体は，肉体の中に本来内在している生の原理を放棄し，死の可能性にその身を晒すことを強いられ，意志が，即ち，精神的原理が肉体的原理にその瞬間打ち勝つのである[27]。

二人の決闘者は，立会人と介添え人や医者に囲まれながらも，決闘が始まった瞬間から二人だけでお互い対峙し，相手のピストルの弾かサーベルの一撃によってもたらされるであろう死と常に隣り合わせにいるのである。このような精神の極限状況において，沈着・冷静であり続けるためには，決闘者に過度の自制心と情動制御が求められたが，このこともまた，決闘によって体現化される密かな教化目的の一つであった。

19 世紀の終りから 20 世紀の初めにかけて書籍市場に現れた決闘入門書や決闘規範集は，確か

に，決闘者が「異常な心的状態」にあるということを前提にしていたが，同時に，「興奮や過度の神経過敏」を自分でコントロールし，自分で自制心を養うということを要求していた。決闘者が，極度の神経の緊張から気を失ったり，抑えがたい恐怖心から体が麻痺した場合，その者は，それ以後，決闘不能者と見做され，社会的信用を失ったが，決闘者がこれとは真逆の反応をした場合も同じような運命が待ち受けていたのである。つまり，特にサーベルとかデーゲンとかの白刃をかざして戦う決闘の場合，決闘者が，求められている自己制御や感情抑制を忘れてしまい，決闘規定を無視して，あまりにも性急に慌てふためいて相手に襲い掛かるというケースである。

従って，理想的・模範的な決闘者とは，どのような状況においても，冷静に礼儀正しく振舞い，泰然自若とした態度で，自分が剣を斬りこんだり，弾丸を放ったあと，微動だにせず相手の反撃を待てるように自分の感情をコントロールできる人間でなければならなかった。

結びに代えて

1887 年に書かれたオーストリアのある決闘規則集には，「自分の感情と情動を支配すればするほど，人はより冷酷に，そして，寡黙になり，精神的にも肉体的にも相手を圧倒することになる」と書かれてある[28)]。

そして，ここで謳われている，多大な努力によってのみ達成され得る個人的な冷静さと冷酷さは，この時代の市民的教育の理想の中にも認められるものである。市民に対する教育においても，衝動，熱情，そして，情動を表に出すことが禁じられ，その代わりに，それらを昇華させ，目標を見定めた生産的エネルギーへと変換させることが要求されていた。この意味において，決闘は，厳密に遵守されるべき規則という形で個人の感情を抑え，過度な自身の激情から身を守る一つの手段として極めて有効であったと言える。侮辱を受けたことに対する抑えがたい怒りを復讐という形でそのまま相手にぶつける代わりに，或いは，相手を口汚くののしったり，殴ったりする代わりに，侮辱を受けた者は，自分の直接的な復讐的感情を抑え，そのような「低俗な本能」がもはや何の役割も果たさない決闘をその相手に挑んだのである。

従って，決闘は，一人の市民が身命を投げ打つことにより，個人の不可侵性と自律性を要求する権利を保証する機会を提供したばかりでなく，その個人が，彼の感情に，個人的な，しかし同時に，制御され，純化された表現を与えることを可能にしたのである。それ故，「心」と「頭」，「肉体」と「精神」，そして，「情動」と「理性」という互いに分離したファクターが，言わば，決闘という一つの行動モデルの中で止揚・綜合（aufheben）されるのである。そして，決闘が，特に 19 世紀後半のドイツにおける市民階級の男たちを魅了した理由は，まさにこのような点に求められるのである。

注

1）Frevert, U: Ehrenmänner. *Das Duell in der bürgerlichen Gesellschaft.* München 1991, S. 219.
2）実際に行われた決闘の数を正確に把握することは不可能であり，公式な形での統計は，あくまでも一つのめやすに過ぎない。いずれにせよ，ここであげた公的文書に記録されている決闘の数は，実際に行われた決闘の数のごく一部を示しているにすぎない。
3）Frevert, a.a.O., S. 220.
4）Moltke, M. v.: *Über den Adel und dessen Verhältnis zum Bürgerstande*. Hamburg 1830, S. 11 f., 57 f.
5）Chezy, W. v.: *Die sechs nobelen Passionen. Festgeschenk für junge Cavaliere,* Stuttgart 1842, S. 120.
6）Frevert, a.a.O., S. 221.
7）Ibid., S. 221 f.
8）Ibid., S. 222.
9）Ibid., S. 222.
10）Goethe, J. W. v.: *Wilhelm Meisters Lehrjahre*（1795）, in: Goethes Werke, Bd. VII（Hamburger Ausgabe）, 11. Aufl., München 1982, S. 290 ff.
11）Frevert, a.a.O., S.224.
12）宮本直美：「教養理念とドイツ市民層の再検討 ── 教養と市民層および国家」，『ソシオロゴス』第 22 号，ソシオロゴス編集委員会，1998 年，261 頁
13）Schulmann, O. v.: *Duell und Strafgesetz.* Leipzig 1914, S. 91, 86.
同様に，バイエルンの将校ヘルもまた，社会的強制に基づく決闘のテーゼは，個人主義を標榜する 19 世紀の教養市民の性格と著しく矛盾し，決闘は，あくまでも決闘者の絶対的自主性と個人的感情を体現するものである，と述べている。
14）野田宣雄：『ドイツ教養市民層の歴史』，講談社学術文庫，1997 年，14–15 頁
15）Frevert, a.a.O., S. 228.
16）Ibid., S. 229.
17）Ibid., S. 229.
18）Ibid., S. 229.
19）Kohlrausch, *Zweikampf*, in: K. Birkmeyer u. a.（Hg.）, Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechts. Vorarbeiten zur deutschen Strafrechtsreform, Bes. Teil, Bd.III, Berlin 1906, S. 128.
20）Frevert, a.a.O., S. 229 f.
21）Marx, K. u. Engels, F.: *Werke*, Bd. 29, Berlin 1970, S. 526 f.（Brief von Marx an Lassalle v. 10.6. 1858.）
22）Scheu, R.: *Duel und kein Ende*, in: Die Fackel, Jg.7, Nr.196, 1906, S. 7.
23）Frevert, a.a.O., S. 232.
24）ウーテ・フレーフェルト：棚橋信明（訳）「市民性と名誉」，ユルゲン・コッカ（編著）望田幸男（監訳），『国際比較・近代ドイツの市民』，ミネルヴァ書房，2000 年，158 頁
25）Scheu, a.a.O., S. 7.
26）Mann, T.: *Der Zauberberg*, Stuttgart o.J., S. 879 f.
27）Frevert, a.a.O., S. 237 f.
28）Frevert, a.a.O., S. 241.

主要参考文献

Biastoch, M: *Duell und Mensur im Kaiserreich*. Vierow 1995.
Burkhart, D: *Eine Geschichte der Ehre*. Darmstadt 2006.
Demeter, K: *Das deutsche Offizierkorps in Gesellschaft und Staat 1650–1945*. Frankfurt a.M. 1965.
Frevert, U: Ehrenmänner. *Das Duell in der bürgerlichen Gesellschaft*. München 1991.
Kraft, R: *Dienst und Leben des jungen Infanterie-Offiziers*. Ein Lern- und Lesebuch. Berlin 1914.
Pedersen, H: *Das Duell in der Frühen Neuzeit*. Norderstedt 2006.
Schulz, U（Hrsg.）: *Das Duell. Der tödliche Kampf um die Ehre*. Frankfurt a.M. 1996.
Speitkamp, W: *Ohrfeige, Duell und Ehrenmord. Eine Geschichte der Ehre*. Stuttgart 2010.
菅野瑞治也：『実録　ドイツで決闘した日本人』，集英社新書，2013 年
田中紀行：「ドイツ教養市民層の社会学的考察」，『社会学論評』41（2），日本社会学会，1990 年
野田宣雄：『ドイツ教養市民層の歴史』，講談社，1997 年
宮本直美：「教養理念とドイツ市民層の再検討 ── 教養と市民層および国家 ──」，『ソシオロゴス』第 22 号，ソシオロゴス編集員会，1998 年
ユルゲン・コッカ（編著）：望田幸男（監訳）『国際比較・近代ドイツの市民』，ミネルヴァ書房，2000 年

ヘーゲル著『ドイツ国制論』草稿断片　訳と註
── ドイツ国制の本質と国家の概念 ──

早　瀬　　明

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Japanische Übersetzung und realgeschichtliche und ideengeschichtliche Kommentare zu Hegels Fragmenten einer Kritik der Verfassung Deutschlands (Fortsetzung): Die Übersetzung im Ganzen besteht aus zwei Fragmenten. Im ersteren wird das widersprüchliche Wesen der deutschen Verfassung thematisiert, das gerade in der rechtlicht- lichen Begründung der Staatslosigkeit liegt. Der letzte Satz lautet wie folgt : Das Wesen des deutschen Staatsrechts ist nicht eine Staatsregierung einzuschränken, und dadurch zu sichern, sondern keine aufkommen zu lassen. Im letzteren wird „der Begriff des Staats“ klar gemacht, wodurch sozusagen dessen conditio sine qua non gegeben werden soll. Der eine von wichtigsten Sätzen in Hegels Staatsphilosophie lautet wie folgt : Wir können eine Menschen- menge nur dann einen Stsst nennen, wenn sie zur gemeinschafftlichen Vertheidigung ihres Eigenthums überhaupt, verbunden ist. Diese Bruchstücken stellen eine entscheidende Stufe in der Entwicklung von Hegels realer Auffassung des Staats dar, worin Hegel zum erstenmal in seinem Leben mit der politischen Realität von Deutschland auseinandersetzen wollte.

訳

DER NAHME FÜR DIE STAATSVERFASSUNG...
国家体制の名称…

ドイツの国家体制の名称〔をどうするか〕は，国法学（Staatsrechtslehre）にとって常に苦労の種となる。ドイツの国家体制は，普通にその種類として挙げられるものの中のいずれにも対応しない[1)]。即ち，それは，君主制でもなく，貴族制でもなく，民主制でもない。或る外国の国法学者は，遥か昔に，ドイツの政治的状態をずばりアナーキー（Anarchie）と名付けた[2)]。ドイツの国法学者達も，敢えて，ドイツをもはや国家（Staat）とは呼ばないようにしようとしている[3)]。但し，それでも彼等は，ドイツがなおも国家団体（Staatsk ö r p e r)[4)]，帝国（R e i c h）である，と思ってはいるが[5)]。仮令ひとがドイツを国家と看做そうとしたとしても，ドイツの〔政治〕体制は恐らくは最も劣悪なものであり，ドイツの〔政治〕状態はアナーキーである，と認めざるを得ないであろう。従って，ドイツはもはやひとつの国家とは看做され得ず，極めて緩やかな絆が統合の外見を辛うじて与えている複数の国家（eine Mehrheit von Staaten）と看做されなければ

ならない，という見解のほうを選ばなければならない[6]。

或る国家の真の状態は[7]，平和の静けさの中でよりは寧ろ戦争の動きの中で露わになる。戦争の動きの中で，民衆（die Masse）は自分達の力を〔敵からの〕抵抗で測定するのであり，自分達の表面的な外見では満足せず，内的な堅固さや自分達の核になっているものを確かめることになる。ドイツとフランス共和国との戦争，そして，〔リュネヴィル〕講和条約での，ドイツで最も美しい諸地方の喪失，そして，ドイツ領内の数百万人ものドイツ国民の喪失 —— この戦争と，その戦争のこうした暫定的（vorlaüffige）[8] 結果とは，ドイツが自らの政治的状態の卓越性を経験した中で最新のものと看做しうる。

巨大で，特別に不幸な破局の後になってから，自らの内で自らの置かれた状況についての反省（Nachdenken）へと駆り立てられるのは，人生に於ても普通のことである。何故なら，人間は，そうした破局が起こらなければ，現在とその視界が人間に幸福の感情を与えてくれている限りは，無意識のままに漫然と過ごして，現在とは別の未来の可能性について考えることも無いし，—— また，人間の〔現在の〕状態が依存している〔過去の〕物事を，今丁度，人間の制限された視界の外にある〔過去の〕物事を忘れてしまっているものだからである。それ故に，自らの置かれた状況についての反省（Reflexionen）は，幸福な中では不快なものであり，重大な破局の後になって〔初めて〕注目を喚起する。

目下の論考は，〔現在という〕瞬間のこうした偶然性に，その目的を，即ち，特に国家体制に関わりがある限りで，ドイツの政治的な状態〔現実〕の幾つかの側面を意識に齎そうとするその目的を，結び付けている。〔しかし，〕存在するもの（was ist）の叙述にあって講壇の諸理論を基礎とし得ないことは，自ずから明らかである。〔何故なら，講壇の諸理論でのような，〕存在し生起すべきもの，正しいもの（was Rechtens ist）は，〔この叙述では〕問題となり得ず，問題となり得るのは，〔現に〕生起しているもの，現実性を有するもの〔だけ〕だからである。正しさに関わる事情の一部分は相当程度に党派的利害であり，いずれの党派も自分なりの正しさをもっているが，そうした点〔多様性〕を除いて，〔様々な党派の〕理論（Theorien）が大体一致している他の部分が，実践（Praxis）と比較されなければならない。果たして，ドイツの政治的状態の突出した〔特徴的な〕側面は，正義と実践との矛盾（Widerspruch des Rechts und der Praxis）が極めて組織化されているということである。

ドイツの国家体制という建物は，その諸原理という点では過去数世紀〔に亙る時代〕の作品である。過ぎ去りし時代の正義や権力，勇気や智恵が，疾うに死滅せる世代の名誉や血統，困窮や幸福が，その作品の諸形式の中に住まっている。それらの諸形式の中には，先の時代の運命が刻み込まれている。しかし，教養形成（Bildung）の成り行きは，先の時代の運命と今の時代の生とを互いから切り離してしまった。〔立派な〕柱と〔渦巻き状の〕柱飾りを備えた彼の建物は，残骸となってしまっていて，この残骸は，今の時代の生によっては最早支えられたり魂を吹き込まれたりしておらず，〔今の時代の関心や活動には〕如何なる関わりをももたず，今の時代の関心や活動からは如何なる養分をも得ておらず，世界の精神から孤立して，〔世界の精神との〕生

きた交互作用をもたず，ミイラのように立ちすくんでいる。

また，この完全に衰弱してしまった国法は非常に肥満した外観を周囲に投じている。モーザーによるドイツ国法編纂作業[9]が〔巨大な〕叢書にまで膨れ上がったのは，〔同じ物を〕繰り返したからではなく，物自身が現実に際限なく異なっていたからである。層間厚く積み上がった際限ない量の諸法は，ドイツは確かに国家団体（StaatsKörper）であり帝国（Reich）── 即ち国家の空虚な名称 ── ではあるが最早国家（Staat）ではなく従って最早如何なる国家体制をもそして全く如何なる国法をも有していないとする見解に矛盾する。〔それにも拘らず，〕仮に我々が彼の膨大な量の法を国法として妥当させようとするのであれば，我々は次のように言わざるを得なくなるであろう。即ち，それらの法は国家の法ではなく国家に対抗する（gegen）ための法の体系であり，また，ドイツの〔国家〕体制は，その殆どの部分が，元々，国家の廃棄に普遍的な保証を与えようとするものである，と。

ドイツ人は，恐らく，如何なる国家結合も生じないように国家結合が組織された唯一の国民（Volk）である。このように国家の正義（das Recht des Staats）に反する（gegen）国法（Staatsrecht）組織は，〔共通の他者に対して〕否定的なものになる結合 ── アフリカの奥地で多くの国々がキリスト教を彼等の国土から締め出すために統合したと伝えられるように，或は，総じて諸々の国々が彼等の領土の範囲について互いに保証し合うのは，そのこと自体が，否定的意味をもつ場合，即ち，〔共通の〕何者かに対抗している場合に限られるように ── と理解されてはならない。それらの事例では，結合とは別の何者かに自分を対抗させようとする結合は，それ自体が肯定的である。それに対して，ドイツの同盟（der deutsche Bund）とその国法との原理は，何か別の対象に対抗しようとしているのではなく，自分自身に対抗（gegen sich selbst）しようとしているのである。もし諸権力が盟約によってお互いに，〔共通の対象に対抗するためには〕如何なる相互の盟約に対しても叛く義務を負うとすれば，そうなった時に初めて，それ〔盟約の締結〕は，〔上述の意味での〕諸権力の否定的結合[10]となるであろう。

また，先のようなドイツの国法の本質は，他の諸国家の制度，例えば，護民官，議会その他の名前で知られていて，政府の恣意の制限を目的としている制度と比較することができない。これらの諸制度は，本質的に政府を前提しており，恣意によっては失われてしまう政府の強さを最大に保つことを本来の使命としている。ドイツの国法の本質は，国家の政府を制限し制限することで〔国民の自由と権利を〕保証しようとすることにではなく，如何なる政府をも生じさせないことにある[11]。

【草稿中断】

DIESE FORM DES DEUTSCHEN STAATSRECHTS...

ドイツの国法のこうした形式は，，

ドイツの国法のこうした形式は，ドイツ人を最も有名にしたものの中に，即ち，自由への彼等

の衝動（Trieb zu Freyheit）の中に，深く根拠付けられている。この衝動こそは，ドイツ人に，他のヨーロッパ諸国民が共通的な（gemeinsam）国家の支配の下に服して以後も，共同的な（gemein- schafftlich）国家権力の下に服する国民となることを許さなかった所以のものである[12)]。ドイツ人の性格である頑迷が克服されることは無かった。従って，個別的諸部分が，自分達の特殊性を社会に対して犠牲に供し，すべての個別的部分が合一して一つの普遍的なものとなり，最高の国家権力の下に共同で自由に服従することの中に自由を見出す，ということは無かった。

ドイツの国法に固有な原理の全体はヨーロッパの〔政治的〕状態と不可分の連関にある。そこでは諸国民（Nationen）は〔夫々の〕最高の権力に，間接的に法律を介してではなく，より直接的に関与していた。最高の国家権力はヨーロッパの諸国民（Völker）の間では普遍的な権力であった。〔即ち，〕その権力には誰でもが一種の自由で且つ個人的な関わりをもっていた。〔国家権力への〕こうした〈自由で個人的で恣意に依存した関わり〉を，ドイツ人は，〈法律の普遍性と効力との中で成り立つ，自由で〔且つ〕恣意に依存しない関わり〉へ変換しようとしてこなかった。逆に，ドイツ人は，自分達の最も後の〔最近の〕状態をさえ，悉く，法律に違反しているのではなく法律をもたない恣意が〔支配する〕嘗ての〔無政府〕状態を基礎として，その上に打ち建てたのである。より後の状態は，彼の〔最初の〕状態 ── 国民（Nation）が，ひとつの国家（Staat）であることなく，群衆（Volk）を成していた状態 ── から直接に生じてくるのである。古いドイツ的な自由（die alte deutsche Freyheit）の〔成り立っていた〕この時代に，個人は生活と行動の点で独立していた（für sich stand）。個人がもつ栄誉や運命は，身分（Stand）との連関に基づいておらず，その個人自身に基づいていた。個人は，自分自身の考えや力で世界に立ち向かって砕け散ることもあれば，或は，自分が享受できるように世界を形成することもあった。個人が全体に属したのは，倫理や宗教によってであり，不可視の生きた精神や少数の大規模〔全体的〕な利害関心によってであった。それ〔倫理や宗教〕以外の場合には，個人は，その活動と行為に於て全体から制限を受けることを甘受せず，〔全体からの制限に対する〕恐れも疑いも懐くことなく専ら自分自身に限界を与えるだけであった。しかし，個人の領域の内部に在ったものは，著しく（sehr）且つ全く（ganz）その個人自身であったが故に，そのものをその個人の所有物と称することすらできなかった。寧ろ，〔当時〕個人は，当の個人から見て自分の領域に属するもの，〔現代の〕我々なら部分と呼ぶであろうもの，従ってまた我々なら自分自身の一部分を捧げるに過ぎなかったもののために，肉体と生命そして霊魂と至福〔即ち，個人の全体〕を捧げたのである。我々の法状態（Gesetzzustand）が基礎としている区分と計算，即ち，牛の強奪〔の如き〕は，〔個人の〕命を賭するに値する事ではなく，（国家権力のように）十倍や〔それどころか〕無限に優越した権力に対して公然と個人として立ち向かうに値する事ではないということを，〔当時〕個人は承知していなかった。そうした区分と計算は，〔その個人自身でもある〕個人のもの（das seinige）の中に，悉く（vollständig）且つ全く（ganz）〔没し去って〕いた。（フランス人にとってなら，entier は「全く」でもあり「恣（ほしいまま）（eigensinnig）」でもある[13)]。）

こうした我儘な行動 ── それのみが自由と称された ── から，他人を支配する権力の諸圏域が，

偶然と性格に従いながら，普遍的なものを顧慮することもなく，また，国家権力と称されるものから聊かの制限を受けることもなく，形成された。何故なら，諸個人に対立して国家権力が存在するなどということは殆ど全く無かったからである。

時代の経過が，この〔ようにして形成された〕権力の諸圏域を固定化した。普遍的な国家権力の諸部分は，多様な〔私的〕所有物 ──〔相互に〕排除し合う所有物，国家それ自身から独立な所有物，そして，如何なる規則にも如何なる原則にも従わずに分配された所有物 ── となった。この多様な所有物は，権利の体系を形作ってはおらず，〔権利の〕原理なき寄せ集めを形作っている〔に過ぎない〕。そうした寄せ集めのもつ不整合と混乱の故に，〔その内部で〕衝突が発生した際に寄せ集めを可能な限り矛盾から救おうとすれば，最高度の洞察力が必要であった。或は寧ろ，寄せ集め〔内部〕を相互に調和させようとすれば，窮乏と圧倒的威力が必要であった。特に〔普遍的国家権力の〕全体について，これを辛うじてでも維持しようとすれば，神による特別の摂理（Providenz）が必要であった。

ドイツの国法は，従って，私法〔私的権利〕の寄せ集め（eine Sammlung von PrivatRechten）である。〔ドイツの〕政治的な権力や権利は，全体の組織に従って計算され〔て配置され〕た官職ではない。個人の業務や義務は，全体の要求に従って規定されているのではない。政治的階層秩序のいずれの個別的メンバーも，〔即ち，〕いずれの侯家，いずれの身分，いずれの都市，いずれのツンフト等々も，凡そ国家との関係の中で権利や義務をもっているもの全ては，その権利や義務を〔国家からではなく〕自分自身から手に入れたのである。国家も，自分の権力が削減されるに際しては，自分の権力が奪い取られるのを確認すること以外には何もなす術がない。その結果，国家は全ての権力を喪失しているにも拘らず個々人の占有は国家の権力を頼りとしているのであるから ── ゼロに等しい国家権力以外には何も支えをもたない個々人の占有は，必然的に，極めて不安定とならざるを得ない。

帝国議会決議（ReichstagsAbschiede），講和条約，選挙協約，家内協定（Hausverträge），帝国裁判所判決（Reichsgerichtliche Entscheidungen）等々によって，ドイツという国家団体の各々のメンバーの政治的所有権は極めて綿密に規定されている。そうしたことに対する綿密さは，一点も忽せにしない宗教的な態度で，あらゆるものひとつひとつにまで拡張された。〔例えば〕称号，行列や座席での順序，様々な家具の色彩等々の，一見して重要とは思われない物事に対して長年に亙る努力が払われた。権利に関わる事情であれば，どんなに些細なものであろうと須く極めて厳密に規定するというこの側面からすれば，ドイツ国家には，最善の組織〔という評価〕が帰せられなければならない。ドイツ帝国は権利という点に関しては，自然の国〔das Reich der Natur〕がその生産物という点に関してそうであるように，大きなものを測り知ることもできず，小さなものを汲み尽くすこともできない。そして，こうした側面こそは，権利の限りない細部にまで通じている者たちの心を，ドイツという国家団体の崇厳さに対する驚愕の念を以て満たし，また，正義により徹底的に貫徹されたこの体系に対する驚嘆の念を以て満たしている所以のものである。

〔国家の〕いずれの部分をも国家から分離〔した状態〕に保とうとするこうした正義と，国家の個別的な部分に対する国家の必然的な要求とは，最高度の完全性を以て矛盾している。国家とは，その中で様々な権力・外国勢力への関係・兵力・兵力に関わる財政等々が統合される普遍的中心点（君主〔Monarch〕と〔等族〕議会〔Stände〕）を必要とするものである。その中心点は，また，〔国家を〕指導していくのに必要な権力，即ち，自分と自分の決定とを固持し〔国家の〕個別的諸部分を自分への依存性の中に留め置くための権力を有しているのでなければならない。然るに，〔ドイツでは〕権利〔法〕によって，個々の等族に対して，〔国家からの〕殆ど完全な否寧ろ〔端的に〕完全な独立性が保証されている。仮に選挙協約，帝国議会決議等々に於て明示的且つ厳粛に規定されたのでないような独立性の諸側面が存在するとしても，そうした諸側面は，慣例（Praxis）によって容認されており，〔この慣例は〕他のいかなる権原よりも重要で且つ包括的な権原である。ドイツという国家建造物は，個別的な諸部分が全体から奪取した諸々の権利の総計以外の何ものでもない。そして，国家にはいかなる権力も残らないように注意深く監視する，そうした正義こそが，〔ドイツの〕国制の本質である。仮令自分達の帰属している国家が助けを得られずに滅亡しようとしている不幸な諸邦（Provinzen）が，自分達の国家の政治的な状態を慨嘆するとしても，仮令帝国元首（Reichsoberhaupt）〔皇帝〕や最初に困窮に陥った愛国的な等族達が，他の等族達に向かって，協力し共に〔闘って〕欲しいと呼びかけるが誰もそれに応えないとしても，仮令ドイツが略奪され侮辱されるとしても ──〔ドイツの〕国法学者達は，そうした出来事すべてが〔等族の〕権利と慣習とに全く適合しており，〔そうした権利や慣習によって保証されている〕正義を調えることに較べれば〔国家の〕不幸な出来事などすべて些事である，ということを証明する術を心得ているであろう。〔事実，〕やり方が拙くて戦争が不首尾に終わった原因が，個々の等族の振舞いにある場合でも ── 或る等族は，出兵分担を引き受けようとせず，〔引き受けても〕古参兵ではなく非常に多数の徴募したての新兵を派遣した，別の等族は，ローマ月税を支払わなかった，更に別の等族は，危急存亡の秋に臨んで自分の分担出兵した兵士を引き揚げさせて，〔単独で〕数々の講和条約や中立条約を締結した，〔結局のところ〕大抵の等族は，夫々の仕方でドイツの防衛を壊滅させてしまったのである ── 等族にはそう振る舞う権利が，〔国家〕全体を最大の危険・損害・不幸に陥れる権利があったことを国法学は証明しているのである。そして，そうすることが権利である以上は，個々の〔等族〕も〔国家〕全体も，滅亡に向かわされるそうした権利を，極めて厳格に保持し保護しなければならない〔とされる〕。それ故，ドイツ国家というこうした法〔権利〕的建造物に対して，以下のものより以上に相応しい碑文は恐らく存在しない。

「正義は行なわれよ，仮令ドイツが滅ぶとも（Fiat justitia, pereat Germania.）」[14)]

総じて権利なるものを，その根拠や帰結が如何なるものであろうと，神聖なものであると看做すことは，ドイツ人の性格の中にある仮令理性的でなくとも或る程度までは高貴な特色である。

仮令ドイツが，外見は如何なるものであれ，本来の独立国家としては完全に没落しても，また，ドイツ国民（Nation）が，国民（Volk）としては完全に没落しても[15] ――〔ドイツを〕滅亡させる諸々の精神の間に権利への畏敬を先ず以て認め得ることは，相変わらず，喜ばしい光景を呈するものである。

もしドイツが国家と看做されなければならないとすれば，ドイツの政治的状態と国法とは上の様な見解（「ドイツという国家建造物は，個別的な諸部分が全体から奪取した諸々の権利の総計以外の何ものでもない。」）に同意を与えることになろう。〔換言すれば〕ドイツの政治的状態は合法的無政府状態と看做されなければならであろうし，ドイツの国法は国家に反する法体系と看做されなければならないであろう。然るに，ドイツを，最早，連合してできたひとつの全体〔としての〕国家（ein vereinigtes Staatsganzes）と看做すべきではない，寧ろ，独立し本質的に主権的な諸国家の群（eine Menge unabhängiger und dem Wesen nach souveräner Staaten）と看做すべきである，〔という点で〕皆の意見は一致しているにも拘らず，ドイツはひとつの帝国（Reich），ひとつの国家団体（Staatskörper）であり[16]，ドイツはひとりの共通の帝国元首（Reichsoberhaupt）の下にあり，ひとつの帝国団体〔結合〕（Reichsverband）の中にある，とも言われる。これらの表現〔如何〕に口出しすることなど，それらが〔単なる〕法的称号である限りでは，全くあり得ない。しかし，概念が問題となる考察では，そうした称号〔の表現如何〕は全く問題にならないとしても，先の称号が如何なる意味をもつかが，諸々の概念の規定から明らかになることはあり得る。勿論，帝国や帝国元首といった表現は，度々概念と〔誤〕解されるのであり，〔その結果〕急場での一時凌ぎに用いられざるを得なくなるのである。〔実際，〕国法学者[17] は，帝国という称号を概念だと申し立てることによって，窮地を切り抜けようとする。何故なら，国法学者は，〔一方で，〕ドイツを国家と称することができず ―― 何故なら，国法学者は，仮にドイツを国家と称するとなれば，国家の概念から帰結しても容認することの許されない数々の結論を容認しなければならなくなるであろうからである ――，〔他方で，〕だからと言ってまたドイツを〈国家ならざるもの〉（NichtStaat）と看做すことも許されていないからである。―― 或は，〔国法学者は，〕称号がではなく規定された概念が支配すべき体系の中ですら，皇帝の帯びている帝国元首という称号を用いて，窮地を切り抜けようとする。何故なら，〔一方で，〕ドイツは民主制でもなく貴族制でもなく，その本質からして君主制であるべきにも拘らず，〔他方で，〕皇帝は君主と看做されるべきでもないからである。帝国元首という全く一般的な概念によって皇帝は，嘗てのヴェネツィア〔共和国〕のドージェ（Doge）[18] やトルコのスルターン（Sultan）[19] と同じカテゴリーの中に投げ入れられることになった。〔但し，〕ドージェとスルターンは等しく元首であるとは云え，しかし，前者は，貴族制に於ける制限された元首であるのに対して，後者は，専制に於ける制限されない元首である。すなわち，元首という概念は，相違の非常に大きな範囲の国家最高権力にまで適合するが故に，完全に無規定的であり従って全く如何なる価値をももたない。この概念は，何事かを表現していると自称してはいるが，根本的には何事も表現してはこなかったのである。〔従って，〕仮令ドイツ人の性格が，現実の生活の中では，そのように何事も

意味していない諸表現を逃げ口上として必要とすることがあるとしても，学問や歴史〔の領域〕にあっては，そうした諸表現は回避されるべきである。すなわち，自らの意志にあくまで固執するという頑迷さがドイツ人の本質にあるにも拘らず，或は，〔ドイツの諸〕国家の利害が分離していて統合し得ないにも拘らず，同時にまた，市民生活の中でも政治の中でも何か他の重要な諸理由によって統合がなされるべきであるということになれば，一般的な表現を見出す以上によい手段は存在しない。〔何故なら，〕一般的な表現ならば，両者〔分離を意志する諸領邦国家と統合を意志する帝国〕を満足させ，しかも，〔両部分の意志の〕差異が以前と同様に存続している場合でも両部分の意志を損なわないでおくからである。或は，実際には一方の部分が譲歩せざるを得ないとしても，上述のような一般的な表現ならば，少なくとも譲歩の白状をすることは回避されるからである[20]。ドイツ人は幾世紀にも亙って，そうした一般的な表現をすることで統合の外観を装ってきたが，実際は，如何なる部分も，分離して存在することへの要求を僅かなりとも放棄したことがない。そうであるならば，統合の外観について反省を行なう場合には，しかも，その反省が学問的であるべきだという場合には，諸々の概念を確定しなければならず，また，ある領邦（Land）が国家をなしているか否かを判断する場合には，一般的な表現を弄ぶのではなく，国家と称されるべきものに許されている権力の範囲を熟慮しなければならない。そして，より精密に見れば明らかになるように，一般に国法〔国家の法〕（Staatsrecht）と称されているものは，国家に抗う法〔権利〕（Rechte gegen den Staat）なのであるから，問題となるのは，国法が国家に抗う法であるとしてもなお国家には〈国家を現実的に国家たらしめる権力〉が帰属しているのか否かということであろう。そこで，国家権力（Staatsmacht）という点でドイツの現状と比較しながら，その問題に〔答えるために〕必要なものを少し厳密に吟味してみた場合に，やがて明らかになるであろうことは，ドイツは最早本来の意味では国家と称され得ない，ということである。〔以下，〕我々は，一つの国家の中に必ず現れてくる様々な主要権力（Gewalten）に目を通していく。

ある人間集団が，彼等の所有物全般を共同で防衛するために，結合（verbunden）している，そういう場合に限り，我々はその人間集団を国家と称することができる[21]。そうした結合が空虚な言葉であることは許されない，このことは，確かに自明のことではあるが，しかし，〔改めて〕注意を促すべきことである。即ち，共同の防衛のためのこうした結合は，それがあっても何も守られないような結合，即ち，それがあっても防衛の企てのないままに所有物が敵に譲り渡されてしまうような結合であってはならない。防衛のためのこうした結合によって現実的な防衛が実現されるのでなければならない。こうした現実的な防衛のための仕組みが国家権力（Staatsmacht）である。この国家権力は，一方では，内部あるいは外部の明白な敵に対して国家を守るために十分なものでなければならないし，他方では，諸個人が皆普遍的なものへ〔取り入ろうと〕我先に押し寄せる（der allgemeine Andrang der Einzelnen）のに抗して自分自身を維持していかなければならない。後者について言えば，勿論，いずれの個人も国家によって自分の所有物が安全に守られながら生活することを願っている。しかし，国家権力は個人に対しては，大

きな国民の間では特に，個人の外側にあって〔個人には〕無縁のものとして存在する。〔そこで，〕個人は，その個人が自分の利を図るのと同様，自分の外側に存在するもの〔国家権力〕も自分の利を図ってくれるように努める〔全体のために寄与する〕。しかし，非常に巨大な全体〔国家権力〕に対する個人の寄与は，個人からすれば，そうした寄与など〔全体にとっては〕重要なものではないと思える程に不釣り合いなものと見えざるを得ないから，自分が〔全体に〕無頓着であることに対して個人が覚える良心の呵責などは，容易に癒されることになる。このように中心から遠ざかろうとする個人の自然的な傾向に対抗して自分を維持するのに十分なだけの権力を，国家はもたなければならない。とは云え，国家が全体として組織されてさえいれば，そして，国家が法的な義務を要求しさえすれば，この場合には，〔国家の〕秩序と厳正とは，差当り，それ以上本来の意味での権力〔実力〕にまで逆戻らなくても，その効力を発揮する。しかし，もし諸個人の力が非常に強くなり，結果，諸個人が国家に対抗し得るに至り，従って，国家の敵となる可能性のあるまでに至るとすれば，諸個人に対抗するためには，外部の敵に対抗するのと同じ種類の権力が必要となる。このことは，犯罪者に対抗する特別の権力には，特別の言及が全く必要でないのと同じ〔く当然の〕ことである。

防衛（Vertheidigung）という普遍的な目的のための国家権力の統一は，国家というものにとっては本質的なことである。統合のもつ〔防衛以外の〕あらゆる目的乃至結果は，極めて多様かつ没統一的な仕方で存在し得る。如何なる仕方で国家権力全体が最高国家権力の中へ移行したのか，如何なる仕方で国家権力全体が，それを統制する者たちの手の中にあるに至ったのか，そうしたことは，勿論，ある国民（Volk）がひとつの国家を作り上げるためには，全くどうでもよいことである。〔例えば，〕最高権力者が一人であるか或は数人であるか，最高権力者が至上権〔主権〕を得たのは選挙によるか或は世襲によるか —— 国家の個別的な諸部分について，全体的に，そうした点での同形性（Gleichförmigkeit）が成り立っているか否か，〔そうしたことは全くどうでもよいことである。事実，〕ロシアの君主は，その臣下の中に，農奴（Leibeigne）が居り，〔自治〕憲章（Municipalverfassungen）をもつ都市の市民が居り，自身も臣下をもつ自由貴族や諸侯が居り，加えて法律や政府についてその名前すら全く知らない程に野蛮であるという意味で自然的に自由な民衆が居る。他のヨーロッパ諸国のいずれに於ても，最高国家権力に対する国民（Staatsbürger）の関係は，極めて非同形的である。〔そこでは，〕普遍的な全体の中に含まれているより小さな全体，即ち，個別的な等族（Stände）[22]，都市，〔領邦内部の〕県（Provinzen），これらの殆どいずれもが，独自の憲章と法を備えている。それにも拘らず，〔これら小さな全体〕全ては，一つの最高権力を形成するのに助力し一つの最高権力に服従しているのであり，共に一つの国家を作り上げているのである。

市民法及び[23] 司法に関して言えば，法律及び司法の同等性が人間の集団を一つの国家にするのでもなく，法律及び司法の差異性が国家の統一性を廃棄するのでもない。〔事実，〕ヨーロッパ全体では，ローマ法乃至その他の法に従って裁判が行われているが，だからと云ってヨーロッパが一つの国家を作り上げているとは言えないであろう。また，司法に関して普遍的な結びつきが

成り立っている，例えば〔ヨーロッパの〕全ての国々が互いに犯罪者を引き渡し合っているが，だからと云ってヨーロッパが一つの国家を作り上げているとも言えないであろう。

加えて，同様に，〔人間の〕集団が同じ民法や刑法の下にあるということは，その集団が一つの国家を作り上げるために，必然的なこと〔必要条件〕でもない。この点については，ほとんど全てのヨーロッパ諸国の事例を引き合いに出すことができる。それらの諸国家の中に，同形的な立法〔の仕組み〕を備えている国家は殆ど無いからである。〔例えば，〕フランスは，革命以前には，極めて多様な法律体系をもっていた。〔即ち，〕多くの州（Provinzen）でローマ法が通用していた一方で，全ての州で，〔また，〕ほとんどどの都市でも，特殊的な慣習法が通用していた。〔例えば，〕古いブルグンド法，ブルターニュ法等々が。或るフランスの著述家が言ったように，フランスを駅逓馬車で旅行すると，馬よりも頻繁に法律が替わるのである[24)]。

裁判所の管轄区域は非常に様々な範囲のものであり得る。第一審が貴族〔法廷〕（Edelmann）であるか都市法廷（Stadtgericht）であるか，最高審に様々なものがあるか，最高審は国家全体に対して設けられているか，こうしたことは，〔集団が国家を作り上げる上では〕どうでもよいことである。

また，〔誰を〕裁判官や市参事会員や村長その他の行政職に任命するかも，国家からは独立であり得るし，非同形的であり得る。これらの事情に関わる諸制度は，国家にとっては相対的な意味で重要であるに過ぎず，一定の限界の内部では国家の主要目的にとってどうでもよいことである。但し，同じ〔国家〕権力には，〔国家の主要目的から〕逸脱する〕法律が〔国家の主要目的から〕逸脱するものであっても定められるのを支援し，そうした法律を司る準備はある。

集団は，その諸部分が異なる税を納めているからと云って，一つの国家に帰属することを止めることもない。こうした非同形性は，またも，ヨーロッパの国々のほとんどすべてにおいて発生している。〔先ず，〕富の不平等から当然生じてくる，国家支出への貢献の不平等が，国家を解体することなど全くないどころか，既にほとんど普遍的な仕方で，様々な身分について非同形性が発生している。〔即ち，〕ほとんどどの〔ヨーロッパの国々〕においても，貴族身分，聖職者身分，市民身分そして農民身分が同じ割合で〔国家支出に〕貢献している訳では決してない。身分の他に，同様に大きな差異は，国家に属する様々な州の間でも生じている。この点でフランスにおいては，全般的にもまた例えば特に塩〔の値段〕に関しても巨大な区別のあることが，よく知られている。（幾つかの州では一袋の塩が 6 スー（Sou）以下であったのに，別の州では 12 スー以上であった。）また，家屋や不動産に対する租税についても統一性は必然的でないし，地所に固着している地役権や地代等々を介する納税にも，どれ程の差異があることか。このようにして納められた税金がどの金庫の中に流れ込んでいくか，同じ耕地に対して貴族が狩猟権をもつか，都市が地税〔徴収権〕をもつか，修道院が十分一税〔徴収権〕をもつか，そうした点は〔州の間で〕ばらばらでもいい。中心点が存在して，その中心点のもつ権力が，仮令全く非同形的な仕方でであれ合流することによって，維持されてさえいればいい。国家の権力はそれがお金を必要とする場合に決して個人の財産家からの寄附によって維持されたりするのではないということも

〔容易に〕判ることである。レーン制（Lehensverfassung）では，国家そのものはお金を必要としていないのに極めて力が強いという場合〔すら〕生じた。〔レーン制では〕国家にお金の必要が生じた場合に，次の様な事態が生じるのは想像に難くない。即ち，国家が直轄地〔からの収入〕によって国家支出を賄い，国家が税金の集まる中心点ですらなくなり，税金が，誰がどれだけ税金を払うのか誰が税金を受け取るのかという点に関して極めて多様な仕方で，〔しかも，〕国家と切り離され国家と全く関係なく，成り立つことになるのである。

我々〔ドイツ〕の諸国家にあっては習俗や生活様式や言語等についても，緩やかな繋がりがある〔に過ぎない〕，或は，全く繋がりが無いとさえ言えるだろう[25)]。勿論，草創期のローマ或はアテネのような小さな都市なら，もしその城壁の中でギリシア語，フランス語，ドイツ語，ロシア語，カムチャッカ語，キルギス語等の30種類もの言語が話されていたとすれば，存続し得なかったことであろう。或は，もし〔多くの言語と〕同時に，〔それら小さな諸都市の〕市民の間に，ロシアの公家の習俗，豊かな市民の習俗，コサック人の習俗等々程に（多くの）習俗が支配していたとすれば，或は，いずれの大きな都市でも様々な身分階層の中に存在している程度に異なる習俗が存在していただけでも，〔小さな都市は，存続し得なかったであろう。〕

言語，方言が全く異なること，それは，通例，完全に理解不能であることより以上に，異なる〔方言を話す〕者同士を刺激して対立させるが，

【草稿中断】

注

1）【全集版編集者による註】更に次々註をも参照せよ。ヘーゲルの暗示は，かなり大雑把な言い方をすれば，ドイツ帝国法の中心的ディレンマに関わっている。このディレンマについては，ヘーゲルの言及している法学者・国法学者 Samuel Pufendorf が，爾来有名になり，関連する同時代の文献の中の到る所で広く見られるようになった国家学的分析を，約100年前に次の表題の下で公刊していた。即ち，Kurtzer doch Gründlicher Bericht von dem Zustande des H. R. Reichs Teutscher Nation, vormahls in Lateinischer Sprache unter dem Titul Severin von Monzambano herausgegeben, anitzo aber ins Teutsche übersetzet und mit den auserlesensten Anmerckungen der berühmtesten Publicisten so biß auf den Badenschen Friedens-Schluß gerichtet, nicht weniger mit gantz neuen Remarquen und nützlichem Register versehen. [...]. Andere [Zweite] Auflage. Leipzig 1715. その分析の中でドイツ帝国は，その全く分類不可能な特異な形態の故に，怪物 Monstrum と称されている（同書670頁以下を参照せよ）。ヘーゲルは，こうした〔分類に関わる〕設問との対決が，彼の時代に於て〔帝国の形態に〕多少とも関わりのあるどの標準的著作の中でも例外なく広範囲に亙って，行なわれ論議されているのを見ることができた。〔従って，〕ここでも，ヘーゲル自身が名前を挙げていて実証的に〔影響を〕評価し得る著作，例えば Pütter や Häberlin または Moser の諸著作を実例として参照することは得策であるが，同時に，参照するだけで十分である。それに較べて，ヘーゲルの方から Pufendorf の関連著作を特別に研究したという仮定は ── 場合によっては個別的言及によって根拠付けられているとしても ── ヘーゲルのテキストの中で序でに示唆されている事柄が相対的に中身に乏しい点に鑑みるならば，恐らく，どちらかと言えば当を得ていないであろう。専

ら Pufendorf と典型的に結び付けられている設問全体に対する Moser の鋭い批判を参照せよ。Johann Jacob Moser : Praecognita juris publici germanici generalissima. Oder Tractat Von der Lehre der heutigen Staats-Verfassung von Teutschland überhaupt [...]. Frankfurt und Leipzig 1732. ここでは，例えば第 12 節以下（14ff）を参照せよ。実際に妥当している帝国立法と帝国議会によるその運用とを歴史的に提示しながら記述することを通して，〔従って，〕包摂する抽象的上位概念や図式的分類といった人工的体系化の構成など行わずに，生きた法現実の確認に従事しながら，そして，（同じことであるが）政治的現実の中から，国家団体の本来的な機能的本性を突き止めようと努める立場に立つ国法学の指導的代表者が，Moser である。それに対して，外国の国家学的公法学者 ── その傑出した代表者として Voltaire の名前をヘーゲルはテキストの続きの部分で挙げている ── は，寧ろ，ヨーロッパでも文化的に〔ドイツと〕異なる影響を受けてきた諸地域での全ヨーロッパ的諸傾向を視野に入れ〔ヨーロッパという〕大きな尺度の中で比較を行う国制論というスタイルをとってドイツ乃至帝国団体の国制上の諸問題に言及してきた。このことは，少なくとも，国際的な議論が交わされる中で〔提出された〕Montesquieu による関連諸テーゼの影響の下，これまでどちらかと言えば杓子定規な仕方で展開されてきた従来の問題に明白な変更を〔加えることを〕，何よりも先ず，意味していた。従来の問題とは，即ち，〔ドイツ〕帝国団体を超えるヨーロッパ諸国世界の内部で国民国家に焦点を合わせた自国史の構造比較を行うため，ドイツ帝国団体をアリストテレス的カテゴリーに沿って概念的に分類して国法学的に根拠あるものとするには，如何にすればよいか，という問題である。

2）【全集版編集者による註】編集報告の関連段落に於ける解説に沿って言えば，本断片は，著作全体に対する序論の第二，新規作成草稿である。この草稿をヘーゲルは恐らく，1801 年春に第一回目のフォリオ推敲から同じ年の 5 月から夏にかけての第二回目のフォリオ〔推敲〕の段階へと移行する時に，起草したものであろう。クウォートにフランクフルトで執筆された最も早い段階の序論に対して当初企てられた推敲（1801 年に於ける上述の作業の連関の中でのもの）が結果的にヘーゲルを満足させるものでなかったことは明らかである以上，そうであろう。しかし，テキストの比較から容易に明らかになるように，新しい構想の中でヘーゲルは，外国の著作家達からの非常に効果的な引用やその他の暗示という形態をとって幾つかレトリカルなスポットライトを当てる〔場所〕を，〔草稿の〕古いヴァージョンの中から新しいヴァージョンの中へ移そうと目論んでいたように見える。このことは，当面の事例でも，ヨーロッパ全体に亙る封建的支配構造を全くのアナーキーと看做す Voltaire の評価 ── この評価は，封建的構造を〔古代〕ゲルマン社会に根差すレーン法に還元しようとする，Montesquieu によって決定的に代表される〔考え方への評価〕を含む ── を参照しながら，行なわれている。ヘーゲルはそうした評価をフランクフルト時代の最も早い段階の序論の中で既に明示的に述べていた。従って，この個所では，6 頁，7－9 行への註が参照されるべきである。とにかく，ヘーゲルが，嘗てドイツの国法に関する第一級の権威として Voltaire を繰り返し引き合いに出したのと同じく，この個所で，ドイツの国法に関する「外国の国法学者」及び専門家として名声を得ている者と称することで，同時代の尺度からしてすら相当に挑発的な仕方で Voltaire の名前を引っ張り出してきているのは，注目を引くことであると言えよう。因みに，18 世紀末の関連する格調高い著作家達の中でざっと全体を見回せば，次の事が容易に裏付けられる。即ち，アナーキーという誹謗的概念を（中世的な）封建的レーン制に一律に適用するという問題的な〔やり方〕── それは，Voltaire にあっては，Montesquieu のアプローチに対する格別なる挑発として機能した ── は，1800 年頃には既に，殆ど自明の定式化そして共通財産であったことが，一定批判的な共感を以てフランス革命の更なる展開を観察しながら革命の中で覚醒しようとしていた広範な反封建的諸傾向を支援すべくジャーナリズムを通して尽力していた同時代の人々の書いた物から，立証できるのである。

3）厳密に歴史的な観点から言えば，この頃までは，Staat という概念が帝国に適用されたことは無かった。寧ろ，帝国の身分制構造，領邦国家内部の支配構造に関わる概念であった。こうした在り方を脱却して近代国家を指示する概念へと転換していくのが，丁度『ドイツ国制論』の執筆されていた 1800 年頃である。この経緯を資料に即して精密に闡明したのが下記の概念史的研究である。Reinhart Koselleck et al., Staat und Souveränität, in : Geschichtliche Grundbegriffe Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, hrsg. v. Otto Brunner et al., Bd.6, 1990, S.1-154, bes.25ff.
逆に，「〔現在は〕最早 Staat ではない」という表現の含意する「〔過去に〕Staat であった」という事実認識が，この段階のヘーゲルの Staat 概念は果たして近代国家を指示しているか否かという疑問を生じさせる。ヘーゲルの Staat 概念の歴史的位置を見定めるためには，特に『ドイツ国制論』で提案されている帝国改革案の内実との比較対照が不可欠である。然し，少なくともヘーゲルの Staat 概念が Reich の存在を前提し許容するという事実を，或は，ヘーゲルの Staat 概念が Reich の存在の否定を要求するものではないという事実を確認しておくことは，その歴史的評価に際しての必要条件である。即ち，ヘーゲルの Staat 概念は，未だ中世的な政治体制との意識的断絶を前提としてはおらず，レーン制との関係性についてのヘーゲルの認識が示している如く，中世的な政治体制の中に近代国家の要素を取り込もうとする折衷的な性格をもっている。レーン制との関係性に関するヘーゲルの理解については，以下の拙稿の中で整理した。「レーン制と近代国家 ── 『ドイツ国制論』に於けるヘーゲルの帝国改革構想 ──」，京都外国語大学『研究論叢』第 56 号，2001 年 3 月。

4）Körper が「多数の個別的存在者から構成される全体」を意味する語彙である点については，下記の様な説明が Grimm の辞書によって与えられている。„Endlich gleichfalls bildlich von einer menge von einzelwesen, die als ein wesen, als ein ‵gegliedertes′ ganze vorgestellt werden.“ Deutsches Wörterbuch von Jacob Grimm und Wilhelm Grimm, Bd.5, 1873, Sp.1839.

5）【全集版編集者による註】先行註の場合と同様に注意されるべきは，そこで既に挙げた諸理由により，ヘーゲルの風刺が，彼の嘲弄する「ドイツ国法学者達」に関しては，一種の副本〔同じ事の繰り返し〕だという点である。それにも拘らず，以前の論及を少し変更する中で，ヘーゲルは，帝国国制の伝統的な国法学的分析並びに擁護に対して自らの全般的な批判と拒絶を強調する姿勢を，少し変えたのである。今や，ドイツ帝国の国家性への問いがより強く前面に出て来て，この問いが，ドイツのみならずヨーロッパ〔全体〕の尺度でも，同時代並びに旧来からの国法学の中心的な問題設定の一つに〔位置づけられ〕ている。こうした〔微妙な変更の〕故に，〔この問題への〕ヘーゲルの具体的論及について，細部に関わる判定を下しその判定に基づいて証明を行なうことは，殆ど不可能であるか，解釈によってのみ辛うじて可能であるに過ぎないか，そのいずれかである。或は，〔この問題に係る〕具体的論及など，ヘーゲルの意図の中には全く存在していないかもしれない。寧ろ，ヘーゲルの意図からすれば，関心が広く拡散した状況での上述のような多層性を，どちらかと云えば一律的な定式化へと帰することを通じて際立たせることのほうが，望ましいのかもしれない。少なくとも，テーマ全体に関わるヘーゲルの問題処理〔の手順〕が，Häberlin にあって，殆ど合同とも言える仕方で展開されていることは，注目を惹く。この点については以下を参照せよ。Häberlin : Teutsches Staatsrecht. Bd 1. Kap. 3. Von der Regierungsform des Teutschen Reichs. 121ff. しかし，〔神聖〕ローマ〔帝国〕の皇帝選挙制の下で主権的諸領邦を〔要素とする〕連合体（Assoziation）として構成された帝国団体が，帝国（Reich）── 当時はその言葉の意味の理解には説明が当然に必要であるとされていた ── として限定されるか，或は，有機的に組織された団体（Körper）として捉えられるか，そのいずれかであって然るべきだとされる限りで，最初見ただけでは的外れで古めかしい瑣末な事という印象を与える特別に尖鋭な問題設定が、── ヘーゲルの表現の意図と文面に従えば ── 当時の議論の中で論争を引き起こしていた。歴史的由来

によって国法学では義務化されている帝国という術語が，〔ドイツ帝国という〕この国家存在の特殊な本性と確実に把握の極めて困難な特質とを表現すべきであろうことは明白である。しかし，正にこの点〔本性と特質〕に関して納得の得られる了解が，最近の歴史的展開の経過の中で〔ドイツ帝国を〕ヨーロッパの他の国々 ── これらの国々は疾うに近代的な国民国家の形態に移行しつつあったか或は移行してしまっていたかであった ── ライバル比較するうちに，急速に，直観的基礎を失っていったのである。換言すれば，上述の国法学的用語法〔帝国〕は，同時代の意識状況にとってみれば，理解不能に陥る境界ぎりぎりの所で挫折の危機に瀕していたのである。外ならぬこのディレンマの説得力ある解決を，同時代の国法学者達は，緊急の課題のひとつとして認識していた。その際，ラシュタットでの，そして，勿論リュネヴィルでの和平交渉は，大陸で躍進しつつある指導的権力たる若きフランス共和国の政治的並びに国家論的な指導原理と帝国側の〔国〕法理解との衝突が劇的な仕方で先鋭化する中で，以下の事を，十分な洞察力をもつ観察者全てに対して，誤解しようもない仕方で明らかにせざるを得なかった。即ち，それ〔ディレンマの解決〕は，Pufendorf の時代や 17 世紀末及び 18 世紀中の少し古い論争の時代でのような比較的に学問的な問題では〔もはや〕なかったのである。1801 年 4 月 7 日の皇帝特別委員会布告（das Kaiserliche Kommissionsdekret）のフランス語版とドイツ語版とからヘーゲルが（テキストそのままを）抜き書きして作った抄録は以下の事を証拠立てている。即ち，一方の側のフランス代理公使の立場からする帝国国制解釈と他方の側の皇帝使節の立場からする帝国国制解釈が衝突するという外交問題が，関連する国法学的用語の用法に至る言葉の問題へ尖鋭化されたことこそが，〔和平交渉〕当事者達の〔帝国国制についての〕理解が一致することによって，帝国にとって極めて致命的な政治的帰結を齎す上で影響力を行使したのであり，そうした帰結を齎す上で共同の〔フランス側にのみならず帝国側にも〕責任を生じさせたのである。果たして，ヘーゲルもまた，著作〔『ドイツ国制論』〕の二回目の構想〔に基づく〕草稿にとりかかろうとしていたまさにその時に，この ── 講和条約締結の当事者による高度に公式的な発表という〔構想に〕関わりのある現実に促されて〔原文の und を除去〕ヘーゲルが直ぐに書き留めた ── 重要な政治的論争〔から受けた〕印象の下で、── リュネヴィル講和条約締結交渉終了後に〔著作に〕新たに着手すべく構想〔を練る〕に際しての（フランクフルト時代の原初構想の中ではもっと別の方向へと先鋭化されていた，換言すれば，より伝統的な仕方で展開されていた）〔帝国国制の理解という〕特殊的問題に関して ── 具体的な方向付けを獲得することにならざるを得なかった。かの国法学の特殊的問題が何度も繰り返して ── 表面的には殆ど同じ向きに見えた ── 主題化されたこととは対照的に，今や，硬直した理論〔が惹起する〕学問的論争の彼方で，断固とした決定と〔その〕遅滞なき受け入れから ── この近世ドイツ国制史に於ける根本問題〔帝国国制の理解〕が当代の指導的列強の政治的実践に対してもつ（とヘーゲルが今アクセントをずらしながら強調する）意義に拠れば ── 多大な影響を及ぼし耳目を集め相当程度に人を驚かせ〔帝国国制の〕原理に関わるような射程をももつ諸々の政治的帰結が，導き出され得ることにならざるを得なかった。と言うのも，政治的行為の担い手の側からすれば説明パラダイムとして選択し受容するものが何であろうとも，そのことは，〔政治的な〕状況からして，同時に，ヨーロッパの君主制的に統治された国家及び帝国を，計画的な視点で，政治的に決定的なものとして確定することを含意せざるを得なかったからである。果たして，フランス共和国の軍事的優位性と遥かに強い政治的攻撃性を前にして，フランス共和国に対して共同的で統一的なイデオロギー的陣地を勝ち取ろうと格闘する王制主義的敵対者達は，（第一次同盟戦争で掲げられた）革命以前の支配分割の復古への要求〔を充足する〕ために，そのように確定することから，現実の政治的行為の進行の中では欠乏していた ── 共和制のフランスに於ける国家乃至国家的法共同体の理解に対して今歴史的に必要とされている長期的な全政治的戦略に関わる ── 他ならぬ国法学的正当化の基礎〔が得られること〕を期待することができたのである。しかしながら，こうした切羽詰まった

状況こそが，皇帝側の全権使節にとっては，リュネヴィル講和条約〔締結交渉〕で（無敵の）フランス共和国側の講和条約交渉団と対決するに際して，直ぐ上で述べた様な仕方で，両方の側が具体的な外交論争を交わす中での障害となるものとして現れ出てきた。フランス側代表の国民国家的な観念に比して，皇帝側使節には，〈共和制と国民国家を信条とする相手側の攻撃に対抗して，敗北した帝国団体（Reichsverband）の封建的なレーン制結合（Verband）を，承認に値する国家的結合として正当化し，その本来の価値に維持するための，説得的な国法学的定式〉が，欠落していたのである。従って，ヘーゲルの関心は，眼前の明白な〔現実的〕動機によって，本質的に，理論的・学術的な争点には最早向けられておらず，歴史的に長い射程の重要性を備えた極めて切迫して喫緊の政治的な時事問題に向けられていたように思われる。Johann Christian Majer は，その著作 Teutsches weltliches Staatsrecht abgetheilt in Reichs- und Landrecht. Bd 2. Leipzig 1775. 93 u.ö. の中で，ローマ・ドイツ帝国なる国家団体（Staatskörper）という概念を帝国団体（Reichsverband）全体と置換可能なものとして用いていた。同概念は，第 1 篇第 4 章（Von dem Territorium des teutschen Reichs）の第 170 節　a）Begriff des teutschen Reichsterritorium に於て，導入的定義の形で，次の様に言い表されている。「その所有者が，ドイツ帝国の根本体制に従って〔皇帝に対する〕臣従〔の義務〕を伴いながら，皇帝の主権（Majestät）を共有している（verwandt）すべての領邦が，一緒になって，ドイツ帝国の領土を構成する。[……] ここから〔即ち〕帝国領について〔上で〕与えられた概念から直接に，重要な区別が明らかになる。それによって，帝国領は，帝国の中に在る領邦領や〔ドイツ帝国〕以外の諸帝国や諸国家から極めて截然と区別されるのである。その区別は，皇帝の帝国領高権に全く独自の諸規定を与える。その区別は，取分け以下の点，即ち，帝国領〔の概念〕は既に領土全体〔それ自体〕とそれに付着する領土権とを中に含んでおり，従って，皇帝の帝国領高権は，それに対して留保されている諸権利を除けば，〔皇帝に対する〕服従〔義務〕── これは，一般にそうである様にこの場合も，帝国の根本国制に則って，帝国の主権と領邦の高権との間で〔成り立つ〕領土権〔の規定〕の中で確定されている ── 以外の何ものをも意味し得ないし中に含み得ない，という点に存する。」〔そこでの〕結論として Majer は「固有の意味でのドイツ」を「ローマ・ドイツ帝国という国家団体の心臓」と定め，引き続き、── ヘーゲルが何度も言及した ──「ドイツ的自由」の原理を維持しながら様々な民族から「固有の意味でのドイツ」が長い時間をかけ複雑な経緯で成立してくる過程について，詳細に論じていく。Majer の叙述は，それがヘーゲルの考察に対する直接的な手本であったかもしれない，という印象を少なからず呼び起こす。Majer は，関連文献と広範囲に亙り対決する中で，〔ヘーゲルと〕同様に，国家形式のアリストテレス的な区分が〔ドイツ帝国に対して〕適用し得ないということに関して Pufendorf によって既に提起されていた問題を，上掲著作の第二章に於て Von der teutschen Kraisverfassung という表題の下で（95ff.），検討している。相互間で主権的なメンバー ── これらメンバーは，〔主権的であるとは云え〕理念でもあり現実の国家権力でもある選挙帝政によって〔その主権を〕侵害される ── から成る統一〔体〕の組織形式としての国家団体（Staats- körper）という概念は，Majer の場合には，そうした組織様式を定義しようとして〔生じる〕ディレンマを解決に導く手助けになるとされている。── それにも拘らず，しかし，以下の事は全体として銘記されるべきである。即ち，当該の重点テーマは，ヘーゲルの〔『ドイツ国制論』の中に〕映し出して見れば，ドイツで〔帝国〕理論上の争点に的を絞ったそのテーマに関する文献が〔従来のアリストテレス的な枠組を脱していないという意味で〕相対的に惰性的であるというヘーゲルの嘆きに合致して，国法学の主要問題に対する古典的な基準を同時代の関連文献の中で再生すること以上のことを本質的に全く何もなし得ないのであり，従って，原理的に，国法学のハンドブックで或る程度の影響力のあるものはどれも，同時代の文脈の中では，ヘーゲルによる毒舌と結び付けられることを免れないのである。更に以下の著作の論述をも参照せよ。Moser: Von Teutschland. Kap.27. 544ff.（次の〔全

集版編集者による〕註を参照せよ）そこで Moser は，ドイツ帝国は国法学上の Monstrum であるとする Pufendorf の有名なテーゼを，悉く，実際的には無用であり，有害で的外れでさえある問題設定として，退けている。何故なら，この問題設定では，具体的な政治的現実に関心を向ける営みが，比較的に高踏的な理論的二者択一論の犠牲にされているからである，という。

6）ヘーゲルの『ドイツ国制論』を理解する際に必要な事は，それが一方で斯様な根本的批判を展開するものでありながら他方で帝国改革構想を含むという点を踏まえるという事である。彼の改革構想と当該草稿他で提示されている「国家の概念（der Begriff des Staates）」との関係は如何なる仕方で成り立ち得ているのか，その点の究明が，『ドイツ国制論』の政治思想史・国家思想史の中での位置づけ，更には，ヘーゲル自身の国家思想理解の発展史の中での位置づけを明らかにする上で必要な事柄である。

7）【ヘーゲルによる欄外書き込み】存在するものは，存在すべきものではない。（Was ist [ist] nicht was sein soll;）〔存在すべきものは，〕存在するもの〔へ〕の要求，言い渡しであり，〔存在する〕自分や他者への不誠実である。

8）この表現は，1801 年 2 月 9 日に締結されたリュネヴィル講和条約を以てフランスとの戦争が最終的決着を見たとはヘーゲルが見做していないことを示唆している。恐らく，講和条約の中で，同条約によってライン左岸地域の領土を喪失した諸侯に対して補償を行なうべきことが定められていた事実の孕む問題性を念頭に置いていたものと推測される。事実，この問題は後に 1803 年 2 月 25 日の帝国代表者会議主要決議（Reichsdeputationshauptschluss）の中で所謂世俗化と陪臣化によって解決されることになると同時に，教会制度と一種の貴族制を基礎として成り立ってきた従来の帝国国制は崩壊することになり，それを前提として構想されたヘーゲルの帝国改革構想も最終的に挫折することとなる。もし斯様な文脈に即して当該テキストを解釈することが可能であるとすれば，このテキストが作成された時点で既に，ヘーゲルは自らの帝国改革構想従って『ドイツ国制論』の将来に対して不安を懐いていたことになる。

9）【全集版編集者による註】ヘーゲルは，シュヴァーベンの帝国法学者（Reichsjurist）J. J. Moser（父モーザー）の主要著作でもあるライフワークへの参照を，特定のテキスト連関への特定の関係〔を明示すること〕無く概括的な仕方で，指示している。その著作は，あらゆる世紀の〔各種〕帝国裁判所に於ける，全法領域の論文，判例解説，基本判決の大小を問わない膨大な集積と，帝国団体全体の中での統一性の無い諸々の地域的法伝統の考察とから成っており，順次，多数の巻の形をとって，Von Teutschland und dessen Staats-Verfassung überhaupt（1766–1782）の題名の下で，Moser によって公刊されていったものである。Moser は，就中郷国ヴュルテンベルクに於けるラント法の（シュヴァーベン的）伝統の代表者とも看做され得る。〔何故なら，〕彼は，郷国の〔帝国からの〕自由を擁護して，その自由を上位の帝国法〔に由来する〕義務と調和させようと努めたのであるから。それ故に，ヘーゲルからすれば，Moser には格別の意義が与えられなければならなかった。〔何故なら，〕ヘーゲルは，比較的に近い以前には（1798 年）既に，ヴュルテンベルクのラント議会に関する以前の著作を通じて，その問題〔自由〕に取り組んでいたからであり，後年にもこの問題を再び取り上げることになったのであるから。

10）直後に「ドイツの諸等族の否定的結合と同等の意味をもつ」というテキストが続くが，草稿に乱れがある，と推測される。

11）『ドイツ国制論』でのヘーゲルの政体論が，少なくとも主観的意図に於ては，制限君主制論として分類されることを拒絶しようとするものであることは銘記されねばならない。この事実は，『ドイツ国制論』を 18 世紀末から 19 世紀の政治思想史の中に位置づけようとする場合に考慮すべき点である。制限君主制論の歴史的意味に関しては，以下の論考の見通しを前提せずしては，その究明は困難であると思われるが，ヘーゲルの議論をその中に位置づけることは簡単ではない。Rudolf Vierhaus, Montesquieu in Deutschland Zur Geschichte seiner Wirkung als politi-

scher Schriftsteller im 18. Jahrhundert, in: derselbe, Deutschland im 18. Jahrhundert Politische Verfassung, soziale Gefüge, geistige Bewegungen, 1987, S.9–32.

12）自由への強い衝動こそが，ドイツが近代的な主権国家となることを阻んだ根本原因である，と云うヘーゲルの根本洞察を披歴した重要テキストのひとつ。その際に，斯様な「ドイツ的自由」の概念とフランス革命の根本理念として位置付けられた自由の概念との関係が主題的に究明されなかったことが，ヘーゲルの思想的発展の中に『ドイツ国制論』を位置付ける上での困難の主要原因のひとつになった。

13）例えば次の辞書は，entier の語義を ganz と eigensinnig との二義に分割して説明している。Dictionnaire de l'Académie Françoise, Nouvelle Édition, enrichie de la traduction allemande des mots, Berlin 1801, T.2., P. 160. この辞書の刊行年（刊行月までは不明）がヘーゲルの草稿の成立時期と非常に近いので，彼がこの辞書を参照した可能性も十分にある，と思われる。

14）【全集版編集者による註】皇帝フェルディナンド 1 世の座右銘の変化形。オリジナルは以下の通り。Fiat iustitia, pereat Mundus.〔「正義は行なわれよ，仮令世界が滅ぶとも。」〕以下を参照せよ。Johannes Manlius: Locorvm commvnivm collectenaea. Basel 1563. Bd 2. 290.
【訳者による補足】この座右銘自体は，カントの『永遠平和のために』にも登場している。Immanuel Kant, Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Brief. 1796, S.78.

15）『ドイツ国制論』に於ける Nation と Volk の区別は明瞭でない。少なくとも当該箇所では，Staat を構成している限りの Nation が Volk と称されている。然し，同一断片の冒頭部分には，正反対の理解が示されている。

16）【全集版編集者による註】52 頁 6 行目から 8 行目に対する全集版編集者による註を参照せよ。

17）【全集版編集者による註】52 頁 2 行目から 4 行目に対する全集版編集者による註を参照せよ。

18）ヴェネツィア共和国の国家元首，1797 年の同共和国滅亡と共に消滅。697 年に初代ドージェ AnafestusPaulucius が選出され，最後のドージェは第 120 代 Ludovico Manin であった。

19）オスマン帝国（1258 年－1926 年）の国家元首。『ドイツ国制論』執筆当時のスルターンはセリム 3 世（在位 1789 年－1807 年）であった。

20）当該テキストでは文章構造と文意との間に齟齬が認められる。一方で，20 行目からの oder 以下の文章は，主語を備えた文章であるから，wobei から始まる副文章と理解せざるを得ないが，他方で，oder 以下の文章は文意的には，19 行目の einen allgemeinen Ausdruk を先行詞として関係代名詞 wodurch をとる関係文でなければならない。勿論，その場合には，本来，21 行目の durch jenen allgemeinen Ausdruk は不要となるべきものである。ここでは，文章作成の途中で混乱が生じたものと推測される。ここでは，テキストそのものから少し離れ，文意に即した訳を提示する。

21）『ドイツ国制論』に於ける，国家の最も本質的な規定である。清書稿で「国家の概念」（der Begriff des Staates）と題されている部分の内容に対応する。ここでの規定が Majer の下記書籍の冒頭部分に於ける「国家の概念」の規定に酷似していることは，早くから Rosenzweig によって指摘されている所である。Franz Rosenzweig, Hegel und der Staat, Erster Band, 1920, S.239. „Begriff des Staats. Aus jeder gesellschaftlichen Verbindung zur gemeinen Sicherheit für Freyheit und Eigenthum gegen die Vergewaltigung Anderer, welche, vermittelst einer gemeinen Befehlshaberschaft verschafft und gehandhabt werden soll, bildet sich ein Staat.“, Johann Christian Majer, Teutsche Staatskonstitution, Erster Band, 1800, S.13. 尚，ヘーゲルの規定に於て自由の概念が敢えて排除されているであろう点は，ドイツ的自由の伝統への批判という『ドイツ国制論』のモチーフとも合致する点である。

22）文脈によっては「身分」と訳せる場合もある Stand「等族」という概念の歴史的な限定性については，F. ハルトゥング著，成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国制史 ── 15 世紀から現代まで ──』1980 年，8 頁に於ける訳注に詳しい。

23）全集版のテキストでは „bürgerliche Gesetze der Gerechtigkeitspflege“ とあるが，文脈的に意味をなさないので，der を und の誤記乃至誤読と解釈する。

24）【全集版編集者による註】ヘーゲルは，フランスに於て何重にも積み重なった封建的な立法の数々についての Voltaire のコメントを引き合いに出している。以下を参照せよ。Précis du Siècle de Louis XV, précédé des pieces relatives au siècle de Louis XIV. Voltaire: Œuvres. Par M. Palissot. Tome 23. 517ff.「封建的無政府状態は最早残存していない。しかし，封建的無秩序状態の法律のうちの幾つかはまだ残存している。このことが，フランスの法制度に耐え難い混乱を引き起こしている。（中略）人々は何時も 4 万もある法律から行き当りばったりでどれかの法律を引き合いに出すが，そうした 4 万もの法律に加えて，540 もの異なる慣習法〔の体系〕があり，その中には，諸々の小さな町〔の慣習法〕が含まれるし，最高裁判所（la juridiction principale）〔による慣習法〕の適用に反するような村落〔の慣習法〕すらも含まれている。その結果，既に言われているように，フランス国内を大急ぎで行く人間は，馬を変えるよりも頻繁に〔従うべき〕法律を変えることになるし，自分の町では何事にも精通している弁護士も，隣町では何も分からない者であるに過ぎなくなるのだ。」

25）『ドイツ国制論』に於けるヘーゲルの国家理解を，同時代の例えばフィヒテの『ドイツ国民に告ぐ』のそれと比較するならば，言語の意味付けを巡って大きな相違が認められる。国民の共通言語としてのドイツ語の意義を強調しなかった点に今日的な意味があるとしても，政治的統一の基盤を何処に見出すべきかという議論が欠落しているという批判は甘受せざるを得ないものと考えられる。

Kido Okamoto: Die Krabben

Bernhard NEUBERGER
Jun OTOMASA

〈要旨〉
本稿は岡本綺堂作「蟹」をドイツ語に訳したものである。底本にはちくま文庫『怪奇探偵小説傑作選 ── 岡本綺堂集＊青蛙堂奇談＊』を用いた。綺堂の怪談には時代小説もあれば現代小説もあるが，とりわけ時代小説では出来事の背景となる人々の生活や人情が写実的に書き込まれていて，それが読者を楽しませる。ここに紹介した「蟹」でいうならば，蟹の怪のたたりを半ば受ける犠牲者の増右衛門の，経済的にゆとりのある贅沢な趣味生活，大店の旦那としての挙止振る舞い，彼を取り巻く人々の言動などの描写である。この翻訳は，その点でドイツ語話者に向けた日本の伝統的文化の紹介として役立つと考える。

1

Ich habe die folgende Geschichte von meiner Großmutter erzählt bekommen.

Ich stamme aus Kashiwazaki in Echigo. Meine Familie hatte sich von Generation zu Generation Getreidehandlung getrieben, mein Vater hat aber den Beruf zu der Erdölhandlung gewechselt und sein Büro einem Händler überlassen. Obwohl auch dieser bald den Beruf gewechselt hatte und eine andere Handlung in demselben Büro begann, hatte das Büro selbst im Aussehen nicht so sehr geändert und blieb in der früheren Gestalt. Da das Büro trotz alledem noch seine alte Gestalt hielt, gehe ich mit einem Sehnsuch vor ihm vorbei, wenn ich jedes Jahr in den Sommerferien in die Heimat zurückging.

Meine Großmutter war im 1. Jahr von Kaei (1848) geboren und endete in dem Jahr vor dem Kanto-Großerdbeben (1922) mit dem 76. Lebensalter das Leben. Sie soll in ihrem 18. Lebensalter dieses Geschehnis erlebt haben. Es war nämlich wohl im 1. Jahr von Keio. Sie hieß O-Hatsu, und ihr Vater, d. i. mein Urgroßvater, war der Hausherr von ihrer Generation.

Er hieß Masuemon und war damals etwa 43 Jahre alt. Sein Familienname war Yamagataya, weil seine Vorfahren aus Dewa gestammt hatten. Er gehörte damals zu den alten Familien in der Gegend. Da er ziemlich reich war, überließ er den Geschäftsführern die meiste Führung des ausgedehnten Geshäftes und verbrachte als Scheinherr wohl seine Zeit, indem er als Hobby Haikai dichtete oder die Handschriften, Gemälde und Antiquitäten sammelte. In diesem Zusammenhang

war es unter den Kalligraphen von den chinesischen Schriften, Malern von der chinesischen Malerei und Haiku-Dichtern schon eine Gewohnheit, meinen Vater zu besuchen und dabei bei ihm zu übernachten, wenn sie in Nordjapan eine Rundreise machten. Unter ihnen verbrachten einige gegebenenfalls zwei oder drei Monate lang bei uns..

Während der Zeit dieser Ereignisse waren schon zwei resisende Künstler bei uns. Einer hie Yasui, ein Haiku-Dichter aus Nagoya, der andere Bun'a, ein Maler aus Edo. Dieser war zwanzig Tage früher angekommen als jener und hatte schon länger als einen Monat aufenthalten. Jener einen halben Monat. Eines Tages, es soll Anfag September gewesen sein, lud Masuemon seine 4 Hobby-Freunde des Ortes und zwei Gäste, Yasui und Bun'a, zum Abendessen ein. Die ins gesammt 7 Herren wollten nun am Abend eine Schmaus im hinteren großen Gastzimmer halten.

Sie fanden sich alle gegen 6 Uhr abends zu uns ein. Da fiel Yomoshiro Sakabe unprogrammierterweise ein. Er war ein Ronin, d. h. ein herrenloser Samurai. Zwar war er beruflich herrenlos, soll er aber eine prächtige formale schwarze Tracht getragen haben — er trug also keinen verschossenen schawarzen Überwurf, wie es bei einem heruntergekommenen Ronin oft der Fall war.

Wie Sie wissen, gehörte unsere Gegend in der Edo-Zeit als abgesondert ligendes Grundstück zu dem Kuwana-Clan, und es gab in unserer Stadt ein Verwaltungsbüro des Clans. Ein junger Samurai Yogoro Sakabe war dort als Geschätsleiter von dem Clan beamtet. Er war zwar jung, war aber ein begabter Beamter. Der Ronin Yomoshiro war sein älterer Bruder. Er hätte eigentlich seinem Vater die Stellung erben sollen, konnte es aber nicht, weil er schon seit jung nicht so tüchtig in der Köperkraft war. Yomoshiro hatte schon lange das Haus verlassen und war bei einem Physiognomen Schüer in Kyoto gewesen. Er hatte in der Wissenschaft Fortschritt gemacht und war jetzt selbständiger, fahrender Meister. Es wurde gsagt, dass er nicht nur in der Physiognomie, sondern auch in aus den Gesichtszügen wahrsagen könne. Er war damals 22 oder 23 Jahre alt und trug zwei Schwärter an der Hüte wie ein gewöhnlicher Samurai. Da er nicht nur in der Kleidung, sondern auch im Charakter beachtenswert war, konnte er bei den Leuten, die von seiner Herkunft nichts wußten, als vortrefflicher normaler Samurai gelten.

Yomoshiro hielt gerade damals zur Zeit eine Weile zu Gast in Yogoros Geschätsbüro in Kashiwazaki auf, nachdem er in verschiedenen Provinzen von ganz Japan rund gereist war, und anschließend, von Kashiwazaki her gesehen im Norden befindlichen Länder — Alt-Nagano, Echizen und Echigo — besucht hatte. Da mein Urgroßvater Masuemon im Alltagsleben mit Yomoshiro eine freundliche Beziehung gehabt hatte, hatte er durch diese auch mit Yomoshiro eine frendliche Beziehung und besuchte manchmal auch unsere Wohnung. Das war warum, dass dieser so plötzlich uns besuchte. Masuemon freute sich sehr auf den plötzlichen Besuch von Yomoshiro und führte ihn in das hintere Gastzimmer.

Yomoshiro sagte mitleidend zu dem Hausherrn: „Es tut mir leid. Sie haben gerade einen

Besuch“, indem er das Gastzimmer betrat.

Dieser entgegnete ihm sehr höflich: „Nein, umgekehrt. Sie belästigen uns gar nicht. Um die Wahrheit zu sagen, wir haben Sie eigentlich einladen wollen. Wir dachten, Sie würden sich aber wohl eher belästigt fühlen, wenn wir also Sie ohne Vorhersage eingeladen hätten.“ Er machte dann Yomoshiro mit den anderen Gästen bekannt. Selstverständlich waren einige von ihnen schon miteinander bekaant, und die Gaste waren alle bald einander vertraut.

Der Besuch von Yomoshiro machte Masuemon zwar Freude, machte den Frauen, die sich in der Küche für die Vorbereitung der Gerichte beschäftigt waren, eine Störung. Da O-Hatsu für die Bedienug der Gäste verantwortlich war, guckte sie in die Küche hinein, um zu sehen, ob die Vorbereitung der Gerichte alle in Ordnung sei. Nun flüsterte eine Alte namens O-Sugi, die dafür verantwortlich war und mit den anderen Dienerinnen und Dienern zusammen beschätigt war, der O-Hatsu ins Ohr:

„Die Anzahl der Gäste hat sich plötzlich von 5 zu 6 vermehrt. Das macht uns verlegn.“

„Warum? Verspätet das die Vorbereitung der Gerichte?“

„Nein. Die Vorbereitung schreitet planmäßig fort. Nur die Krabben sind problematisch.“

O-Sugi erzählte ihr die Ursache ihrer Verlegenheit. Masuemon liebt besonders das Krabbengericht. Auch heute abend sollte es das Hauptgericht sein, und die Frauen hatten ins gesammt 7 Krabben einschließlich für den Gastgeber eingekauft. Da war plötzlich die Anzahl der Gäste um einen vermehrt worden. Sie fragten den Fischer, ob er noch eine von derselben Größe habe. Dieser hatte aber keine derselben Größe mehr. Nach ihrer Meinung sollten alle Krabben von derselben Größe sein. Der Hausherr würde sicher sehr böse sein und würde sie nachher tadeln. Alle Leute in der Küche machten sich darüber Sorgen, und ein junger Diener namens Hanbei ging aus, um eine von derselben Größe irgendwo zu kaufen. Der war aber noch nicht zurück. Bevor sie 7 Krabben bei sich hatten, dürften sie den Gästen die anderen Gerichte außer Krabben nicht anbieten. Sie waren alle nun in Verlegenheit.

„Wahrlich ist das ein Problem,“ sagte O-Hatsu mit verzerrtem Gesicht. Einmal hatten die Frauen gedacht, sie wollten den Gästen eher die Gerichte ohne Krabben anbieten, konnten sie aber nicht leichtsinnig entscheiden, die Gerichte ohne Krabben anzubieten, denn der Gastgeber war ein besonderer Krabbengerichtfreund. Wenn Krabben aus der Menü ohne Kündigung weggelassen würden, so würde er bestimmt von schlechter Laune sein. O-Hatsu war in Verlegenheit und überlegte weiter. Da hörte sie, dass der Hausher von dem hinteren Gatzimmer die Hände klatschen.

Sie ging zu dem Gastzimmer zurück. Da kam Masuemon ungeduldig aus dem Zimmer heraus.

„Was zögerst du? Bring schnell die Gerichte!“

Die Tochter dachte, es sei für sie eine gute Gelegenheit, dem Vater ihre notgedrungene

Situation zu klagen. Der Vater hatte aber gar keine Lust, mit ihr über dieses Problem zu sprechen.

„Es ist unmöglich, dass es gar keine Krabbe mehr gibt. Suche an dem Strand, wenn du keine in der Stadt finden kannst. Ich habe schon den Gästen offen erklärt, dass ich ihnen heute abend schöne Krabbengerichte anbiete. Gerichte ohne Krabben sind kaum vorstellbar."

Da fühlte sich O-Hatsu hilflos und kam unvermeidlich in die Küche zurück. Die Leute in der Küche machten sich immer mehr Sorgen und sehnten sich danach, dass Hanbei mit Krabben zurückkomme. Die Zeit verging immer schneller. Der Hausherr wurde immer ungeduldiger und forderte häufig die Krabbengerichte auf. Eben da kam der junge Diener heuchend zurück. Alle Leute rannten in Eile nach draußen und sahen, dass Hanbei einen unbekannten Buben mitgebracht hatte. Er war 15 oder 16 Jahre alt und trug einen schmutzgen, kurzen Kimono mit den röhrenförmigen Ärmeln. Er trug in den Armen einen Fischkorb. Das alles gesehen, waren alle irgendwie beruhigt.

Im Korb waren drei Krabben. Die Frauen wollten eine von den Krabben, die ähnlich so groß war wie die 7, die sie von Anfang an gekauft hatten. Der Bube war damit nicht einverstanden, sondern bestand darauf, dass die Frauen ihm alle drei Krabben zusammen abkaufen sollte, weil er von Hanbei extra von dem weit entferten Strand hierhin geführt wurde. Die Frauen dürften jetzt die Zeit durch den Streit mit ihm nicht vergebens verbringen. Sie räumten dem Buben ein und kauften schließlich mit dem von ihm verlangten Preis alle drei Krabben. Als sie ihm bezahlt hatten, war er irgendwohin weggegangen.

„Das Problem ist gelöst!"

Die Leute der Küche wurden auf einmal munter und begannen sofort die Krabben zu kochen.

2

Gewärmter Sake wurde ins Gastzimmer gebracht und die Gerichte auch nacheinander gebracht. Sowohl die Gäste als auch der Gastgeber fingen an, gemütlich zusammen zu trinken und zu essen. Da wurden nun die 7 großen Krabben, die jeweils auf einem großen Teller gelegt waren, vor die Schmausenden gebracht.

„Wie ich Ihnen vorher gesagt habe, das ist das einzige Hauptgericht von heute abend. Bitte, bedienen Sie sich!" sagte Masuemon zu den Gästen. Die Krabben, die in meiner Heimat am meisten gefangen und gegessen werden, sind gewöhnlich „Ibara-Krabben" genannt. Ihre Schilder sind dreieckförmig, und auf ihren Schildern und Füßen haben sie viele kleine Dörner (Ibara). Die Krabben, die heute abend den Gästen angeboten wurden, werden andererseits „Kazami-Krabben" genannt und sind von ganz anderer Art als jene. Die Form ihres Schildes ist eher rhombisch, und ihre Farbe ist dunkelrot. Darauf gibt es viele kleine weiße Pünktchen. Man sagt, unter den Krabben von dem Meer schmeckt diese Krabbe am besten — ich weiß aber nicht Bescheid, weil ich keine

Spezialistin bin. Da es jedenfalls das Hauptziel der Gesellschaft von heute abend ist, die Krabben zusammen zu genießen, empfahl der Gastgeber den Gästen das Gericht sehr und wollte selber anfangen, die Krabbe zu essen. In dem Augenblick erhob Yomoshiro Sakabe, der an dem einen der oberen Sitze gesessen hatte, ganz plötzlich die Stimme:

„Moment, bitte!“

Weil seine Stimme sehr ernsthaft klang, stoppte Masuemon unwillkürlich, seine Eßstäbchen zu führen und sah den Gast zurück. Yomoshiro, der die Stirn runzelte, sah den Gastgeber auf das Gesicht an. Er nahm dann die Stehlampe in die Hand, strahlte jedem Gast ins Gesicht an und guckte hinein. Danach nahm er einen Handspiegel aus der Tasche heraus und sah sich das eigene Gesicht hinein. Nachdem er eine Weile seufzend überlegt hatte, sagte er:

„Meine Herren, ich habe jetzt etwas Wunderliches erlebt. Unter uns gibt es eine Person, die den Ausdruck des nahen Todes im Gesicht hat.“

Alle Leute da wurden blass im Gesicht. Der Meister von der Physiognomie und der Wahrsagung mittels Gesichtszüge hatte das doch ernst gesagt. Sie sahen nur schweigend das Gesicht des Mannes an. Meine Großmutter fühlte sich im ganzen Körper ganz kalt. Da wandte sich Yomoshiro plötzlich nach ihr, als ob er bemerkt hätte, dass meine Großmutter auch da war. Denn er hatte vergessen, dass auch sie da war, und hatte nur die Gesichter des Gastgebers und der Gäste gesehen. Als er das erkannte und das Licht der Stehlampe ihr ins Gesicht anstrahlen ließ, fühlte sich meine Mutter ganz tot. Da er aber nichts Besonderes im Gesicht der Großmutter fand, nickte er nur und sagte würdevoll:

„Es tut mir sehr leid, dass ich Ihnen sagen muss, ich rate Ihnen allen, dass Sie diese Krabben nicht essen. Räumen Sie gleich die Krabben ab!“

Damit meinte er bestimmt, dass der Grund seiner Beratung in den Krabben bestand. Er hatte zwar nicht klar gesagt, in wessen Gesicht der Ausdruck des nahen Todes bestünde, damit wollte er aber bestimmt den Hausherrn Masuemon meinen. Besondes meiner Gromutter fiel das ein, denn sie hatte die sieben Krabben vor die Gäste und die Krabbe, die sie nachher hinzugekauft hatte, vor den Hausherrn gestellt. Jeder konnte sich vorstellen, dass diese Krabbe Gift habe. Masuemon folgte sogleich der Beratung des Wahrsagers und ließ die Teller abräumen. O-Hatsu folgte seiner Anweisung und begann sogleich die Abräumung. Dann sagte Yomoshiro wiederholt die Beratung.

„Auch die Leute der Küche dürfen die Krabben nicht essen. Werfen Sie alle die Krabben bestimmt weg!“

„Jawohl.“

O-Hatsu ging in die Küche zurück und erzählte den Leuten dort, was im Gastzimmer geschehen war. Alle verloren die Gesichtsfarbe, und besonders Hanbei, der die hinzugefügten Krabben eingekauft hatte, erschrak sehr. Um die Giftigkeit der Krabbe festzustellen, die für den Hausherrn

gerichtet war, gaben sie sie dem Haushunde. Da er sich auf der Stelle gequählt hatte und bald tot war, schauderten sie alle. Um festzustellen, ob nur jene Krabbe giftig war, gaben sie dann auch dem Hunde des Nachbarn andere Krabben. Das verursachte keine Schaden, was die Leute der Küche überzeugte, dass nur die Krabbe giftig war, die sie zasätzlich gekauft hatten. Eben deshalb erschien der Ausdruck des nahen Todes nur in dem Gesicht des Hausherrn, der d i e Krabbe essen wollte.

Dank der Beratung von Yomoshiro wurde das Leben dem Hausherrn gerettet. Dafür konnte dieser jenem zwar nicht genug danken, war es aber klar, dass der Spaß der Gesellschaft allen Leuten durch den Zwischenfall verdorben worden wäre. Eine leichte Verstimmung befiel die Gesellschaft und die Gefälligkeit des Veranstalters war zu nichts geworden. Die Gäste verabschiedeten sich jeweils unschlüssig.

Der Misserfolg der Gesellschaft war zwar den Gästen leid, die Bewunderng und der Zorn des Hausherrn waren aber besonders groß, der durch den Zwischenfall fast ermordet worden wäre. Die Zuständigen für die Sachen der Küche wurden alle zu dem Hausherrn versammelt und von ihm streng verhört. Alle wußten aber gar keinen Bescheid und wunderten sich nur. Da Hanbei eben den Buben herbeigeführt hatte, sollte dieser morgen früh jenen suchen und ihn danach fragen, wo er die Krabben gefangen hatte.

Da der Bube den Frauen unserer Küche drei Krabben aufgedrängt hatte, und wir nur eine davon für die Gesellschaft gekocht hatte, waren noch zwei übrig. Sind die übrigen zwei auch giftig waren, hatten wir noch nicht festgestellt. Wir hatten diese zwei übrigen nur in die Ecke der Küche hingelegt. Am nächsten Morgen fanden wir sie nicht mehr dort. Sie schienen nachts irgedwohin gegangen zu sein. Hatten wir nur geglaubt, dass sie nur tot seien. Sie waren in Wahrheit am Leben. Da es aber schon zu spät war, verschoben wir die Prüfung, ob sie auch giftig seien, bis auf den nächsten Tag und gingen sofort ins Bett.. Wir hatten sie in die Ecke der Küche hingelegt. Wir hatten auch nicht geprüft, ob sie noch am Leben waren. Am nächsten Morgen fanden wir jedenfalls sie dort nicht mehr. Nachts waren sie irgendwohin verschwunden.

Die Vergiftung durch Krabben oder Krebse geschieht im Alltagsleben nicht selten. Dass es im Fleisch dieser Tiere Gift gibt, bewundert uns nicht so sehr. Es gab aber in unserem Fall nicht nut die wunderliche Vorhersage, sondern auch den Zwischenfall, dass die noch nicht gekochten Krabben am Leben waren und nachts verschwunden waren. Der Aufruhr um unseren Zwischenfall wurde immer größer. Hanbei ging schon morgens früh mit einem Lehrling namens Isuke zusammen aus, um jenen Buben zu suchen. Nicht nur Hanbei, sondern auch alle Leute, die für die Geschäfte der Küche zuständig waren, kannten doch den Buben nicht. Wenn der Bube ein Kind eines Fischers am Strand gewesen wäre, dann hätte irgend einer der Küche ihn kennengelernt. Einige behaupteten also, dass der Bube von irgend einer anderen fremden Gegend gekommen sei. Da keiner von uns von der Gift der Krabbe geahnt hätte, keiner war so vorsichtig, dass er das

Gesichtszüge des Buben im Gedächtnis eingeprägt hätte. Deshalb schien es eine sehr schwierige Sache zu sein, unter diesen Bedingungen den Buben festzustellen.

Hanbei und Isuke waren auf diese Schwierigkei schon gefasst und gingen eilends auf den Strand. Auf der anderen Seite besuchte der Hausherr Masuemon Yogoro Sakabe in seinem Geschäftsbüro zu Besuch. Er wollte nämlich seinen älteren Bruder Yomoshiro sehen und ihm seine Dankbarkeit für die Rettung seines Lebens am vorigen Abend ausdrücken, Da sagte Yomoshiro noch so etwas zu ihm:

„Es war gut, dass es Ihnen nichts Schlechtes geschehen war. Solange ich sehe, erkenne ich aber, dass das Böse noch vollständig nicht weg sei. Es ist möglich, dass etwas Unglückliches bei einem Ihrer werten Familie gesche. Es wäre am besten, dass Sie möglichst vorsichtig sind.“

Masueom schrak wiederum zurück und bat Yomoshiro um Ratschläge, dieser gab ihm aber keine. Er sagte nur, er esse keine Krabben in seinem Leben. Das gehört, war Masuemon etwas verlegen, weil er seine Lieblingsspeise von dem Wahrsager bestimmt verboten wurde.

In dem Falle dürfte er aber nicht so eigenwillig sein, schwor Yomoshiro feierlich, dass er sein Leben lang keine Krabbe mehr esse, und kam nach Hause zurück. Er fühlte sich aber immer noch unsicher. Da er aber nicht genau wußte, was er für die Vorbeugung tun könne, konnte er letzten Endes den Familienmitgliedern keinen Rat geben. Er erzählte der Großmutter leise ins Ohr, was Yomoshiro ihm gelehrt hatte, und bat sie, vorläufig in allen Sachen nur vorsichtig zu sein.

Andererseits kamen Hanbei und Isuke auch mittags noch nicht nach Hause zurück. Wir machten uns alle um sie, da kam erst um eins nachmittags Isuke allein nach Hause zurück. Er war im Gesicht ganz blass. Wir fragten ihn alle, was mit Hanbei geschehen sei. Er kann aber unsere Frage nicht recht beantworten. Als wir aber nicht nur sein blasses Gesicht, sondern auch sein Verhalten sahen, schraken wir alle zurück.

3

Wir versammelten uns alle um Isuke, der vor Erstaunen starr war, fragten ihn einzeln, dann wurde es klar, dass noch ein anderer Unfall auf dem Strand geschehen war.

Gestern abend habe Hanbei seine bekannten Fischer besucht, um Krabben zu kaufen. Keiner habe aber Krabben der gewünschten Sorte gehabt. Einige hätten zwar Ibara-Krabben oder Takaashigani-Krabben gehabt, keiner habe aber Kazamigani-Krabben gehabt. Er habe deshalb einen nach dem anderen besucht und sei allmählich nach Norden gekommen, bis er schließlich dem Buben getroffen habe, der am Rand der Straße gestanden habe. Deshalb seien Hanbei und Isuke auch heute jedenfalls nach Norden — das ist die Richtung nach Izumozaki — gegangen. Sie hätten aber den Buben von gestern abend oder einen ähnlichen nicht finden können. Als sie weiter-

gingen und unbewußt den Strand des Flusses Sabaishi-Gawa erreichten, — ob Sie wissen, dass der Fluß in das Meer hineinfließt — da hätten sie am Strand einen Buben gefunden. Sein Anblick von hinten sei gerade dem Buben von gestern abend ähnlich gewesen. Hanbei sei ihm zwar in großer Eile hiterher gelaufen. Isuke sei aber hinter ihm her langsam gegangen, weil er geglaubt habe, der Bube könne sowieso nicht vermeiden, ihnen zu treffen, weil es auf der einen Seite einen Fluss und auf der anderen Seite das Meer gab. Hanbei habe bald den Buben gefangen und mit diesem gestritten. Nachdem er mit ihm einige Worte gestritten habe, sei er plötzlich in das Meer hineingefallen, als ob er von dem Buben gezogen worden wäre.

Erschrocken sei Isuke zu ihnen gegangen, habe er sowohl ihn als auch den Buben nirgends gefunden, als ob die beiden im Wasser geschluckt worden wären. Isuke sei in die nächste Wohnung eines Fischers hineingelaufen, ihm kurz die Geschichte erzählt und ihn gebeten, Hanbei zu retten.

Da der Name von Yamagataya allen in der Umgebung bekannt war, seien 7 oder 8 Fischer sogleich zu ihm zusammengekommen, um Hanbei und den Buben im Wasser zu suchen. Keiner von den beiden seien trotzdem nicht entdeckt worden. Nach der Vermutung der Fischer hätten beide in das Meer können fortgetrieben worden sein. Isuke war verlegen und da er jetzt nichts machen konnte, sei er in Eile nach Hause zurückgekommen, um allen zu Hause die Nachricht zu geben.

Als die Leute das hörten, erschraken sie alle. Besonders der Hausherr machte sich Sorgen, da er von Yomoshiro vor der Unheil gewarnt worden war. Er schicke Isuke und einen der Geschäftsvertreter mit einigen Angestellten zusammen zu der Unfallsstelle zurück. Der Maler Bun'a ging auch mit.

Wie ich schon erwähnt habe, hielten damals Haiku-Dichter Yasui und der Maler Bun'a bei uns. Yasui war gerade ausgegangen, um Bekannte in der Nähe zu besuchen. Bun'a malte gerade in seinem Zimmer. Bun'a war einer der indirekten Lehrling von Buncho Tani (1763–1840). Zwar war er jung, er war aber schon in Edo ziemlich bekannt. Er war bis jetzt mit dem Malen der Gemälde von Krabben in seinem Zimmer beschäftigt gewesen, indem er reale Krabben als Modell bediente. Der Hausherr hatte ihn gebeten, während seines Aufenthaltes ein Gemälde von 100 Krabben zu malen. Bun'a war zwar mit der Herstellung des Krabben-Gemälde einverstanden, beabsichtigte er aber in Witklichkeit nur, ein Gemälde von 10 Krabben anzufertigen, weil seine Talent nach seiner Meinung zu der Herstellung des Gemäldes von 100 Krabben nicht reichte. Als der Unfall geschah, war er mit dem Malen der letzten Krabbe beschäftigt, da er schon 9 Krabben anfertigt hatte. Er stoppte bei der Arbeit und stand auf.

„Gehen Sie auch zu dem Strand?“ fragte Masuemon ihn. Seine Stimme klang, als ob er dagegen sei.

„Ja. Ich habe Angst.“

Mit den Worten ging er mit den anderen zusammen aus. Der Hausherr wagte nicht, ihn aufzuhalten. Viele Nachbarn, die von der Nachricht gehört hatten und in unsere Wohung versammelt hatten, gingen auch mit ihm zusammen zu dem Strand. Auch unter den Fischern kamen viele bei der Suche von Hanbei zur Hilfe. Es entstand ein allgemeiner Wirrwarr. Masuemon durfte aber als Hausherr mit den anderen Leuten zusammen nicht ausgehen und blieb zu Hause, um sich nur Sorgen zu machen. Meine Großmutter war mit den anderen Leuten zusammen im Kaufladen und wartete auf die neue Nachricht. Da besuchte uns Yomoshiro Sakabe. Die Nachricht unseres Unfalls war anscheinend schon auf dem Wege zu ihm zu Ohren gekommen. Er wußte etwas von dem Unfall.

„Das war ein ungewöhnliches Geschenis. Der Hausherr ist auf keinem Fall ausgegangen."

„Nein, mein Vater ist zu Hause," antwortete meine Großmutter.

Die Antwort beruhigte anscheinend Yomoshiro. Er trat, von O-Hatsu geleitet, in das hintere Gastzimmer.

„Sie haben ein neues Unglück gehabt," wiederholte Yomoshiro und gab wieder eine Anweisung.

„Sie, Herr Hausherr, dürfen überhaupt nicht ausgehen, was auch geschehen mag."

„Jawohl," antwortete Masuemon feierlich.

„Sie haben gelehrt, dass irgend ein Unglück in meinem Hause geschehen könne. Ich wundere mich sehr, dass Sie darin ganz recht gehabt haben," sagte er.

„Wer und wer sind unter Ihnen ausgegangen?"

„Den Geschäftsvertreter Kyuemon und einige Angestellten habe ich zu dem Ort hingeschickt."

„Sonst keinen?" fragte Yomoshiro, vergewissernd.

„Sonst der Maler Bun'a . . ."

„Ach!" schrie der Wahrsager leise.

„Schicke sogleich irgend einen und rufe ihn sogleich zurück!"

„Ja."

Masuemon, erschrocken, kam in Eile in die Küche und befahl die Angestellten da, den Maler Bun'a schnell abzuholen. Eben da rannte ein Angestellter in den Laden zurück. Er war ganz blass im Gesicht. Er schrie: „Herr Meister Bun'a . . ."

„Was, Herr Meister . . . ?" Masuemon sagte nur das und wurde in dem Moment ohnmächtig und konnte weiter nichts sagen. Er war im Gesicht ganz blass. Da war wieder eine Verwirrung. Der Arzt wurde gerufen, und Masuemon wurde gepflogen. Glücklicherweise kam er bald wieder zu Besinnung und wurde in einem anderen Zimmer hingelegt. Es war eine große Katastrophe, weil sowohl außen als auch innen Verwirrungen geschehen waren.

Was war nun mit dem Maler geschehen? Er ging mit den anderen Leuten zusammen an den

Strand des Flusses Sabaishi-Gawa und betrachtete, wie beschäftigt die Fischer mit dem Suche des Ertrunkenen waren. Dabei stürzte ihm aber die Erde unter seinen Füßen —, aus welcher Ursache weiß ich nicht — auf einmak, und wurde Bun"a im Nu ins Wasser geschlucktt.. Hier war wieder eine neue Verwirrung entstanden. Bei der Stürz von Hanbei konnten leider nicht so viele Leute zur Rettung mitarbeiten, In dem Falle konnten nicht nur Fischer, sondern auch Kahnführer arbeiteten mit. Sie konnten aber schließlich gar nicht feststellen, wo der Maler gesunken sei, und wohin er weitergebracht worden sei. Sie wunderten sich nur.

Als Yomoshiro das alles gehört hatte, seufzte er nur tief.

„Ach, wenn ich nur ein bißchen schneller zu Herrn Masuemon angekommen wäre. Das einzige gute ist, dass Herr Masuemon nicht ausgegangen war."

Nur das hatte Yomoshiro gesagt und verbschiedete sich. Nach einer Stunde ging es Masuemon so gut, dass er wieder selbständig zu Fuß gehen konnte. Bun'a und Hanbei konnten aber leider überhaupt nicht gefunden werden. Inzwischen wurde es Abend, und da die Herbsttage kurz waren, mußten die Leute, die mit dem Suche von den beiden Männern beschäftigt waren, ihre Beschäftigung allmählich aufgeben. Da diese Leute auch in die Laden zurückgekommen waren, war im Laden von den Menschen gedrängt. O-Hatsu war auch darunter und hörte zu, was die Leute erzählten. Da kam Yasui plötzlich in Verwirrung aus dem hiteren Gastzimmer gerannt in den Laden, um einige von uns zu holen. Alle waren erstaunt und fragten ihn, was im Gastzimmer geschehen sei. Er erzählte, als er sich mit dem Hausherrn im Gastzimmer unterhalten habe, habe in dem Garten vor ihnen ein Geräusch gehört und habe unbewußt auf das Geräusch hingeblickt. Zu seinem großen Wunder war es zwei riesige Krabben. Sie seien unter der Veranda hergekrochen gekommen und hätten dabei ihre Scheren auf sie gehoben. Beim Anblick der Tiere sei der Hausherr wieder ohnmächtig geworden.

Da entstand wiederum eine große Verwirrung. Der Arzt wurde wieder herbeigeholt. Da an dem Tag eine Verwirrung hitereinander geschen war, wurden die Seelen aller Leute durch Unruhe und Furcht stark gedruckt und sie fühlten sich alle halbtot. Es war ein kühler Herbstabend. Meine Großmtter hat nachher wiederholt gesagt, es schaudere ihr immer, wenn sie sich an diesen Abend erinnere. Ich habe ihre Erinnerung an dem Abend immer mit große Mitleid zugehört. Es ging Masyuemon dank der Pflege des Arztes zwar wieder gut, warnte aber der Arzt ihn, sich nach dem Ohnmacht lange genug zu schonen. weil er an einem Tag zweimal ohnmächtig geworden sei. Masuemon selbst klagte daüber, dass er sich unwohl fühle, und mußte danach wohl noch einen halben Monat das Bett hüten.

Ich weiß nicht, ob die zwei Krabben tatsächlich erschienen wären, oder der erschrockene Masuemon nur eine Illusion gesehen hätte. Aber Yasui betätigte auch, dass er mit seinen Augen die zwei Krabben gesehen habe. Wir dachten, dass sich die zwei Krabben, die seit dem vorigen Abend

irgendwohin verschwunden wären, etwa unter der Veranda verborgen hätten, und suchten im weiten Garten in allen Ecken und Winkeln, wir konnten sie im Garten nicht finden. Es war möglich, dass sie sich unter der Veranda ganz hinten versteckt hätten.

Sie moderne Menschen urteilen wohl, dass sowohl Masuemon als auch Yasui eine Illusion vor sich hätten. Wir konnten aber das nicht tun, denn es geschah noch ein geheimvolles Ereignis. Wie ich schon erwähnt habe, sei Bun'a seine Herstellung des Gemäldes von 10 Krabben unterbrochen, um mit den anderen Leuten zusammen auf den Strand zu eilen. Seine Arbeitsstelle hatte er nämlich so gelassen, wie seine Arbeit unterbrochen hatte. Als wir nachher seine Arbeitsstelle kontrolliert hatten, hatten wir festgestellt, dass die Farbenteller alle einer nach dem anderen umgestürzt waren. Auf dem breit entwickelten Seidentuch, auf dem schon 9 Krabben in verschiedenen Haltungen skizziert waren, waren verschiedene Farbstoffe wie Schwarz, Zinnober, Gelb u. a. m. besprizt, was ohne Zweifel die Spuren des Seitwärtskriechens von Krabben war. Daraus schlossen wir, dass die Krabben während der Abwesenheit eingeschreicht waren und über dem Gemälde zertreten waren.

Eine Woche danach tauchten die Leichen von Bun'a und Hanbei aus dem Meer auf. Beide waren nicht nur im Gesicht, sondern auch am Körper an vielrn Stellen mit etwas Scharfem abgeschnitten, und weiße Knochen waren von den Stellen entblößt. Sie waren unerträglich anzusehen. Nach den Fischern schienen beide von Krabben gefressen worden zu sein.

Jedefalls waren die Leichen von Hanbei und Isuke trotzalledem entdeckt worden. Wen wir auch fragen mochten, antworteten alle, sie hätten den Buben in der Umgebung nie gesehen. Deshalb müsse er ein Fremder sein. Sie hätten wohl recht. Er konnte doch aus dem Boden des Flusses oder des Meeres hervorgeschleicht sein.

Masuemon hat seit dem Unglück die Krabben nie gesessen. Außerdem hat er alle Sachen, die auf Krabben Bezug hatten, weggelassen: wie z. B. Bildrollen, Faltschilme, Schmuckgeräte für die Nische, Ziermedallen für den Tabakbeutel. Trotzalledem soll Masuemon besonders bei der Abenddammerung manchmal erschrocken geschrien haben, die zwei Krabben krochen hinter der Veranda her zu ihm. Das musste aber eben eine Illusion von Masuemon gewesen sein, weil die Tiere im Meer nicht lange unter der Veranda leben können.

（付記）

底本にはちくま文庫『怪奇探偵小説傑作選－Ⅰ　岡本綺堂集＊青蛙堂鬼談＊』を用いた。

私は Neuberger 氏と共同で岡本綺堂の怪談をすでに 3 本ドイツ語に翻訳し発表している。それらは，

「利根の渡し」（2013 年，*Brücke* 16［ドイツ語学科機関誌 2013］）

「鷲」（2014 年，*Brücke* 17）

「くろん坊」（2015 年，*Brücke* 18），

である。

これらの翻訳はいずれも，ドイツ語の怪談としてとみに名高い H. v. クライストの『ロカルノの女乞食』とはいちじるしく特徴を異にする物語を紹介することを目指している。それは，あるいは復讐の念に燃えながら半生をむなしく費やして病死する男の物語であり（「利根の渡し」），あるいは銃をもって仇敵の大鷲と対決して勝利したと思われる武士が，代償として息子を失わなければならない物語であり（「鷲」），またあるいは自分の両親が惨殺した山人の霊を弔って成仏させようとする仏僧の物語（「くろん坊」）である。

私と Neuberger 氏がこれらの翻訳によって副次的に意図したのは，要旨で指摘したように，日本の伝統的文化の紹介に資することである。伝統的文化なるものは，「利根の渡し」にあっては社会の底辺で生きる渡し守や按摩の生活に，「鷲」にあっては封建社会に生きる主従のあいだの人情細やかな交流に，「くろん坊」にあっては山奥の破れ寺に怨霊の成仏を一途に祈って精進に努める僧の姿や深山の人々の質朴な生活ぶりに現れている。

これは，私たちが『半七捕物帳』のなかに謎解きと平行して，半七老人の日常生活の描写のなかに懐かしい日本の伝統的文化を見るのと同じである。

（乙政　潤）

Traduzione italiana dell'*Oradegama* di Hakuin Zenji
— Lettera al *daimyō* Nabeshima —[1]

Anna RUGGERI TAKESHITA

〈要約〉

本稿では，白隠慧鶴（1685 年－1768 年）の『遠羅天釜』（1748 年～1751 年）の伊訳を試みた。『遠羅天釜』は，三つの手紙で構成されている書である。三つの手紙は，「鍋島摂州殿下近侍書」を巻の上，「遠方の病僧に贈りし書」を巻の中，「法華宗の老尼に贈りし書」を巻の下とするものである。さらに，漢文体で書かれた序文と下巻の付録が含まれている。最後に「念仏と公案と優劣如何という書に答ふる書」が収録されている『遠羅天釜続集』という書があり，『遠羅天釜続集』の中には，斯経慧梁（？－1786 年）という白隠の高弟の一人が書いた追加文が含まれている。これは「客の難に答う」という名義を表わし，原漢文体で書かれた書である。

本稿で承前として伊訳している『遠羅天釜』巻の上は肥前蓮池藩の第四代藩主鍋島直恒に宛てた手紙である。以前に『研究論叢』LXXXII に翻訳が掲載された部分では，白隠禅師は鍋島殿に動中の坐禅の優れた効果について説明していた。さらに，『研究論叢』LXXXIII に掲載された部分では，大乗仏教の一つの宗派としての禅の修行について細かく書かれている。そして，『研究論叢』LXXXVII では，白隠は「丹田気海」の詳細な説明と共に見性を開いた者と見性を開いていない者の違いについて述べている。さらに，師家の精神力や育てようとしている修行者に対する態度を詳説する。

今回の翻訳箇所では，白隠は時宗の開祖である一遍上人（1239 年－1289 年）および念仏による彼の「往生の大事」という体験の会得に触れる。また，『夜船閑話』（1754 年）においても書かれた「内観の法」および「臍輪気海丹田」を中心とする修行方法について細かく説明する。

本翻訳は，『白隠和尚全集』第 5 巻および『白隠禅師法語全集』第 9 冊（芳沢勝弘訳註，禅文化研究所，平成 12 年）所収白隠自筆刻本（鹿苑寺所蔵）の原文から行ったものである。

Oradegama, volume I

Ippen Shōnin[2], il fondatore della scuola Ji[3], con un piccolo piatto di metallo[4] appeso al collo, mentre intonava il *nenbutsu* proferì: “Una volta entrati nei tre regni infernali[5], non si può più tornare indietro”. Egli predicò il suo insegnamento, camminando per tutto il Paese, a est dai confini estremi di Dewa[6] nell’Ōshū e a ovest fino alle zone remote della baia di Hakata[7] nello Tsukushigata[8]. Infine, si dice che a Yura nel Kishū[9] abbia incontrato il fondatore del tempio[10] (Kōkoku, Hottō Kokushi) e che abbia sperimentato la verità della rinascita nella Terra Pura[11]. Non è forse questa la venerabile condotta di un uomo del passato?

Se riflettiamo bene sull'esistenza umana, per insufficienza di atti meritori necessari a rinascere in paradiso, ma anche per insufficienza di colpe che causano la caduta nei tre regni infernali, alla fine gli esseri umani ottengono la vita in questo mondo pieno di illusioni[12]. Tra questi, persone come sovrani, ministri, gente ricca e buddhisti praticanti laici, nonostante nelle vite precedenti abbiano praticato il bene e realizzato azioni eccelse in una certa quantità, non riescono a ottenere sufficienti meriti per rinascere nel mondo celeste e così vengono alla luce in famiglie ricche e prestigiose. Malgrado ciò, si appropriano indebitamente di beni, si circondano di servitori politici e di amanti, accumulano in tutti i modi ricchezze e senza nessun buon senso, senza compassione verso la gente comune, senza favorire in modo sufficiente il popolo, alimentano una mente dedita solo al lusso. In questo modo, oggi creano karma negativo e domani spargono i semi di azioni malvagie. Il mondo è pieno di esempi di individui che, anche avendo accumulato un certo numero di azioni meritevoli, anche se nati in famiglie prestigiose, hanno solo conseguito inutili e vuote ricchezze e, raccogliendo i frutti delle loro azioni negative, sono ritornati nei tre regni infernali.

Continuo a ripeterlo: non sprecate i segreti del metodo *naikan*[13] ed esercitatevi nella sua pratica. La vera pratica del *naikan* è il più importante segreto riguardante la cura della propria salute ed è proprio come l'elisir dell'immortalità realizzato dagli eremiti daoisti. In origine, fu sperimentato da Konsenshi (Shakamuni Buddha)[14]. In seguito, il maestro Zhìyǐ[15] (in giapponese: Chigi) della scuola Tiāntái lo ha descritto in modo particolareggiato nell'opera *Móhē zhǐguān*[16] (in giapponese: *Makashikan*). Da giovane, ho appreso questa tecnica dall'eremita Hakuyū[17]. L'eremita Hakuyū visse nascosto in una grotta tra le montagne di Shirakawa, nelle vicinanze di Kyōto. Si dice che abbia raggiunto l'età di 240 anni[18] e la gente del suo tempo si riferiva a lui chiamandolo appunto Hakuyū. Si dice anche che fu il maestro del defunto Ishikawa (Jōzan)[19]. Secondo le parole di Hakuyū, il metodo per alimentare la vita richiede più o meno di mantenere fresca la parte superiore del corpo e calda la parte inferiore. È necessario sapere che per alimentare la vita bisogna rafforzare la parte inferiore del corpo con l'energia vitale. Essere a conoscenza di ciò è fondamentale per la propria salute. Spesso la gente sa solo che l'elisir per l'immortalità si realizza amalgamando i cinque elementi[20], ma non sa che i cinque elementi costituiti da acqua, fuoco, legno, metallo (e terra) non sono altro che le cinque facoltà percettive[21] della vista, udito, olfatto, gusto (e tatto). Come si mettono insieme questi cinque elementi in modo da creare l'elisir dell'immortalità? Per questo c'è un metodo basato sulle cinque incorruttibilità[22]. Quando gli occhi non vedono in modo avventato, le orecchie non sentono in modo avventato, la lingua non si muove e parla in modo avventato, il corpo non tocca le cose in modo avventato, la mente non pensa in modo avventato, l'energia primordiale non scomposta si concentra illimitata davanti ai nostri occhi. Questa è l'"energia vitale che permea tutto"[23] di cui parla Mencio[24]. Se guidiamo questa energia, trattenendola in mezzo alla zona che si trova sotto l'ombelico[25], se l'accumuliamo per anni e mesi e la proteggiamo, se la nutriamo e senza

mai pensare ad altro diventiamo un tutt'uno con essa[26], improvvisamente il fornello su cui poggia la pentola dell'elisir si rovescerà e tutto diventerà parte dello stesso elisir universale[27]. Diventeremo, quindi, consapevoli di essere noi stessi immortali come il saggio eremita e di essere un tutt'uno con il cielo, la terra e lo spazio vuoto. In questo modo, saremo in grado di mescolare l'oceano, facendolo diventare burro[28], e di trasformare la terra in oro. Questo concetto è espresso dalla frase "una goccia di elisir dell'immortalità trasforma il ferro in oro"[29].

注

1）La presente traduzione è la continuazione（quarta parte）della traduzione di una delle lettere contenute nell'opera *Oradegama* di Hakuin Zenji（1685-1768）.

2）一遍上人　Ippen Shōnin（1239-1289）, monaco del periodo Kamakura e fondatore della scuola Ji 時宗, riconosciuta come branca della Scuola della Terra Pura（in giapponese: Jōdoshū 浄土宗）. La caratteristica principale del suo insegnamento fu la ripetizione del nome del Buddha Amida, conosciuta come *nenbutsu* 念仏, accompagnata da una forma di danza estatica（in giapponese: *nenbutsu odori* 念仏踊り）che egli cercò di diffondere tra la popolazione viaggiando per l'intero Paese. Fu conosciuto anche con l'appellativo Yugyō Jōnin 遊行上人, per via delle sue peregrinazioni, dette appunto *yugyō* 遊行. Prima di morire, bruciò tutti i suoi scritti, ma grazie ai discepoli ci sono pervenuti due testi: *Biografia illustrata di Ippen Shōnin*（in giapponese: *Ippen Shōnin eden*『一遍上人絵伝』, 1299）e la successiva *Raccolta di Ippen Shōnin*（in giapponese: *Ippen Shōnin goroku*『一遍上人語録』, 1763）.

3）時宗 Jishū. Scuola buddhista legata alla scuola della Terra Pura e fondata da Ippen Shōnin（si veda la nota precedente）.

4）鉦子 *shōgo*. Scritto anche con i caratteri 鉦鼓 , che presentano la stessa lettura. È un piccolo gong di metallo utilizzato durante l'intonazione del *nenbutsu*.

5）三塗 *sanzu*. Si riferisce alle tre forme di rinascita sotto le spoglie di esseri infernali, spiriti affamati e animali.

6）出羽 Dewa. Antico nome per la zona nord-est del Giappone, comprendente le attuali prefetture di Yamagata e Akita.

7）博多の浦 Hakata no ura. Baia di Hakata, situata nella parte nord-ovest della prefettura di Fukuoka, nel sud-ovest del Giappone.

8）筑紫潟 Tsukushigata. Altro nome per Ariakekai 有明海, toponimo che indica le prefetture di Nagasaki, Saga, Fukuoka e Kumamoto, tutte situate nell'isola di Kyūshū.

9）紀州 Kishū. Zona situata nell'attuale prefettura di Wakayama.

10）由良の開祖 Yura *no kaiso*. Il fondatore del Kōkokuji 興国寺, Hottō Enmyō Kokushi 法燈圓明国師. Si tratta del monaco della scuola zen Rinzai Muhon Kakushin 無本覚心（1207-1298）, il cui nome postumo è appunto Hottō Enmyō Kokushi.

11）往生 *ōjō*. Indica la rinascita nel regno del Buddha Amida, conosciuto come Terra Pura.

12）娑婆穢土 *shaba edo*. *Shaba* è la traslitterazione del sanscrito *sahā*, che indica il mondo secolare. Questo è visto anche come mondo corrotto e impuro, concetto espresso appunto dal termine *edo*, ma allo stesso tempo è il mondo in cui Shakamuni Buddha ha diffuso il suo insegnamento.

13）内観 *naikan*. Il *naikan* è una tecnica daoista, che consiste in una sorta di esercizio di osservazione

introspettiva, nella quale ci si concentra a eliminare le immagini materiali e infine i pensieri. Il termine viene utilizzato anche nel buddhismo della scuola Tiāntái, per indicare una tecnica descritta in modo particolareggiato nel *Moho chihkuan* (giapponese: Makashikan 摩 詞 止 観). Hakuin descrive la tecnica *naikan* anche nell'opera *Yasenkanna*. Per una traduzione italiana dello *Yasenkanna*, si veda: Hakuin Ekaku Zenji, *Yasenkanna – Trattato zen sulla salute*, Milano, SE, 1994.

14) 金仙氏 *Konsenshi*. Altro nome utilizzato per nominare Shakamuni Buddha. *Konsen* è anche il termine utilizzato per indicare i daoisti che perseguono l'immortalità.

15) Zhìyǐ (giapponese: Chigi 智顗 , 538-597) fu il fondatore della scuola Tiāntái (giapponese: Tendai 天台) in Cina. I suoi insegnamenti sono raccolti nei venti volumi del *Móhē zhǐguān* (*La meditazione e contemplazione Mahāyāna*; in giapponese: *Makashikan* 『摩 詞 止 觀』), redatti dal monaco cinese Guàndǐng (Kanjō 灌頂 , 561-632) nel 594. Questo testo contiene gli insegnamenti di Zhìyǐ, che era appunto il maestro di Guàndǐng.

16) Il titolo completo dell'opera è Tiāntái *Móhē zhǐguān* (*La meditazione e contemplazione Mahāyāna della scuola Tiāntái;* in giapponese: *Tendai Makashikan* 『天 台 摩 詞 止 觀』). Nell'VIII volume del *Móhē zhǐguān* è descritta una tecnica contemplativa, legata ai vari tipi di respirazione e capace di guarire le malattie (in particolare cfr. *Taishō Shinshū Daizōkyō*, vol 15, 108b).

17) 白幽仙人　Hakuyū Sennin. Secondo lo storico Itō Kazuo, si tratterebbe di Ishikawa Jishun 石川慈俊 (1646-1709). All'età di 16 anni andò ad abitare in una grotta nelle montagne di Kyōto, nella zona di Shirakawa, rimanendoci per 48 anni, cioè fino alla sua morte. Il 23 luglio del 1709 si ferì a causa di una caduta e due giorni dopo, il 25 luglio, morì. In vita, fu un discepolo di Ishikawa Katsu 石川克 , a sua volta discepolo di Ishikawa Jōzan 石川丈山 (1583-1672).

18) Nell'opera *Yasenkanna*, Hakuin in riferimento all'età di Hakuyū parla di un'età compresa tra i 180 e i 240 anni e nell'opera autobiografica *Itsumadegusa* addirittura di 370 anni.

19) Ishikawa Jōzan (si veda la nota n. 16). Fu un letterato, poeta e pittore vissuto agli inizi del periodo Tokugawa (1603-1868). Da giovane, si distinse combattendo per l'esercito di Tokugawa Ieyasu. Trascorse l'ultimo periodo della sua vita a Kyōto. Qui fece edificare lo Shisendō, nel quale visse fino alla morte.

20) 五行 *gogyō*. Per l'antica cosmologia cinese le cinque fasi o cinque elementi sono: acqua 水 , fuoco 火, legno 木 , metallo 金 e terra 土 . Riportati per la prima volta nel *Classico dei documenti* 書經 (capitolo "Il grande piano" 洪範). Per motivi non chiari, nel testo è stato omesso l'elemento terra (土).

21) 五 根 *gokon*. Le cinque facoltà relative agli organi percettivi sono: la facoltà della vista 眼 根 (in sanscrito: *cakṣur-indriya*), la facoltà dell'udito 耳根 (in sanscrito: *śrotra-indriya*), la facoltà dell'olfatto 鼻根 (in sanscrito: *ghrāna-indriya*), la facoltà del gusto 舌根 (in sanscrito: *jihvā-indriya*) e la facoltà del tatto 身根 (in sanscrito: *kāya-indriya*). Anche in questo caso, è stata omessa l'ultima facoltà, quella del tatto (身根).

22) 五無漏の法 *gomurō no hō*. Si tratta del "metodo delle cinque incorruttibilità" o "cinque azioni non contaminate", cioè quelle azioni che non hanno relazione con le afflizioni. Il carattere *rō* 漏 indica le afflizioni o illusioni dell'uomo, comunemente chiamate *bonnō* 煩悩 .

23) 浩然の気 *kōzen no ki*. Si tratta dell'energia vitale che anima tutte le cose, nominata nell'opera *Il libro di Mencio*(『孟子』).

24) 孟 軻 氏 Mōkashi. Si tratta del pensatore confuciano Mencio (Mèngzǐ, 372 a.C.- 289 a.C.), il cui nome di nascita era Kē 軻 (in giapponese: Ka).

25) 臍輪氣海丹田 *sairin kikai tanden*. I nomi precedentemente utilizzati da Hakuin per indicare questa parte del corpo sono *kikai* 気海 e *tanden* 丹田. Il *kikai* si trova circa quattro centimetri e mezzo

sotto l'ombelico, mentre il *tanden* circa nove. In questo caso il riferimento è al *kikai* basso, luogo in cui si concentra l'aria inspirata, e al *tanden* basso, punto di raduno di tutte le energie. Essendo entrambi situati sotto l'ombelico, sono spesso nominati insieme come un unico termine. Un altro punto denominato *kikai* è il *kikai* alto, che si trova nella zona dei polmoni. Secondo il daoismo, il *tanden* è invece di tre tipi: il *tanden* alto, che si trova tra le sopracciglia, il *tanden* medio, sotto il cuore, e il *tanden* basso. In questo caso, Hakuin si serve anche del termine *sairin* all'inizio dell'espressione. Il *sairin* è l'"anello ombelicare", cioè quella parte del corpo intorno all'ombelico.

26) In questa frase, Hakuin pare abbia mescolato due citazioni: una è la frase *shūitsu muteki* 守一無敵 di Chéng Yí 程頤 (in giapponese: Tei I, 1033-1107), pensatore confuciano del periodo Song, e l'altra è la frase *shūitsu fui* 守一不移 attribuita al Quinto Patriarca del Chan, Goso Kōnin 五祖弘忍 (601- 674). In ogni caso, vuole indicare una mente concentrata a diventare un tutt'uno con il resto, nel trascendimento di dualismi e divisioni.

27) Questo passaggio di difficile comprensione ci spiega che se concentriamo e nutriamo l'energia vitale in noi stessi, non avremo più bisogno di cercare l'elisir dell'immortalità all'esterno.

28) 酥酪 *soraku*. Il termine si riferisce a una specie di cagliata, prodotta dal latte di mucca bollito.

29) Citazione tratta dall'opera *Goke shōshū san*『五家正宗賛』(1254).

1980年代のメイル・ボディ
── 映画『トップガン』と『ナーズの復讐』に見る野生と文明の相克 ──

國　友　万　裕

〈Summary〉

Hollywood movies of the 1990s portrayed naked male bodies as the symbol of re-masculinization of emasculated males. Since masculinity was becoming ambiguous, the 90s' males built up their muscles to reaffirm their male identities. Twenty-first-century males not only build up their body but also shave their chest hair to enhance their attractiveness to women. Their bodies appear more feminized and closer to projecting a stereotypical gay image when compared to the men of the previous era. Apparently, the history of male bodies is changing in accordance with the emerging social changes.

This thesis goes back to the 1980s and examines the representation of naked male bodies in two movies, the blockbuster *Top Gun* (1986), and a youth comedy, *Revenge of the Nerds* (1984). The former has photogenic shots of muscled bodies of navy pilots leading some critics to point out that it might be a gay movie while the latter portrays nerds' unmanly bodies in a ridiculous manner, which nerds try hard to hide out of shame.

From today's viewpoints, both movies are considered a prelude to the 1990s and twentieth-century male bodies. Naked bodies of females have always been considered the object of sexual gaze. However, we now understand how naked male bodies are also becoming objectified for the gaze of audiences.

1．変遷する男性裸身の表象

筆者はかつて自著『マッチョになりたい!?　世紀末ハリウッド映画の男性イメージ』[1] で，1990年代後半のハリウッド映画における男性像を分析した。1990年代後半の映画は男性裸身をエロティックなコンテクストで表象するものが多く，これは何を意味しているのか，それが関心の焦点であった。

映画とジェンダーの研究といえば，何よりもローラ・マルヴィの論文「視覚的快楽と物語映画」(1975) をあげなくてはならないが，マルヴィの説とは映画の中で性的対象物として見世物化されるのは女性の身体であり，それを見つめるのは男性である（「男・見る主体　女・見られる客体」）という理論である。しかし，ポストフェミニズム時代となり，男女のジェンダーをひっくり返す面白さを狙ったものが映画の世界では増えていった。マルヴィの理論を反転させて，「女・見る主体　男・見られる客体」という状況はあり得るのかということを考えたのだった。

分析の結果，この視線の力学は単純にひっくり返るものではないことがわかった。映画の観客として好きな男性スターの裸身を楽しむ女性はいるのだろうが，映画の世界の中で，女性が見る主体となるケースは見当たらなかった。90年代後半の映画を見る限り，男性の裸体をエロティックなものとして客体化していくのは女性の視線ではなく，ホモエロティックな男性の視線だったのである。

『ファイトクラブ』（デビッド・フィンチャー監督・1999）『アメリカン・ビューティー』（サム・メンデス監督・1999）などでは，男性の裸身表象は男性の男性性を目覚めさせるものとなる。鏡に映った自分の裸身，もしくは他の男性の裸身を見ることで，男たちは男性性を自分の中に取り込んでいくのだ。ポストフェミニズム時代となって，「去勢」されてしまった男たちが，鍛えられた男性性を可視化することによって，精神的にも「再男性化」するのである。

90年代末にこういう映画が現れたのは，おそらくアメリカの男性運動であるミソポエティック運動の影響と思われる。ミソポエティック運動とは詩人のロバート・ブライが率いる運動であり，男性のエンパワーメントを目的にしたものである。ブライによれば，1970年代以降，自分の女性的な側面（感受性・受容性）を大事にするソフトな男性が増えた。そのこと自体は歓迎すべきことだけれど，彼らは男性の精神性（野性性）を掴んでいないため，傷つきやすく，自信がない。そのことが多くの男性の問題を生み出している。「野性の男らしさ」を取り戻すことが，男たちのアイデンティティの確立につながるのだとブライは訴える。女性的な側面も耕しながら，男性性の本質も掴むことが男たちの幸せにつながるというのである。彼の著書『アイアンジョンの魂』[2] はアメリカでは大ベストセラーとなったが，この本が1990年に出版されたことを考えれば，その後を追って，90年代後半にこの本を彷彿とさせる映画が群れをなして登場したことは当然の流れだったように思われる。

前掲書の後，筆者は，『BL時代の男子学　21世紀のハリウッド映画に見るブロマンス』[3] を上梓した。この本では，前書での分析の結果を踏まえた上で，続く21世紀の男性像を考えた。結果，21世紀の映画では，男性の裸身が当然のことのように美しく描かれ，消費される時代となったことがわかった。男性ストリッパーの世界を描いた『マジックマイク』（スティーブン・ソダーバーグ監督・1999）などに見られるような男性裸身の見世物化，『40歳の童貞男』（ジャド・アパトー監督・2006）に描かれる男の脱毛・エステなど男性が男性的な裸身を美しく見せたいという欲求は21世紀になって大きく進んだことは明白であった。また21世紀になって，『ブロークバック・マウンテン』（アン・リー監督・2005）に代表される男同士の恋愛，さらにはメトロセクシャル（おしゃれやシェイプアップなど見られることを意識するライフスタイルを持つ男性），ブロマンス（男同士の仲の良い関係）という新語で表現される，ゲイと見間違われるような男たちの関係を描くドラマが増えた。LGBTが身近になっていくに連れ，ヘテロの男性でもゲイ的なことをすることが許されるようになった。90年代に自分の身体を男性的に構築していくことで再男性化した男性たちが，さらに積極的に自分の裸身を磨き上げ，見せることを楽しむようになった。

もっとも，男性裸身の客体化はプレフェミニズム時代になかったわけではない。スティーブン・コーハンの『マスクド・メン』[4] で指摘されている通り，1950年代の男性スターたちは筋肉を見せるために胸毛を剃っていた。しかし，当時まではまだ男の裸身が「見られる鑑賞物」になりうるという意識がなかったため，そのエロティシズムが見過ごされていた。ところが，80年代頃になると明らかに見られることを意識した男性裸身が現れたのである。その先駆的なものとしてあげられるのは，リチャード・ギア主演の『アメリカン・ジゴロ』（ポール・シュレイダー監督・1980）で，この映画に関しては『ジェンダーと映画的表象』[5] という研究書の中でも論じられているが，男の裸身を初めて「被写体」として撮った映画として，センセーショナルな話題になったものだった。その他，ジョン・トラボルタの主演による『スティン・アライブ』（シルヴェスタ・スタローン監督・1983）なども男性裸身をたっぷり見せるものとして80年代という新しい時代の幕開けを感じさせた。80年代といえば，70年代後半のフェミニズムやベトナム反戦映画の流れもひと段落ついて，冷戦終結へと向かっていく時代であり，表向きは平和な時代であった。映画の方でも，アメリカン・ニューシネマの時代は終わり，『アマデウス』（ミロッシュ・フォアマン監督・1984）『愛と哀しみの果て』（シドニー・ポラック監督・1985）『ラストエンペラー』（ベルナルド・ベルトルッチ監督・1987）など，オーソドックスな大作が多かった時代である。この時代，アメリカ映画は男性裸身をどういうコンテクストで描いているのか。本論で取り上げるのは，トム・クルーズ主演のブロックバスター『トップガン』（トニー・スコット監督・1986）とコメディ『ナーズの復讐』（ジェフ・カニュー監督・1984）である。前者は男性裸身をたっぷり見せる映画として有名なものの一つであり，今日ではゲイ映画という見方をするものもある。後者はマッチョとナーズの対決を描くコメディである。たった2本の映画から80年代の男性像を決めつけるのは性急であるが，この2作は先に述べた90年代以降の男性像につながる導火線を示唆しているように思えるのである。

2. 洗練された男性裸身

『トップガン』は，ストーリーの筋立て自体にはほとんど新味はない。常套的な男の成長の物語である。

トム・クルーズ扮する海軍パイロット，マーヴェリックは，天才的な飛行の能力を持ちながら，時としてその野性性が暴走し，トラブルを起こす。ジョアン・メレンがハリウッド映画の男性像の歴史を分析した『ビッグバッドウルフ』[6] という本があるが，マーヴェリックという名前は一匹狼という意味であり，この名前からしてハリウッドの男性の伝統を踏襲している。ハリウッド映画では，ある程度は悪いことをしても，それを補う勇気や覇気を持った男性が魅力的に描かれることは自明のことである。

マーヴェリックの父も戦闘機パイロットだったのだが，操縦ミスで死んだことになっている。しかし，真相は機密であり，彼は父を知りたくて自らもパイロットの道へと進んだ。ここは父親

不在やエディプスコンプレックスにつながる部分で，これも「父なるもの」を求めるアメリカの伝統である。

彼は仲間のパイロットたちとの友情を育んでいくのだが，これは安冨歩が言うところの「ホモマゾ的男社会」（ホモソーシャルでマゾヒスティックな男同士の世界）の構図と言えよう[7]。安冨の説によれば，男たちは「集団マゾ」の世界を生きている。男たちは，戦場（引いては，男社会全体）でつらくても一緒に我慢しようという気持ちで結びついている。男は戦場で死ぬ性であり，理不尽な性別役割を押し付けられているのだが，男同士で固く結びつくことでそこにヒロイズムを見出すのである。マーヴェリックが，「グース，守ってくれ」と死んだ相棒の形見を握りしめる終盤のピンチの場面，アイスマン（ヴァル・キルマー）が，「お前はいつでも俺の相棒になっていいよ」と言い，「あー，お前が俺の相棒だよ」とマーヴェリックが応えるエンディング近くの場面などは友情を超えた愛情と解釈することができる。しかし，これも男同士のドラマではよくあるパターンの台詞と言わざるをえない。名作『カサブランカ』（マイケル・カーティス監督・1942）のラストで，リック（ハンフリー・ボガート）が「これが俺たちの美しい友情の始まりだな」とルノー（クロード・レインズ）にいう台詞とオーバーラップする。

『メイル・インパーソネーター』の著者であるマーク・シンプソンは，『トップガン』の台詞の「両義性」に着目している。この映画では，戦闘機パイロットたちの間で，「俺を勃起させてくれ」「俺はお尻が欲しい。お尻をくれ」などのような同性愛を匂わせる台詞が飛び交っていく[8]。と言っても，スポーツや軍隊など，男ばかりの世界では，男たちの荒っぽいコミュニケーションの手段として，こういう台詞は冗談交じりに登場する。アントニー・イーストホープが『男がしなければならないもの』[9]で指摘しているように，「卑猥さ（obscenity）」も男同士の友情の常套的な部分と言わざるをえない。

アメリカは男同士の友情の話が多く，女性との恋愛は二次的なものになる。したがって，男同士の関係の中に同性愛的な要素を読み込むのは容易である。マーヴェリックが，女性教官チャーリー（ケリー・マクギリス）と結ばれるところで映画は終わるが，これもハリウッドの異性愛主義的なエンディングで，彼女の存在によって，男同士の愛をカムフラージュするのである。

こう考えてくると，『トップガン』は極めて月並みな映画である。なのに，この映画が隠れホモセクシャルの代表的映画と観られるのは何故なのか？

まず，『トップガン』で有名なのはビーチバレーの場面である。ここでトム・クルーズ，ヴァル・キルマーをはじめとする男たちの裸の上半身がたっぷりと描かれるわけだが，この場面は全くと言っていいほどストーリーと関係していない。とってつけたようにこの場面が用意され，フォトグラフィックに男たちの筋肉の動きが描かれる。バックには音楽が流れ，セリフもない。男たちのこんがりと陽に焼けた，オイルを塗った身体が躍動していくところを追うのみであり，女性登場人物たちが，彼らの裸身を見つめる場面は出てこない。ひたすら強調されるのは男たちが半裸でスポーツすることを楽しんでいる様子である。

またロッカールームの場面でも，白いタオルを腰に巻いた男たちの鍛えられた美しい裸身が，

フォトグラフィックに描かれる。ここはマーヴェリックの暴走に他の男たちが苦言を言う場面であるが，全員半裸のロッカールームを背景にする必然性はない。また，ここでも女性の視線は介在していない。

マーヴェリックの相棒のグース（アンソニー・エドワーズ）が事故で死んだ後のバスルームの場面でも，責任を感じているマーヴェリックは沈痛な面持ちで鏡を見つめているが，お尻が透けて見えるような，肌にはり付いた白いパンツ一枚である。ここでも女性は登場しない。マーヴェリックの後方から，バスルームに入ってくるのは飛行教官バイパー（トム・スケリット）である。

男たちの美しい裸身と男の視線，そして女性の不在。こうなると確かにゲイ的であると言い方はできるだろう。しかしながら，女性が登場しない，男っぽいドラマで男性が裸になるのも，決して新しいことではないのだ。加藤幹郎は西部劇にはしばしば男性の入浴シーンが登場し，「同性愛的な含意」があることを指摘している[10)]。

川本徹は加藤の説をさらに探求し，かつての西部劇での男性の入浴シーンは，彼らの女性化を示していることを指摘している。川本は，入浴場面に「アメリカの本源的な価値観の対立 ── 荒野と文明，彷徨と定住，野蛮と洗練，自由と秩序」を見出している[11)]。川本の説では，「荒野，彷徨，野蛮，自由」が男性的なことであり，「文明，定住，洗練，秩序」が女性的なことである。そのため，西部劇では文明の担い手として女性が教師として現れる。入浴することは荒野の匂いを洗い流すことでもある。彼らは入浴中でありながら，文明の道具として帽子をかぶり，一方で，男らしさをなくさないように葉巻を持っているというのである。男性的なものと女性的なもののせめぎ合いがそこには見られる。この説は『トップガン』にも当てはまっている。マーヴェリックは，空という荒野を彷徨する男だが，チャーリーという女性教官との恋愛も経て，文明を受け入れて落ち着くまでの話といえるからである。

しかし，決定的に食い違っているのは，『トップガン』の男たちは最初から「洗練」されているということである。彼らはスマートな服に身を包んでおり，彼らの戦いは飛行機の操縦によるものなので，文明の力による部分が大きい。映画でも彼らの顔と動いていく戦闘機を細かいカットで切り返しながら緊迫感を高める演出をしているため，ゲームの飛行機を動かしているという印象にもなる。したがって，西部劇に見られるような汗や汚れにまみれた男性性を感じさせる要素は薄いと言わざるをえない。シャワーを浴びて，身体を清潔にし，髪も整え，白い腰巻を巻いた男たちの裸身は，カルヴァンクラインの広告に出てくるような，洗練された男の裸身を思わせる。無駄な脂肪もなく，胸毛なども生えていない。スポーツジムややエステティックなどで身体を整えた男性の裸体という印象である。映像も，空や海の青さ，彼らのミリタリーファッションのカラフルさを強調し，アメコミのような色とりどりの雰囲気も楽しめる。サングラス，ヘルメット，肩章，縫い付けワッペン，ペンダント，キーホルダーなどでてくる小物も全ておしゃれである。

この映画の製作当時はMTV映画（テレビ番組MTV的手法を採り入れ，企画段階からレコード会社と提携して作品を製作し，映画とともにサントラを売る作品群）[12)]時代に突入した頃であ

る。『トップガン』はその代表的なものであり，この年のアカデミー賞の主題歌賞を獲得している。また受賞は逃したものの編集賞，音楽賞，音響効果賞でもノミネートを果たしている。見事な編集でポップな音楽が流4れる場面をつないでいき，音楽ビデオを見ているような気分にさせられる。そして，美しい男たちが，ファッショナブルに装い，裸も見せるとなったら，ソフトなゲイポルノのような印象となるのである。

『トップガン』の男たちの裸身は，洗練された（＝女性化された）男性裸身といえよう。ここが過去の時代と一線を画しているのである。

3．裸になることへの羞恥心

『ナーズの復讐』は小品のコメディだが，野生と文明の相克という視点で考えた時に極めて明快でわかりやすい。話は単純で，大学に入学してきたナーズたちとマッチョな学生たちの対決の話である。言うまでもなく，マッチョが野生を象徴し，ナーズが文明を象徴する。そして，タイトルが示唆するように野生よりも文明の勝利となるのだが，亀井俊介が『アメリカン・ヒーローの系譜』[13] のなかで言うところの，アメリカは頭脳よりも肉体の力を重んじるという説をあらためて思い知らされる。アメリカでは，マッチョの方が権力を持つことができるのだという前提で話が組み立てられており，搾取されているナーズたちがそれに一矢を報いる筋立てになっているからである。

これは現実の社会の状況と照らし合わせると極めて逆説的である。言うまでもなく，フロンティアが消滅した後の時代は，肉体の力よりも知性が重んじられる時代であり，Facebookの創始者マーク・ザッカーバーグを描いた『ソーシャル・ネットワーク』（デビッド・フィンチャー監督・2010）などを見ればわかる通り，主人公（ジェシー・アイゼンバーグ）は小柄で風貌もさえないが，SNS時代ではその頭脳故に億万長者となる。フロンティアが消滅した後の社会では，社会的エリートになるのはマッチョよりもナーズなのである。にもかかわらず，アメリカのマッチョ崇拝の伝統は根強く，80年代は『ランボー』（テッド・コッチェフ監督・1982）『ターミネーター』（ジェームズ・キャメロン監督・1984）など超人的な肉体の復活を思わせる映画が再燃した時代でもあり，21世紀となっても，ジェイソン・ステイサムやドゥエイン・ジョンソンなど脳筋スターを主役にするアクションものは多くの観客たちを呼んでいる。荒野と文明の相克は，アメリカの永遠のテーマと言えるのかもしれないのである。

この映画でも，ナーズたちは勉強もできるし，人を傷つけるようなことはしないのだが，マッチョに比べて男性的魅力はないという描き方をされる。

開幕，大学に入学するルイス（ロバート・キャラダイン）とギルバート（アンソニー・エドワーズ），そしてルイスの父（ジェームズ・クロムウェル）が大学へと車を走らせている。ここで注目して欲しいのは，3人とも眼鏡をかけていることである。眼鏡は視力の弱さ，見る主体性の弱さを示す。この3人はマルヴィがいうような「見る主体」となれる男ではないのだというこ

とが示唆される。大学に着いた後，彼らが荷物を寮に運ぶのに一苦労する様子は，彼らには手際よく重いものを運ぶ体力や運動神経が備わっていないことを暗示する。

大学にはマッチョな体育系の連中が待ち受けているのだが，彼らはマッチョの伝統にもれず，ビールと女とスポーツの日々を過ごしている。そんな彼らが火事を起こしてしまい，自分たちの寮が燃えてしまったため，新入生たちを彼らの寮から追い出すことになる。力づくで追い出されたナーズたちは，大学の体育館に避難することになるのだが，ガランとした体育館にたくさんのベッドが並ぶ場面は，病院を彷彿とさせるものとなり，ナーズは病人なのかと思わせる。一方で，彼らを分離するカーテンの向こう側では体育系の連中がバスケットの練習をしている。自分の都合のみを優先させて支配的に振る舞うマッチョたちと小さくなるしかないナーズ，この対比の面白さが笑いを誘う。マッチョはマッチョであることに優越感を持っている，一方で，ナーズはナーズであることに劣等感を持っていることが，台詞でも明示されていく。

ナーズの方は，アジア系，ゲイ，子供なども混じっており，多様なマイノリティで作られた集団だが，マッチョの方は白人ばかりである。ナーズたちはフラタニティに入ろうにも拒否されるため，自分たち自身のフラタニティを作ろうとするが，大学の会議で否決されてしまう。彼らに唯一味方してくれそうな「ラムダ，ラムダ」というフラタニティに彼らは相談に行くのだが，そこのリーダーは黒人となっている。21世紀の社会は性的・人種的マイノリティを受け入れる流れへと進んでおり，ナーズたちの方がポリティカル・コレクトであり，マッチョたちは全体主義の差別主義者なのである。

ナーズたちは，ソワソワ，キョロキョロと自信がない態度だが，それは相手を思いやる優しさにつながっており，「彼らが考えるのはスポーツ，僕らが考えるのはセックス」という口説き文句も出てきて，女性とのセックスも，マッチョのような一方的なものではなく，女性の気持ちを配慮したものであることが示唆される。そんなわけで，最終的には女性たちもナーズの方に共感し，マッチョたちも改心して，ナーズの復讐は遂げられることとなる。

男性裸身の場面に目を向けると，フラタニティに入会しようとする場面でルイスとギルバートが裸にさせられる場面が出てくる。この時の二人は『トップガン』を思わせるような白いタオルの腰巻姿ではあるものの，体を縮めていて，マッチョどころではない。この時の彼らのポーズは羞恥心を示している。両手で股間を隠し，腕で胸もできる限り見えないようにする，胸を張るのとは逆のポーズである。次のシャワーの場面でも胸を隠すようなポーズであり，彼らの裸身ははっきりとは見えないが，貧弱な身体であることは示唆される。マッチョ軍団がこれ見よがしに白いタオル一枚で，途中で自分たちが脱いだパンツの洗濯をアジア系の男子学生に押し付けて，自分たちはずかずかとシャワールームに入っていく姿とは対照的である。

『ラインの監視』（ハーマン・シャムリン監督・1943）の中で面白い場面がある。家族がメキシコからアメリカにやってきた後のバスルームの場面で，主人公夫婦の幼い息子がバスタオルで胸まで隠していることである。普通こういう場面で胸まで隠すのは女性であることはいうまでもない。これは男子であっても胸を見せることに恥じらいがあるということ，子供であるため，胸

を見せるところまで男性性が成熟していないということを示しているのではないか。どっちにせよ，男が胸を隠すことを恥じらっているような様子を示すのは男らしくないと解釈されるのだが，『ナーズの復讐』はそれを描いている。

これがこの映画の男性裸体の新味と言えよう。彼らが羞恥を感じるのは，文明化（女性化）されているからで，見られることを意識しているからである。

4．ゲイ化する男たち

『トップガン』と『ナーズの復讐』は両者とも，ある面女性化した男性たちを描いている部分で80年代的である。しかし，そこで終わってしまっているところが，80年代の限界であると思われる。

また，女性化するとは言っても，『トップガン』の男たちの裸身は男性的である。『ナーズの復讐』もナーズの味方をしてはいるが，やはりマッチョな体躯の男はカッコイイという前提のもとに作られている。女性化しているとは言っても，彼らはトランスジェンダーではない。脂肪の削ぎ落とされた熱い胸板や腹筋は極めて男性特有のものであり，女性化というと語弊が出てくるだろう。彼らは，女性的な身体になりたいわけではないからである。また彼らは女性のように胸を隠してはないない。遠藤徹が言うように生殖器（お尻と性器）は隠しておかなければ脆弱に見えてしまうため[14]，白い腰巻が彼らの脆弱化を防いでいるのだが，その一方で上半身裸は男性らしさの誇示なのである。

先にも述べた通り，90年代になると男性アイデンティティの危機が問題となり，90年代の映画では，『ファイトクラブ』のエドワードノートン，『アメリカン・ビューティー』のケヴィン・スペイシー，『リプリー』（アンソニー・ミンゲラ監督・1999）のマット・デイモンなど，ナード風の男性からマッチョな裸身へと変身していく様子が描かれる。80年代はまだ男性の女性化を肯定する時代であり，その後，さらに女性化した男性に男性のアイデンティティをつかませるための「再男性化」が始まると考えて構わないと思われる。ナーズの身体をシェイプアップさせると洗練された裸体が生まれるのだ。彼らの裸身は，野生（男性）と洗練（女性）の両立の裸身である。

こう考えれば，80年代の裸身と90年代の裸身の繋がりが見えてくるだろう。マーク・シンプソンも言っている通り[15]，この映画が発表された80年代の時点では，『トップガン』は，ホモセクシャルという解釈はされておらず，この映画が隠れゲイの映画であると注目され始めたのは21世紀になってからである。21世紀になると，LGBTの存在が身近になってしまったため，男同士の関係はすぐに同性愛と結びつけられる可能性が出てきた。この誤解を回避するために，メトロセクシャル，ブロマンスなどの言葉も生まれたのだ。21世紀になると，女性化ではなく，「ゲイ化」とも言えるような現象が生まれてきたと言えるだろう。洗練された裸身はゲイのステレオタイプのイメージにつながっているからである。

アメリカ映画は話の枠組自体は時代が変わっても大して変わらないことは批判される。しかし，男性裸体を取り巻くストーリーは徐々に変化を遂げている。メイル・ボディとハリウッド映画の変遷はまだまだ研究の余地がありそうである。

引用文献

1）國友万裕『マッチョになりたい⁉　世紀末ハリウッド映画の男性イメージ』彩流社　2011.
2）ロバート・ブライ　野中ともよ訳『アイアンジョンの魂』集英社　1996.
3）國友万裕『BL 時代の男子学　21 世紀のハリウッド映画に見るブロマンス』近代映画社　2014.
4）Steven Cohan *Masked Men* Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press. 1997.
5）Jeanne Ruppert *Gender and Cinematic Representation* Gainesville: University Press of Florida 1994.
6）Joan Mellen *Big Bad Wolves*. London: Elm Tree Books 1978.
7）小野美由紀「なぜ日本の男は苦しいのか？　女性装の東大教授が明かす，この国の『病理の正体』」http://gendai.ismedia.jp/articles/-/47501?page=4（2017 年 9 月 23 日）.
8）Mark Simpson　How did *Top Gun* become so gay? http://www.telegraph.co.uk/men/thinking-man/how-did-top-gun-become-so-gay/（2017 年 9 月 23 日）.
9）Antony Easthope *What A Man's Gotta Do* London: Paladin Grafton Books 1986 p. 93~99.
10）加藤幹郎『表象と批評』岩波書店　2010　p. 112.
11）川本徹『荒野のオデュッセイア』みすず書房　2014　p. 103~106.
12）ピーター・バラカン他『80 年代アメリカ映画 100』芸術新聞社　2011　p. 197~199.
13）亀井俊介『アメリカン・ヒーローの系譜』研究社　1994　p. 30.
14）遠藤徹『ポスト・ヒューマン・ボディーズ』青弓社　1998　p. 50.
15）Mark Simpson How did *Top Gun* become so gay? http://www.telegraph.co.uk/men/thinking-man/how-did-top-gun-become-so-gay/（2017 年 9 月 23 日）.

東アジア地域における空港政策・空港経営に関する一考察*

萬　谷　和歌子

〈Summary〉

Airports are no longer providing infrastructure for airlines, but have evolved to a more competitive market entity with diversified revenue streams. This paper focuses on airport policy and management in East Asia in order to find out the updates and practical information on global airports' non-aeronautical revenue performance and management trends within the industry and intensities in competition among international hub airports in the East Asia region. The study reveals that Japanese airports have been developed inefficiently due to lack of a long-term vision of the government and these factors help us draw a market forecast and provide the useful proposals for the Japanese airport policy and management.

1．はじめに

グローバル化が発展する情勢において，世界の活力を自国の成長エネルギーとし，自国の国際競争力を高めるには，「空港」という「ネットワークの基盤」の整備が不可欠である。IATA（国際航空輸送協会）の世界の航空需要統計によると，2016 年度の有償旅客キロ（RPK）が前年比 6.3％増，供給座席量となる有効座席キロ（ASK）は前年比 6.2％増となり，有償旅客キロに関しては，過去 10 年間の成長率の平均値（5.5％）を上回った。座席利用率（ロードファクター）の年間平均は同 0.1 ポイント増の 80.5％と過去最高になり，引き続き力強い成長を維持している。

東アジア圏域においては，各国の経済成長に伴う国際需要の増加やハブ空港整備と一体的な国策レベルでのネットワーク拡大が進んでおり，この傾向はエアライン間の提携・合併やグローバル・アライアンスの強化，オープンスカイの促進により更に加速すると予測される[1)]。また同地域では多くの低費用航空会社（LCC）や地域航空会社も新規に参入している。アジア主要空港の国際拠点化整備や，わが国では羽田空港の国際線発着枠拡大，オープンスカイの進展により「空港」が選ばれる時代となり，1980 年代より近隣アジア諸国では国際空港をグローバル経済の中で不可欠な基礎構造として位置づけ，国家戦略として整備している。特にシンガポールや韓国など国内市場に限界がある国では，経済のグローバル化に適応して経済成長する上で，国際空港容量が制約とならないよう，現在の需要規模だけでは合理化されない大規模国際空港の整備が積極的に促進され，長期的な国家戦略の下，自国および周辺国の乗継旅客，積み替え貨物の乗継機能を重視した空港整備を強化してきた。その理由としては国際空港の機能が不十分で国際競争に敗れると，国際空港が素通りされてしまうだけではなく，ヒト・モノ・資本・情報が自国を通過し，経済のグローバル化が進展するなかで将来の経済成長を制約しかねないためである。わが国では

2013 年 6 月 13 日，「民間能力を活用した国管理等空港の運営法」（以下，民活空港運営法）が国会で可決，成立し，これにより，国や地方自治体が管理する空港の運営権を民間事業者に委託することができるようになった。1990 年代からはじまった PFI 等の官民連携手法の活用が促進されてきたことによって，空港運営主体の変化がもたらす新たな空港運営・管理のあり方を議論する必要がある。

ハブ空港の選択には，国や都市の経済成長，航空機の技術革新，旅客の属性，空港容量，距離，航空会社の戦略，各国の国際空港政策をはじめ，航空会社の運航路線，運航頻度が影響するが，国内市場が縮小していく中で，わが国の競争力を高めるためには，これからさらにグローバル化を見据えた空港整備，空港の運営の効率化，合理化が求められる。基本施設の利便性というハード面のみならず航空会社，空港利用者（乗継旅客を含む）にとってより良いサービスを提供し，非航空系収入（商業施設等）の収入の拡大や空港サービスの向上というソフト面，また経営基盤の強化を図ることも必要である。本稿では LCC を含めた旅客輸送，および貨物輸送の今後の航空政策・空港政策を検討する上で，競合関係にある東アジア地域の空港政策・空港経営に関するデータと事例，問題点をまとめ，今後分析を深める基礎として以上を整理し，アジア地域の空港運営・管理の現状を考察することを目的とする。

本研究の構成は，第 1 章では研究の目的，第 2 章では東アジア地域の空港政策に関する先行研究を整理し，第 3 章では世界の空港政策と空港運営に関する事例（非航空系収入，空港間連携，LCC の活用）を述べる。第 4 章ではわが国の空港政策，国際空港の現状，東アジア地域（日本，シンガポール，韓国，中国）の空港政策と運営に関して各空港の現状と情報，事例を整理し，第 5 章では考察と問題点をまとめる。

2．先行研究

アジアの航空輸送量は今後 20 年間で年 6.6％伸びると予測されており[2)]，アジアは今後航空業界の成長を牽引していく市場となると予想される[3)]。ネットワーク・ハブをめぐっては空港間競争があり，1990 年以降，深圳宝安（1991 年），大阪／関西（1994 年），マカオ（1995 年），クアラルンプール（1998 年），香港（1998 年），上海浦東（1999 年），ソウル／仁川（2001 年），広州（2004 年），名古屋／中部（2005 年），天津（2005 年），バンコク（2006 年）で新空港が開港し，東京／成田，東京／羽田，シンガポールおよび台北／桃園では，既存空港の拡張が行われている。空港間競争に関しては東アジア地域において，東京（羽田・成田），ソウル（金浦・仁川），上海（虹橋・浦東），北京（首都・南苑），台北（松山・桃園）などの都市・空港が激しい競争を繰り広げている（図 1 参照）。

わが国と東アジア地域の空港政策に関する既存研究として，Page（2001）は，1986 年にわが国で策定された海外旅行倍増計画（テンミリオン計画）と当時の航空政策に着目し，航空需要に見合う十分な空港容量が供給できなかったことを指摘している。屋井ほか（1998）は東アジア圏

域の国際航空ネットワークの進展とその効果に関する研究として，供給側の視点として各エアラインが有するネットワーク上のODパターンを調べ，範囲の経済的視点から競合・保管関係を示し，実際のデータを用いて，国際航空ネットワークがエアライン間の競合状態や補完状態を変化させていることを示した。加藤ら（2014）は重力モデル分析により，従来からの東京，香港およびシンガポールに対して，ソウル，バンコク，クアラルンプール，あるいは上海をはじめとした新空港開港都市の拠点性が上昇していることを明らかにした。

空港間競争に関する研究として，上村（2002）は，空港間競争と航空会社間競争の両面から競争を促すことが，利用者にとって好ましい航空サービスを生み出すとしている。井上・小野（2014）の国土交通省航空局による国際航空旅客動態調査のトリップデータを使用した分析によると，日本人出国者のうち仁川国際空港を経由する割合は1%程度にとどまるとともに，国内から直行便を運航できる程のトランジット旅客は存在しないことを明らかにした。花岡ほか（2017）は，成田空港のトランジット旅客を対象に階層化分析法を用いて，乗継ルート選択において重視する要因を明らかにした結果，ビジネス旅客を中心とする業務目的では「航空会社」を最も重視している一方，観光・VFR目的では利用する「フライト」を最も重視する結果を得た。また「空港」はどの旅行目的でも相対的に高いウェイトではなかったものの2割前後であり，重要な要因として認識されていることを明らかにした。

インバウンド政策と航空政策の関連性に関して海外の事例を用いて航空政策の展開を整理した研究として，栗原・岡本（2009）はOECDの資料に基づき，インバウンド政策と航空政策の関連を把握し，政府観光機関が積極的に航空の規制緩和を求める動きを示したオーストラリアや，地方空港でチャーター便を活用することで多くの観光旅客を獲得したスペインなど，航空自由化政策により世界でも有数の観光国となっている事例を示した。

現在，改めて観光の重要性が認識されており，国際交流の拡大を狙ったインバウンド政策が展開されているが，2013年にわが国を訪れたインバウンドのうち94%が航空機を利用（約半数が成田空港または羽田空港の利用）しており[4)]，インバウンド政策と同時に関連した航空政策の議論を行うことが必要である。

航空は空港施設，航空管制（ATC）および航法システムを含む幅広い，高度に洗練されたインフラストラクチャーに依存し，アメリカの国内市場の経験によると，ハブ空港間の競争によって効率性の向上をもたらす[5)]。これはハブ空港において適切な容量が確保され，多くのルートで多頻度のフライトに対応する空域に適切な容量があって初めて，競争による効率性向上の機能が働く。日本の観光戦略を考えるにあたっては，輸送力の確保が急務であり，航空会社が定期便を就航・維持する為の運航インセンティブを高めることが有用であると共に，空港の効率的活用の議論が必要である。わが国の空港政策は羽田の国際化や成田の拡張に伴って，徐々に競争力を取り戻しつつあり，2020年の東京五輪開催に伴ってさらなる拡張も期待される。今後わが国の空港が東アジアにおいて国際競争力を持つ為には，東アジア地域の各空港政策に関して情報収集および調査を行う必要があるが，東アジア地域の空港政策および運営に関し，現状を調査したものは

ないため，本研究は東アジア地域の国際空港の空港政策および運営の事例と最新データを集約し，空港政策の立案に有益な情報を与え，論点を提示することを目的とする。

3．世界の空港運営

3.1　世界の空港運営，収入

2016 年 9 月時点で定期便が運航している世界各国の空港数は 2897 であり，またアジア地域の空港は 550 空港，うち定期運航で使用されている日本国内の空港は 50 空港である（表 1 参照）。定期便を運航しない空港を含めると現在わが国には離島を含めて 97 空港が存在する。

国際空港評議会（Airports Council International, ACI）によると，加盟する世界 173 ヶ国 1850 空港の 2014 年の総旅客取扱数は，対前年比 5.1％増の 66 億 3,349 人，地域別ではアジア太平洋

図 1．東アジア地域の空港
出所：池上寛編（2015）『アジアの空港と航空物流』調査研究報告書，アジア経済研究所

表 1．アジア地域の空港数

地域	空港数	国名	空港数
アジア	550	中国（香港・マカオも含む）	182
		インドネシア	72
		日本	50
		インド	48
		マレーシア	27
		フィリピン	23
		ミャンマー	21
		パキスタン	18
		ベトナム	14
		タイ	12
		台湾	10
		韓国	9
		モルディブ	9
		スリランカ	9
		ラオス人民共和国	9
		ネパール	8
		アフガニスタン	8
		モンゴル	7
		バングラディシュ	5
		その他	9

出所：国土交通省航空局資料（2017）
注）2016 年 9 月に定期運航で使用されている空港のみを示す。世界 818 空港対象。

地域が総旅客取扱数の 33％（表 3.1 参照），空港の貨物取扱量の 39％（国際線のみでは 24％）のシェアを占め，アジアが世界最大の市場となっている（表 3.2 参照）。

また 2014 年度の世界の空港収入の内訳は，着陸料など航空系収入が 56％，非航空系収入が 39.8％，その他営業外収入 4.2％を占め，世界の空港収入に関しては約 4 割を非航空系収入が占めることがわかる（表 2 参照）。空港は準公共財的な役割を果たし，戦後，軍用飛行場が転用されたものも多く，主に国や地方政府組織により建設され，所有・運営・管理を行うことが多くみられたが，アメリカにおける 1970 年代からの航空政策の転換や，英国における 1980 年代後半から空港の民営化，世界的な 1990 年代からのインフラ部門の効率的，効果的な整備・管理・運営を目指した政策転換より，インフラの建設，運営における官民連携の普及に伴い，コンセッションやリース契約によって民間企業に運営を委託する空港が増加した。空港民営化や民間への運営委託が進み，非航空系事業（空港サービス）に注力する空港が増加する傾向にあり，今後もこの傾向は続くものと予想されている[6)]。

表 2．世界の空港収入の内訳（2014 年度）

世界の空港収入の総額	内訳	収入・費用（旅客一人あたり）
151.8 億ドル（1 兆 8112 億円）	着陸料など航空系：56％	航空系収入：11.23 ドル（1340 円）
	非航空系収入：39.8％（内訳） 小売系営業権料：26％ 駐車場事業：22.6％ 資産・不動産収入：15.7％ その他：35.7％	非航空系：7.97 ドル（951 円）
	営業外収入：4.2％	費用：15.58 ドル（1858 円）

出所：Airport Council International（2015）より筆者作成。
注 1）換算レートは 2014 年度年末 119.3126 円とする。

米国では航空や空港に関する規制が強く，多くの空港は自治体により所有・運営されているが，都市間や空港間に競争があると，自ずと空港使用料には制約がかかるため，非航空系収入確保策（各種リース・駐車場収入等）に注力するようになっている（榊原・加藤　1997）。また 2015 年度の総旅客数取扱数で世界 16 位のシンガポール・チャンギ国際空港は，1981 年の開港当初，事業収入の約 6 割を航空系収入で賄っていたが，ターミナル内に様々な施設を取り入れるなどして利用客へのサービスを充実し，現在は非航空系収入が半分以上を占めている。

非航空系収入には航空系収入と比較して規制が少ないため（表 4 参照），世界的な潮流として空港の基本施設の利便性向上による航空系収入の増加を目指すことに加え，商業施設の収益により空港使用料（着陸料，旅客取扱料等）を戦略的に低減することで，航空会社の積極的な誘致と長期的な航空会社の負担軽減措置を実施する傾向にある。

シングルティル[7)]，デュアルティル[8)] に関しては，IATA（2015）および CAA[9)] もシングルティル規制を支持しているが，Czerny et al.（2015）は二面性市場のネットワークの外部性を指摘しており，実証研究，理論研究ともに航空系事業と非航空系事業の相互関係の程度，空港の混雑度，消費者のタイプにより結論が異なる為，規制には慎重な議論が必要である。

表 3.　世界の空港ランキング上位 10 空港（2015 年度）

表 3.1　2015 年度　総乗降旅客数

2015 年度　世界の空港　総乗降旅客数　上位 10 位						
2015	2014	空港・都市名	コード	国　名	総旅客数	前年度比
1	1	アトランタ・ハーツフィールド	ATL	米国	101 481 106	5.5%
2	2	北京	PEK	中国	89 938 626	4.4%
3	6	ドバイ国際	DXB	アラブ首長国連邦	78 014 841	10.7%
4	7	シカゴ・オヘア	ORD	米国	76 949 504	9.8%
5	4	東京・羽田	HND	日本	75 573 106	3.8%
6	3	ロンドン・ヒースロー	LHR	英国	74 989 795	2.2%
7	5	ロサンゼルス国際	LAX	米国	74 937 004	6.0%
8	10	香港国際	HKG	中国	68 283 407	8.2%
9	8	パリ・シャルルドゴール	CDG	フランス	65 766 986	3.1%
10	9	ダラス・フォートワース	DFW	米国	65 512 163	2.6%

表 3.2　2015 年度　貨物総取扱量

2015 年度 世界の空港　貨物総取扱量　上位 10 位						
2015	2014	都　　市	コード	国　名	総貨物取扱量	前年度比
1	1	香港国際	HKG	中国	4 460 065	0.4%
2	2	メンフィス国際	MEM	米国	4 290 638	0.8%
3	3	上海浦東	PVG	中国	3 275 231	2.9%
4	5	アンカレッジ	ANC	米国	2 630 701	5.5%
5	4	仁川国際	ICN	韓国	2 595 678	1.5%
6	6	ドバイ国際	DXB	アラブ首長国連邦	2 506 092	3.4%
7	7	ルイスビル国際	SDF	米国	2 350 656	2.5%
8	8	東京・成田	NRT	日本	2 122 314	−0.6%
9	11	パリ・シャルルドゴール	CDG	フランス	2 090 795	0.2%
10	9	フランクフルト	FRA	ドイツ	2 076 734	−2.6%

注）貨物取扱量は積み下ろし，積み込み，郵便の合計，単位はトン。
出所：国土交通省資料（2017），および ACI Preliminary World Airport Traffic and Rankings（2016）より筆者作成

3.2　空港運営形態

空港運営形態に関しては，ACI（2017）によると，2016 年度世界の空港の 59％が国および地方自治体等の政府組織による運営，41％が民間および第三セクター，空港オペレーター 等 により運営され，アジア太平洋地域の民間関与の割合は全体の 45％（欧州 75％，米国 1％，中東 13％）を占める。

空港は国民経済上不可欠な社会インフラで，その設備に巨額の投資が必要で高い参入障壁があ

表 4.　空港の施設および収入源

航空系（上）	施設（基本施設）	滑走路，誘導路，駐機場（エプロン），誘導灯，管制塔
	営業収益	着陸料（滑走路，誘導路の使用料），特別着陸料，旅客取扱い料（旅客ターミナル，搭乗用施設等の使用料），保安料，貨物取扱料，停留料（駐機料），地上支援業務料（機体の誘導，牽引，手荷物・貨物の搭降載，ケータリング，給油・給排水，機内清掃，機体整備補助などの作業料）など
	費用	空港整備費，減価償却費，環境対策費，人件費，庁費等，滑走路等修繕費等，土地建物借料，固有資産所在地市町村交付金，その他経費
	営業外収益	地方公共団体工事負担金収入，受託工事納付金収入，一般会計受入（航空機燃料税財源），一般会計受入
	営業外費用	支払利息（財政融資資金からの借入金に係る利息の支払い）
非航空系（下）	施設（商業施設）	ターミナルビル，駐車場，貨物ビル
	営業収益	ターミナルビル使用料（航空会社カウンター，商業店舗スペースの賃貸料）もしくはコンセッション収入，広告収入，有料会議室もしくは待合室からの収入，駐車場収入，免税店収入，飲食店収入，連絡橋道路の通行料収入（関空），鉄道事業収入（関空），旅客施設使用料（北九州空港）など
	費用	人件費，一般管理費（メンテナンス費用），減価償却費，ターミナルビル用地の賃借料，（商業施設を直営している場合）売り上げ原価，税金

出所：赤井（2010），ICAO，高橋・横見（2011），三井物産戦略研究所資料（2016）より筆者作成

り，地域独占的かつ他の施設による代替が不可能という性質を持つ準公共財である。従来多くの世界の空港は，国や自治体という公共の所有であったが，1970 年代後半以降の航空需要の増大やそれに伴う規制緩和の進展により民営化が促進され，現在は 100 を超える空港が民間法人または民間企業へのコンセッション，リース契約により民営化されている。地域別に見ると，欧州やオセアニアで民営化が先行したことから両地域の民営化空港シェアは 6 割を超えるが，年間 8 億を超える旅客が利用する米国の主要空港は，空港債などからの補助金による資金調達が可能なことにより，公有公営がほとんどである。米国の空港に関しては 1 %のみが民間が関与する運営であるが，その理由としては米国の空港は利用旅客数が多く概ね上位にあることから，公営であっても経営に問題はないとされている。

民営化スキームには，「所有権の移転を伴う株式上場」，「特定民間企業への株式売却」，所有権の移転を伴わない「コンセッション」，「BOT 方式（Build-Operate-Transfer，民間が資金調達して建設・運営後，基幹終了後に所有権返却）」などがある。

民営化のメリットとしては，経営の効率化，経営上の裁量権の拡大，政府・自治体の財政支出の削減，が挙げられるが，一方で，株式が市場で売買されることに伴い，配当優先などの営利圧力がかかる可能性や，長期的な空港事業の価値の向上に関心がない株主による M ＆ A リスクが発生する可能性がある。また民間活用として完全民営化したとしても，独占が働かず，着陸料，旅客サービス施設使用料などの料金が高止まりする可能性がある。そのため，英国では Civil Aviation Authority（CAA，民間航空局）が旅客一人当たりの空港利用料について消費者物価上昇

率よりも下げた料率設定となるよう空港会社に要求し，空港会社には運営効率向上や非航空系収入の拡大が求められている。民営化に伴う市場競争力の行使（独占的地位の濫用），採算性重視による設備投資の回避または遅延，その他不採算による経営破綻（公共サービスの安定的維持への懸念）を回避する為には，各空港に対応するルールが必要である。

1992 年の EU パッケージ以前に見られる英国と他の欧州諸国間の自由な二国間協定の経験が示すところによれば，一地域の主要空港の滑走路容量が充分でないとき，競争はほとんど生じず，オーストラリアの国内航空においても同様の研究結果が見られる。OECD による政策提言によると，①国際航空輸送の自由化のプロセスは今後とも継続すべきである，②地域協定および複数国家間協定（Plurilateral agreements）は質的に面的にも一層拡大すべきである，③国際航空輸送に関しては，可能な限り首尾一貫して競争政策が適用されるべきである，④民営化を助長し，

表 5.　2016 年度 Hublink 連携空港データ

	利用旅客数	売上高	特　色
ADP グループ（フランス）	・パリ近郊空港* での利用旅客 9 億 7200 万人 ・シャルル・ド・ゴール空港，6 億 5900 万人	29 億 5000 万ユーロ	・エールフランス（Sky Team）拠点空港。 ・世界 26 空港の運営・管理を担当 ・国有のベトナム空港総公社（ACV）の株式の 20％を所有。 ・トルコの空港会社 TAV Havalimanlari Holding A. S. の 38％を所有。
スキポールグループ（オランダ）	・アムステルダム国際空港，6 億 3600 万人	14 億 3000 ユーロ	・KLM オランダ航空（Sky Team）拠点空港。 ・オーストラリア・ブリスベン空港およびアメリカ・ジョン・F・ケネディ空港の株を所有。
仁川（韓国）	・仁川国際空港，5 億 7700 万人	2 兆 1860 億ウォン（16億9000万ユーロ）	・大韓空港（Sky Team）拠点空港。 ・国際空港協議会（Airports Council International, ACI）監修による顧客サービス国際空港評議会（ACI）監修による顧客サービスに関する国際空港評価「ASQ（Airport Service Quality）」で 12 年連続受賞

*シャルル・ド・ゴール空港，オルリー空港，ルブジェ空港を含む。
出所：ADP Group, Press Release, 11 July 2017，各府報道資料より筆者作成

外国資本による所有制限は徐々に緩和されるべきである，⑤国庫の補助および他の形態の財政援助は，特別な状況は別として速やかに廃止すべきである，⑥空港は効率的に利用されるべきである，⑦航空輸送のインフラ容量も効率的に管理されるべきである，⑧国際的な航空輸送のインフラへのアクセスは差別的であってはならない，とされており，世界的にも空港の更なる民営化と効率的な運営の推進が予想される。ただし既存研究によると民営化された空港は，空港間競争や他の交通モードとの競争，交渉力の強いエアラインの存在がなければ，混雑するほどの需要を有す大規模空港では，何らかの市場支配力が行使され，着陸料などの料金が高くなり，最終的には航空運賃に反映される可能性がある。空港間の水平統合は若干の規模の経済を享受できる反面，市場支配力が増加し，高いレントを料金に付与する可能性があるため，社会厚生を最大化するバランスの取れた空港政策が望まれる。

3.3　空港間連携体制

1990 年代後半から航空会社間の国際的な協力関係として，国際航空連合（グローバルアライアンス）が形成され，それぞれ旅客数の多い欧州，北米，アジア太平洋の 3 地域における主要航空会社を中心として構成されている[10)]。ネットワーク拡充のための共同運航，マイレージやラウンジ利用の共通化，乗継便スケジュールの調整などに加え，2017 年現在，スターアライアンスは，フランクフルト国際空港，ミュンヘン国際空港，ヒューストン空港，シカゴ・オヘア国際空港において，自社便のみならず別のスターアライアンス加盟航空会社への乗継旅客を支援する，新乗継ぎサービスを導入している。

航空会社間の競争は，アライアンス間の競争へと変化を遂げており，これらのグローバル・ア

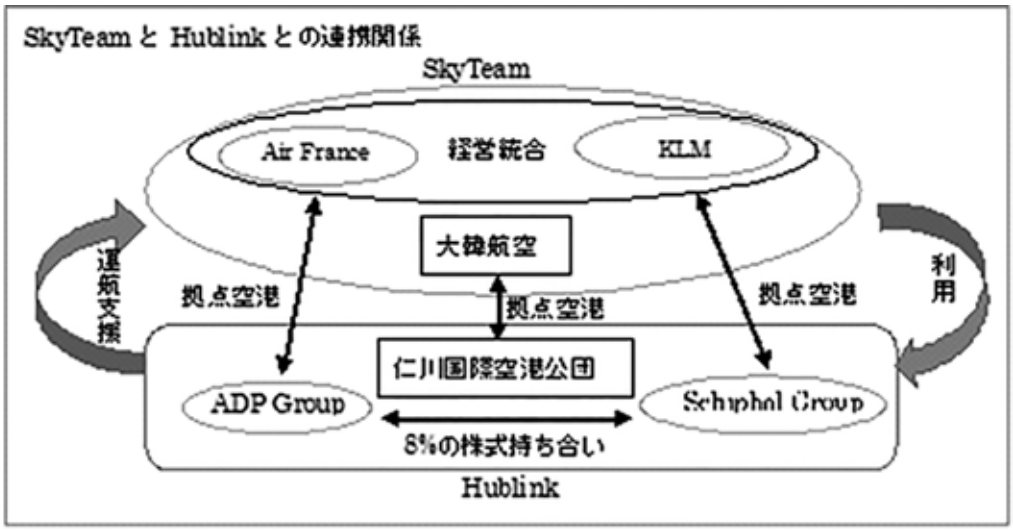

図 2.　Hublink の連携関係

出所：栗原誉志夫（2016）「空港サービス産業の世界動向」，三井物産戦略研究所，p. 14.

ライアンスに呼応して，空港間の国際的連携体制の構築も進んでいる。

フランスのADPグループは，パリのシャルル・ド・ゴール空港，パリ近郊空港を含め，世界26空港の運営および管理を行っている空港オペレーターであり，オランダのSchiphol Groupはオランダ・スキポール空港を拠点とする空港オペレーターである。2008年に8%の相互株式持合いを行い，戦略的提携としてHublinkを締結し，空港間だけではなく，エールフランス－KLMグループおよびSky Team加盟エアラインへのサービス向上に向けた協力関係を築いている。

この提携は両空港を拠点とするエールフランスと，KLMオランダ航空が2004年に経営統合し，エールフランス－KLMオランダグループになったことから派生したもので，2011年にはSky Teamの大韓航空が拠点とする，韓国の仁川国際空港を運営する仁川国際空港公団がHublinkに参画した。（表5，図2参照）。2017年6月には3グループの戦略的連携体制を今後四年間継続して行うよう更新し，アライアンス加盟航空会社へのサービス向上だけではなく，航空部門，空港商業施設経営（非航空系），人的資源やデジタル技術革新の面でも連携強化を図るとしている。

Star Allianceの拠点空港も同様に空港連携体制の構築を行いつつあり，ルフトハンザドイツ空港の拠点であるドイツのフランクフルト空港を運営するFraport Groupは，同じくStar Alliance航空会社の拠点空港であるスロベニアのリュブリャナ空港を買収，ギリシャのテッサロニキ空港の運営権を落札した。One Worldではアメリカのシカゴ・オヘア国際空港（アメリカン航空の拠点）と香港国際空港（キャセイパシフィック航空の拠点）が姉妹空港提携を締結している。

以上のような航空会社に長期的にハブ空港として選択され安定的な航空系収入源確保のためのグローバルアライアンスに軸にした垂直統合的な空港間連携は，主要航空会社の拠点空港を中心に今後も続いていくものと想定される。しかしながら航空自由化が進展した現在，これらの連携が航空市場の独占化等の競争体系を歪める恐れがあるため，今後は競争阻害の要因とならないための国際的なルール作りが必要となることが予想される。

3.4　LCCの活用

LCC（Low Cost Carrier，低費用航空会社）は東アジア地域でも近中距離路線で大きな成長を遂げており，近年では長距離国際線への参入も見られる（図3参照）。LCCが参入することにより，運航頻度の増加，運賃の低下，新規路線の開設など，消費者に多くの便益をもたらし，空港の活性化を促進する効果を発生させる。LCCにとって着陸料などの空港利用料を自らの工夫で削減することが困難であるため，空港運営主体との交渉によって低減を図ることが重要となっている。

LCCの就航にあたっては，大規模空港では発着枠の獲得が困難であることが多いため，地方空港や二次的空港の活用のほか，関西国際空港（第2ターミナルビル，2012年10月），成田国際空港（第3ターミナル，2015年3月）ではLCC専用ターミナルを開設した。LCCの着陸料などの運航費用を抑え，利用者の空港施設使用料の低減を目指した簡素な施設設計と商業施設などの非航空系収入拡大に向けた戦略を取っている。

ハブ空港と地方空港が航空利用者の獲得をめぐって競争している場合、地方空港ではLCCと長期にわたる運航契約を結び、空港使用料の割引や各種特典措置を講じている。LCCへの空港使用料低減措置として，ドイツのフランクフルト・バーン空港ではLCCで使用されることの多いB737クラスの航空機に対して着陸料を免除しており，イギリス・コベントリー空港ではLCC乗務員向けの宿泊サービスを提供している。

中国，韓国，台湾，香港，日本などの東アジア地域におけるLCCのシェアは国内線・国際線ともに約10%であり，他地域と比較し成長の余地が残されているため，LCCとの運航契約や費用低減措置を取るなどのLCCの活用が空港経営の一助となる。

ただし，LCCは運航航費用や空港使用料の低減を求める為，空港は非航空系収入に力を入れる必要があり，各社との戦略的な交渉や非航空系収入拡大など，収益基盤強化のための効率的な商業施設運営が必要である。

3.5　空港サービスの向上，スカイトラックス社による空港評価

インフラとしての国際空港整備に関しては空港政策として国や地方自治体等の関与が大きいが，国際空港の旅客ターミナルサービスに関しては，各空港の自主性に依存している。特に近年，国際空港のターミナルサービス戦略に関し，顧客満足度（空港利用者，一般利用者）と消費（非航空系収益）との関連性が重要視されており，今後その傾向が強まると予想される。

北村ほか（2009）によると，国際空港ターミナルのサービス戦略は，ハード面である「物理空

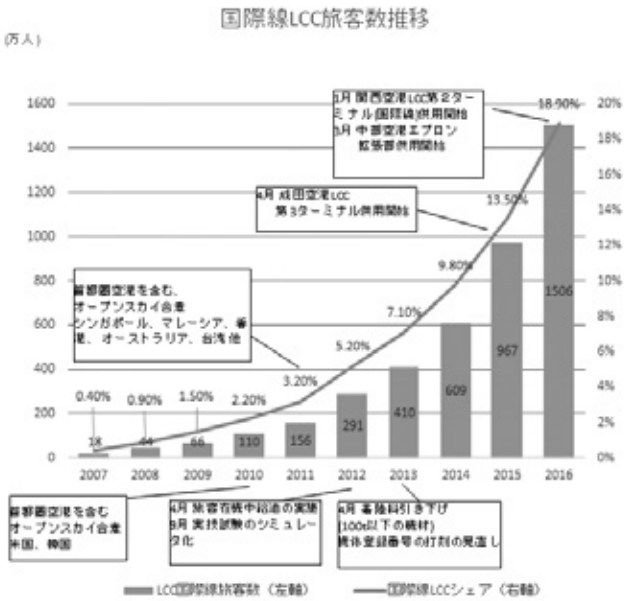

図3.　日本の国際線LCC旅客数推移（2007-2016）
出所：国土交通省航空局データより筆者作成

間的特性」（ターミナル空間の広さ，人の移動距離，交通アクセス条件等），「運輸サービス特性」（発券・手荷物預け，保安検査，待ち時間等）に加え，ソフト面である「消費サービス特性」（物販，飲料，情報，娯楽等）に分類される。また国際空港ターミナルの消費サービスには，「物販サービス機能」，「料飲サービス機能」，「情報サービス機能」，「娯楽・くつろぎサービス機能」があると分類している。

表 6.　スカイトラック社による世界の空港ランキング上位 10 空港（2017 年）

順位	空港	国	前年
1 位	シンガポール・チャンギ	シンガポール	1 位
2 位	東京・羽田	日本	4 位
3 位	仁川国際	韓国	2 位
4 位	ミュンヘン国際	ドイツ	3 位
5 位	香港国際	中国	5 位
6 位	ハマド国際（新ドーハ）	カタール	10 位
7 位	中部国際	日本	6 位
8 位	チューリヒ国際	スイス	7 位
9 位	ロンドン・ヒースロー	英国	8 位
10 位	フランクフルト国際	ドイツ	12 位

出所：SKYTRAX, The World's Top 10 Airports 2017.

空港利用者に対しては公共交通機関との連携によるアクセスの良さ，清潔感，また航空会社との協力のもと，定時運航率，空港手続き所要時間（IATA による目標時間，チェックイン：10 分，降機から到着ロビーまで：30 分），手荷物検査や入国・出国手続き等の効率化と利便性，快適性を高める取り組みが実施されており，また乗継旅客に対しては，乗継の利便性，乗継時間の短縮，快適性，娯楽（乗継時間を利用した無料の市内観光等が提供されており，航空機を利用しない一般利用者には，ショッピングモール，映画館，レストラン，温泉，娯楽施設等の利用でリピーター客の獲得を図っている。また空港利用者（旅客）と参列者が一体となり，滑走路を望みながら披露宴を行う結婚式場（羽田空港スカイウェディング）や，セントレア（中部国際空港）と ANA ウイングスによる B 737 型機での結婚式[11] では，独自性とブランド力を高め，PR 効果を狙う取り組みも行われている。

そのほか，都市機能との連携に着目した新たな空港ビジネスモデルを複数設定し，事業価値を高めるための核施設，周辺施設との組み合わせにより，大規模集客施設（テーマパーク等），大規模商業施設（ショッピングモール，アウトレットモール），複合交通ターミナル（空の駅＋道の駅），地域情報発信基地（アンテナショップ等）としての機能を合わせ持つ空港事業計画[12] が検討されているほか，空港勤務者対象の保育園（羽田），クリニック等の生活支援施設を充実させることによる地域経済活性化の取り組みも実施されている。空港の満足度と印象度が当該国・周辺地域に影響することが指摘されていることから，消費サービス特性という消費促進を行うソフト面の強化により，顧客満足度を最大限にし，利用者から「選ばれる空港」となることで，事業価値と収益性を高めることが必要である。

英国を拠点に航空産業関連の調査・格付けを行うスカイトラックス（SKYTRAX）社は，1989 年に設立され，乗客の顧客満足度をはじめ独自の調査で世界 325 社以上の航空会社および空港の評価を行っており，その評価の影響力は世界的にも大きい[13]。航空会社に関しては，「World Airline Award」として，空港に関しては「World Airport Award」として，それぞれ星の数（最高

評価が星５つ）で格付けをおこなっており，その他項目別ランキングでは，LCC，地域航空会社，アライアンス，地域空港，航空会社の安全面等，800 以上の分野において評価を実施している。５つ星エアライン９社のうち，７社をアジア地域のエアラインが占めており，ANA，アシアナ航空，キャセイ・パシフィック航空，エバー航空，ガルーダ・インドネシア航空，海南航空，シンガポール航空が 2017 年５つ星エアラインに認定されている。

2017 年のスカイトラックス社による「世界の空港ランキング 2017」（表６参照）では，世界界の空港 550ヶ所を対象に，105 の国と地域，1382 万人の旅客を対象にアンケートを実施，利用客の「エクスペリエンス・ファースト」を掲げるシンガポールのチャンギ国際空港が５年連続１位となり，充実した施設内容が顧客満足度を高める結果となった。また東京・羽田空港が２位，中部国際空港が７位を記録，「最も清潔感のある空港ランキング」では，日本から約半分にあたる全４空港が上位 10 位に入り，「年間利用者ランキング」では，東京・羽田空港が１位を獲得している。

また「Global Airport Ranking」において，世界で５つ星に選ばれた６空港のうち，アジア地域の４空港（羽田空港，香港国際空港，仁川国際空港，チャンギ国際空港）が選ばれた。

空港評価に関しては，空港施設の充実に加え，空港サービス品質，多言語対応サービス，情報提供，清潔感，空港内表示等，総合的な項目から評価される。５つ星評価を獲得している航空会社の特徴としては，フラッグキャリアが既に存在する中で設立が比較的後発であるエアラインが多いことであり（ANA，アシアナ航空，海南航空，エバー航空等），サービスの高品質の評価がグローバル企業への認定や他社との差別化および PR に寄与している。

空港が５つ星に認定されることは，ターミナル全体の基本施設やデザイン，清潔さ，物販や飲食のサービス施設が世界最高水準であると評価されたに等しく，直接的に収入確保には関連しないものの，利用者への信頼度やイメージの向上，リピーター獲得の一助となるため，航空会社同様，各空港会社も今後主体的な戦略的工夫とサービスの品質向上への取り組みが必要であるといえる。

４．アジア地域の空港

4.1　ASEAN 航空自由化と問題点

ASEAN（東南アジア諸国連合）[14] は 1967 年創設以来，東南アジアにおける唯一の地域協力機構として政治面・経済面をはじめ，様々な施策を推進してきた。1995 年の「ASEAN 交通・コミュニケーションアクションプラン」を契機に進展し，東アジア地域の経済成長の中，域内における航空自由化競争的な航空サービスの実現，航空輸送貨物の完全自由化が提唱されている。航空自由化に積極的な国はシンガポール，タイ，マレーシア，ブルネイの 4ヶ国であり[15]，また域内では LCC がネットワークを拡大し，利用者と企業間競争に貢献しているが，ASEAN の航空自由化は首都圏空港に限った「第３の自由[16]」，「第４の自由[17]」の承認に限定されており，航空輸

送を取り巻く経営環境面や構造面には加盟国間で大きな相違が見られる。また二次的空港の不在と，それらの整備不足等により，クアラルンプール国際空港，チャンギ国際空港をはじめとする首都圏空港以外の空港がほとんど稼動しておらず，国際線および短距離の国内線の運航も充分に確保できていない[18]。そのため自由化を前提としない航空需要の自然増加にも対応できていない[19]。2015 年 ASEAN 域内航空統一市場が締結されたが，今後日本も ASEAN 地域との航空協定締結を推進するにあたり，これらを含む課題への対応と検討が必要である。

4.2　日本の空港政策

2017 年現在，わが国には離島を含めて 97 の空港がある[20]。その中でも拠点となる空港が 28，地方管理が 54，自衛隊等との共用空港やコミューター空港といったその他が 16 存在する。そして 98 のうち 68 空港がジェット機の就航可能なジェット化空港となっている。拠点空港とは空港法第 4 条第 1 項各号に掲げる空港（成田国際空港，東京国際空港，中部国際空港，関西国際空港，大阪国際空港並びに国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港）を示し，会社管理空港が 4（成田国際空港，中部国際空港，関西国際空港，大阪国際空港），国管理空港が 19（東京国際等），特定地方管理空港が 5 となっている。

日本の空港政策は，高度経済成長期を経て各地域の空港整備が概成したことを受け，2008 年に「空港整備法」の「空港法」への改正がおこなわれるなど，空港政策の重心を「整備」から「運営」へシフトしてきた。成長戦略会議の議論を受けて開催された「空港運営のあり方に関する検討会」（2010 年 12 月～2011 年 7 月）では，わが国の空港運営に関する基本的な問題として，第一に，空港整備勘定の下での国管理空港一体運営の問題，第二に航空系事業と非航空系事業の運営主体分離に起因する問題が指摘された。

空港は，滑走路，誘導路，エプロンなどの空港基本施設の維持管理は公共主体（国ないし地方自治体）が行う一方で，非航空系事業とよばれる空港ターミナルビル等の運営は民間が行っている。この運営主体の分離が，諸外国では一般的な一体型空港運営と比較して，空港使用料を戦略的に引き下げることでエアラインを誘致し，非航空系事業で収益を拡大する等ができないことなどが指摘されている。

またわが国の国際空港政策の問題点として，高橋・横井（2011）は，①戦略的視点の欠如，②特別会計制度の硬直性を挙げ，その対応策として，①市場機構の活用，②空港の容量拡大，③空港の競争力，④空港の現代化（次世代航空輸送システムの導入と将来的な航空需要予測に対応する計画の策定），⑤ターミナル需要の開発を挙げている。国内市場が縮小していく中で，東アジア地域の経済成長と活力を取り込むべく，現存する空港の整備・維持，空港運営の効率化，合理化が必要となっている。現在日本は 33ヶ国・地域とオープンスカイ協定を締結しているが[21]，首都圏空港の発着枠不足からオープンスカイ協定では羽田が多くの場合適用除外となっている。成田空港については，二国間輸送を自由化し，今後首都圏空港を除く空港においては，二国間輸送の自由化に加え，相手国で旅客・貨物を積み込み，第三国への輸送（以遠輸送）の自由化を推

進していく。

羽田・成田の空港容量の恒常的不足，内・際ハブ機能の欠如が，アジア各都市等との都市間競争上の弱点となっており，首都圏空港の容量不足は，航空会社の大型機偏重につながっている。また羽田・成田のオープンスカイの導入遅れを通じて，厳しい競争環境にないことから，効率的な収益体質構築ができておらず，LCC 等，低費用のメリット提供のインセンティブが働きにくい構造も生んでいる。今後これらの課題を解決することが日本の競争力を決定する要因となる。

4.3　東京（羽田・成田）

4.3.1　羽田・東京国際空港

現在国際線・国内線共に全国年間旅客数 1 位の羽田空港（国管理空港）は，都心部からのアクセスも良く，就航都市は 19 か国 32 都市，滑走路 4 本（3,000m，2,500m，3,360m，2500m）を有する日本を代表する 24 時間空港である。

羽田空港は 1952（昭和 27）年に進駐軍に接収された「ハネダエアベース」から返還され，政府は民間資本によりターミナルを建設することを決定し（閣議了解事項），財界主要企業の協力により 1953（昭和 28）年に日本空港ビルデング株式会社が設立され，1955（昭和 30）年 5 月にターミナルの供用を開始した。1978 年，新東京国際空港（成田空港）の開港に伴って中華航空を除く国際線が移転，羽田空港は国内線空港としての役割を担うこととなった。航空機の大型化・高速・大量輸送時代が到来する中，社会状況により，空港施設を大規模に沖合へ新たに展開する「東京国際空港沖合展開事業」が 1984 年から 2007 年（昭和 59 年から平成 19 年）にかけて「東京国際空港再拡張事業」が行われた。規制緩和以降，競争の激化による羽田空港の整備の必要性から 2000 年に「首都圏第三空港調査検討会」が設置されたのをはじめ，国土交通省は羽田空港を再拡張し，4 本目の滑走路となるＤ滑走路の他，国際線地区が 2010 年（平成 22 年）10 月 21 日より供用開始となり，発着枠が向上した。

羽田空港では日本空港ビルデングが国内線および国際線旅客ターミナルビルの建設，運営・管理や，航空会社およぶ空港構内営業者に対する事務室や店舗などの賃貸，駐車場の管理運営を行っており，2006 年に設立された東京国際空港ターミナル株式会社（TIAT）が国際線ターミナル，東京国際エアカーゴターミナル株式会社（TIACT）が国際線貨物ターミナルを運営している。

2010 年 10 月からの国際定期便就航に伴い，新国際貨物地区の整備が行われ，ANA は現在那覇，成田，羽田を貨物の拠点とし，貨物取扱量は年々増加傾向にある。

国土交通省航空局は首都圏空港の機能強化として 2020 年までに羽田空港の処理能力を約 4 万回拡大する予定であり，この拡大に伴う PFI 事業として，2020 年 3 月末の旅客ターミナルの拡充が予定されている。

4.3.2　成田・新東京国際空港

成田空港（新東京国際空港）は，1978 年（昭和 53 年）5 月に開港・運航を開始した。運用時

間は 6 時～ 23 時，2 本（2,500m，4000m）の滑走路を所有し，就航都市は 38 か国 108 都市であり，2015 年 4 月には LCC 専用の第 3 ターミナルの運用を開始した。

新東京国際空港（2004 年に「成田国際空港」へ名称変更）では，1966 年に設立された「新東京国際空港公団」によって全ての空港運営を行う方式が採用され，空港利用料収入をはじめ全ての事業から収益を上げて独立採算による空港経営が目指された。その後，同公団は，2000 年 12 月に閣議決定された「行政改革大綱」や 2002 年 12 月に閣議決定された「道路関係四公団，国際拠点空港及び政策金融機関の改革」で民営化の方針が示され，2004 年には，政府が 100％保有する「成田国際空港株式会社」へ移行された。2010 年 6 月に政府が閣議決定した「新成長戦略」を受け，国土交通省では首都圏空港（成田・羽田）を含むオープンスカイを推進する交渉を開始し，同年 10 月の米国とのオープンスカイ合意を皮切りに，成田空港を含むオープンスカイ合意国は 32ヵ国・地域となっている（2017 年 4 月末時点）。3 大航空アライアンスも成田空港を東アジアの拠点空港として位置づけており，LCC，貨物を含めて今後も日本の国際ハブ空港としての重要な役割を果たす位置づけにある。2015 年には整備地区においてビジネスジェットの運航支援事業も開始された。

非航空系収入に関しては，経営基盤強化策として商業施設の再整備・充実を進めており，2013 年の年間売上高は 844 億円となり，一般商業施設で売上高首位の 761 億円を超えた。

1986 年から 95 年まで貨物取扱量世界 1 位であった成田空港は，その後香港や仁川にその地位を譲っているが，徐々に回復傾向にあり，2015 年成田の貨物取扱量は年間 212 万トンで世界第 8 位を記録し，日本の輸出入を支える国際航空貨物基地の役割を果たしている。

4.4　大阪（関西）

関西国際空港（関空）では，1984 年に当時の民活第 1 号プロジェクトとして株式会社方式で建設・管理運営を行うこととなり，国，関係地方公共団体および民間が出資して「関西国際空港株式会社（関空会社）」が設立された。

なお，関空の建設投資に要した 1.3 兆円の債務問題を解決するため，関空会社は，2012 年 4 月に 100％政府保有の「新関西国際空港株式会社（新関空会社）」となり，関空と伊丹空港の経営を統合して経営の健全化を図ることとなった。同社は，2012 年 7 月に伊丹空港の国有財産を国から譲渡され，2013 年末に同空港の空港ビルを建設・運営してきた「大阪国際空港ターミナル株式会社」を買収し，二空港の一元的な管理を開始した。またオリックス，ヴァンシ・エアポートと共同で「関西エアポート神戸株式会社」を設立し，空港用地や施設の所有は神戸市が継続し，同社は 2018 年 4 月より滑走路の運営・維持管理など航空系事業と，ターミナルビルの運営・維持管理など非航空系事業を受け持つ。

国土交通省は今後国際線・国内線双方において，LCC や新規参入の促進のほか，既存航空会社の競争力向上を可能とする環境整備と，国際航空物流の活性化を図るため，関空，中部等の拠点空港の貨物ハブ化に向け，従来の「第 5 の自由[22)]」の枠組みを超える抜本的な自由化を推進する

方針を明らかにしている。

4.5　シンガポール

1965年にマレーシアから独立したシンガポールは，人口450万人と自国発着需要に乏しいため，国家的なプロジェクトのもと，国際物流拠点を目指し1981年にチャンギ空港が完成，2002年にはMRT（鉄道）が乗り入れた。シンガポールへの観光客のうち，75%が空路によりシンガポールを訪れており，空港はシンガポールの観光においても重要なインフラであり，海外需要を呼びこむためにも整備された空港を持つことは重要である。旅客の約8割を外国人が占めるシンガポール航空と同様に，国内線がなく，国際線のみを運航する空港であることが特徴である。スカイトラックス社による「世界の空港ランキング2017」では5年連続1位を獲得している（表6参照）。

チャンギ空港の管理者はチャンギエアポートグループであり，旅客ターミナルビルおよび航空貨物センターを一括して管理している（表7参照）。2009年にシンガポール民間航空庁からグループ会社から独立し，シンガポール政府投資会社であるテマセク・ホールディングス社が100%出資している。

表7．チャンギ国際空港データ

空港名	シンガポール・チャンギ国際空港
運営主体	チャンギエアポートグループ
設立年	1981年7月1日（完成日）
滑走路	2本（4,000m）
運用時間	24時間
年間旅客者数	58,698,039人（2016年度）
年間発着数	360,490回（うち貨物便177,360回）（2016年度）
年間貨物取扱量	1,969,434トン（2016年度）
日本とのオープンスカイ締結合意日	2011年1月20日
ターミナル数	5（Terminal 1-4, JetQuay CIPターミナル）
アクセス	MRT（鉄道，市内から27分，片道訳210円），バス，タクシー
拠点エアライン	シンガポール航空，Scoot，シルクエア，タイガーエア，
非航空系施設（ターミナル付随施設，娯楽等）（*乗継旅客用）	映画館*，Koi Pond*, Butterfly Garden*, Orchid Garden*, Sunflower Garden*, Cactus Garden*, Water Lily Garden*, Kinetic Garden, The Slide（高さ12mの滑り台），無料ツアー*，プール*，児童用遊技場*

出所：チャンギ国際空港HPより筆者作成（2017年）

チャンギ国際空港は1981年に開港し，1990年に第2ターミナル，2008年に第3ターミナルが供用開始され，2012年には貨物集荷拠点としてFedExが「南太平洋地区ハブ」を開設，2017年6月には第4ターミナルが開業した。航空貨物センターは最も北側に立地しており，チャンギ空港は国家プロジェクトとして現空港を拡大する「Changi East」を公表している。大規模な第5ターミナルや工業団地の建設も計画されている。

開港時は6割を航空系収入が占めていたが，現在は非航空系収入が6割を占め，その収益により航空会社の減免措置を行っている。自国の航空会社を優遇することの多いハブ空港の中で，自国シンガポール航空を優遇せず，海外の航空会社も平等に扱うことで航空会社の誘致にも成功していることが特徴である[23)]。

乗継便旅客が多くを占めるため，スケジュール調整で乗継利便性を高めるのと同時に，乗継旅客へのサービスを徹底しており，出発・到着の利用者の区別なく，様々なサービスを24時間利

用できる。

国内のみならず，対外戦略として，近隣諸国における空港整備，航空路線網の整備による域内アクセス向上の他，人材育成プログラムなどのソフト面の提供も実施されている。

表 8.　仁川国際空港データ

空港名	仁川国際空港（Incheon International Airport）
運営主体	仁川国際空港公社
設立年	2001 年 3 月 29 日（開港日）
滑走路	3 本（4,000m，3,750m，3,750m）
運用時間	24 時間
年間旅客者数	49,281,210 人（2015 年）
年間発着数	305,446 回（2015 年）
年間貨物取扱量	2,595,677 トン（2015 年度）
日本とのオープンスカイ締結合意日	2010 年 12 月 22 日
ターミナル数	1　（2017 年 12 月第二ターミナル運用開始予定）
アクセス	空港鉄道 A'REX（ソウル駅まで 43 分），バス，タクシー
拠点エアライン	大韓航空，アシアナ航空，済州航空，ポーラーエアカーゴ
ターミナル付随施設，娯楽等（*乗継旅客用）	韓国文化博物館*，韓国伝統文化体験館*，ゲームセンター，ビリヤード場，ゴルフ場，トランジットツアー*

出所：仁川国際空港 HP より筆者作成（2017 年）

4.6　韓国

近年韓国では国家をあげて東アジアにおける国際物流ハブの構築に向けた取り組みを推進しており，仁川国際空港への集中投資が進められている。ソウル首都圏には，ソウル特別市に位置する金浦空港と，仁川広域市に位置する仁川空港と二つの空港が立地している。韓国の仁川国際空港は仁川国際空港公社，それ以外の空港は韓国空港公社が管理・運営している（表 8 参照）。

韓国の航空行政は国土交通部が担当しており，航空政策基本計画では，2015 年からの 5 年間で「グローバル航空大国の実現」を目標として掲げ，各種推進政策が計画されている。仁川空港については，ハブ競争力強化ための対策を推進し，金浦空港は，仁川空港のハブ競争力に支障を与えない範囲内で，新規需要の創出が可能となる国際線機能の拡大を推進する。

韓国における国内航空貨物は他交通機関との競争により減少傾向にあり，金浦空港と済州空港が主体となっている。また国際航空貨物は仁川国際空港が主体であり，取扱量には漸増傾向が見られ，仁川港と連携したシー・アンド・エアー輸送サービスが行われている。

韓国系 LCC はこれまで収益性の高い航空旅客をメインに運航してきたが，近年航空貨物も積極的に取り扱っていることから，今後韓国の貨物市場の大きな変化が期待されており，今後も積極的な空港政策でアジアを牽引していくと予想される。

4.7　中国

中国では 1949 年の新中国発足以来，中国民用航空局（CAAC）が航空業界の経営，監督を独占してきたが，1987 年の航空行政改革により，経営と監督業務が分離され，航空企業と空港の経営も分離された。経営業務は中国国際航空，中国南方航空，中国東方航空グループの 3 社に分割され，市場による競争原理が導入された。2002 年から 2004 年に航空企業を三大キャリア集団と中国民航情報集団公司，中国航空油料集団公司，中国航空器材輸出入集団公司の 6 集団公司に

再編すると共に，空港の管理権限が中央政府から地方政府に委譲された。

現在，中国の定期航空に供されている空港数は香港・マカオを含め，210 である[24]。所得水準向上を背景に，2016～20 年における中国航空旅客輸送量は年平均 10％の成長が見込まれており，中国政府は国内空港数を現行から 2020 年までに 260 空港に拡大する予定である[25]。Wong et al.（2016）の実証研究では，アジア 13 空港の航空貨物で最も潜在的な成長が見込まれるのは中国市場であり，上海浦東が旅客便，香港国際が旅客便・貨物便で国内・国際ともに競争力が高いという結果を示した。

中国民用航空局[26] の民間航空の発展に関する第 13 次民間航空の 5 カ年計画では，2016～20 年に進める新空港の建設計画に関して，北京空港など 30 空港の建設工事継続，成都新空港など 44 カ所の新設，広州，上海浦東，上海虹橋，深圳，成都，昆明，重慶など既存空港 139 カ所の拡張，厦門，青島，大連などの空港の移転が計画されている。また成都，昆明，深圳，重慶，西安，ウルムチ，ハルビンは国際的ハブ機能を整備する。2020 年にこの整備が完成すると，全国の県レベル行政区の 80％が 100 キロ圏に空港を有することとなり，カバーされている地域の人口は総人口の 82％，地域総生産は全 GDP の 96％を占めることになる[27]。

民用航空局は 2014 年 LCC の参入を促す方針を示した。2005 年に民営企業初の春秋航空株式有限公司が設立され，2015 年までに 6 社に増加，これにより，市場は寡占状態を脱し，大競争時代に突入すると予想されている[28]。航空貨物輸送に関しては，中国の取引量は世界第 2 位であり，今後の航空輸送発展の中心になることが予想されるが，輸送を支える行政体制，企業システムの市場化の遅れやパイロット等人材育成の遅れが航空の発展を制約し，一層の自由化に向かう世界的趨勢の障害となる可能性が高い。

5．まとめ

本稿では東アジア地域の空港政策と運営に焦点を置き，最新のデータと事例を整理した。周辺地域の空港から得るべき教訓は多く，中国以外では国家戦略として空港の整備を行っており，グローバル・アライアンスに呼応した空港連携体制も整備されつつあるが，日本では長期的視野に立った戦略の欠如により，国際拠点空港の整備が諸外国よりも遅れている。紙面の制約上，少数の事例のみを取り上げたが，既存空港の活用による国際・国内航空ネットワークの強化，民間の活力を利用した空港経営，各空港会社の戦略的工夫とサービスの品質向上への取り組みが競争力向上に貢献すると同時に，今後も慎重な議論が必要である。

＊本研究の一部は JSPS 科研費 JP26360087 の助成を受けたものである。

注

1）国土交通省（2017）「インフラシステム海外展開行動計画 2017」資料
2）国土交通省航空局（2013）
3）三浦有史（2015）「中国の国有企業はどこに向かうのか ── 成長の持続性を左右する改革の暫定評価」環太平洋ビジネス情報　RRIM　2015, Vol. No. 58, p. 47。
4）小島克己（2015）「国内交通のインバウンド対応と諸課題 ── インバウンド 2,000 万人時代に向けて」,『ていくおふ　株式会社 ANA 総合研究所』, No. 137, p. 7。
5）OECD 編（2000),『国際区航空輸送政策の将来　グローバルな変化に対応して』, 日本経済評論社, p. 89。
6）栗原（2016), p. 4。
7）航空系料金と非航空系事業を合わせて規制する方法。
8）航空系料金を規制し, 非航空系事業は規制の対象外とする規制方法。
9）Chrles River Associate（2013）, “Two sided market analysis in the context of the CAA’s market power analysis-report for the CAA”.
10）エアラインの三大グローバル・アライアンスは Star Alliance（1997 年設立), One World（1999 年設立), Sky Team（2000 年設立）を指す。
11）ANA グループが推進する社員の自発的提案活動「エアシティウェディング セントレア × ANA 空の上での結婚式」として, 1 度目は 2013 年, 2 度目は 2017 年に実施され, 各種報道機関を通して広く報道された。
12）伊丹空港資料（2012)「伊丹空港の事業価値向上に関する研究」
13）各航空会社, 空港会社はスカイトラックス社からの高評価を目標として掲げ, サービス向上に努めている。ANA は 2011 年度,「5 つ星の獲得」をグループ全体の経営目標の一つとして掲げ, 2013 年, サービス全体で一貫した高いレベルが評価され, 5 つ星に認定された。
14）加盟国はインドネシア, シンガポール, タイ, フィリピン, マレーシア, ブルネイ, ベトナム, ミャンマー, ラオス, カンボジアの 10ヶ国。
15）塩見・小熊（2016), p. 78。
16）1944 年のシカゴ条約で成立した国際航空運送協定の第 1 条の規定では, 商業航空権を 5 つに分類, 定義した。第 3 の自由：自国領域内で積込んだ貨客を相手国の領域内で取りおろす自由。
17）第 4 の自由 : 自国の領域に向かう貨客を相手国の領域内で積込む自由。
18）塩見・小熊（2016), p. 90。
19）花岡（2010), pp. 40–48。
20）国土交通省航空局資料（2017)「空港を取り巻く環境」
21）国土交通省航空局資料（2017)「オープンスカイ交渉の進捗について」
22）第 5 の自由（以遠権）：外国で旅客または貨物の搭乗載を行い, さらに第 3 国への輸送する運輸権
23）中東では空港使用料に関し, 政府と空港, 航空会社が三位一体となって協力体制を推進しており, 中東航空 3 社（エミレーツ, カタール, エティハド）は安価な空港使用料, 及び空港のグランドハンドリング業務などで有利な条件を得ている。また燃料に関しては, 政府から航空機ジェット燃料を無償で, または補助金付きで調達できる等, 有利な条件を付与されている。
24）国土交通省航空局資料（2017)「空港を取り巻く環境」
25）大和証券（2017)「新時代に突入する中国・香港株式市場」
26）中国民用航空局は中華人民共和国国務院交通運輸部が管理する国家局の一つで, 民間航空行政を管轄する機構。1988 年に行政機能と航空会社経営機能を分割, 航空会社は民営化された。略称で中国民航, CAAC という場合は, 航空会社としての経営機構を, 民航局という場合は,

国内の航空会社を統括する行政機構を意味する場合が多い。

27）池上（2017），p. 84。

28）三浦（2015），p. 47。

参考文献

・赤井伸郎『交通インフラとガバナンスの経済学 ── 空港・港湾・地方有料道路の財政分析』，有斐閣，2010。

・池上寛編『アジアの空港と航空物流』調査研究報告書，アジア経済研究所，2015。

・井上岳・小野正博「国際トランジットの実態に関する資料集」，国土技術政策総合研究所資料，2014，No. 785。

・東京大学航空イノベーション研究会・鈴木真二・岡野まさ子『現代航空論：技術から産業・政策まで』，東京大学出版会，2012。

・上村敏之「空港整備事業の問題点と空港政策のあり方 ── 空港整備事業特別会計の財政分析を中心に」，『経済論集』（東洋大学），第 27 巻第 1・2 合併号，2002，pp. 41-63。

・上村敏之「空港整備・運営の課題」『IATSS review』，国際交通安全学会，33（1），2008，pp. 42-49。

・OECD 編，丸茂新・中村徹・吉井秀和（訳），『国際区航空輸送政策の将来　グローバルな変化に対応して』，日本経済評論社，2000。

・加藤一誠「地方空港における国際化の進展と空港制度改革の課題」『運輸と経済』，70（6），2010，pp. 32-39。

・加藤一誠・引頭雄一・山内芳樹（編著）一般財団法人　関西空港調査会監修『空港経営と地域航空・空港政策のフロンティア』，成山堂書店，2014。

・北村倫夫，柴田亜里沙，津川佳子，張静，池田昌彦「観光消費・メディア空間としての空港旅客ターミナルのサービス水準向上戦略：新千歳空港国際線旅客ターミナル整備への提言」，『国際広報メディア・観光学ジャーナル』，No. 8，2009，pp. 67-88。

・栗原剛・岡本直久「インバウンド政策と関連する航空政策の展開過程に関する国際比較分析」，『土木計画学研究・講演集』，39 巻，2009，pp. 339-342。

・栗原誉志夫「空港サービス産業の世界動向」，三井物産戦略研究所，2016，p. 4。

・小島克己（2015）「国内交通のインバウンド対応と諸課題 ── インバウンド 2,000 万人時代に向けて」，『ていくおふ　株式会社 ANA 総合研究所』，No. 137，p. 7。

・榊原胖夫・加藤一誠（1997）「空港間競争とエアライン・ハブの決定」『運輸と経済』57 巻，第 9 号，1997，pp. 59-66.

・高橋望・横見宗樹『エアライン／エアポートビジネス入門 ── 観光交流時代のダイナミズムと戦略』，法律文化社，2011。

・田邊勝巳「空港の民営化と規制のあり方」，『運輸政策研究』，Vo. 14, No. 3，2011，pp. 33-34。

・花岡伸也「アジアにおける航空自由化の進展とローコストキャリアの展開」『運輸と経済』財団法人運輸調査局，第 70 巻第 6 号，2010，pp. 40-48。

・花岡伸也「北東アジアのトランジット空港選択の実態とその要因」，『運輸政策研究』，Vol. 19 No. 4，2017，pp. 25-31.

・Page. S, J. 著，木谷直俊・図師雅脩・松下正弘（訳），『交通と観光の経済学』，日本経済評論社，2001。

・堀雅通「航空市場の構造変化と空港経営：LCC の台頭と空港政策の転換」，『観光学研究』，第 11 号，2012，pp91-102。

・三浦有史「中国の国有企業はどこに向かうのか ── 成長の持続性を左右する改革の暫定評価」，

『環太平洋ビジネス情報 RRIM』，Vol. No. 58，2015，p. 47。
・屋井鉄雄・高田和幸・岡本直久「東アジア圏の航空ネットワークの進展とその効果に関する研究」，土木学会論文集，No. 597／Ⅳ-40，1998，pp. 71-85。
・Czerny, A. L., Z. Shi, and A. Zhang, “Single-Till versus dual-till”, *Journal of Regulatory Economics*, 30, 2006, pp. 85-97.
・Forsyth P., Niemeier H. M., Wolf. H., “Airport alliances and mergers-Structural change in the airport industry?”, *Journal of Air Transport Management*, Vol. 17, No. 1, 2011, pp. 49-56.
・Wong Jinn-Tsai., Chung Yi-Shih., Hsu Pi-Yuan., “Cargo market competition among Asia Pacific’s major airports”, *Journal of Air Transport Management*, Volume 56, Part B, 2016, pp. 91-98.

ロマン諸語における語の有縁性と比喩表現について
── ロマン諸語（フランス語，イタリア語，ルーマニア語，スペイン語，ポルトガル語）と日本語の故事・諺・成句に見られる月名・曜日名による比喩表現を中心として ──

小　倉　博　史

〈Résumé〉

En japonais, les noms de mois, entrant dans la catégorie de vocables secondaires abrégés en numéros, expriment avant tout des événements. Par exemple, ils évoquent souvent des produits agricoles ou de la nourriture.

Dans les langues romanes, excepté en roumain, les expressions utilisant les noms de jours font essentiellement référence aux fêtes ecclésiastiques de la religion chrétienne. En français, les faire lundi, faire la Saint lundi, sont issues de faire le landy des savetiers, Elles impliquent une coutume de corporation. En espagnol, hacer San Lunes sigifie « ne pas travailler le lundi ». En japonais, il n'existe aucune expression construite autour des noms de jours. De même, en français, faire un poisson d'avril à quelqu'un, attesté par l'Académie en 1718, suivi par le calque italien fare un pesce d'aprile se rapportent au « 1er avril ».

En français, également, la célèbre journée du 20 juin, les Trois Glorieuses de 1830, les incidents de juin 1848, le Qutorze Juillet 1789, la Monarchie de Juillet, ont un rapport historique, politique et linguistique avec les mouvemets révolutionnaires qui ont secoué la France.

1-1. mois・月

月	種類	表現	意味	転義
mois	隠喩 懐が寒い	avoir des fins de mois difficiles	（難しい月末をもっている→）（給料日前で）月末は懐が寒い，やりくりが苦しい	青春，若い盛，発展期，変革期，芳紀
（ital.） mése	諺	Tutti i mesi non son di trentuno	（1ヵ月がすべて31日とは限らない→）なんでもうまくゆくとは限らない	1ヵ月，月給，月謝，月経
（roum.） lúna				

（esp.）mes				1ヵ月，月給，月経
（port.）mês				1ヵ月，月給，月経

1-2. janvier・1月＜ヌマ暦[1] Januarius[2]（前153年）

月名	種類	表現	意味	転義
janvier	隠喩 一年中	du 1er janvier à la Saint-Sylvestre R S[3]	（元日から大晦日まで→）一年中	
（ital.）gennàio	諺			
（roum.）ianuá-rie				
（esp.）enero	諺	Pollo de enero , cada pluma vale un dinero	（1月の鶏は一羽値千金→）鳥肉は1月がいちばんうまい	
（port.）janeiro				（複数）年齢

［俗信］

1月15日には女は洗髪をしない

1月16日と7月16日には働くな：両日とも地獄の釜も蓋を開けて休み，薮入りの日に当たる

1-3. febrarius[4] ＞ février・2月

月名	種類	表現	意味	転義
février	史実	les journées de février 1848 R S	（フランスの2月革命の3日間：民衆の蜂起からルイ・フィリップ退位までの3日間（2月22～24日）	
		la révolution de février 1917 S	（ロシアの）2月革命	

		la journée du 6 février 1934	（1934 年 2 月 6 日事件：スタヴィンスキー事件を契機に，共和制打倒をめざす右派が引き起こした騒擾事件	
（ital.）febbràio				
（roum.）februá-rie				
（esp.）febrero				
（port.）feve-reiro				

［史実］

二・二六事件[5]：1936 年 2 月 26 日の陸軍皇道派青年将校のクーデター事件。

［贅沢な食物］

二月の瓜：季節より早い瓜。転じて季節はずれの珍しい物。

［時の流れ］

二月は逃げて去る：正月が終わりほっと一息入れると，いつのまにか二月も末になっている。二月は実際に日数も少なく，早く過ぎるように感じられることを「二月」の「に」と「逃げる」の「二」をかけていう。

1-4. mars・3 月＜ロムルス暦[6] Martius[7]

月名	種類	表現	意味	転義
mars	隠喩 必ずやって来る	arriver comme mars en carême R S	（四旬節に 3 月が巡ってくるように）必ずやって来る	
（ital.）marzo	隠喩 天候不順	marzo pazzerello［pazzo］	（狂気じみた 3 月→）天候の不順を言う	
（roum.）mártie	隠喩 変り者	E nazo di marzo.	（彼は月生まれだ→）彼は変り者だ	

（esp.）marzo	諺	Marzo ventoso y abril lluvioso sacan a mayo florido y hermoso	3 月の風と 4 月の雨が花咲く美しい 5 月をもたらす	
（port.）março				

［曇り］

三月の花曇り：桜の咲く頃曇り日が多いのをいう。

［米の価格］

三月の月食は米の価高し：三月に月食がある年は米が不作であるの意。

［麦の出来］

三月の降り麦：三月に雨が降ると麦の出来が良いことをいう。

［時の流れ］

三月は提げて往ぬ：正月，二月もあっという間に終わり，三月もあっという間に終わってしまう。

1-5. avril・4 月＜ロムルス暦 Aprilis[8)]

月名	種類	表現	意味	転義
avril	諺	En avril ne te découvre pas d'un fil ; en mai, fais ce qu'il te plaît. R S	（4 月には糸一本脱ぐな，5 月になったら好きにせよ→）4 月には寒くなることもあるから急に薄着をせず，5 月になったら衣替えせよ。	春，青春
	隠喩 人を担ぐ	faire［donner］un poisson d'avril à qn.[9)] S	エープリルフールに人をかつぐ	
（ital.）aprile	隠喩 いたずら	fare un pesce d'aprile a qlcu.	人に 4 月ばかのいたずらをする	青春
	諺	Aprile, non ti scoprire.	（4 月にむき出しにしてはいけない→）4 月のうちは薄着になるには早すぎる	
（roum.）apríli				

（esp.）abril	隠喩 めかし込む	estar hecho un abril	（4 月が作られる→）めかし込んでいる，派手な服装をしている	青春
（port.）abril	隠喩 四月ばか	primeiro de abril	（4 月 1 日→）エイプリルフール	青春

［凶作］

四月に虹を見れば五穀の価高し：四月の虹は凶作の前兆という。

四月に雪降れば百姓やめて奉公せよ：四月に雪が降るのは凶作の前兆であることをいう。

1-6. mai・5 月＜ロムルス暦 Maius[10)]

月名	種類	表現	意味	転義
mai	隠喩 風習	muguet du premier mai R	（5 月 1 日のスズラン→）愛する人に贈る習慣がある	
	諺	En avril, ne te découvre pas d'un fil ; en mai, fait ce qu'il te plaît. R S	（4 月には糸 1 本脱ぐな，5 月になったら好きにせよ→）4 月には寒くなることもあるから急に薄着せず，5 月になったら衣替えせよ。	
（ital.）màggio	隠喩 無駄に過ごす	aspettare che venga màggio	（5 月が来るまで待つ，良い季節を待つ→）無駄に過ごす	
（roum.）mai				
（esp.）mayo	諺	Hasta el cuarenta de mayo no te quites el sayo.	（5 月 40 日までは上っ張りを脱ぐな→）5 月が過ぎるまでは薄着をするな	5 月柱：祭りの時に花・リボンなどで飾りつけ，その周りで踊る，枝飾り：男が恋人の戸口に置く
		Cuando marzo mayea, mayo marcea	3 月に天気がよければ，5 月の天気は悪くなることが多い	
（port.）maio				花の季節

［史実］

五・一五事件[11)]：1932 年 5 月 15 日，軍事政権樹立を目指して海軍青年将校らが起こしたクーデター。

［俗説］

五月五日雨降れば来年豊熟の兆し：天候に関する俗説。

［不作］

五月虹を見れば麦の価が高い：五月に虹が発生すれば，その年の麦は不作で値が上がる。

［鯛の味］

五月の腐れ鯛：五月の鯛の味が良くないことをいう。

［不吉］

五月は嫁取りを忌む：五月の嫁取りは不吉であるという俗説。西洋でも Marry in May, repent always（五月に結婚すると死ぬまで後悔する）といわれる。

［無用］

五月坊主は犬も食わぬ：田植えの忙しい五月には，僧侶は何の役にも立たない無用の存在であるという意。

［美味］

五月蕨は嫁に食わせるな：五月の蕨は美味なものだからいう。

1-7. juin・6 月＜ロムルス暦＜ Junius[12)]

月名	種類	表現	意味	転義
juin	史実	la journée du 20 juin 1792	1792 年 6 月 20 日：パリ民衆がチュイルリー宮殿を襲った日	
		les journées de juin 1848 S	（1848年の）六月事件：国立作業場閉鎖に抗議した労働者の蜂起	
	夏至	solstice de juin R	（6 月の至点→）夏至	
（ital.）giugno	諺	La falce in giugno	（6 月には麦刈の鎌→）収穫の月	
（roum.）iúnie				
（esp.）junio				
（port.）junho				

1-8. juillet・7 月＜ロムルス暦 Quintilis「五番目の月」Julius[13)]

月名	種類	表現	意味	転義
juillet	史実	le Quatorze Juillet R S	7 月 14 日の革命記念日	
		la monarchie de Juillet R	七月王政（1830～48）	
		la révolution de jillet R S	七月革命（1830 年 7 月 27～29 日）	
（ital.）lùglio	隠喩 自慢する	farsi bello del sol di lùglio	（7 月の太陽の美しさを手に入れる→）つまらぬことを自慢する	
	隠喩 提供する	vendere il sol di lùglio	（7 月の太陽を売る→）誰にでも入手できるものを提供する	
（roum.）iúlie				
（esp.）julio				
（port.）julho				

1-9. août・8 月＜ロムルス暦 Sextilis「六番目の月」Augustus[14)]

月名	種類	表現	意味	転義
août	典礼暦	le Quinze Août R S	聖母の被昇天（assomption）	（穀物，特に麦の）収穫，刈り入れ
	史実	nuit du 4 août 1789 S	（封建的特権が廃止された）1789 年 8 月 4 日の夜	
		journée du 10 août 1792	（王権停止の宣言された）1792 年 8 月 10 日	
（ital.）agósto				
（roum.）áugust				
（esp.）agosto	隠喩 荒稼ぎ	hacer Su agosto	（自らの 8 月を作る→）ぼろもうけをする，荒稼ぎする	
（port.）agosto				

1-10. septembre・9 月＜ロムルス暦 September[15]「七番目の月」

月名	種類	表現	意味	転義
septem-bre	史実	les massacres de septembre R S	9 月の虐殺（1792 年 9 月 2〜6 日，パリの牢獄に群衆が乱入し，王党派などの投獄者が虐殺された）	
（ital.）settèm-bre				
（roum.）sepém-brie				
（esp.）septi-embre				
（port.）setem-bro				

1-11. octobre・10 月＜ロムルス暦 October「八番目の月」

月名	種類	表現	意味	転義
octobre	史実	journées des 5 et 6 octobre R	十月事件：1789 年 10 月 5，6 日（パリの民衆がヴェルサイユ宮殿へ行進し，国王一家をパリに連れ帰った）	
		révolution d'Octobre R	十月革命：ボルシェヴィキ政権が樹立された 1917 年のロシア革命	
（ital.）ottóbre				
（roum.）octóm-brie				
（esp.）octubre				
（port.）outubro				

1-12. novembre・11 月＜ロムルス暦 November「九番目の月」

月名	種類	表現	意味	転義
novem-bre				
(ital.) novèmbre				
(roum.) noiém-brie				
(esp.) noviem-bre				
(port.) novembro				

1-13. décembre・12 月＜ロムルス暦 December「十番目の月」

月名	種類	表現	意味	転義
décembre	史実	homme de décembre R	ナポレオン三世（1851年12月2日のクーデターで政権を取ったことから）	
(ital.) decèmbre				
(roum.) decém-brie				
(esp.) diciem-bre				
(port-) dezen-bro				

2-1. semaine・週

週	種類	表現	意味	転義
semaine	隠喩 その場限りの	à la petite semaine	（短い週で→）その場限りの，先の見通しのない	（曜日に関係なく）1週間，平日，（労働時間の単位としての）週，
	週単位で	travailler à la semaine	週いくらで働く	
	週番	être de semaine	（週に属している→）週番にあたっている（最初，軍隊で用いられた）	
	隠喩 土曜半休制度	la semaine anglaise	（英国式週→）（英国で始まった）土曜半［全］休制度	
	隠喩 金輪際	La semaine des quatre jeudis	（木曜日が4日ある週→）決して［金輪際］ない	
（ital.）settimana	週番	essere de settimana	（週に属している→）週番である	（足に小石をのせて地面の仕切りの中に入れる）かんけりの一種
（roum.）saptamâna	典礼暦	saptamâna patimilor	受難週（復活祭の前の一週間）	
（esp.）semana	隠喩 嫌だ	la semana que no tenga viernes	（金曜日のない週でも→）たとえ陽が西から昇っても［嫌だ］	
（port.）semana	隠喩 土曜半休	semana inglesa	（英国式週→）土曜日半休の勤務体制	土曜日以外の曜日，（特別な活動・出来事があった）期間，1週間続く仕事，1週間の間にすること

2-2. lundi・月曜日＜ Lunae dies（月の日）

曜日名	種類	表現	意味	転義
lundi	典礼暦	lundi saint	（聖月曜日→）謝肉祭最後の月曜日	
		lundi de Pâques	（復活祭の月曜日→）聖霊降臨祭翌日の月曜日	
	隠喩 月曜日 に休む	faire（le）lundi	月曜日に休む（=fêter la Saint-Lundi）	
（ital.） lunedi				
（roum.） lúni				
（esp.） lunes	隠喩 月曜日 に休む	hacer San Lunes	（前日の遊び疲れで）月曜日をずる休みする	
	隠喩 頻繁に	cada lunes y cada martes	（毎月曜日と毎火曜日→）毎日，頻繁に	
	隠喩 ふさぎ込む	tener lunes	（月曜日を持つ→）ふさぎ込んでいる	
（port.） segunda feira				

2-3. mardi・火曜日 Martis dies（火星の日）

曜日名	種類	表現	意味	転義
mardi	典礼暦	mardi gras[16]	謝肉祭の火曜日：灰の水曜日の前日で謝肉祭の最終日	
	隠喩 からかい	Ce n'est pas mardi gras aujourd'hui.	（珍奇な服装をしている人をからかって）今日はカーニバルじゃないよ	
（ital.）martedi				
（roum.）márti				
（esp.）martes	諺	El martes, ni te cases ni te embarques.	（演技の悪い火曜日には）結婚するな，船にも乗るな	
（port.）terça-feira	典礼暦	terça･feira gorda	カーニバルの最終日	

2-4. mercredi・水曜＜ Mercurii dies（水星の日）

曜日名	種類	表現	意味	転義
mercredi	典礼暦	mercredi de Cendres[17]	（灰の水曜日→）四旬節[18]の大日で信者の顔に灰をかけるカトリックの習慣がある。	
（ital.）mercole-di				
（roum.）miércuri				
（esp.）miérco-les				（間投詞的に）まさか
（port.）quarta･feira				

2-5. jeudi・木曜日＜ Jovis dies（木星の日）

月名	種類	表現	意味	転義
jeudi	隠喩 決して ～ない	La semaine des jeudis	（木曜日が4日ある週→）決して［金輪際］…ない	
（ital.） giovedi	典礼暦	giovedi grasso	四旬節前の最後の木曜日	
		giovedi santo	聖木曜日（復活祭前週の木曜日）	
	隠喩 変わっている	A quell'uomo manca qualche giovedi	（木曜日のない人に→）あの人は一風変わっている	
（roum.） jói				
（esp.） jueves	隠喩 簡単なこと	No es cosa［nada］del olro jueves	（別の木曜日のことだ→）ことだ，大騒ぎするほどのことではない	
	隠喩 馬鹿の一つ覚え	Parece que lo has aprendido en jueves	（それは木曜日に学んだことのようだ→）馬鹿の一つ覚えみたいじゃないか	
（port.） quinta feira				

2-6. vendredi・金曜日＜ Veneris dies（金星の日）

曜日名	種類	表現	意味	転義
vendredi	諺	Tel qui rit vendredi dimanche pleurera	（金曜日に笑う者は日曜日に泣くだろう→）盛者必衰	
	隠喩 ひどい天気	un temps de vendredi saint	（聖金曜日の天気→）ひどい天気	

（ital.）venerdi	キリスト教	venerdi santo	（聖金曜日→）（復活祭前の金曜日でキリストの受難，死去を記念する日）	
		osservare il venerdi	（金曜日を見守る→）キリスト教会のおきてに従って金曜日に精進する	
	諺	Gli manca qualche venerdi	（どんな金曜日も不足している人→）彼はだいぶ変わっている	
（roum.）víneri				
（esp.）viernes	隠喩 憂鬱	cara de viernes	（金曜日の顔→）うっとうしい顔，憂鬱な顔つき	
	隠喩 肉抜きの食事	comer de viernes	（金曜日の食事をする→）肉抜きの食事をする［カト］小斎日を守る	
	隠喩 くどい	haber aprendido en viernes	（金曜日に習った→）（何か）を何度も［くどくど］言う	
（port.）sexta・feira				

2-7. samedi・土曜日＜ lat.vulg.*sambati dies ＜ lat.cla. sabbatum（ユダヤ教の）安息日

曜日名	種類	表現	意味	転義
samedi	隠喩 怠け者	être né un samedi	（土曜日生まれである→）怠け者である	
（ital.）sàbato	諺	Non c'è sabato senza sole, non c'è donna senza amore（=Dio non paga il sabato）	（太陽のない土曜日はない，愛のない女はいない，神は土曜日を償わない→）神の裁きはいつかはやってくる	
（roum.）sâmbata	隠喩 恨みを抱く	a purta cuiva sâmbetele	（土曜日を抱く人→）恨みを抱く	
	隠喩 なくなる	a se duce pe apa simbetei	（土曜日に水を引く→）なくなる，消えてしまう	

（esp.）sábado	隠喩 大掃除	hacer sábado	（土曜日にする→）週に一度の大掃除をする	
	諺	Ni sábado sis sol, ni moza sin amor.	晴れていない土曜日なんて恋を知らない乙女みたいだ	
	隠喩 土曜日が半休	tener sábado inglés	（英国式の土曜日を持つ→）土曜日が半休である	
（port.）sábado	典礼暦	Sábado gordo	（謝肉祭の土曜日→）カーニバルの日曜日の直前の土曜日	
		Sabado santo	（聖土曜日→）聖週間の土曜日	

2-8. dimanche・日曜日＜ Solis dies「太陽の日」dies ＋ dominicus（キリスト教の主の日）

曜日名	種類	表現	意味	転義
dimanche	隠喩 未熟な	chauffeur du dimanche	（サンデードライバー→）運転の未熟なドライバー	
		peintre du dimanche	（日曜日の画家→）アマチュアの画家，日曜画家	
	隠喩 よそ行き	habits［vêtements］du dimanche	（日曜日の服→）晴れ着	
		se mettre［s'habiller］en dimanche	（日曜日に着る→）盛装をする，よそ行きを着る	
	諺	Tel qui rit vendredi, dimanche pleurera.	（金曜日に笑うものは日曜日に泣くだろう→）盛者必衰	
		Ce n'est pas tous les jours dimanches	（毎日が日曜日というわけにはいかない→）人生は楽しいことばかりではない	

（ital.）doménica	隠喩 よそ行き	mettersi abiti della doménica	（日曜日に着る→）（礼拝などに行くため）晴れ着を着る，盛装をする	
	隠喩 間が抜けている	essere nato in doménica	（日曜日生まれである→）おめでたい，間が抜けている	
	諺	Chi ride il venerdi piange la domética.	（金曜日に笑う者は日曜日に泣く→）喜びは長続きしない	
（roum.）dumínica	隠喩 よそ行き	se îmbraca de dumínica	（日曜日に着る→）晴れ着を着る，外出用の服を着る	
（esp.）domingo	隠喩 休む	hacer domingo	（日曜日を作る→）（平日に）休む	
	隠喩 晴れ着	traje de los domingos	（日曜日の服装→）晴れ着	
（port.）domingo		domingar	晴れ着を着る	

3．おわりに

月名による比喩表現では，ロマン諸語では，月名は一語であるので，事件の起こった日付を，ありのままの表現で表すが，一方，日本語では数詞に二次的用語「月」が必要であるので，月・日を略し，数詞のみで表す。他には農産物の収穫時期に関する表現である。曜日名よる表現では，フランス語では，日曜日のドライバーから運転の未熟なドライバー，日曜日の画家からアマチュアの画家などのように未熟さを表し，ロマン諸語で日曜日の衣服，日曜日に着るから晴れ着を着るの意。他にロマン諸語（ルーマニア語を除く）では，主としてキリスト教の典礼暦による表現で，日本語には曜日名による表現はない。

注

1）前 710 年頃（?），ローマの第 2 代の王ヌマ・ポンピリウス Numa Pompilius（前 715-673）が冬の期間に 2 ヵ月を加えて，1 年を 12 ヵ月に定めたという。
2）古いローマの守護神 Janus 神に由来する。ヤヌスは太陽の運行の神，あるいは扉（janua）を意味し，ものの初めと終わりの神とみなされていた。
3）R は「ロワイヤル仏和中辞典」（旺文社）から，S は「新スタンダード仏和辞典」（大修館書店）からの引用。
4）贖いの祝日 februa に由来する。
5）昭和 10 年（1935 年 7 月には，警視総監をしていた皇道派の中心人物真鍋甚三郎が統制派のた

め辞めさせられるという事件が起こり，これに怒った皇道派の相沢三郎中佐が統制派の永田軍務局長を斬り殺すという事件にまで至り，両派の対立は頂点に達する。血で血を洗うという情況になり，そして，どちらかといえば追い詰められた皇道派の青年将校たちが，その追い詰められた情況を一挙に挽回しようとして行なったのが 1936 年（昭和 11 年）2 月 26 日の 2・26 事件であった。筒井清忠著：「二・二六事件とその時代」，ちくま学芸文庫，p. 129

6）紀元前 8 世紀（前 753 年）ころ，ローマの建国者ロムルス Romulus にちなんでつけられた最初の暦が誕生する。

7）ローマの軍神 Mars に由来する。

8）aperio「開ける，覆いを取る」に由来する。

9）「春の初めの 3 月下旬は魚の産卵期にあたるという理由で漁が禁止されていた頃のこと，ある男が，法律が改正されたからと担がれて，生魚を買いに市場に行かされた。その背中には魚の形の紙が張り付けられていて，みんなこの男を笑い者にした。こうして「4 月の魚」が「ばか」を意味するようになったというのだが，もちろん真偽のほどはさだかではない，（中略）ヨーロッパではその昔，春分の祭をもって新年としていたが，16 世紀なかばのフランスで今の 1 月 1 日が新年とあらためられた。これを喜ばない人々が，昔ながらの正月のパロデイを 4 月 1 日におこなったという。」21 世紀研究会編：「食の世界地図」，p. 274

10）Mercurius 神の母 Maia に由来する。

11）昭和 7 年（1932 年）5 月 15 日の夕刻，首相官邸で家族と共に食事をしていた犬養毅首相が襲われ暗殺された。いわゆる「五・一五事件」である。ここに大正デモクラシーは終焉を迎え，日本の軍事国化に拍車がかかったとされている。（長山晴生著：「テロとユートピア五・一五事件と橘孝三郎」，新潮選書，p. 9

12）Saturnus の娘で，大神 Jupiter の妃である女神 Juno に由来する。

13）前 44 年以降，Julius に改名された。Julius Caesar に由来する。

14）後 8 年以降，Augustus に改名された。Octavius Caesar が皇帝となった後の彼の副名に由来する。

15）古代ローマ暦では年始は 3 月であったことから 7 番目の月は 9 月ということになる。つまり現在の暦とは 2 ヵ月ずれている。以降 10 月，11 月，12 月も同様である。

16）「肥沃な火曜日」，「肉食い火曜日」，つまり受難節に入る前にたらふく肉を食べておく日。

17）聖書では灰はしばしば「悔い改め」や「清め」のシンボルとして登場する。旧約聖書ヨブ記小節の「ヨブは灰の中に座り…」と記されている箇所，あるいは他の箇所を見ると「シオンの中の悲しむ者に喜びを与え，灰に代えて冠を」ここでは灰は悲しみの印である。その他，新約聖書ではマタイによる福音書 11 章 21 節に「あなた方は祖布をまとい，灰をかぶって悔い改めたであろう」という表現があり，ここでは灰は悲しみというよりは悔い改め，罪の告白という意味と理解される。このように灰の火曜日は「告解火曜日，懺悔の火曜日」でもある。灰の水曜日に教会では，回心の印として頭か顔に灰をかける「灰の式」という典礼がある。（今橋朗：「よくわかるキリスト教の暦」pp. 45-46

18）「40 日の期間」の意で，復活祭前の準備期間のこと。40 という日数は，日曜日を含んで 46 日間，日曜日を別にすると 40 日間である。イエスが荒れ野で 40 日間断食したことに由来する。

参考文献

池上峯夫他編（2003）：「現代ポルトガル語辞典」，白水社
池田廉他編（1966）：「伊和中辞典」，小学館
桑名一博他編（1990）：「西和中辞典」，小学館
小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編（1998）：「小学館ロベール仏和大辞典」，小学館

尚学図書編（1982）:「故事・俗信ことわざ辞典」，白水社
鈴木信太郎他著（1987）:「新スタンダード仏和中辞典」，大修館書店
田辺貞之助編（1977）:「フランス故事ことわざ辞典」，白水社
田村毅他編（2005）:「ロワイヤル仏和中辞典」，旺文社
筒井清忠著（2009）:「二・二六事件とその時代」，ちくま学芸文庫
直野淳著（1984）:「ルーマニア語辞典」，大学書林
長山晴生著（2009）:「テロとユートピア」，新潮選書
21 世紀研究会編（2004）:「食の世界地図」，文藝春秋
A. Rey et S. Chantreau（1985）: « *Dictionnaire des expressions et locutions* », Paris, Robert

執筆者一覧

原　一　樹	本学准教授	観光学，哲学
早　瀬　明	本学教授	ドイツ哲学
石　丸　久美子	本学准教授	言語文化学
伊多波　宗　周	本学講師	哲学，社会思想
彌　永　史　郎	本学教授	ポルトガル語言語学
金　子　哲　太	本学講師	ドイツ語学，ドイツ語史
近　藤　直　樹	本学准教授	イタリア演劇，ナポリ文化史
國　友　万　裕	本学非常勤講師	アメリカ映画，ジェンダー
倉　田　誠	本学教授	応用言語学，英語学
劉　光　婷	本学講師	中国語修辞学，社会言語学
萬　谷　和歌子	本学講師	航空政策，交通工学
元　山　千　歳	本学教授	アメリカ文化，メディア研究
村　山　弘太郎	本学講師	歴史学，日本近世史
中　川　良　雄	本学教授	日本語教育，日本語教員養成
ベルンハルト・ノイベルガー	本学准教授	ドイツ語会話
小　倉　博　史	本学教授	ロマンス語学，意味論，語用論
岡　本　俊　裕	本学教授	中国語学
乙　政　潤	本学名誉教授	ドイツ言語学，ドイツ語教育学
竹下ルッジェリ・アンナ	本学准教授	宗教学，比較宗教，仏教学，禅学
坂　口　昌　子	本学准教授	日本語学，日本語教育
カリーナ・サルダーニャ	本学非常勤講師	ポルトガル語言語学
塩　原　佳　典	本学講師	教育学
菅　野　瑞治也	本学教授	ドイツ社会文化史

（アルファベット順）

機関誌執筆規程

（平成 9 年 10 月 25 日制定）

1．投稿資格者は，京都外国語大学，京都外国語短期大学の専任教員・専任職員及び国際言語平和研究所（以下「研究所」）の客員研究員，嘱託研究員とする。ただし，依頼原稿で機関誌編集委員会（以下「委員会」）が特に認めた場合は，この限りではない。

2．依頼原稿とは，次の場合をいう。

⑴　機関誌を特集号として編集，刊行する際，既に優れた実績を有する学外の研究者に，委員会が原稿の執筆を依頼した場合

⑵　本学の非常勤講師として勤務している，将来に優れた業績を期待し得る研究者に，委員会が所属長推薦を受けて原稿の執筆を依頼した場合

3．原則，『研究論叢』は語学，文学教育関連分野等の，『COSMICA』は地域研究の機関誌とする。

4．原稿は，未発表の学術論文又は学術資料に限る。なお，原稿の分類，配列は⑴論文⑵資料・翻訳⑶研究ノートとする。

5．原稿の採否は，すべて委員会が決定する。なお，原稿は採否にかかわらず原則として返却しない。

6．原稿は，本学機関誌原稿執筆要領に従って執筆された完全原稿でなければならない。ただし，専門分野によって縦組みを必要とする場合は，縦書き原稿とする。

7．原稿の掲載は，当該年度の投稿論文数，その他の事情により次号に繰り越す場合がある。その場合は，委員会は投稿者に連絡し協議するものとする。著しい長文及び特殊印刷の場合，委員会は，執筆者との協議を通じ，内容の変更を求めることができる。

8．原稿の編集著作権（翻案権）は本学に属し，著作を電子化して公開利用等に供することができる。

9．原稿の体裁の統一，活字の指定，記載順序の決定等は委員会において行う。

10. 校正は執筆者に依頼するが，期限内に返送しなければならない。

11. 執筆者には抜刷 20 部を進呈する。それ以上の部数を必要とする場合には，執筆者の自己負担とし，必要な部数を投稿締切日までに申し込まなければならない。

12. 原稿申し込み期限は 7 月 31 日，原稿提出期限は 9 月 30 日とする。ただし，『研究論叢』が年 2 回刊行される場合，2 回目の投稿申し込み期限は 1 月 31 日，原稿提出期限は 3 月 31 日とする。

13. 原稿の提出先，校正原稿の返送先は国際言語平和研究所とする。

14. この規程に定めるもののほか，必要な事項は委員会で決定する。

15. この規程の改廃は，委員会の議を経て，これを行う。

附　則

1．この規程は，平成 15 年 7 月 3 日から施行する。

2．本規程の施行により，機関誌投稿規程（昭和 34 年 4 月 1 日，平成 6 年 4 月 1 日）は廃止する。

附　則

この規程は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 15 年 7 月 3 日改正，平成 17 年 4 月 14 日改正，平成 22 年 2 月 25 日改正，平成 29 年 11 月 9 日改正）

『研究論叢』編集委員

福原　啓郎
舟杉　真一
東　自由里
金子　哲太
國司　航佑
宮口　貴彰
村井　正美
坂口　昌子
立岩　礼子　　委員長
上田　寿美
由井紀久子
朱　　一星

（アルファベット順）

京都外国語大学・京都外国語短期大学
研究論叢

学校法人　京都外国語大学
創 立 70 周 年 記 念 号

2017年　第 90 号

平成30年１月31日　印　刷
平成30年１月31日　発　行
（非売品）

編　　集　　京都外国語大学機関誌編集委員会
　　京都外国語短期大学機関誌編集委員会
発　　行　　京都外国語大学国際言語平和研究所
　　〒615-8558 京都市右京区西院笠目町 6

印　刷：㈱北斗プリント社

ACADEMIC BULLETIN

Vol. 90 2017

Articles

A critical analysis on D. MacCannell's "The Ethics of Sightseeing"
— from consideration on tourist site and tourist to the philosophy of Deleuze&Guattari —
. . . . . Kazuki HARA

Regards croisés entre deux cultures :
Construction discursive de l'*ethos* auctorial dans les ouvrages de deux femmes
écrivains française et japonaise . . . . . Kumiko ISHIMARU

Aristote et l'origine de la question dans la généalogie de la notion « justice commutative »
. . . . . Munechika ITABA

O gesto no processo de ensino e aprendizagem de Português Língua Estrangeira . . . . . Shiro IYANAGA
— A relação gesto-significado e expressão linguística: Karina SALDANHA
uma análise contrastiva entre o PE e o PB —

Zur semantischen Funktion des *haben*-Perfekts im Mittelhochdeutschen
— Seine doppelte Leistung im Satz — . . . . . Tetta KANEKO

La nuova canzone di Napoli del dopoguerra . . . . . Naoki KONDO

Discussions on Rhetorical Cognition of Visual Language Under the Theory of "Great Rhetoric"
. . . . . Guangting LIU

The American Agent in its Postmodern Era:
The West Displaced and Heroes Transferred . . . . . Chitoshi MOTOYAMA

Pedagogical Qualities and Abilities That Native and Not-native Speaker Teachers are Expected to Possess
— Statistical Data Gleaned From our Chinese Major Students and English Major Students —
. . . . . Yoshio NAKAGAWA
Toshihiro OKAMOTO
Makoto KURATA

The lesson to improve of Interactive communication skills . . . . . Masako SAKAGUCHI
Kotaro MURAYAMA

For the Foundation of the Moral Education Teaching Materials:
"Cooperation" between Schools, Families, and Local Community . . . . . Yoshinori SHIOHARA

Innenansichten der Duell-Kultur der deutschen Bürger im 19. Jahrhundert
. . . . . Michinari SUGANO

References / Translations

Hegels Verlassung Deutschlands Übersetzung und Kommentare
— Das Wesen der deutschen Verfassung und der Begriff des Staats — . . . . . Akira HAYASE

Die Krabben . . . . . Jun OTOMASA
Bernhard NEUBERGER

Traduzione italiana dell'*Oradegama* di Hakuin Zenji
— Lettera al *daimyō* Nabeshima — . . . . . Anna RUGGERI TAKESHITA

Research Notes

Male Bodies in the 1980s: The Battle between Wilderness and Civilization in *Top Gun* and *Revenge of the Nerds*
. . . . . Kazuhiro KUNITOMO

Airport policy and management in East Asia
. . . . . Wakako MANTANI

Sur le sens du vocabulaire des douze mois de l'année, des sept jours de la semaine dans les dictons,
proverbes et locutions dans la langue japonaise ou dans les langues romanes
(français, italien, roumain, espagnol et portugais) . . . . . Hiroshi OGURA

KYOTO UNIVERSITY OF FOREIGN STUDIES
KYOTO JUNIOR COLLEGE OF FOREIGN LANGUAGES
KYOTO JAPAN